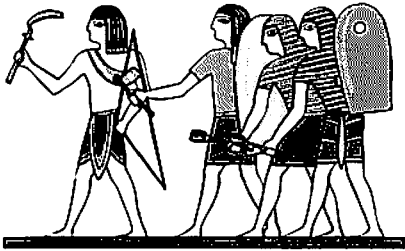


村山眞維・松村良之 編

紛争行動調査基本集計書



目 次

序 「法化社会における紛争処理と民事司法」について	1
第1章 行動調査の枠組みと調査方法	5
第1節 研究目的と調査デザイン	5
第2節 予備調査から本調査までの経緯	9
(1) 調査内容の決定と質問票の作成 (9)	
(2) 第一次予備調査 (10)	
(3) 第二次予備調査 (11)	
第3節 本調査の準備と実施状況	13
(1) 質問票の確定 (13)	
(2) 調査方法の確定 (14)	
(3) サンプルング (14)	
(4) 調査員説明会 (19)	
(5) 実査と報告検討会 (19)	
第4節 回収状況	20
(1) 回収率について (20)	
(2) 無回答バイアスについて (21)	
第2章 意識調査の枠組みと調査方法	33
第1節 調査の企画と意図	33
第2節 調査方法	34
第3節 モデル	34
第4節 調査票の構成	38
第5節 調査票 A-J バージョン作成の意義	42
第6節 マスター設問項目について	43
(1) 全般的説明 (43)	
(2) 心理尺度の利用 (44)	
(3) シナリオ実験 (45)	
第7節 調査票のレイアウト	66
第3章 行動調査結果	69

第1節 問題の経験	69
(1) 問題類型と問題経験 (69)	
(2) 問題経験者のプロフィール (75)	
第2節 最も重大な問題	81
(1) 全体の概要 (81)	
(2) 問題類型毎の内訳 (83)	
(3) 問題発生年 (88)	
(4) 金銭換算可能性 (88)	
(5) 金銭換算額 (92)	
(6) 問題の具体的内容 (94)	
(7) 問題における当事者の立場 (95)	
(8) 問題の相手方 (99)	
(9) 問題の主要な相手方 (100)	
第3節 情報収集行動	109
第4節 相手方との接触の有無および方法	112
(1) 接触の有無 (112)	
(2) 接触の方法 (112)	
(3) 弁護士利用 (113)	
(4) 裁判所利用 (114)	
第5節 状況的要因	114
第6節 第三者への相談とその評価	117
(1) 概要 (117)	
(2) 相談した第三者 (118)	
(3) 相談した第三者の順番 (118)	
(4) 相談機関の印象 (125)	
第7節 問題決着と主張の充足	147
(1) 決着がついたかどうか (147)	
(2) 決着がついた問題 (147)	
(3) 決着のついていない問題 (151)	
第8節 相手方からの裁判所手続の申立	154
(1) 裁判所手続の種類 (154)	
(2) 裁判所手続の種類と問題類型 (154)	
第9節 問題処理に使った費用	158
(1) 費用支出の有無 (158)	
(2) 問題類型毎に見た費用支出の有無 (158)	
(3) 使用した費用の額 (159)	
(4) 問題類型毎に見た費用の平均額 (160)	

第10節	紛争のピラミッドと問題処理過程の構造	160
第11節	フェースシート	167
	(1) 性別 (167) (2) 生年月 (168) (3) 家族員数 (169)	
	(4) 最終学歴 (170) (5) 従業上の地位 (173) (6) 職業内容 (174)	
	(7) 従業先の規模 (176) (8) 法律に関する勉強 (177)	
	(9) 法律に関わる仕事の経験 (178) (10) 法律関係者などの知己の有無 (178)	
	(11) 弁護士や裁判所の利用経験 (180) (12) 住居の形態 (180) (13) 居住年数 (180)	
	(14) 年取について (181)	
第4章	意識調査結果——度数分布と基本統計量	185
序	全体の方針	185
第1節	法知識・法関心	186
第2節	法規範に対する態度	186
	(1) 契約に対する態度 (187) (2) 法律一般に対する態度 (187)	
	(3) 権利に対する態度 (188) (4) 刑罰に対する態度 (189)	
第3節	法制度に対する態度	189
	(1) 裁判所に対する態度 (189) (2) 法律専門家に対する態度 (191)	
第4節	紛争経験・行動	192
第5節	一般的な社会的態度	192
第6節	マスメディアとの接触	193
第7節	デモグラフィック要因	194
第8節	一般的な社会規範の認知	194
	(1) 約束に対する態度 (194) (2) 道徳観 (195) (3) ソーシャルキャピタル (195)	
	(4) 帰属集団と紛争行動 (195)	

第9節	パーソナリティ	196
	(1) 集団主義 (196) (2) 権威主義 (196) (3) 自己効力感 (196) (4) 心理的負債感 (197)	
第10節	シナリオ実験	197
	(1) 不法行為 (子供のけんか) 小話 (197) (2) 契約 (中古車売買) 小話 (198) (3) 所有 (空き地) 小話 (199)	
付 録		
1	本調査関連文書と調査票	246
	(1) 調査依頼状 (246) (2) 調査方法の説明 (247) (3) 面接調査票 (249) (4) 留置調査票 (264)	
2	行動調査頻度票	272
3	仕事の分類のコード表	400
4	第一次予備調査：質問票と回答結果	401
5	第二次予備調査：調査票と回答結果	418

研究プロジェクト参加研究者（五十音順、刊行時）

・グループ分けについては、本文3頁参照

上石 圭一	(あげいし けいいち)	(新潟大学助教授)
阿部 昌樹	(あべ まさき)	(大阪市立大学教授)
飯田 高	(いいだ たかし)	(成蹊大学助教授)
太田 勝造	(おおた しょうぞう)	(東京大学教授)
尾形 隆彰	(おがた たかあき)	(千葉大学教授)
尾崎 一郎	(おざき いちろう)	(北海道大学教授)
垣内 秀介	(かきうち ひでゆき)	(東京大学助教授)
樫村 志郎	(かしむら しろう)	(神戸大学教授)
鹿又 伸夫	(かのまた のぶお)	(慶應義塾大学教授)
神長 百合子	(かみなが ゆりこ)	(専修大学教授)
河合 幹雄	(かわい みきお)	(横浜桐蔭大学教授)
木下 麻奈子	(きのした まなこ)	(同志社大学教授)
棚澤 能生	(くるみざわ よしき)	(早稲田大学教授)
小暮 厚之	(こくれ あつゆき)	(慶應義塾大学教授)
小林 知博	(こばやし ちひろ)	(青山学院女子短期大学専任講師)
佐藤 岩夫	(さとう いわお)	(東京大学教授)
杉野 勇	(すぎの いさむ)	(お茶の水女子大学専任講師)
高橋 裕	(たかはし ひろし)	(神戸大学助教授)
ダニエル・フット	(だにえる ふっと)	(東京大学教授)
仁木 恒夫	(にき つねお)	(大阪大学助教授)
長谷川 貴陽史	(はせがわ きよし)	(首都大学東京助教授)
馬場 健一	(ばば けんいち)	(神戸大学教授)
濱野 亮	(はまの りょう)	(立教大学教授)
藤田 政博	(ふじた まさひろ)	(政策研究大学院大学助教授)
武士俣 敦	(ふしまた あつし)	(福岡大学教授)
藤本 亮	(ふじもと あきら)	(静岡大学教授)
前田 智彦	(まえだ ともひこ)	(札幌大学助教授)
松村 良之	(まつむら よしゆき)	(千葉大学教授)
南方 暁	(みなみかた さとし)	(新潟大学教授)
村山 眞維	(むらやま まさゆき)	(明治大学教授)
森 大輔	(もり だいすけ)	(東京大学助手)
守屋 明	(もりや あきら)	(関西学院大学教授)
山田 裕子	(やまだ ひろこ)	(北海道大学学術研究員)
和田 安弘	(わだ やすひろ)	(大阪府立大学教授)
和田 仁孝	(わだ よしたか)	(早稲田大学教授)

序 「法化社会における紛争処理と民事司法」について

本書は、特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」の一部として行われた紛争行動調査の結果について、その基本集計データを報告するものである。

特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」は、現代日本社会において国民の生活に関わるいかなる法律問題がどのくらい発生しているのか、また、その法律問題を処理するために、国民はいかなる問題解決行動を取っているのかを、問題経験を出発点として、相手方への請求、さまざまな相談行動、さらには裁判所への提訴に至るまで、問題処理過程のすべてを対象として、全国調査により明らかにしようとする。その主な調査対象は問題経験の有無と問題処理行動であるが、同時に、国民の社会的価値意識や司法への信頼などを含め、法意識に関わる事柄も調査の対象としている。調査研究の対象を略図で示したものが図1である。

問題経験から訴訟に至る民事紛争過程において、最終的に訴訟に至る問題の数は、経験された問題のなかのほんの僅かにすぎない。したがって、紛争過程を1つのサーベイ調査でカバーしようとするれば、膨大な数のサンプルが必要とされる。このため、この研究プロジェクトでは、民事紛争過程を分割し、問題経験から紛争の発生までの段階に焦点を合わせる「紛争行動調査」、問題処理のための相談行動の段階に焦点を合わせる「法使用行動調査」、および、訴訟提起後の訴訟遂行行動の段階に焦点を合わせる「訴訟行動調査」の3つの全国調査を実施することにより、民事紛争過程の全体を把握することとした。¹⁾

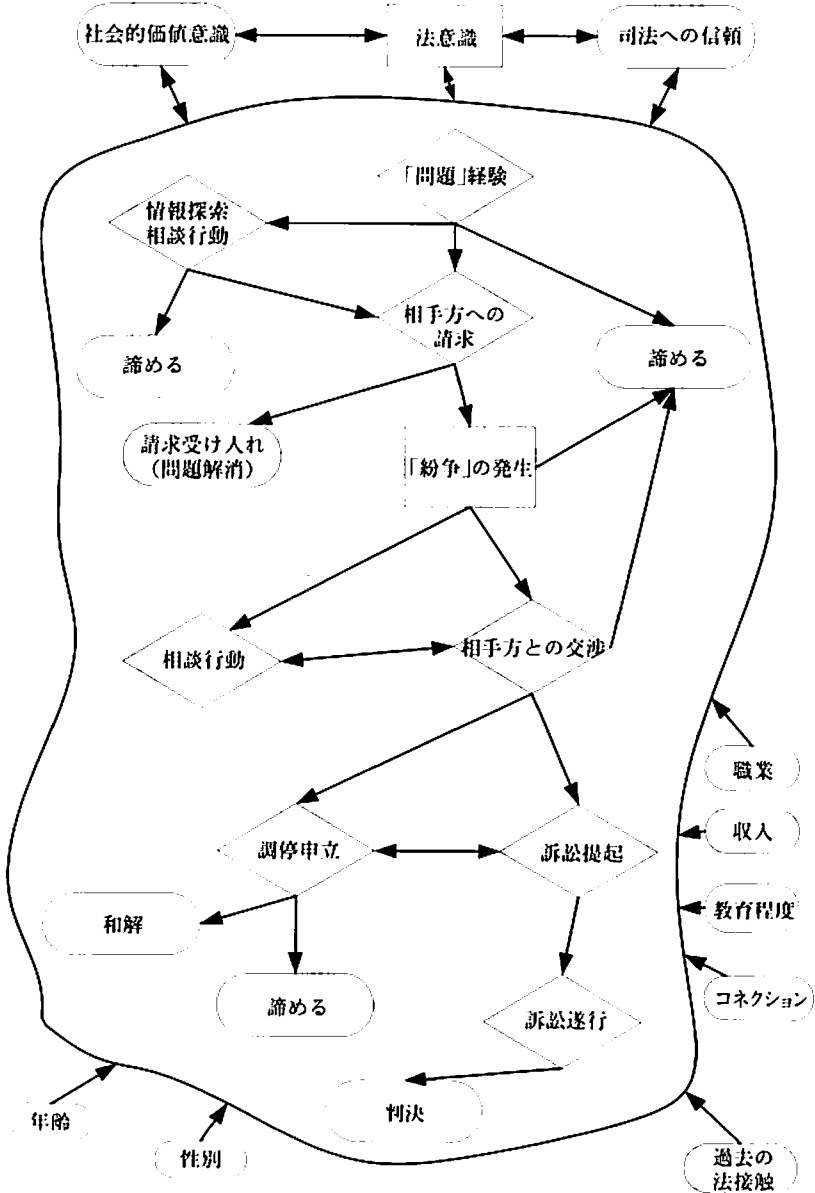
これらの全国調査を分担している研究者は以下のとおりである（※はグループ代表者、*は研究協力者を示す。所属は、2006年10月現在）。

紛争行動調査（A班）

現代日本人の法意識（A01）

2 序 「法化社会における紛争処理と民事司法」について

図-1 「法化社会における紛争処理と民事司法」の研究対象



木下麻奈子（同志社大学） * 小林知博（青山学院女子短期大学） 藤本亮（静岡大学） * 藤田政博（政策研究大学院大学） ※松村良之（北海道大学） * 山田裕子（北海道大学）

法の主題化過程（A02）

上石圭一（新潟大学） 尾崎一郎（北海道大学） 尾形隆彰（千葉大学）
* 小暮厚之（慶応義塾大学） 杉野勇（お茶の水女子大学） 濱野亮（立教大学） 南方暁（新潟大学） ※村山真維（明治大学）

法使用行動調査（B班）

行政・民間 ADR 機関による裁判外紛争処理サービス（B01）

阿部昌樹（大阪市立大学） ※櫻村志郎（神戸大学） 鹿又伸夫（慶応義塾大学） 糊澤能生（早稲田大学） 佐藤岩夫（東京大学） 高橋裕（神戸大学） 馬場健一（神戸大学）

法専門職のリーガルサービス（B02）

仁木恒夫（大阪大学） 武士僕敦（福岡大学） ※和田仁孝（早稲田大学）

訴訟行動調査（C班）

* 飯田高（成蹊大学） 太田勝造（東京大学） 垣内秀介（東京大学）
神長百合子（専修大学） 河合幹雄（横浜桐蔭大学） * 長谷川貴陽史（首都大学東京） * 藤田政博（政策研究大学院大学） ※ダニエル・フット（東京大学） * 前田智彦（札幌大学） * 森大輔（東京大学） 守屋明（関西学院大学） 和田安弘（大阪府立大学）

なお、本書において「行動調査」と呼んでいるものは、「紛争行動調査」のなかの問題経験とその後の問題処理行動についての調査を意味し、これは面接法によって実施された。また、「意識調査」と呼んでいるものは、「紛争

1) 第1章の注1)で挙げている外国の先行研究では、法使用行動にあたる段階の行動を特に独立の調査の対象とはしていない。これは、アメリカやイギリスにおいては、問題経験者や当事者がさまざまな相談機関に相談したりすることなく、直ちに弁護士に相談する傾向が見られるからである。これに対して、わが国では弁護士に相談したり、裁判所に提訴する前に、さまざまな相談機関を利用する傾向が見られる。このため、相談行動、および裁判所外における問題・紛争処理行動に特に焦点を合わせ、詳細なデータを得るための法使用行動調査を行うこととした。

4 序 「法化社会における紛争処理と民事司法」について

行動調査」のなかの法意識に関わる調査を意味し、これは留置法によって実施されている。

上記の行動調査においては、調査票の作成からデータの集計に至るまで、研究参加者の共同作業として行われた。このため、本書の行動調査に関わる部分（第1章、第3章、付録）の執筆者は、第1章第4節(2)を除き、それぞれ行動調査グループ全体の代表として執筆しており、行動調査グループ全員による研究成果であることを明記しておきたい。

紛争行動調査を実施するにあたっては多くの方々から協力と助言をいただいた。まず最初に、この調査に協力してご回答いただいた皆様に心から感謝を申し述べたい。また、田中成明教授（元京都大学・現関西学院大学）、伊藤眞教授（東京大学）、および盛山和夫教授（東京大学）には、評価者として研究プロジェクトの節目で様々なご教示をいただいている。直井優教授（元大阪大学・現社会システム研究所）、ヘーゼル・ゲン教授（ロンドン大学）、デボラ・ヘンスラー教授（スタンフォード大学）、ハーバート・クリツァー教授（ウィスコンシン大学マディソン）、およびデイビッド・トルーベク教授（同前）には、調査方法から研究プロジェクトの運営方法に到るまで、貴重な助言をいただいた。すべての方々のお名前をここに挙げることはできないが、ご援助、ご協力を賜ったすべての方々に厚く御礼を申し上げる。

（村山眞維）

第1章 行動調査の枠組みと調査方法

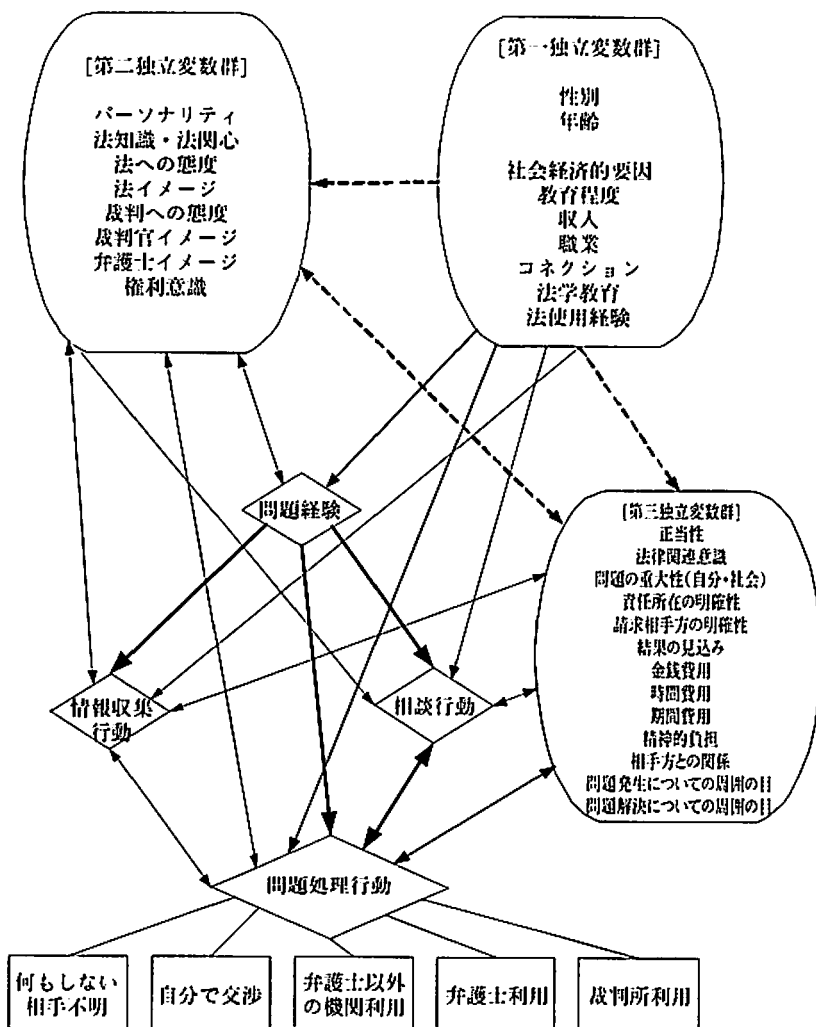
第1節 研究目的と調査デザイン

紛争行動調査のなかの行動調査の部分は、現代日本社会において、人々が法律に関わりうる問題を社会生活のなかでどのくらい経験しており、その問題をいかに処理しようとしているかを明らかにすることを目的としている。¹⁾ 企業などがその経済活動のなかで生じる問題を処理するために法律を用いる場合と、一般市民が個人として社会生活のなかで経験する問題を処理するために法律を用いる場合とでは、法制度の利用の仕方に大きな違いがあると考えられる。紛争行動調査においては、法意識の変化の可能性を想定しつつ、法意識と行動との関連をも研究対象としているため、行動調査の対象は、一般市民が個人として経験する問題に限定することにした。²⁾ それゆえ、行動調査が主な調査対象としているのは、市民の問題経験と問題処理行動である。

行動調査において、調査票を作成するにあたり仮設的に想定した理論モデルは図1-1-1に示されている。まず、説明されるべき従属変数として、問題経験の有無と種類、情報探索行動、相談行動、および問題処理行動がある

-
- 1) 法律問題や紛争の社会的分布と問題・紛争処理行動を対象とする全国的サーベイは、これまでも行われている。外国における主要な先行研究としては、アメリカ合衆国において1980年に行われた民事訴訟研究計画 Civil Litigation Research Project (Law and Society Review 1980-81) と、連合王国のイングランドとウェールズにおいて、およびスコットランドにおいて、それぞれ1997年から98年にかけて行われた Paths to Justice サーベイ (Genn 1999; Genn and Paterson 2001) がある。わが国では、日本弁護士連合会が法律問題と弁護士利用について全国調査を行っている(日本弁護士連合会弁護士業務対策委員会 1986)。
 - 2) 日本人の法意識のあり方が法に関わる行動に影響を及ぼしているとの指摘が川島武宜(川島 1959; 同 1967)によってなされて以来、両者の関連は今日でも活発な議論の対象である。

図 1-1-1 紛争行動調査の理論モデル



(図1-1-1のなかで菱形で示されているものである)。

これらの変数を説明しうる可能性のある独立変数として、我々は3つの変数群を想定した。まず、第一独立変数群に含まれるのは、性別、年齢というデモグラフィックな変数と、教育程度、収入、職業、およびコネクションという社会経済的要因に関わる変数、さらに過去における法学教育や法使用経験の有無という、個人の法接触経験に関わる変数である。弁護士や裁判所の利用経験が紛争処理における法行動に影響することは、これまでの外国における研究でも指摘されている³⁾。この第一独立変数群に含まれる変数は、問題経験や問題処理行動に影響を与えることはあっても、逆にそれらから影響を受けることはないと考えられる。第一独立変数群は、同様に、以下に述べる第二独立変数群と第三独立変数群にも影響を及ぼす可能性があるが、逆に、それら2つの変数群から影響を受ける可能性はほとんどないと考えられる。

第二独立変数群に含まれるのは、個人のパーソナリティ、および、法あるいは法制度に関わる知識や態度、イメージに関わる変数である。これらの変数についての調査は、意識調査グループが担当しているので、行動調査のなかには含まれていない。これらの変数を行動調査では第二独立変数群と呼んでいるが、問題経験や問題処理行動との関係は相互的なものでありうる。すなわち、第二独立変数群に含まれる変数が、問題経験の有無や問題処理行動に対して影響を及ぼす可能性があるが、逆に、問題経験の有無や問題処理行動が、第二独立変数群に含まれる変数に影響を及ぼす可能性もある。問題経験よりも時間的に前に第二独立変数群の測定が行われていれば、これらを独立変数として扱うことに問題はない。しかし、実際には、問題経験や問題処理行動が行われた後で第二独立変数群の測定を行っているため、一定の問題処理行動を取った結果として、法や法制度への態度が変化したという可能性を否定できない。このため、第二独立変数群と従属変数との相関については、注意深い解釈が必要とされるであろう。なお、この点については、第2章第1節も参照されたい。

3) リピート・プレイヤーとワン・シューターという対比的概念を用いて、訴訟をたびたび利用する者が初めての訴訟利用者よりも有利になることを論じたギャランターの研究 (Galanter 1974) は、良く知られている。

第三独立変数群は、経験された具体的な問題について、あるいはそれを処理する行動を取るにあたり、問題当事者がどのようなことを感じ、あるいは考えたかを変数としたものである。個別具体的な問題の処理に密接に関わる変数であるため、状況的要因と呼ぶこと⁴⁾にした。状況的要因のなかには、2回実施した予備調査の段階で、サンプル数が少なくとも従属変数と強い相関を示すものがあることが分かった。このため、問題処理行動に関連しようと考えられる要因をできるだけ多く取り上げ、第三独立変数群に含ませることとした。状況的要因は、問題経験や問題処理行動に対しては独立変数の地位を占めるとともに、従属変数にもなりうる。また、第一独立変数群との関係では従属変数になりうる。第二独立変数群に対しては、独立変数にも従属変数にもなる可能性がある。

行動調査の全体としての目的は、以上のすべての変数の経験値を測定することによって問題経験と問題処理行動のパターンを明らかにするとともに、変数間の相関を洗い出し、因果関係を推定することによって、問題経験と問題処理行動について経験的な仮説を構成することである。それによって、わが国における民事紛争の全体的な鳥瞰図を得ることができであろう。また、法に基づく問題処理を促進するための方策についても、提言を行う前提となるデータが得られるものと考えている。

本書では、掘り下げたデータ分析に先立ち、調査の単純集計の結果を報告することによって、問題経験と問題処理行動のパターンを明らかにすることにしたい。

参考文献

川島武宜「順法精神」『川島武宜著作集第4巻』(岩波書店、1982年)112-172頁(同『近代社会と法』(岩波書店、1959年)所収)。

4) 問題となっている事柄の重大性、および問題あるいは紛争の相手方との関係が処理行動に影響するということは、法社会学における基本仮説の一部といえよう。少数のサンプルによる研究ではあるが、わが国における弁護士と裁判所手続の利用状況が、法律問題の種類によって異なることが指摘されている(六本 1986: 260-267)。問題の種類によって当事者の行動が異なるのは、問題となっている事柄の属性や社会環境が典型的に異なるからであると考えられる。

----- 「日本人の法意識」『川島武宜著作集第4巻』, 同前, 226-381頁(初出, 岩波新書, 1967年)。

日本弁護士連合会弁護士業務対策委員会『市民と法律問題——日常の問題処理の実情』(第一法規出版, 1986年)。

六本佳平『法社会学』(有斐閣, 1986年)。

Galanter, Mark, "Why the 'Haves' Come Out Ahead: Speculations on the Limits of Legal Change," *Law and Society Review*, Vol. 9, No. 1, 1974, pp. 95-160.

Genn, Hazel, *Paths to Justice: What People Do and Think about Going to Law*, (Hart publishing, 1999).

Genn, Hazel & Alan Paterson, *Path to Justice Scotland: What People in Scotland Do and Think about Going to Law*, (Hart publishing, 2001).
Law and Society Review, Special Issue on Civil Litigation Research Project, Vol. 15, No. 3-4, 1980-81.

(村山眞維)

第2節 予備調査から本調査までの経緯

(1) 調査内容の決定と質問票の作成

2003年8月から、第1節で示したモデルに基づき、問題経験から紛争発生、さらに最終的な決着に到るまでのプロセスについてデータを得るために、どのような質問項目を立てるべきかについての検討を開始した。その後、同年秋に、問題経験者に対する個別面接と集団面接を実施し、法律についての知識を必ずしも持たない一般市民が法律に関わる問題をどのような言葉で表現し、問題処理のためにどのような行動をとる可能性があるかについて検討を行った。こうした作業を経て、具体的な質問文の作成作業を進めた。

同年10月には、回答者のなかで問題経験者がどの程度存在するか、また、問題経験者のなかで紛争にまで問題が発展した経験を持つ人が何人くらいいるのかについておおよそのデータを得るために、その2点についてオムニバ

5) 調査の実施は、予備調査および本調査を含め、中央調査社に委託した。紛争行動調査を担当していただいた小林康有氏と木庭雄一氏には特にお世話になった。お礼を申し上げます。

ス調査（社団法人・中央調査社に委託⁵⁾）を利用した。サンプルは層化2段無作為抽出で選ばれた20歳以上の男女個人2,000人である。回収率は70.9%、問題経験者は回答者の25.4%、紛争経験者は問題経験者のなかの33.6%であった。これによって、調査票のなかの設問をどの程度細かくできるかについて一応の見当をつけることができた。

(2) 第一次予備調査

調査票の作成作業が予定よりも早く進んだため、第一次予備調査を2003年度内に実施することとし、A01グループとA02グループの合同会議を経て、2004年1月に調査票を作成し、2月から3月にかけて調査を実施した。全国の20歳以上75歳未満の男女から層化2段無作為抽出法により抽出した1,500人を対象とし、留置法を用いて行った。有効回答数868人、有効回収率は57.9%であった。

A班の紛争行動調査は、A01グループの意識調査とA02グループの行動調査とからなっており、この第一次予備調査では、法意識に関わる質問群を前半に、問題経験と処理行動に関わる質問群を後半に置いた1つの調査票を作成した。問題経験と処理行動に関わる質問は、過去5年間の問題経験に始まり、相手方への請求、紛争の発生、その後の行動へと、問題経験から紛争発生への時間的経緯に沿って回答者の行動とその理由を尋ねる形にした。なお、この研究では、日本国民が日常の生活のなかで経験する法律問題を対象としているため、職務上の問題は除いている（調査票と回答数については付録4を参照）。

問題経験者をスクリーニングする質問では、消費者問題、雇用問題、貸借、家族、事件事故といった問題類型毎に、具体的な問題例を示し、そうした問題あるいはそれに類似した問題を経験したかどうかを尋ねた。過去5年間に1つ以上の問題を経験した回答者は445人で、回答者全体の51.3%であったが、その後の問題処理行動を尋ねるために重大な問題を1つ挙げてもらったところ、その回答者数は306人（35.3%）に減少した。このように問題処理行動について回答する人々の数が大幅に減少したのは、過去5年間に経験された問題の多くが、回答者にとってあまり重大な問題ではなかったためであると推測される。また、この調査は留置法を用いたため、調査票の前

半の法意識調査で回答者は疲労し、問題処理行動に関する質問への回答を回避した可能性もある。

問題処理行動に対して、おそらくはサンプルサイズが小さかったため、デモグラフィックな変数は有意な相関を示さなかったが、我々が状況的変数として想定した個々の具体的問題に関わる変数は、全体的に強い相関を示すものが少なくなかった。

(3) 第二次予備調査

第一次予備調査は留置法により調査を行ったが、第二次予備調査では本調査と同じ面接法により調査を行うこととした。面接により実査を行うに当たっては、2つの問題があった。本調査を、問題経験者をスクリーニングする面接調査と問題経験者への面接調査の2段階に分けるかどうかと、意識調査と行動調査をどう組み合わせるか、である。

当初の計画では、法意識調査と問題経験者のスクリーニングを第一次本調査として行い、次に、問題経験者に対する問題処理行動についての第二次本調査を実施する予定であった。当然のことながら、本調査をこのように2回に分けて、かつ最終的に一定水準の回収率を確保するためには、第一次本調査の回収率がある程度高いことと、第一次本調査でスクリーニングされた問題経験者のなかで第二次本調査への回答を拒否する人が少ないことが前提となる。しかし、2004年にはいわゆるオレオレ詐欺や携帯電話の架空請求の被害が急増しマスコミで盛んに取り上げられるとともに、2005年4月から個人情報保護法が施行されることも話題になっており、回収率の低下が懸念された。また、当初から想定はしていたことであるが、第一次本調査でスクリーニングされた問題経験者の相当数が第二次本調査では回答を拒否する可能性が高いということも懸念された。こうした点を考慮した結果、本調査は当初の予定を変更し、2段階に分離しない方向で考えることになり、第二次予備調査では行動調査の部分⁶⁾を2つに分離しないで実施することにした。

6) 2003年秋に総括班のメンバーが会ったデボラ・ヘンスラー教授(スタンフォード大学)やデイビッド・トルーベク教授(ウィスコンシン大学マディソン)からも、本調査を2つに分けることにより、スクリーンされた回答者の多く(アメリカでは約3割)が失われる危険性のあることが指摘された。

しかし、1回で面接調査を実施するとすれば、あまり長時間にわたる質問を行うことはできないため、質問数は限られてくる。意識調査の部分は短い設問が多数に上るため、これと行動調査の質問をどう組み合わせるかが問題となった。我々が採った解決策は、まず、最初に行動調査を面接法で行い、次に意識調査を留置法で行うというものである。しかし、それでも行動調査と意識調査の部分が長ければ完全な回答を回収できない可能性が高くなる。このため、さらに、行動調査についてできるだけ質問数を絞り込むとともに、意識調査の質問はいくつかのバージョンに振り分け、1人の回答者に対する質問数を減らすという方法を用いた。第二次予備調査では、それゆえ、行動調査をまず面接法により行い、意識調査は4つのバージョンの調査票を用いて、留置法により行うこととした。

第二次予備調査の行動調査において、調査票の内容は、問題経験の有無を尋ね、問題経験者に対してはその後の経緯をクロノジカルに辿る質問を置いた点で、第一次予備調査と違いはない。しかし、第二次予備調査では、損害を与えた側か、損害を受けた側かを尋ね、それぞれについて、その後の問題処理行動のプロセスを追うこととした。

第二次予備調査は、層化二段無作為抽出法で抽出した20歳以上70歳までの成人男女1,500人を対象に、2004年10月から11月にかけて面接法により実施した。面接調査と留置調査の双方を完了した有効回答者数は751人(有効回収率50.1%)であった。

第一次予備調査では軽微な問題が多数回答されたと考えられることから、第二次予備調査では、10万円未満の問題は除くこと、しかし、差別や精神的被害など金銭に換算できない問題は含めることとした。なお、第一次予備調査と同じく、過去5年間の問題に限っている。このように金額を限定したためか、問題経験者は第一次予備調査の重大な問題経験者に比べても、回答者751人中138人(18.4%)と割合が半減した。問題処理行動についての質問は、最も直近の問題について尋ねることとしたが、問題経験者のすべてがこれらの質問に回答した。

なお、第二次予備調査の実施に当たっては、東京、大阪、京都、札幌、苫小牧、および新潟において、A班のメンバーが実査を行う調査員に同行し、

フィールドの状況を実際に確認した。また、実査終了後、東京と大阪、および農村部の状況を知るため秋田において調査員報告会に参加し、第二次予備調査を担当した調査員から、調査票について、また調査対象者の反応について、意見を聴取した。

(村山真維・濱野亮)

第3節 本調査の準備と実施状況

(1) 調査票の確定

2回にわたる予備調査の経験を踏まえ、本調査で用いる調査票の検討をまず行った。問題経験の有無を尋ねる最初の質問は、過去5年間に経験された問題の特に金額を限定せずに尋ねることとした。問題経験の有無を回答してもらうため、回答者に問題類型毎に具体的な問題の種類を示し、それら、あるいは類似する問題を経験しなかったかどうかを尋ねるというやり方は、第二次の予備調査と同様である。問題処理行動については、問題経験者に最も重大な問題について回答してもらうことにした。また、その最も重大な問題が具体的にどのような内容のものであるかを確認できるよう、自由回答として回答者に簡単な説明をってもらうこととした。

第二次予備調査に同行した経験から、面接調査員が聞き取りを行う状況は、細部にわたる長時間の質問には適さないものであることが明らかになった。このため、本調査では、大筋を押さえた質問にまとめるという基本方針の下に、問題経験者に対して、問題処理行動をクロノジカルに追うことや、加害者か被害者かによってその後の質問を変えていくことはせず、紛争過程の主なポイントである相手方との接触、情報探索行動・相談、弁護士や裁判所の利用に焦点を合わせ、必要な範囲で複数の選択肢を示すことにした。こうした検討の結果、行動調査の質問数を大きく削減することができた。

また、2回の予備調査では、「問題」と並んで、「もめごと」という語を用い、調査の名称も「暮らしともめごとについての調査」としていたが、当時社会問題化していたオレオレ詐欺や架空請求との連想が懸念されたことから「もめごと」という語を用いることをやめ、調査の名称を「暮らしと法律に

についての全国調査⁸⁾とすることにした。

(2) 調査方法の確定

2回の予備調査では、留置法による第一次調査の回収率が、面接法による第二次調査よりも8%近く回収率が高かった。しかし、面接による方がより正確なデータを得られる可能性が高い。双方の点を考慮のうえ、当初の予定通り、本調査は面接法で行うこととし、最終回収率が大きく減少する危険性のある本調査の分割実施は行わないことになった。この結果、本調査は、第二次予備調査と同様、行動調査を面接調査として最初に実施し、面接調査の対象者に対して意識調査を留置法で行うことにした。また、意識調査の回収率が下がらないように、質問数を減らして調査票を薄くするために、意識調査では11バージョンの質問票を作成した(第2章第4節参照)。

(3) サンプリング

本調査におけるサンプルサイズは、当初の予定通り25,000人とし、層化2段階無作為抽出法により20歳以上70歳以下の男女を母集団として、2004年3月31日の住民基本台帳人口に基づきサンプル抽出を行った。意識調査のために11バージョンの質問票を用いたことから、1地点における抽出ケース数は22人とし、抽出地点数は1,137地点となった。サンプルサイズは25,014人である。サンプルサイズが大きいので、サンプリングに当たっては、都道府県毎に層化を行い、地点の抽出を行った。地点抽出に当たり、遠距離にある離島と僻地は除いた。これらの地域の人口は総人口の約1%である。サンプル抽出に当たっては、選挙人名簿からの抽出を原則とし、選挙人名簿の利用できなかった40地点では住民基本台帳を用いた。地点抽出数とサンプル抽出数は表1-3-1の通りである。

7) また、第二次予備調査で用いた調査対象者への協力依頼の葉書が、一見したところ、当時関東地方に広がっていた携帯電話料金の架空請求の葉書と類似しているように見えたため、本調査では封書によって調査への協力依頼をすることとした。

8) もめごとやトラブルという言葉に対して、地域によっては敏感な反応が見られるようであることも、「もめごと」という語を用いなかった理由の1つである。

表 1-3-1 サンプル抽出地点層化表（上段が母集団、下段がサンプル、() は地点数）

	都道府県	14 大市	20 万以上	その他の市	町村	合計
1	北海道	1322112 374 (17)	451271 132 (6)	1286808 374 (17)	810308 242 (11)	3870499 1122 (51)
2	青森		367990 110 (5)	310140 88 (4)	305828 88 (4)	983958 286 (13)
3	岩手		191707 44 (2)	374276 110 (5)	343707 110 (5)	909690 264 (12)
4	宮城	699203 198 (9)		371812 110 (5)	509785 154 (7)	1580800 462 (21)
5	秋田		223836 66 (3)	223212 66 (3)	312298 88 (4)	759346 220 (10)
6	山形		163969 44 (2)	405221 110 (5)	205669 66 (3)	774859 220 (10)
7	福島		647429 176 (8)	254295 66 (3)	453898 132 (6)	1355622 374 (17)
8	茨城		318315 88 (4)	1017817 286 (13)	688983 198 (9)	2025115 572 (26)
9	栃木		312345 88 (4)	648338 198 (9)	390581 110 (5)	1351264 396 (18)
10	群馬		380566 110 (5)	533438 154 (7)	436461 132 (6)	1350465 396 (18)
11	埼玉	827267 242 (11)	1531166 440 (20)	1977397 572 (26)	662542 198 (9)	4998372 1452 (66)
12	千葉	648951 198 (9)	1526404 440 (20)	1692455 484 (22)	403628 110 (5)	4271438 1232 (56)
13	東京	5958898 1716 (78)	975535 286 (13)	1778241 506 (23)	60060 22 (1)	8772734 2530 (115)
14	神奈川	3442120 990 (45)	1678179 484 (22)	784625 220 (10)	265434 66 (3)	6170358 1760 (80)
15	新潟		486840 132 (6)	755663 220 (10)	347575 110 (5)	1590078 462 (21)
16	富山		217415 66 (3)	343584 110 (5)	178167 44 (2)	739166 220 (10)

16 第1章 行動調査の枠組みと調査方法

17	石川		299775 88 (4)	333023 88 (4)	147790 44 (2)	780588 220 (10)
18	福井		164591 44 (2)	216203 66 (3)	148921 44 (2)	529715 154 (7)
19	山梨			430696 132 (6)	142491 44 (2)	573187 176 (8)
20	長野		383570 110 (5)	586417 176 (8)	440697 132 (6)	1410684 418 (19)
21	岐阜		274098 88 (4)	857574 242 (11)	271044 66 (3)	1402716 396 (18)
22	静岡	481895 154 (7)	700631 198 (9)	900872 264 (12)	463088 132 (6)	2546486 748 (34)
23	愛知	1487640 440 (20)	1126397 330 (15)	1518786 440 (20)	743610 220 (10)	4876433 1430 (65)
24	三重		204741 66 (3)	791689 220 (10)	234761 66 (3)	1231191 352 (16)
25	滋賀		201636 66 (3)	555756 154 (7)	144300 44 (2)	901692 264 (12)
26	京都	965066 286 (13)		622200 176 (8)	171201 44 (2)	1758467 506 (23)
27	大阪	1767009 506 (23)	2684479 770 (35)	1515166 440 (20)	132605 44 (2)	6099259 1760 (80)
28	兵庫	1029837 308 (14)	1499826 440 (20)	856689 242 (11)	403192 110 (5)	3789544 1100 (50)
29	奈良		252039 66 (3)	485308 154 (7)	243825 66 (3)	981172 286 (13)
30	和歌山		262408 88 (4)	171444 44 (2)	265110 66 (3)	698962 198 (9)
31	鳥取			276301 88 (4)	114613 22 (1)	390914 110 (5)
32	島根			325260 88 (4)	141026 44 (2)	466286 132 (6)
33	岡山		717379 198 (9)	291499 88 (4)	268600 88 (4)	1277478 374 (17)

34	広島	779017 220 (10)	424034 132 (6)	463045 132 (6)	249571 66 (3)	1915667 550 (25)
35	山口		192519 44 (2)	642011 198 (9)	148723 44 (2)	983253 286 (13)
36	徳島		176585 44 (2)	138447 44 (2)	221367 66 (3)	536399 154 (7)
37	香川		224860 66 (3)	204664 66 (3)	243182 66 (3)	672706 198 (9)
38	愛媛		346637 88 (4)	497073 154 (7)	128932 44 (2)	972642 286 (13)
39	高知		221737 66 (3)	143976 44 (2)	154089 44 (2)	519802 154 (7)
40	福岡	1612406 462 (21)	203456 66 (3)	925890 264 (12)	646335 198 (9)	3388087 990 (45)
41	佐賀			325859 88 (4)	230783 66 (3)	556642 154 (7)
42	長崎		451945 132 (6)	244480 66 (3)	269120 88 (4)	965545 286 (13)
43	熊本		438863 132 (6)	369066 110 (5)	381393 110 (5)	1189322 352 (16)
44	大分		311923 88 (4)	307736 88 (4)	174800 44 (2)	794459 220 (10)
45	宮崎		206255 66 (3)	309037 88 (4)	239480 66 (3)	754772 220 (10)
46	鹿児島		397843 110 (5)	315612 88 (4)	393368 110 (5)	1106823 308 (14)
47	沖縄		204497 66 (3)	423969 132 (6)	249465 66 (3)	877931 264 (12)
合計	母集団	20459847	22527586	28882749	14582406	86452588
	サンプル(地点)	5918 (269)	6512 (296)	8360 (380)	4224 (192)	25014(1137)

抽出されたサンプルには、国勢調査に基づく推定人口と比較し、表1-3-2に示されているようなズレが存在した。40歳代を中央に、若年世代ほどサンプルに含まれる割合が小さくなり、老年世代ほど割合が高くなるという偏

りである。我々は、選挙人名簿および住民基本台帳からサンプルを抽出する手続について確認したが、上記のような偏りを生ぜしめる原因は見つからなかった。他の全国調査のサンプルにおいても同様の年齢による偏りが見られるため、選挙人名簿と住民基本台帳作成上の手続に、選挙人名簿と実人口との間、および住民基本台帳⁹⁾と実人口との間に、実人口とのズレを生ぜしめる原因があると考えられる。

表 1-3-2 年齢によるサンプルの偏り

	年齢					合計	実数
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代*		
国勢調査**	19.26%	20.71%	18.11%	22.16%	19.76%	100.00%	85,972,000
住民基本台帳***	18.52%	21.41%	18.07%	22.00%	20.00%	100.00%	86,304,029
サンプル	15.60%	19.30%	18.90%	23.80%	22.40%	100.00%	***26,499
国勢との%の差	-3.66%	-1.41%	0.79%	1.64%	2.64%		
住基との%の差	-2.92%	-2.11%	0.83%	1.80%	2.40%		

*70歳の男女を含む。

**2000年度の国勢調査に基づく2004年10月1日現在の推定人口。

***2005年3月末現在の住民基本台帳人口。

****総抽出数29,562（(正規22+予備4/地点)×1.137地点）から調査において用いなかった予備サンプル3,038と抽出ミス25を差し引いたもの。

回収状況について説明する次節で述べるように、20歳代の特に都市部における回答率は低い。これは回収率が都市部で低く、かつ20歳代で低いということによるだけでなく、上記のサンプルの偏りも影響していると見なければならない。サンプルの偏りがもたらす影響を検討すること、および、都市部の20歳代のグループをどう捕捉するかは、今後の課題である。なお、サンプルと回答者の偏りについては、次節(2)と第3章第11節において詳細

9) 選挙人名簿の調製は、年に4回の登録月と選挙を行う場合に行われる（公職選挙法19条2項）。選挙人名簿に登録される資格のある者は、住民基本台帳に引き続き3ヵ月以上記録されている者である（同21条1項）。このため、住所を変更する人の数が多いほど、また、より頻繁に住所を変更する人の数が多いほど、選挙人名簿に登録されていない人の数が増えると考えられる。住民基本台帳の記載も実人口を正確に反映しているとは言えないが、表1-3-2に示されているように、その差は相対的に小さい。

な検討をしているので、参照していただきたい。

(4) 調査員説明会

本調査の開始前に、この調査を全国で担当する調査員全員に対して、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇の全国9ヵ所において延べ15回の調査員説明会を開催した。説明会では、調査の目的・概要、および調査票の各質問を説明し、調査票を用いたロールプレイング等を行った。第二次予備調査で実査に同行し、調査員報告会に参加した経験に基づき、実査を担当する調査員に調査の趣旨を十分に理解してもらい、高いモラルの下に実査を遂行してもらうためには、すべての調査員に直接会ってこちらから説明するほか、疑問に答えて、調査票の内容と趣旨を十分に理解してもらうことが重要であると考えたからである。この説明会での議論に基づき、調査対象者に手渡し回答してもらう回答票と、調査マニュアルの若干の修正を行った。

(5) 実査と報告検討会

実査は2005年の冬から春にかけて3回に分けて実施した。調査対象者に対して依頼状と、委託調査機関の紹介、および調査についての説明（以上は付録1を参照）をあらかじめ郵送し、その後、調査員が調査対象者宅を訪問した。1回目の実査終了時に、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡の全国7ヵ所で、延べ9回の調査員報告会を開き、実査の状況について報告を受けるとともに、疑問点などについての質疑応答を行った。

実査においては、調査対象者が死亡、転居、住所不明、あるいは長期不在（事実上の転居）の場合のみ、予備サンプルを用いることにし、これを徹底するよう、本調査実施前の説明会および1回目実査終了後の報告会で強調した。

2回目の実査終了時における都市部の回収率が思わしくないため、3回目の実査と平行して、不在で回答が得られなかった調査対象者に対して追加的に実査を継続した。

(村山眞維・濱野亮)

第4節 回収状況

(1) 回収率について

本調査では、1地点22人、1,137地点で層化二段抽出を行った。設計標本サイズは25,014人である。

この正規対象者について、完了票11,787、欠票13,227、回収率が47.1%であった。正規対象者が欠票となる場合のうち、対象者が、死亡、転居、長期不在の場合にのみ、予備対象を充当した。これが1,510人（正規の調査不能者13,227人の11.4%に当たる）であり、このうち完了したものが621人、予備対象のなかでの回収率は41.1%。合計すると、正規対象+予備対象26,524人のうち、完了したものは12,408人（46.8%）となる。

しかし、予備対象が充当されたケースについては、本来対象者となるべきでないものが正規対象者として抽出されてしまっていたことを意味する。使用した標本抽出枠（選挙人名簿や住民基本台帳）が古くて最新の情報を反映していなかった、転居した人が住民票の異動手続を行っていなかった、などが典型的な理由である。したがって、これらの人数を回収率計算の分母に含めるのは不適切であると言える。

よって、いわゆる回収率は、 $12,408 \div 25,014 = 49.6\%$ となる。この数値が、通常報告される回収率に相当する。

ただし、正規対象者が転居していて、その予備の対象者も転居していて、さらにその予備対象者に拒否された場合、最後の対象者は回収率の分母に繰り入れられるべきであるが、最初の正規対象者と1人目の予備対象者は「誤って抽出された」ものであり、それ故に予備対象者が用いられている。つまり、3人に調査を行って3人とも調査不能だったと考えるのではなくて、正しく面接したのが1人であり、その1人が調査不能だったと考えるべきである。このように考えると、予備票1,510人のうち、死亡・転居・長期不在であった127人は分母に含み入れるべきではないとも言える。

正規対象者25,014人、予備対象者1,510人のそれぞれから転居と長期不在を除外すると、合計で24,659人となる。このうち12,408人から回答を

得られたのだと考えると、この数値から計算される回収率は50.3%となる。これが一貫した考え方による回収率の算出法と言えるのではないかと考えるが、しかし他の学術調査で報告されている回収率に相当するのは上述の49.6%であるので、本調査でもこの値を採用する。

続く(2)では、設計標本と回収標本の間のズレ、すなわち無回答バイアスについて検討する。検討に当たって着目する変数は、性別、生年(年齢)、居住地(都道府県と都市規模)である。そして2項ロジスティック回帰分析を用いて、どの変数をもっとも無回答確率を高めているかを分析する。

なお、国勢調査や労働力調査といった外部データと、分析対象である回収標本との間のズレについては、フェイスシート項目の集計結果報告を行う第3章第11節にて言及する。 (杉野 勇)

(2) 無回答バイアスについて

1 はじめに

標本調査の分析においては、無回答に対する何らかの補正を行うべきか否かの判断にしばしば迫られる。一般には、その判断は困難であるが、回答者と無回答者の両者に共通の補助情報が利用可能ならば、無回答に伴う推定バイアス(無回答バイアス)に関して何らかの示唆が得られるであろう。本稿は、性別、生年、地方、市群の4つの補助変数を用いて「民事紛争行動調査」における無回答バイアスの有無を検討する。

以下では、まず無回答バイアスの意味を理論的に整理し、その上で補助変数が与えられたときの条件付回答確率が無回答バイアスの指標となることを示す。次に、「民事紛争行動調査」における性別、生年、地方、市群の4つの補助変数を用いて、ロジスティック回帰により条件付回答確率を推定する。推定結果は、簡単には無視し得ない無回答バイアスの存在を示唆する無回答を含む標本調査の推定問題の詳細については、例えば Särndal and Lundström (2005) を参照されたい。

2 無回答バイアスとは何か

標本調査により n 人の単位が抽出されたとする。その特性値を $\{X_i, i=1, 2, \dots, n\}$ とする。ここで、特性値は、一般には多変量であるが、本節では

説明のために単一変量とする。いま、 i 番目の抽出単位が回答するか否かのダミー変数を Y_i とする。すなわち、 Y_i は

$$Y_i \equiv \begin{cases} 1 & i \text{ 番目の単位が回答し } X_i \text{ が観測される場合} \\ 0 & i \text{ 番目の単位が無回答であり } X_i \text{ が観測されない場合} \end{cases}$$

と定義される。

今、 X_i の平均値

$$\mu = E[X] = \sum_x x \Pr(X=x)$$

の推定を考える。ここで、 $\Pr(X=x)$ は X が値 x を取る確率である。もしも、すべての抽出単位が回答すれば、 μ は標本平均

$$\bar{X} = \frac{1}{n} \sum_{i=1}^n X_i$$

によって推定できる。観測対象者が無作為抽出されたという仮定の下で、 \bar{X} は $\mu = E[X]$ の不偏推定量である。無回答単位がある場合には、回答単位だけの観測値を用いて、標本平均を計算すると

$$\bar{X}_r \equiv \frac{1}{N} \sum_{i=1}^n X_i Y_i$$

を得る。ここで、 $\sum_{i=1}^n X_i Y_i$ は、回答された観測値の総和を表す。また、

$$N \equiv \sum_{i=1}^n Y_i$$

は、回答単位の総数を表す。 \bar{X}_r は

$$\bar{X}_r = \frac{(1/n) \sum_{i=1}^n X_i Y_i}{N/n} \quad (1)$$

と書き換えられる。(1) の右辺の分子の期待値は、

$$\begin{aligned} E\left[(1/n) \sum_{i=1}^n X_i Y_i\right] &= E[XY] \\ &= E[XE[Y|X]] \\ &= E[X\Pr(Y=1|X)] = \sum_x x \Pr(X=x) \Pr(Y=1|x) \end{aligned}$$

と計算される。ここで、 $E[Y|X]$ は X に関する Y の条件付期待値である。

10) 実際には有限母集団からの標本であるが、想定する母集団が大きいいため、無限母集団と仮定して、議論を行っている

また、 $\Pr(Y=1|x)$ は $X=x$ であるときの回答確率である。(1) の右辺の分母の期待値は

$$E[N/n] = E[Y] = \Pr(Y=1)$$

となる。したがって、抽出単位数 n が大きければ、

$$\begin{aligned} \bar{X}_r &= \frac{(1/n)\sum_{i=1}^n X_i Y_i}{N/n} \rightarrow \frac{E[(1/n)\sum_{i=1}^n X_i Y_i]}{E[N/n]} \\ &= \sum_x x \Pr(X=x) \frac{\Pr(Y=1|x)}{\Pr(Y=1)} \end{aligned} \quad (2)$$

となり、一般に μ とは異なる値に収束してしまう。この不一致性が、無回答バイアスである。

もしも、すべての x に対して

$$\Pr(Y=1|x) = \Pr(Y=1) \quad (3)$$

が成立すれば、(2) の右辺は

$$\mu = \sum x \Pr(X=x)$$

となり、無回答バイアスは生じないことになる。(3) は、 X と Y が独立である、すなわち、どのような X を観測するかということが回答/無回答と無関係であるときにのみ成立する。通常は、 X と Y には何らかの関連があると考えられ、(3) は成立せず、無回答バイアスが生じる。この場合、条件付回答確率

$$\Pr(Y=1|x)$$

は無回答バイアスの適切な指標である。

3 無回答バイアスの検討

たとえ抽出単位が無回答であっても、性別や生年など補助的な情報が得られることが多い。これらを補助変数と呼ぶ。補助変数はすべての抽出された単位にわたって観測可能であるため、これを利用することによって無回答バイアスに関する何らかの知見を得ることが期待できる。

これを見るために、いま、特性値は2変量であるとし、それらを

$$\{X_i = (V_i, W_i), i=1, 2, \dots, n\}$$

とする。 V_i は補助変数であり、 W_i は無回答を含む変数とする。

W が無回答を含むとき、 X に関する条件付回答確率

$$\Pr(Y=1|X=x)$$

を推定することは困難であるが、補助変数に関する条件付回答確率

$$\Pr(Y=1|V=v)$$

を推定することは容易である。このとき、補助変数に関する条件付回答確率から無回答バイアスの有無を判定することができる。なぜならば、もしも無回答バイアスが存在せず

$$\Pr(Y=1|X=x) = \Pr(Y=1)$$

ならば

$$\begin{aligned} \Pr(Y=1|V=v) &= \frac{\Pr(Y=1, V=v)}{\Pr(V=v)} \\ &= \frac{\sum_w \Pr(Y=1, V=v, W=w)}{\Pr(V=v)} \\ &= \frac{\sum_w \Pr(Y=1|V=v, W=w) \Pr(V=v, W=w)}{\Pr(V=v)} \\ &= \Pr(Y=1) \frac{\sum_w \Pr(V=v, W=w)}{\Pr(V=v)} = \Pr(Y=1) \end{aligned}$$

となり、補助変数に関しても無回答バイアスは生じない。この命題の対偶を考えれば、補助変数に関して無回答バイアスが存在すれば、調査全体としても無回答バイアスが生じることとなる。

4 予備的データ分析

以下では、「民事紛争行動調査」の補助変数データを用いて、無回答バイアスについて検討する。本節では、予備的な検討を行い、次節でロジスティック回帰モデルによるフォーマルな検討を行う。抽出単位数は、 $n=26,507$ である。そのうち回答単位の総数は12,408であり、回答率は約46.8%である。利用可能な補助変数のうち、以下の4変数を用いた

- ・性別 (X_1)

男=0, 女=1

- ・生年 (X_2)

昭和元年代, 昭和10年代, 昭和20年代, 昭和30年代, 昭和40年代, 昭和50年代をそれぞれ, 0, 1, 2, 3, 4, 5 で表示,

・都道府県番号 (X_3)

全国8地域別に区分：北海道，東北，関東，中部，近畿，中国，四国，九州をそれぞれ1～8で表示

・市郡 (X_4)

14 大都市=1, 20万人以上の市=2, 20万人未満の市=3, 町村=4

4-1 性別と回答/無回答

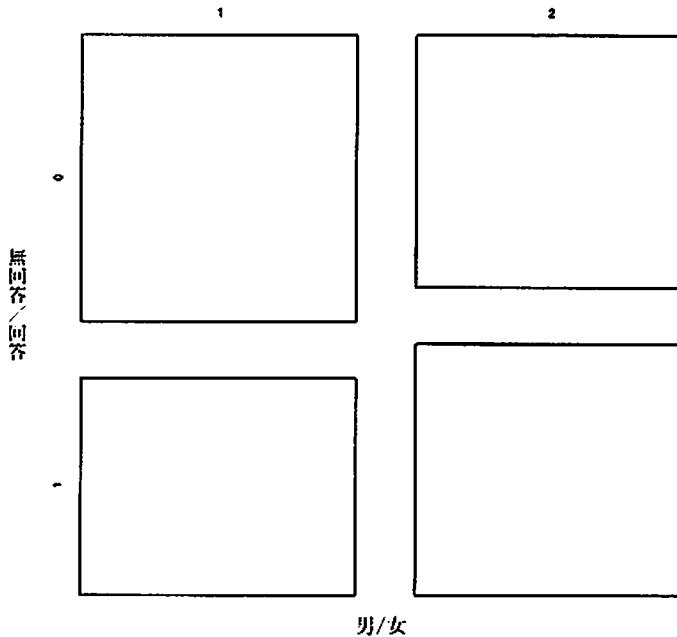
表 1-4-1A 性別と回答の同時度数分布

	性 別		
	男 (1)	女 (2)	
無回答 (0)	7591	6508	14099
回 答 (1)	5832	6576	12408
	13423	13084	26507

表 1-4-1B 性別ごとの回答率

	性 別	
	1 (男)	2 (女)
無回答 (0)	0.566	0.497
回 答 (1)	0.434	0.503

図 1-4-1 性別と回答/無回答のモザイク・プロット



各タイルの幅は性別の比率を表し、高さは回答/無回答の比率を表す。

表1-4-1Aは性別と回答／無回答の同時度数分布表である。図1-4-1は、それをモザイク状のタイルで表したモザイク・プロットである。モザイク・プロットでは、まず性別の比率によりタイルの幅が決まり、回答／無回答によりタイルの高さが決まる。各タイルの大きさは、ほぼ均等であり、性別による回答／無回答の差異は小さそうである。表1-4-1Bは、性別ごとの回答率／無回答率を表す。

4-2 生年と回答／無回答

表1-4-2Aは生年と回答／無回答の同時度数分布表である。図1-4-2のモザイク・プロットから、生年とともに単調に減少していく回答率の明白なパターンが見て取れる。表1-4-2Bは、生年ごとの回答率／無回答率を表す。

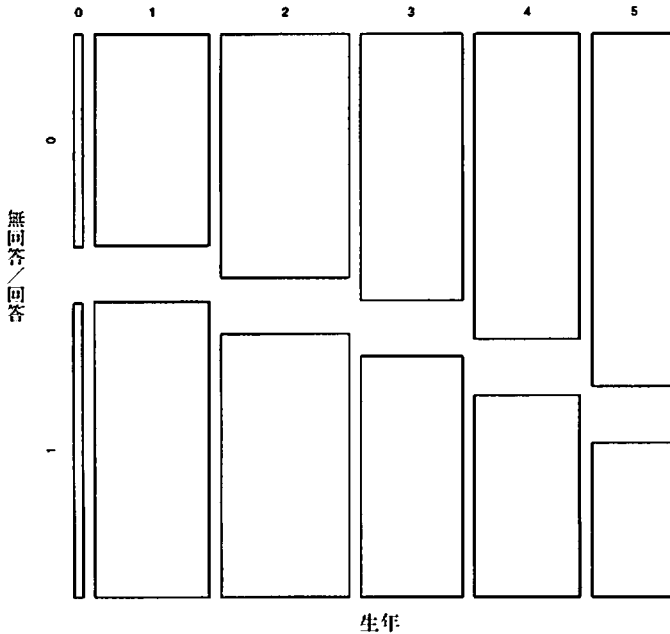
表1-4-2A 生年と回答の同時度数分布

	生 年						
	元年代	10年代	20年代	30年代	40年代	50年代	
無回答 (0)	179	2295	3036	2628	3078	2883	14099
回 答 (1)	248	3221	3282	2374	2026	1257	12408
	427	5516	6318	5002	5104	4140	26507

表1-4-2B 生年ごとの回答率

	生 年					
	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代以上
無回答 (0)	0.419	0.416	0.481	0.525	0.603	0.696
回 答 (1)	0.581	0.584	0.519	0.475	0.397	0.304

図 1-4-2 生年と回答／無回答のモザイク・プロット



各タイルの幅は生年の比率を表し、高さは回答／無回答の比率を表す。

4-3 地域と回答／無回答

表 1-4-3A は生年と全国 8 地域の同時度数分布表である。図 1-4-3 のモザイク・プロットから、関東 (3) および近畿 (5) における回答率の低さが伺える。表 1-4-3B は、地域ごとの回答率／無回答率を表す。

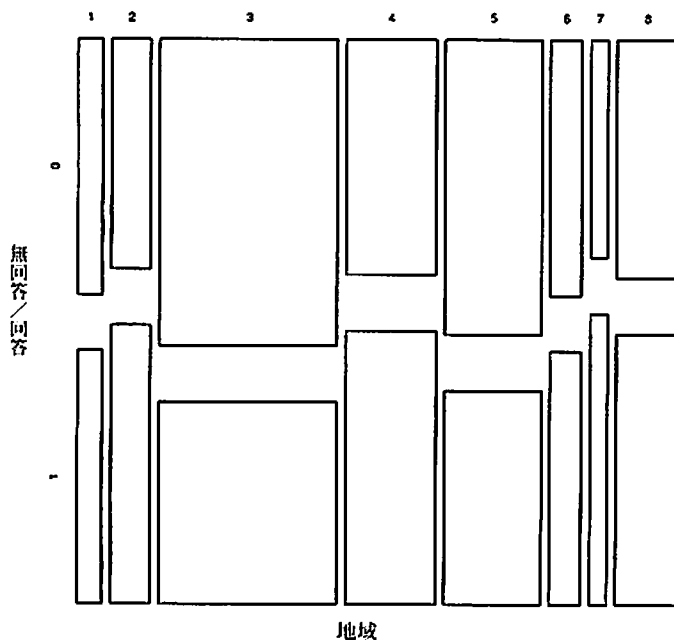
表 1-4-3A 地域と回答の同時度数分布

	地 域								
	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	
無回答 (0)	598	861	5273	2067	2762	773	365	1400	14099
回 答 (1)	595	1053	3477	2417	2008	766	492	1600	12408
	1193	1914	8750	4484	4770	1539	857	3000	26507

表 1-4-3B 地域ごとの回答率

	地 域							
	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
無回答 (0)	0.501	0.450	0.603	0.461	0.579	0.502	0.426	0.467
回 答 (1)	0.499	0.550	0.397	0.539	0.421	0.498	0.574	0.533

図 1-4-3 地域と回答／無回答のモザイク・プロット



各タイルの幅は地域の比率を表し、高さは回答／無回答の比率を表す。

4-4 市郡と回答／無回答

表 1-4-4A は市郡と回答／無回答の同時度数分布表である。図 1-4-4 のモザイクから、市郡の規模の減少とともに単調に増加していく回答率の明白なパターンが見て取れる。表 1-4-4B は、生年ごとの回答率／無回答率を表す。

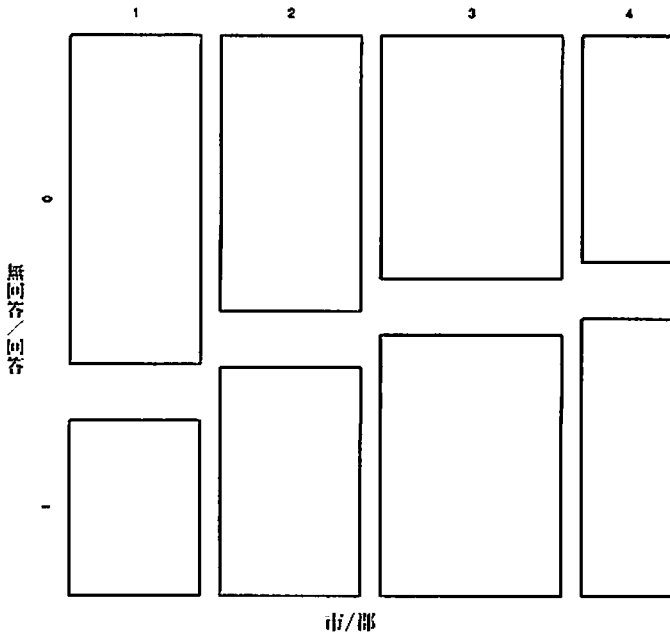
表 1-4-4A 市郡と回答の同時度数分布

	市 郡				
	14 大都市	20 万人以上	20 万人未満	町村	
無回答 (0)	4105	3769	4232	1993	14099
回 答 (1)	2212	3147	4586	2463	12408
	6317	6916	8818	4456	26507

表 1-4-4B 市郡ごとの回答率

	生 年			
	14 大都市	20 万人以上	20 万人以下	町村
無回答 (0)	0.650	0.545	0.480	0.447
回 答 (1)	0.350	0.455	0.520	0.553

図 1-4-4 市郡と回答／無回答のモザイク・プロット



各タイルの幅は市郡の比率を表し、高さは回答／無回答の比率を表す。

5 ロジスティック回帰分析

前項では、各補助変数と回答／無回答の関連を見たが、本項では、4変数が同時に回答／無回答に与える影響を考察する。このために、被説明変数を Y とし、4つの補助変数 $X=(X_1, X_2, X_3, X_4)$ を説明変数とするロジスティック回帰モデルの詳細については、例えばGreen(2000)を参照されたい)を構築する。このモデルでは、4つの X が与えられたときの条件付回答確率を

$$\Pr(Y=1|X) = \frac{\exp\{\beta_0 + \beta_1 X_1 + \beta_2 X_2 + \beta_3 X_3 + \beta_4 X_4\}}{1 + \exp\{\beta_0 + \beta_1 X_1 + \beta_2 X_2 + \beta_3 X_3 + \beta_4 X_4\}}$$

とモデル化する。その推定結果は、表1-4-5で与えられる。

各係数の z 値は大きく、 p 値から判断して、すべての係数は有意にゼロとは異なる。特に、生年と市郡が効いているようである。この点を確かめるために、表1-4-6において、ロジスティック回帰モデルの乖離度を表すディビアンスの「分散分析」を見る。表1-4-6は、定数のみの帰無モデルのディビアンスからスタートして、各変数が加えられたときのディビアンスの変化を順に見たものである。各係数がすべてゼロであるという帰無仮説の下で、それぞれのディビアンスは対応する自由度のカイ2乗分布に従う。この表から、説明力が最も高い変数は生年であることが示唆される。

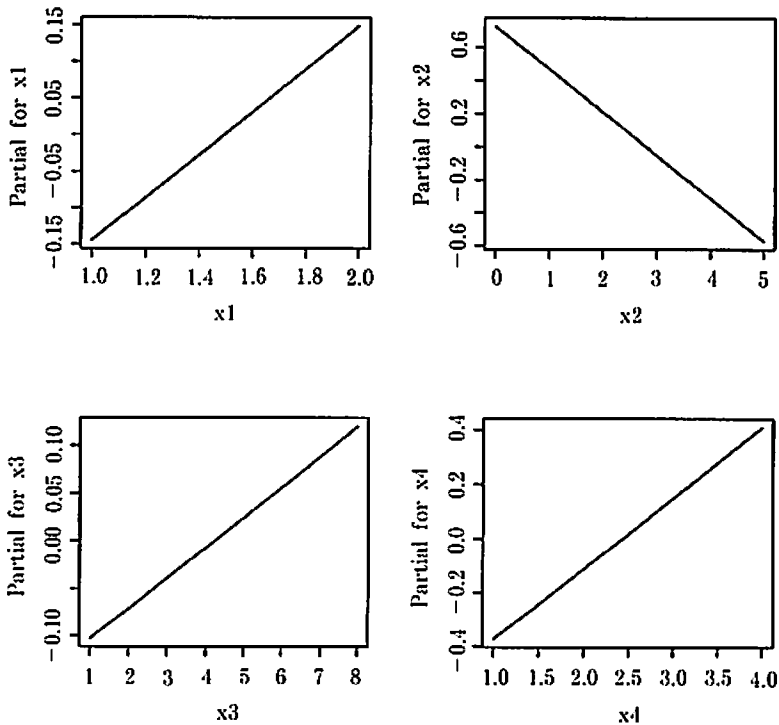
表1-4-5 ロジスティック回帰モデルの推定結果

係数	推定値	標準誤差	z 値	p 値
切片	-0.614553	0.062459	-9.839	2e-16 以下
性別	0.293175	0.025371	11.555	2e-16 以下
生年	-0.260086	0.009129	-28.491	2e-16 以下
地方	0.031814	0.006815	4.668	3.04e-06
市郡	0.261070	0.012497	20.891	2e-16 以下

表 1-4-6 ディビアンスの分散分析表

	自由度	ディビアンス	残差自由度	残差ディビアンス	p 値
帰無			26506	36639	
性別	1	124	26505	36515	1.044e-28
生年	1	932	26504	35583	1.322e-204
地方	1	46	26503	35538	1.285e-11
市郡	1	443	26502	35095	2.477e-98

図 1-4-5 各説明変数の条件付回答確率への影響度



線形回帰モデルでは、係数の値により、各説明変数が被説明変数に与える影響度を見ることができる。ロジスティック回帰モデルの場合には、 X_i の

影響度は

$$\frac{\partial \Pr(Y=1|X)}{\partial X_i}$$

によって与えられる。これは一般に各説明変数の値に依存する。図1-4-5は、 X_i 以外の説明変数が各々の平均値に固定されているときの影響度を表す。横軸は X_i のレベルを表し、縦軸は対応する条件付確率の変化を表す。やはり、生年と市郡の効果が大きいようである。

6 終わりに

この4節(2)では、補助変数を用いて、「民事紛争行動調査」における無回答バイアスについて検討した。データ分析からは、特に生年および市郡に関連する無回答バイアスの存在が強く示唆された。3で述べたように、補助変数に関連する無回答バイアスの存在は、調査全体の無回答バイアスの存在を意味し、無回答バイアスが無視し得ない問題である可能性を示唆する。しかしながら、本調査の分析において無回答バイアスを修正すべきか否かについて判断するためには、無回答バイアスがどの程度推定結果に影響を与えるかを、具体的な事例において検討する必要があるであろう。

参考文献

- Green, W. H., *Econometric Analysis* (Prentice-Hall International, 2000).
 Särndal, C. E. and S. Lundström, *Estimation in Surveys with Nonresponse* (Wiley, 2005)

(小暮厚之)

第2章 意識調査の枠組みと調査方法

第1節 調査の企画と意図

川島（1967）以降、法意識は一貫して日本の法社会学の中心的な問題関心であった¹⁾。しかし、川島が依拠した資料は自ら経験した逸話的なデータが主であったし、その後信頼性の高い大規模な法意識調査が必ずしも行われてきたわけではない。ここでは、A02班と共同で全国規模の信頼性の高い調査票による調査を行い、第1に現代日本人の法意識の全体像をより一般的な社会意識、価値意識との関係で明らかにし、第2に、わが国において紛争行動に影響する基底的要因とされてきた法意識が法の主題化、法使用とどのように⁵⁾関連するかを明らかにするものである。

-
- 1) 本プロジェクトでは法意識を、社会心理学・心理学の用語に翻訳すれば、法と法システムに対する態度であると理解している。なお、松村（2004：17-18）参照。
 - 2) 川島の法意識についての研究を踏まえての法社会学における法意識研究の意義については、六本（1983）参照。川島の法意識研究は理論的には深いインプリケーションを持つが（松村，2004：17-21参照）、実証的研究という観点から見ると、逸話的なデータであるということ以上に、行動から独立に法意識が測定されているわけではないということが問題である。
 - 3) 先行研究として主なものは、河合・加藤（2003）、加藤・藤本（2005）、日本文化会議（編）（1973、1982）である。
 - 4) 日本文化会議（1982）は、日本人の国民性研究の一環であり、法学の問題関心とはズレが見られることと、質問項目の妥当性、信頼性の検討が必ずしも十分ではないことなどの問題があるが、約四半世紀前の、最も大規模な、そして、分析の手法としても高度なものを用いた（最少次元分析、数量化理論など）研究である。
当時、技法においても法学研究者の理解を超えていたがゆえに、法学研究者にはほとんど引用されなかったが、我々は当時の法意識研究として日本文化会議（1982）を高く評価している。それゆえ、我々は今回の調査の中で、同調査の追試も行っている。なお、その書評として松村（1983）参照。

第2節 調査方法

A01 班調査（法意識調査）は留置方式で行われた。具体的には、A02 班面接調査の際に、A01 班留置調査票を回答者に渡し、後日調査員が回収に赴くという方法である。留置とした主たる理由は、法意識調査は、パーソナリティ尺度を含め、さまざまな心理測定尺度からなっており、回答も多くの場合、その強さを6件尺度で答えさせるというものが多く、調査員の読み上げ式より、自記式の方がすぐれていると考えたからである。また、パーソナリティ尺度については、回答者に回答を秘匿したいという気持ちがあり、その点でも調査員の読み上げ式より、自記式がすぐれている。なお、フェースシート部分は、問題の性質に応じて、A02 班の調査票の最後あるいはA01 班の調査票の最後に置いた。

実査と回収率については、第3章「本調査の実施状況」、第4章「回収状況」で述べられている通りである。

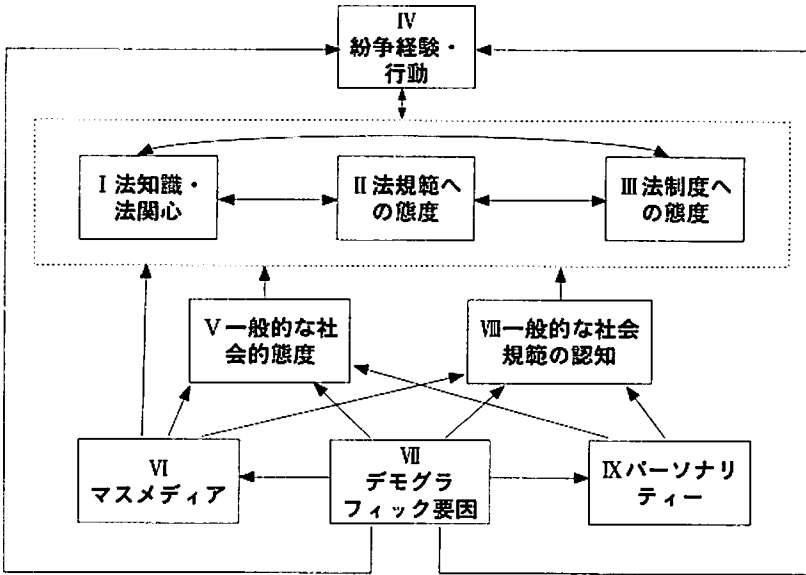
第3節 モデル

まずはじめに、調査票を作成する際に想定したモデルを説明しよう。出発点として想定した法意識モデルは図2-1の通りである。このモデルでは法意識を、心理学、とくに社会心理学の理論に基づき法と法システムに対する態度と捉えている。

ここで紹介するモデル（図2-1参照）では、広義の法意識は、モデル図のなかでⅠ法知識・法関心、Ⅱ法規範への態度、Ⅲ法制度への態度の3要因によって構成されている図の点線で囲まれた部分である。そのうちⅡ法規範への態

5) 第2の課題は、法意識（法と法システムへの態度）が法行動（紛争処理行動）の独立変数であるということを前提としており、基本的には川島（1967）の枠組みを前提としているように見えるかもしれない。しかし、態度と行動の関係はそのような単純なものではない。態度と行動の関係は、社会心理学における態度研究の課題の1つであり、この問題は別稿で論じる。

図 2-1 法意識モデル



度が、上記の狭義の法意識である。

このモデルでは、広義の法意識を独立変数および従属変数の両者として使用している。まず広義の法意識を独立変数とした場合、紛争経験・行動が従属変数として位置づけられる。つまり広義の法意識が、人びとの紛争経験・行動にどのような影響を与えているかを示すものである。他方、広義の法意識を従属変数と位置つけた場合、これを規定する独立変数として、V一般的な社会的態度、VIマスメディアとの接触、VIIデモグラフィック要因、VIII一般的な社会規範の認知、IXパーソナリティー、の諸変数を配置している。各変数の内容を述べると次のとおりである。⁶⁾

【I 法知識・法関心】 法知識とは、実定法の定める内容に関する知識である。他方、法関心は、法律問題や法制度に係るニュースについて見聞きした経験のことである。

6) 調査票の構成を見ればわかるように、同じ心理変数（例えば自己効力感）を測定する場合であっても、調査票のバージョンによって、基本的な項目からのみになっているものと、比較的多数の設問を含めて構成されているものが併存している。

【II 法規範への態度】 法規範への態度は、人びとが法規範をどのように評価しているかということである。このモデルにおいて法規範への態度は、1 契約に対する態度、2 法律一般への態度、3 刑罰に対する態度、4 権利に対する態度、からなる下部構造を持っている。

第1に契約に対する態度は、①融通・厳格、②管理的・自主的、③普遍・特定、④不変・変化、⑤有効性、⑥信頼性、⑦心理的距離、の7つの次元における態度を合成したものである。

第2に、法律一般への態度は、①違法精神と②伝統的態度によって構成されている。違法精神とは、どのような状況で法律を守るか、あるいは守らないかという態度を意味する。伝統的態度は、公的な権威である法規範に従うという態度を意味する。

第3に刑罰に対する態度は、法の違反者に科される刑罰に対する態度である。

最後に権利に対する態度は、権利に対する人びとの評価、態度である。

【III 法制度への態度】 法制度への態度は3つの下位の態度から構成されている。

第1は、裁判制度への態度である。これは①裁判への基本的信頼、②裁判所へのためらい、③物理的障壁、④伝統的態度から成り立っている。

第2は、弁護士への態度である。これは対人評価に関する先行研究に基づき、弁護士への①親しみやすさ、②社会的望ましさ、③力動性、から成り立っていると捉えた。

第3は、裁判官への態度である。これについては、弁護士への態度と比較するためにそれと同じ指標を使用し、裁判官への①親しみやすさ、②社会的望ましさ、③力動性の3次元から成り立っていると捉えた。なお、本調査では、弁護士・裁判官との比較で、大企業の重役に対する態度が尋ねられている。

【IV 紛争経験・行動】 紛争経験・行動と法意識は相互に影響し合っていると考えられる。まず法意識を従属変数とした場合、紛争経験・行動の中で、われわれのモデルに影響するのは、①過去の紛争経験の有無、②トラブルの深刻さの程度であると思われる。それに対して、法意識を独立変数とし

た場合には、紛争経験・行動が従属変数となる。

なお調査の回答者が実際に経験した紛争の詳細については、A02 班担当の紛争行動調査において尋ねている。また回答者すべてが実際に紛争を経験していたわけではないので、調査においては仮設のトラブル状況を小話で設定し、それについての、自分で交渉、調停制度や裁判を利用等々の行動を評価させる設問を設けている。この問は基本的には、回答者の言語的表出としての選好（Real Preference に対する Stated Preference）を測定していると考えられる。

【V 一般的な社会的態度】 一般的な社会的態度は、1 秩序認知、2 進歩的・保守的、3 お上意識の3つの下位の態度から構成されている。

第1の秩序認知は、①紛争についての考え方、②罪に対する態度、③世界観、から成り立つものである。それぞれについて詳しく述べると次の通りである。まず①の紛争についての考え方は、(a) 紛争についての解決の結果、(b) 解決方法、(c) 情緒的な態度、(d) ピアグループの存在、が影響していると想定した。次に、②罪に対する態度については、素朴道徳観が影響するとした。最後の③世界観については正当世界信念が影響すると捉えた。

第2の進歩的・保守的は、社会生活上の新しいことを受け入れる態度を有するかどうかを意味している。

第3のお上意識は、①福祉国家への支持と、②専門家に依存することの2次元から構成されると捉えた。

【VI マスメディアとの接触】 マスメディアとの接触については、テレビ番組等を見る程度が影響すると考えた。

【IX パーソナリティ】 パーソナリティとしては、①権威主義、②集団主義、③心理的負債感、④自己効力感、が影響すると考えた。

【VII デモグラフィック要因等】 デモグラフィック要因等は、①性別、②年齢、③学歴、④収入、⑤信仰心、⑥居住地区、から構成した。

【VIII 一般的な社会規範の認知】 一般的な社会規範は、①ソーシャルキャピタル、②道徳観を合成したものと捉えた。

7) 具体的な設問のワーディングは、法意識国際比較研究会（2001：46、設問（18））を参考にしている。

第1のソーシャルキャピタルは、①町内会への加入の有無、②互恵性、③共同体感情、④ソーシャルキャピタルの信頼性、⑤共同体内の紛争解決、⑥共同体外の紛争解決、の6つの側面からなる下部構造を持っていると捉えた。

第2の道徳観は、道徳に対する態度である。なお実際の質問においては、道徳の典型として約束を取り上げ、それに対する態度を測定している。

第4節 調査票の構成

この調査のサンプル数は、第1章第3節で述べるとおり、25,014である。サンプル数が非常に多いので、調査票は一通りではなく、以下のような方式で11バージョン（本稿では調査票の種類をバージョンと呼ぶことにする）の調査票を作成した。以下、それが全体としてどのように構成されているかを説明する。この点は、サンプルが紛争経験者を拾うために非常に多くなっているがゆえに、本法意識調査で工夫した点である。

11バージョンのうち1バージョンは、日本文化会議（1982）の追試を目的としたものであるが、それについての説明は本書では省略する。

残る10バージョンの調査票については次のような考えに基づいて作成した。

1名の回答者に対して、調査票が長くなることは、回答の信頼性を確保するという観点から避けなければならない。信頼性を考慮すると、想定される最長の回答時間は30分程度である。そこから、1つの調査票の最大項目数は80項目くらいであろうと推定される⁸⁾。しかしながら、質問項目を単純に複数のグループに分割し、各グループごとの設問からなる異なる設問を掲載した複数の調査票を用いる（複数の調査票の完全な縦割り構成）という方法を取ると、縦割りにされた異なるバージョンに含まれる問相互の関連が探求できなくなるという問題が生じる。

したがって、相互の設問項目間の分析が可能になるようにしつつ、調査票のバージョンを増やして全体の設問数を増やさなければならない。そのため

8) 本調査票は後に述べるように、直感的に答えることが期待されている心理測定尺度が中心であり、1問当たりの回答時間は短いと考えられる。

には、技術的にはいくつかの方法が考えられるが、我々は以下のような方法によった。

その具体的な手順は以下のとおりである。

モデル（図2-1参照）を参考にしつつマスター設問項目（バージョンのいずれかでも必ず尋ねる設問項目）を作成した（設問数133問。ただし、別途説明するシナリオ実験による設問を除く）。マスター質問項目は表2-3「調査項目一覧」として掲出⁹⁾されている。なお、表2-3「調査項目一覧」のローマ数字は、モデル図のローマ数字に対応している。

以下、調査票の構成は若干複雑であるので、表2-1、表2-2によりながら、調査票の構成を説明する。

① マスター設問項目から、すべてのバージョンに含まれるべき設問と考えられる基本的な設問を22項目抽出した。それをここではAALLと名づける。そのことによって、1群のまとまりのある尺度項目からそれぞれ代表的な項目若干が選ばれることになった。

② 基本設問（AALL群）以外の残った設問を、モデルに従って表2-1のように、A02群からA06群まで5群に分類する。

③ AALLには設問数が多くなりすぎるので入れることができなかった、第2順位の基本的な設問25問をA02-A06から選び、A01群にまとめた。A01群設問は、A02群-A06群から除去されたのではなく、A02群-A06群にもA01群の設問が残されている（なお、便宜的な理由で、25問のうち、5問はA01群のみに出現する設問である）。そのことによって、A01群を構成する設問（ただし、上記5問を除く）はそれ以外の設問（AALL群を構成する設問を除く）に比べて、出現する調査票のバージョンが多くなり、それらが基本的な設問であるという趣旨を満たすことができる。

④ この段階では設問はA01群-A06群の6つの群に分けられているが、6群からの組合せで調査票を作ると組み合わせの数が多くなりすぎ、調査票管理上適当ではない。すなわち、6群から3群を組合せた場合、組合せの数

9) 留め置き調査票の部分には、性別、年齢が面接法の部分と重複して入り、また、収入（本人の収入と世帯の収入）は留め置き調査票で尋ねている。本稿では、フェースシートの部分には触れない。表2-3「調査項目一覧」からも落としてある。

は、20となる。また、この場合には、1調査票の設問数も多くなりすぎる(3群に加えて、AALL群の設問がすべての調査票に置かれる)。また、6群から2群を組み合わせて調査票を作成するという方法では、各調査票の設問数は適正な数になるが、組合せの数は15であり、15種類調査票ができて、なお、調査票の種類(つまり、サンプルのグループ数)が多すぎると考えられ、調査票管理上不都合である。

⑤ 我々としては、適正な組合せの数として、K票(現代日本人追試)を除いて、調査票を10種類に収めるべくさらに工夫した。そこで、5群から2群をとる組合せは10であるから(${}_5C_2=10$)、6群を5群にすることにした。その方法も技術的にはいくつかありうるが、ここでは、A06群の設問をA02群-A05群に適宜分配し、全体の群の数を5に押さえた。また、この手続は、A02群-A05群のうち、設問数の少ないところにA06群の問を多く割り振ることにより、設問数のばらつきの調整にも寄与することになった。

その具体的内容は表2-1のとおりである。

表2-1 調査票設問項目 AALL群-A06群

AALL群	全22問(性別、生年、年収の質問を含む)(A01-A05質問群とは重複なし)	
	重要な設問をマスター設問項目から抽出	
A01群	共通項目(第2順位の重要な設問。全25問)ただし、25問中、20問はA02-A05と重複して掲出されているが、5問はA01にのみ掲出	
A02群	I-1 法知識 5問	
	I-2 法関心 5問	
	VI マスメディア 1問	
	III-1 裁判制度に対する態度 10(1)問(10問中1問がA01に重複して含まれているという意味。以下同じ)	
IX	集団主義 4(2)問	
IX	権威主義 6(2)問	全31問

A03 群	II-1 契約に対する態度	8(1)問	
	VII-2 約束に対する態度	8問	
	IV 紛争体験	5問	
	VIII 道徳観	1問	
	VIII 帰属集団	3問	
	V 紛争に対する態度	5(1)問	
	V 信仰心	1問	
	VIII ソーシャル・キャピタル	2(1)問	全 33 問
A04 群	II-2 法律一般への態度	10(3)問	
	II-3 刑罰への態度	3問	
	II-4 権利への態度	13(2)問	
	V 素朴道徳感情	1問	
	V 正当世界信念	4(1)問	全 31 問
A05 群	III-2 専門家(弁護士)イメージ	5(1)問	
	III-3 専門家(裁判官)イメージ	5(1)問	
	III-4 重役イメージ	5問	
	V 市民的自由への態度	4(1)問	
	IX- 心理的負債感	3(1)問	
	IX 自己効力感	6(2)問	全 28 問
A06 群	IX-パーソナリティ	19問	
	V 一般的な社会的態度	19問	

A06 群の問はすべて、⑤のステップで A01～A05 に分割される。

⑥ 次の手順は、A01 群-A05 群の 5 群から 2 群ずつを組み合わせて、調査票の全 10 バージョン A-J を作るということである。なお、すべての調査票に AALL 群の設問は入れられている。

そのすべての組合せは、表 2-2 のようになる。そして、表 2-2 を見ればわかるように、A02 群-A05 群の設問は、10 バージョン中、4 回出現する。また、A01 群の設問は、A02 群-A05 群のどこかと重複した問であるから、例えば、A01 群あるいは A02 群の少なくとも 1 つが出現する場合の数が 7 で

あることから容易にわかるように、10バージョンのうち7回出現する（なお、先ほど説明した5問を除く）。なお、A01群は、A02群-A05群と設問の重複があることになるが、実際の調査票の印刷においては、A01群とA02群-A05群の設問の重複は解消されている。

表2-2 設問項目の組み合わせ

調査票	質問項目群
A	AALL A01 A02
B	AALL A01 A03
C	AALL A01 A04
D	AALL A01 A05
E	AALL A02 A03
F	AALL A02 A04
G	AALL A02 A05
H	AALL A03 A04
I	AALL A03 A05
J	AALL A04 A05

⑦ さらに、我々は、シナリオ実験に基づく小話設問を3問用意した。それらは、操作される変数の組合せの数に合わせて、バージョンA-Jに適宜分配した。すなわち小話が掲出されたA-Jがそれぞれ、個々の実験条件に対応していることになる。

第5節 調査票A-Jバージョン作成の意義

第4節「調査票の構成」に述べたように、かなり複雑な方法で調査票のバージョンA-Jを作成した。それは、設問項目を完全に縦割りにして構成すると、縦割りにされた別のバージョンに含まれる問相互の関連が探求できなくなるので、そのようなことはないようするための最善の方法はどうす

べきなのかという観点から決められたのである。すなわち、出現頻度の少ない設問でも10バージョンのうち4バージョンには出現し、それぞれ別の組み合わせで設問が埋め込まれているので、欠損値処理のシステムティックな方法を利用することが可能なのである。この点は我々の研究の（調査の技法において）先駆的な点であると自負している。

第6節 マスター設問項目について

マスター設問項目を一覧できるような形で、表2-3「調査項目一覧」（章末）として整理してある。表2-3について説明しよう。

(1) 全般的説明

第1に、設問は図2-1に従って整理されている（ページ目頭のローマ数字が、モデル図のローマ数字に対応している）。したがって、現実の調査票での掲出順序を反映するものではない。

第2に、付録を見ればわかるように（調査票Aバージョンが掲出されている）、設問は問というリード文からなる大問と、それを構成する個々の小問からなっている。表2-3で、大問、小問とあるのはその意味である。なお、大問のリード文には、「○は(1)から(*)のそれぞれについて1つずつ」という記述があるが、それは表2-3では省略されている。

第3に、A-Jとある列はどの小問がどのバージョンの調査票に掲出されているかを示している部分である。例えば、最初の小問（登記についての知識を問うた設問）は、A、E、F、Gに、12(1)、14(1)、12(1)、14(1)とあるが、その意味は、AとFの調査票では問12の小問1に、EとGでは問14の小問1に現れていることを意味する。

第4に、SPSS変数という列があるが、それは、分析のためにつけられた変数名であって、調査票に掲出されているわけではない。

第5に、表2-3の最後の行に、A-J各バージョンの有効回答者数が掲げられている。¹⁰⁾

10) A-J各バージョンの有効回答数を合計すると11,270であり、これにK票分（有効回答数1,138）を加えると全有効回答数12,408となる。

(2) 心理尺度の利用

本調査票では、法意識に影響を及ぼすと思われる個人差変数をも考慮に入れ、心理尺度（パーソナリティ尺度）を複数種類利用した。第1に、V一般的な社会的態度中の、B10_06_01, B10_10_01, B10_14_01, B10_18_01の4項目は、正当世界尺度である。今野・堀（1998）の同尺度（4項目からなる）を利用した。

第2に、IXパーソナリティ中の、B12_01_01, B12_04_01, B12_08_01は、相川・吉森（1995）の心理的負債感尺度（全18項目）のうちから、3項目を使用している。同18項目の中から、類似の項目を落として9項目を選び、学生をサンプルとした調査を行った。因子分析を実行し、1因子性を確認した上で、因子負荷量の多いものから3項目を選んだ。なお、若干の文言の修正（「私は」を落とすなど）を行っている。

第3に、自己効力感については、成田他（1995）の特性的自己効力感尺度（全23項目）のうち、6項目を使用した（IXパーソナリティ中の、B12_02_01, B12_03_01, B12_05_01, B12_06_01, B12_07_01, B12_09_01）。項目選択の基準は以下のとおりである。まず、学生調査で行った全23項目のデータを因子分析（主因子法、プロマックス回転、固有値1以上）にかけ、複数因子に負荷をする項目を落として因子分析を繰り返し、最終的に3因子解（10項目）を得た（3因子の累積負荷量は58.74%）。第1因子は「計画完遂効力感」（4項目、 $\alpha=.85$ ）、第2因子は「困難克服効力感」（3項目、 $\alpha=.77$ ）、第3因子は「状況統制効力感」（3項目、 $\alpha=.72$ ）とした。なお、質問項目はすべて逆転項目である。本調査で用いた6項目は、これら3因子について、それぞれ因子負荷量の高い2項目ずつを抜き出して使用した。

第4に、IXパーソナリティ中の、B11_01_01以下4項目は、Yamaguchi et al. (1995)における集団主義尺度（改訂版）を一部改変し、学生調査や予備調査データの因子負荷量の大小などを踏まえて、そのうちから4項目を選んだものである。集団主義については多くの研究があるが、ここでは回答者が属する内集団での態度を問う項目を、予備調査の結果を踏まえた上で選んだ。また、予備調査では、内集団をイメージしやすいように、「集団」に代えて「グループ」や「友人」という用語を用いた質問文も作成し相互比較し

たが、回答傾向に違いはみられなかった¹¹⁾ので最終的には「集団」という用語に統一した。

第5に、B13_01_01以下6項目は、Adorno et al. (1950) がまとめ、それ以来、権威主義的パーソナリティの尺度として、多くの改変をされながら用いられている F-Scale から、学生予備調査、一般サンプル予備調査を経て、因子負荷量の大小や内容的な妥当性を踏まえて選んだ項目である。なお、オリジナルの F-Scale には、現代では倫理的に妥当でないような項目や言回し・用語が古めかしかったりする項目が含まれており、訳出に当たっては、アドルノ (1950=1980:95-7) の先行訳も参考にしながら、現代日本社会に適合するように注意を払った。

(3) シナリオ実験

シナリオ実験は3種類ある。表2-3のXシナリオ実験に、3つの小話が、それぞれ各条件群ごとに掲出されているが、表からでは条件の違いがわかりにくいので、条件と調査票のバージョンの対応関係を中心に、ここで簡単に補足しておこう。

(i) 子どものけんか小話

実験計画は4×2の被験者間・内混合計画である。被験者間配置された第1要因は、責任判断をする際の判断材料となる追加情報の種類であり、コントロール条件(追加情報無し)/被害重大条件/管理者過失条件/被害者側過失条件の4水準である。被験者内配置された第2要因は、石村・所・西村(1986)に基づく責任判断の認知過程であり、責任帰属/責任負担の2水準である。被験者間条件と調査票のバージョンの対応関係は以下のとおりである(なお、被験者内条件は、バージョンにより内容が異なるということはない)。

コントロール条件(追加情報無し)	Aバージョン
被害重大条件	Bバージョン
管理者過失条件	Cバージョン
被害者側過失条件	Dバージョン

11) なお、正当世界尺度、心理的負債感尺度については、堀(監修)(2001b:379, 191-193)に、特性的自己効力感尺度、集団主義尺度は、堀(監修)(2001a:39-41, 242-245)にも収録されている。

B08_01_02	ぶつかり、Aさんは転んでけが(全治2ヶ月の骨折)をしました。Aさんは、自転車でぶつかった人に治療費を払ってほしいのですが、その人は払おうとしません。	自分で交渉する	6 とても望ましい	5(1)	6(2)	6(1)	7(1)	6(3)	6(1)	7(1)	7(2)	8(2)	8(1)
B08_01_03	この場合、Aさんが次のような行動をとることをどう考えますか。	家族や知人に交渉を任せる		5(2)	6(3)	6(2)	7(2)	6(3)	6(2)	7(2)	7(3)	8(3)	8(2)
B08_01_04		弁護士に交渉を任せる		5(3)	6(4)	6(3)	7(3)	6(4)	6(3)	7(3)	7(4)	8(4)	8(3)
B08_01_05		調停制度や裁判を利用する			6(5)			6(5)			7(5)	8(5)	

V 一般的な社会的態度				A	B	C	D	E	F	G	H	I	J		
B10_01_01	以下のさまざまな文庫について、あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。	争いごとは円満に解決することが大切である	1 まったくそう思わない 2 そう思わない 3 どちらかといえばそう思わない 4 どちらかといえばそう思う 5 そう思う 6 強くそう思う	6(1)	9(1)	8(1)	8(1)	9(1)	8(3)	8(1)	11(1)	11(1)	10(1)		
B10_02_01		良いおこないをしたときも、悪いおこないをしたときも神や仏はこれを知っている				8(2)		8(1)		11(2)				10(2)	
B10_03_01		わたしは新しい生活スタイルや考え方を受け入れるほうだ					8(2)			8(2)			11(2)	10(3)	
B10_04_01		国立と私立を比べれば、病院にしても大学にしてもなんとなく国立の方が信頼できるような気がする				6(2)	9(2)	8(3)	8(3)						
B10_05_01		争いごとになった場合、相手に直接自分の意見を主張するのは好ましくない					9(3)			9(2)			11(3)	11(3)	
B10_06_01		この世の中では、努力はいつか報われるようになっている				6(3)	9(4)	8(4)	8(4)		8(2)		11(4)		10(4)
B10_07_01		結婚した夫婦が相手の名字を名乗ることを認めるべきである							8(5)			8(3)		11(4)	10(5)
B10_08_01		政府は私たち国民を守ってくれて当然だ				6(4)	9(5)	8(5)	8(6)						
B10_09_01		争いごとになったときは、速かに問に入ってもらうって問題を解決するのがよい				6(5)	9(6)	8(6)	8(7)	9(3)			11(5)	11(5)	
B10_10_01		この世の中では、努力や実力が報われない人が数多くいる						8(7)			8(4)		11(6)		10(6)
B10_11_01		人の生き方が自分の生き方と異なってもそれに目出しすべきでないと思う				6(6)	9(7)	9(1)	9(1)			8(4)		11(6)	10(7)

B04_02_01	か。次のAとBの意見のうち、あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。	A：自分から進んで守るものだと思う B：仕方がなく守るものだと思う	4 どちらかといえばBの意見に賛成 5 Bの意見に賛成 6 Bの意見に強く賛成		2(2)			2(2)		2(2)	2(2)	
B04_03_01		A：何かのときに役に立つ B：何かのときに役に立たない		2(3)			2(3)		2(3)	2(3)		
B04_04_01		A：好ましいと感じがする B：嫌な感じがする		2(4)			2(4)		2(4)	2(4)		
B04_05_01		A：内容どおりに適用される B：内容どおりに適用されない		2(5)			2(5)		2(5)	2(5)		
B04_06_01		A：相手と対等なものとして扱われる B：相手と対等なものとして扱われない		2(6)			2(6)		2(6)	2(6)		
B04_07_01		A：効力はどのような場合も同じである B：効力は場合、場合で異なる		2(7)			2(7)		2(7)	2(7)		
B04_08_01		A：信頼できるものだと思う B：信頼できないものだと思う		2(8)			2(8)		2(8)	2(8)		
B08_02_01		あなたは「暴力を加えられている人を見たのにその人を助けないと罰金を科す」という法律を作ることに賛成ですか。それとも反対ですか。			1 強く反対 2 反対 3 どちらかといえば反対 4 どちらかといえば賛成 5 賛成反対 6 強く賛成		7			7		8
B08_03_01	a. 家族以外であなたが一番ひんぱんににおつきあいがある方は次の中のどれですか。		1 親戚の人たち 2 近所の人たち 3 趣味や習い事やよく行くお店で知り合った人たち 4 以前、仕事の関係で知り合った人たち 5 現在の仕事や職場での知り合い 6 卒業した学校で知り合った人たち 7 現在通っている学校での知り合い 8 子ども同士が友だちで知り合った人たち 9 その他 10 家族以外につきあいはない→ b. cはとばして次の間に選んでください。		8 (a)			8 (a)		9(a)	10(a)	

B08_03_02	b. 上の a で回答した人たちの間で、多額の金銭の貸し借りをめぐってあらそいがおこったとします。その人たちが解決のために、それぞれの家族以外で相談すべきなのはだれだとお考えになりますか。	a で答えた人たちの中 1 まとめ役の人 2 まとめ役以外の人 その人たち以外 3 親しい人 4 警察・市役所・町村役場などの公的機関 5 弁護士や司法書士 6 その他		8(b)			8(b)		9(b)	10(b)		
B08_03_03	c. a で回答した人たちの中、見知らぬ会社から、覚えのない高額の手紙が送られてきた人がいたとします。この問題を解決するために、家族以外の人で相談すべきなのはだれだとお考えになりますか。	a で答えた人たちの中 1 まとめ役の人 2 まとめ役以外の人 その人たち以外 3 親しい人 4 警察・市役所・町村役場などの公的機関 5 弁護士や司法書士 6 その他		8(c)			8(c)		9(c)	10(c)		
B15_03_01	あなたご自身についておたずねします。もっともあてはまるものに○をつけてください。	同じ町内や、アパートの隣近所の方など地元の人とおつきあいがありますか	(1)ない (2)あまりない (3)ふつう (4)かなりある (5)非常にある	14(2)	18(2)	17	17	16(3)	16(2)	16(2)		
B15_04_01		あなたはお住まいになっている地域の町内会の仕事をしなければならなくなったとき、ひきうけますか	(1)ひきうけない (2)たぶんひきうけない (3)たぶんひきうける (4)ひきうける		18(3)			16(4)	16(3)	16(3)		

K パーソナリティ			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
B11_01_01	ここでは、あなたが管役の集まりの中でどのよう行動するか	集団の仲間と意見の不一致を生じないように気をつける	7(1)				10(1)	9(1)	9(1)			
B11_02_01		集団の仲間の望むように行動する必要はないと思う	7(2)	11(1)	10(1)	10(1)	10(2)	9(2)	9(2)			

B11_03_01	についておたずねします。 以下の各文章について、自分の行動や考え方にもっともあてはまるものに○をつけてください。	自分の集団がまちがっているときには、集団を支持しない	4 どちらかといえばあてはまる 5 あてはまる 6 よくあてはまる	7(3)				10(3)	9(3)	9(3)			
B11_04_01		集団の仲間と意見がひどくちがっているときは、仲間と反対の意見を主張する		7(4)	11(2)	10(2)	10(2)	10(4)	9(4)	9(4)			
B12_01_01	以下の各文章について、あなたにもっともあてはまるものに○をつけてください。	人におごってもらったら、次は私がおごるようにしている	1 まったくあてはまらない 2 あてはまらない	8(1)	12(1)	11(1)	11(1)			10(1)		12(1)	11(1)
B12_02_01		新しいことを始めようと決めても、出だしでつまずくとすぐにあきらめてしまう	3 どちらかといえばあてはまらない 4 どちらかといえばあてはまる 5 あてはまる 6 よくあてはまる				11(2)			10(2)		12(2)	11(2)
B12_03_01		友達になりたい人でも、友達になるのが大変ならばすぐにやめてしまう					11(3)			10(3)		12(3)	11(3)
B12_04_01		人に何かをしてもらったら、その人にお返しをするようにしている					11(4)			10(4)		12(4)	11(4)
B12_05_01		困難に出会うのを避ける					11(5)			10(5)		12(5)	11(5)
B12_06_01		重要な目標を決めても、めったに成功しない					11(6)			10(6)		12(6)	11(6)
B12_07_01		非常にややこしく見えることには、手を出そうとは思わない		8(2)	12(2)	11(2)	11(7)			10(7)		12(7)	11(7)
B12_08_01		たとえ嫌いな人にでも世話になったらお返しをする					11(8)			10(8)		12(8)	11(8)
B12_09_01		すぐにあきらめてしまう		8(3)	12(3)	11(3)	11(9)			10(9)		12(9)	11(9)
B13_01_01	あなたは次のような考え方をどう思いますか。もっともあてはまるものに○をつけてください。	親や学校の先生にけっしてさからわないようにこどもはしつけられるべきだ	1 まったくそう思わない 2 そう思わない	9(1)	13(1)	12(1)	12(1)	11(1)	10(1)	11(1)			
B13_02_01		悪い習慣にそまっていたり、行儀が悪い人たちと、まともな人たちとはうまくいくはずがない	3 どちらかといえばそう思わない 4 どちらかといえばそう思う 5 そう思う 6 強くそう思う	9(2)				11(2)	10(2)	11(2)			
B13_03_01		不平を言わないでだまって傷けば、みな裕福になるはずだ		9(3)	13(2)	12(2)	12(2)	11(3)	10(3)	11(3)			
B13_04_01		世の中には人の能力を超えた力が働いているのだから、そのような力を信頼するべきである		9(4)				11(4)	10(4)	11(4)			
B13_05_01		背逆のまともな人は、親友や血縁者を出づけるようなことをけっして考えたりしない		9(5)				11(5)	10(5)	11(5)			
B13_06_01		人は、若いころは社会に反発しがちだが、年とともにだんだんと落ち着くものだ		9(6)				11(6)	10(6)	11(6)			

X	シナリオ実験 けが小基		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
BI-01_01	<p>以下の文章を読んで、質問にお答えください。</p> <p>5歳のAちゃん、Bちゃん、Cちゃんが、市が管理する公園の砂場で遊んでいました。Cちゃんの母親が3人の面倒を見ていました。このとき、AちゃんがケツをBちゃんが力ずくで奪取してしまいました。</p> <p>Aちゃんは驚いて砂場に落ちていたコンクリート片でBちゃんを殴ってしまいました。</p> <p>Bちゃんは目の上を5針縫うケガをしてしまいました。</p> <p>(a) Bちゃんがケガをしたことについて、以下の人や市はそれぞれどの程度悪いと思いますか。</p>	<p>殴ったAちゃん</p>	10a(1)	14a(1)	13a(1)	13a(1)						
BI-01_02	<p>先に横取りしたBちゃん</p>	<p>先に横取りしたBちゃん</p>	10a(2)	14a(2)	13a(2)	13a(2)						
BI-01_03	<p>けんかを止められなかったCちゃんの母親</p>	<p>けんかを止められなかったCちゃんの母親</p>	10a(3)	14a(3)	13a(3)	13a(3)						
BI-01_04	<p>公園の砂場を安全に管理していなかった市</p>	<p>公園の砂場を安全に管理していなかった市</p>	10a(4)	14a(4)	13a(4)	13a(4)						
	(コントロール条件)		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
BI-02_01	(b) あなたは、Bちゃんの母親か、市か、どちらが悪いと思いますか。	殴ったAちゃんの親	10b(1)									
BI-02_02	先に横取りしたBちゃんの親	先に横取りしたBちゃんの親	10b(2)									
BI-02_03	けんかを止められなかったCちゃんの母親	けんかを止められなかったCちゃんの母親	10b(3)									
BI-02_04	公園の砂場を安全に管理していなかった市	公園の砂場を安全に管理していなかった市	10b(4)									
	(結果或大条件)		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
BI-02_01	Bちゃんは、このケガが原因で視力が大きく低下	殴ったAちゃんの親		14b(1)								

- 1 全然感くない
- 2 少し悪い
- 3 まあまあ悪い
- 4 かなり悪い
- 5 非常に悪い

- 1 まったく負担しなくてよい
- 2 少し負担するべきだ
- 3 ある程度負担するべきだ
- 4 かなり負担するべきだ
- 5 ほとんどを負担するべきだ

- 1 まったく負担しなくてよい
- 2 少し負担するべきだ
- 3 ある程度負担するべきだ

B14_03_01	<p>した。ところが、数日後、Bは750万円の購入価格を提示したCにその車を買ってしまった。Aはその車を購入できなくなりました。Aはすでに支払った100万円を返してもらっただけでした。このような状況について、あなたはどう思いますか。あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。</p>	<p>Bは650万円でAに売るという約束をした以上、Aより条件のいい相手が現れても、その約束を守らなければならない</p>			12(4)	
B14_03_05		<p>AとBとの約束はどの程度法律的な契約という感じがしましたか</p>	<p>1 まったく法的ではない 2 あまり法的ではない 3 どちらかといえば法的ではない 4 どちらかといえば法的である 5 かなり法的である 6 非常に法的である</p>		12(5)	

X シナリオ実験 契約小話 (ディーラー/文書条件)			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J										
B14_03_01	<p>Aは、たまたま通りかかった外車ディーラーBのところで、ずっと欲しいと思っていた年式・型式の外車の中古車を見つけました。AはBと、価格は650万円、2週間後に引き渡しということのでその中古車を買うことに合意し、そのむね文書で約束しました。ところが、数日後、Bは750万円の購入価格を提示したCにその車を買ってしまった。Aはその車を購入できなくなりました。</p>	<p>Aはお金をだまされたとわかったわけではないのだから、Bに謝ってもらえば済むことだ</p>	<p>1 まったく反対 2 かなり反対 3 どちらかといえば反対 4 どちらかといえば賛成 5 かなり賛成 6 非常に賛成</p>																			
B14_03_02		<p>Bは契約を破ったのだから、Aに賠償金を支払うべきである</p>																				
B14_03_03		<p>自由競争の世界なのだから、高い金額を提示した人に売るとは何も悪いことではない</p>																				
B14_03_04		<p>Bは650万円でAに売るという約束をした以上、Aより条件のいい相手が現れても、その約束を守らなければならない</p>																				

B14_03_05	た。このような状況について、あなたはどのように思いますか。あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。	AとBとの約束はどの程度法的な契約という感じがしましたか	1 まったく法的ではない 2 あまり法的ではない 3 どちらかといえば法的でない 4 どちらかといえば法的である 5 かなり法的である 6 非常に法的である								12(5)		
-----------	---	------------------------------	---	--	--	--	--	--	--	--	-------	--	--

X シナリオ実験 契約小話 (友人/手付け条件)			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
B14_03_01	Aは、カーマニアの友人仲間であるBが、Aがずっと欲しいと思っていた年式・型式の外車の中古車を手放したがっていることを知り、AはBと、価格は650万円、2週間後に引き渡しということでその中古車を買うことに合意しました。なお、その際、Aは代金の一部として100万円をBに渡しました。ところが、数日後、Bは750万円の購入価格を提示したCにその車を買ってしまい、Aはその車を購入できなくなりました。Aはすでに支払った100万円を返していただくだけでした。このような状況について、あなたはどのように思いますか。あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。	Aはお金をだましとられたわけではないから、Bに謝ってもらえば済むことだ	1 まったく反対 2 かなり反対 3 どちらかといえば反対 4 どちらかといえば賛成 5 かなり賛成 6 非常に賛成								13(1)	
B14_03_02		Bは契約を破ったのだから、Aに賠償金を支払うべきである									13(2)	
B14_03_03		自由競争の世界なのだから、高い金額を提示した人に売るのは何も悪いことではない									13(3)	
B14_03_04		Bは650万円でAに売るといふ約束をした以上、Aより条件のいい相手が現れても、その約束を守らなければならない									13(4)	
B14_03_05		AとBとの約束はどの程度法的な契約という感じがしましたか	1 まったく法的ではない 2 あまり法的ではない 3 どちらかといえば法的ではない 4 どちらかといえば法的である 5 かなり法的である 6 非常に法的である								13(5)	

X シナリオ実験 契約小話 (友人/文書条件)		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
B14_03_01	Aは、カーマニアの友人仲間であるが、Aがずっと欲しいと思っていた年式・型式の外車の中古車を手放したことがあったことを知りました。AはBと、価格は650万円、2週間後に引き渡しということでその中古車を買うことに合意し、そのむね文書で約束しました。ところが、数日後、Bは750万円の購入価格を提示したCにその車を売ってしまい、Aはその車を購入できなくなりました。このような状況について、あなたはどのように思いますか。あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。	Aはお金をだましとられたわけではないのだから、Bに謝ってもらえば済むことだ		1 まったく反対 2 かなり反対 3 どちらかといえば反対 4 どちらかといえば賛成 5 かなり賛成 6 非常に賛成							12(1)
B14_03_02		Bは契約を破ったのだから、Aに賠償金を支払うべきである									12(2)
B14_03_03		自由競争の世界なのだから、高い金額を提示した人に売るのは何も悪いことではない									12(3)
B14_03_04		Bは650万円でAに売るという約束をした以上、Aより条件のいい相手が現れても、その約束を守らなければならない									12(4)
B14_03_05		AとBとの約束はどの程度法的な契約という感じがしましたか		1 まったく法的ではない 2 あまり法的ではない 3 どちらかといえば法的ではない 4 どちらかといえば法的である 5 かなり法的である 6 非常に法的である							12(5)
X シナリオ実験 土地小話 (船見知り/立て札あり/遊び場条件)		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
B14_04_01	近所に使われていない空き地があります。地主は同じ町内のAさんで、近所の人と船見知ります。その空	どうせ使われていないのだから、この程度使おうのは許されてよいと思う		1 まったく反対 2 かなり反対 3 どちらかといえば反対 4 どちらかといえば賛成 5 かなり賛成 6 非常に賛成		11(1)					

X シナリオ実験(総) 土地小話(顔見知り/立て札なし/遊び場条件)		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
B14_01_01	近所に使われていない空き地があります。地主は同じ町内のAさんで、近所の人と顔見知りです。その空き地には、立ち入りを禁止する立て札もさくもありません。その空き地は近所の子どもたちが、かってに遊び場になっています。このような状況について、あなたはどう思いますか。あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。	どうせ使われていないのだから、この程度使うのは許されてよいと思う		1 まったく反対 2 かなり反対 3 どちらかといえば反対 4 どちらかといえば賛成 5 かなり賛成 6 非常に賛成	14(1)						
B14_01_02	近所に使われていない空き地があります。地主は同じ町内のAさんで、近所の人と顔見知りです。その空き地には、立ち入りを禁止する立て札もさくもありません。その空き地は近所の子どもたちが、かってに遊び場になっています。このような状況について、あなたはどう思いますか。あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。	他人の所有地なのだから、勝手に使うことは絶対に許されない			14(2)						
B14_01_03	近所に使われていない空き地があります。地主は同じ町内のAさんで、近所の人と顔見知りです。その空き地は近所の子どもたちが、かってに遊び場になっています。このような状況について、あなたはどう思いますか。あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。	地主は土地を使われなくなったら、勝手に入れないように対策をとるべきである			14(3)						
B14_01_04	近所に使われていない空き地があります。地主は同じ町内のAさんで、近所の人と顔見知りです。その空き地は近所の子どもたちが、かってに遊び場になっています。このような状況について、あなたはどう思いますか。あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。	この程度のこと、地主があればこれ文句をつけるべきではない			14(4)						
X シナリオ実験(総) 土地小話(顔見知り/立て札なし/家庭菜園条件)		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
B14_01_01	近所に使われていない空き地があります。地主は同じ町内のAさんで、近所の人と顔見知りです。その空き地には、立ち入りを禁止する立て札もさくもありません。その空き地の一部を近所の人がかつてに家庭菜園にしています。このような状況について、あなた	どうせ使われていないのだから、この程度使うのは許されてよいと思う		1 まったく反対 2 かなり反対 3 どちらかといえば反対 4 どちらかといえば賛成 5 かなり賛成 6 非常に賛成	13(1)						
B14_01_02	近所に使われていない空き地があります。地主は同じ町内のAさんで、近所の人と顔見知りです。その空き地には、立ち入りを禁止する立て札もさくもありません。その空き地の一部を近所の人がかつてに家庭菜園にしています。このような状況について、あなた	他人の所有地なのだから、勝手に使うことは絶対に許されない			13(2)						
B14_01_03	近所に使われていない空き地があります。地主は同じ町内のAさんで、近所の人と顔見知りです。その空き地の一部を近所の人がかつてに家庭菜園にしています。このような状況について、あなた	地主は土地を使われなくなったら、勝手に入れないように対策をとるべきである			13(3)						

BH4_01_03	であり、その際、 地の境界には さくも作ってあ ります。その空 地の一部を近 所の人がかつて に菜園菜園にし ています。 このような状況 について、あなた はどう思いま すか。あなたも 考えにもっとも 近いものに○を つけてください。	地主は土地を使われなくなったら、勝手に 入れないように対策をとるべきである	この程度のごとで、地主があればこれ文句をつ けるべきではない	13(3)	13(4)							
BH4_01_01	近所に使われて いない空き地が あります。地主 がどういいう人な のか誰も知りま せん。その空き 地には、立ち入 りを禁止する立 ちもさくもあ りません。その 空き地は近所の 子どもたちが かつて遊び場 に使っています。 このような状況 について、あなた はどう思いま すか。あなたも 考えにもっとも 近いものに○を つけてください。	地主は土地を使われなくなったら、勝手に 入れないように対策をとるべきである	この程度のごとで、地主があればこれ文句をつ けるべきではない	13(3)	13(4)							

X	シナリオ実験 土地小話（不慣/立て札なし/遊び場条件）	近所に使われていないのだから、この程度使 うのは許されてよいと思う	1 まったく反対 2 かなり反対 3 どちからかどいえば反対 4 どちからかどいえば賛成 5 かなり賛成 6 非常に賛成	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
BH4_01_01	近所に使われていない空き地が あります。地主 がどういいう人な のか誰も知りま せん。その空き 地には、立ち入 りを禁止する立 ちもさくもあ りません。その 空き地は近所の 子どもたちが かつて遊び場 に使っています。 このような状況 について、あなた はどう思いま すか。あなたも 考えにもっとも 近いものに○を つけてください。	地主は土地を使われなくなったら、勝手に 入れないように対策をとるべきである	他人の所有地なのだから、勝手に使うことは 絶対に許されない								13(1)		
BH4_01_02	近所に使われていない空き地が あります。地主 がどういいう人な のか誰も知りま せん。その空き 地には、立ち入 りを禁止する立 ちもさくもあ りません。その 空き地は近所の 子どもたちが かつて遊び場 に使っています。 このような状況 について、あなた はどう思いま すか。あなたも 考えにもっとも 近いものに○を つけてください。	地主は土地を使われなくなったら、勝手に 入れないように対策をとるべきである	他人の所有地なのだから、勝手に使うことは 絶対に許されない								13(2)		
BH4_01_03	近所に使われていない空き地が あります。地主 がどういいう人な のか誰も知りま せん。その空き 地には、立ち入 りを禁止する立 ちもさくもあ りません。その 空き地は近所の 子どもたちが かつて遊び場 に使っています。 このような状況 について、あなた はどう思いま すか。あなたも 考えにもっとも 近いものに○を つけてください。	地主は土地を使われなくなったら、勝手に 入れないように対策をとるべきである	他人の所有地なのだから、勝手に使うことは 絶対に許されない								13(3)		
BH4_01_04	近所に使われていない空き地が あります。地主 がどういいう人な のか誰も知りま せん。その空き 地には、立ち入 りを禁止する立 ちもさくもあ りません。その 空き地は近所の 子どもたちが かつて遊び場 に使っています。 このような状況 について、あなた はどう思いま すか。あなたも 考えにもっとも 近いものに○を つけてください。	地主は土地を使われなくなったら、勝手に 入れないように対策をとるべきである	他人の所有地なのだから、勝手に使うことは 絶対に許されない								13(4)		

X シナリオ実験 土地小話 (本題/立て札なし/家庭菜園条件)	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
BH_01_01 近所に使われていない空き地があります。地主がどういう人なのか私も知りません。その空き地には、立ち入り禁止する立札もさくもありません。その空き地の一部を近所の人がかかってに家庭菜園にしています。 このような状況について、あなたはどのように思いますか。あなたも考えにもっとも近いものに○をつけてください。	<p>1 まったく反対 2 かなり反対 3 どちらからかといえば反対 4 どちらからかといえば賛成 5 かなり賛成 6 非常に賛成</p>									
BH_01_02 他人の所有地なのだから、勝手に使うことは絶対に許されない。										
BH_01_03 地主は土地を使われたいから、勝手に他人の所有地に入れないように対策をとるべきである。										
BH_01_04 この件でのごときで、地主があればこれ文句をつけるべきではない。										
有効回答者数										
	1134	1112	1100	1141	1084	1123	1137	1137	1162	1140

(ii) 中古車売買小話

実験計画は 2×3 の被験者間計画である。第1要因は契約の相手方であり、ディーラー／友人の2水準である。第2要因は契約の形式であり、口頭のみ
の契約／手付けを払っている／契約内容を記した文書を作成しているの3水準である。条件と調査票のバージョンの対応関係は以下のとおりである。

ディーラー／口頭条件	Bバージョン
ディーラー／手付け条件	Eバージョン
ディーラー／文書条件	Gバージョン
友人／口頭条件	Hバージョン
友人／手付け条件	Iバージョン
友人／文書条件	Jバージョン

(iii) 空き地小話

実験計画は $2 \times 2 \times 2$ の被験者間計画である。第1要因は共同体関係であり、顔見知り／知り合いではないの2水準である。第2要因は所有者の意思の明示であり、立て札の有無の2水準である。第3要因は、利用形態であり、家庭菜園／遊び場の2水準である。条件と調査票のバージョンの対応関係は以下の通りである。

顔見知り／立て札あり／遊び場条件	Aバージョン
顔見知り／立て札あり／家庭菜園条件	Cバージョン
顔見知り／立て札なし／遊び場条件	Dバージョン
顔見知り／立て札なし／家庭菜園条件	Eバージョン
不知／立て札あり／遊び場条件	Fバージョン
不知／立て札あり／家庭菜園条件	Gバージョン
不知／立て札なし／遊び場条件	Hバージョン
不知／立て札なし／家庭菜園条件	Jバージョン

第7節 調査票のレイアウト

調査票A-Jのうち、Aバージョンを付録としてそのまま印刷しているので参照されたい。¹²⁾

補論：予備調査から本調査までの経緯

予備調査から本調査までの経緯としては、本書第1章第2節「予備調査から本調査までの経緯」で説明されている第一次予備調査、第二次予備調査を、A02班と同時に行った。また、A01班独自の作業として、2003年10月から2004年12月にかけて、学生（非法学部生あるいは専門課程に進学していない学生）を対象として、授業の機会などを利用して、逐次的に調査票を修正しつつ、調査を繰り返した。実施校は、札幌高等看護学院、札幌大学、佛教大学、北海道教育大学、放送大学（面接授業）、北星学園大学、藤女子大学、北海道大学、活水女子大学、長崎市医師会看護専門学校、香川大学である¹³⁾。

引用文献

- Adorno, T. W. et al. (1950) *The Authoritarian Personality*, NY: Harper.
 アドルノ, T. W. (田中義久他訳) (1950=1980)『権威主義的パーソナリティ』
 青木書店 (現代社会学大系第12巻)。
 法意識国際比較研究会 (2001)『日本人の法意識』調査基本報告書——2000年3月全国調査』『法政論集 (名古屋大学)』187号: 1-64
 石村善助他 (編著) (1986)『責任と罰の意識構造』多賀出版。
 河合隼雄・加藤雅信 (編著) (2003)『人間の心と法』有斐閣。
 加藤雅信・藤本亮 (編著) (2005)『日本人の契約観——契約を守る心と破る心』三省堂。
 川島武宜 (1967)『日本人の法意識』岩波書店。
 今野裕之・堀洋道 (1995)「正当世界信念が社会状況の不正判断に及ぼす影響について」『筑波大学心理学研究』第20号: 157-162。
 日本文化会議 (編) (1973)『日本人の法意識——調査分析』至誠堂。
 日本文化会議 (編) (1982)『現代日本人の法意識』第一法規。
 堀洋道 (監修) (2001a)『心理測定尺度集 I ——人間の内面を探る (自己・

12) 原票はA4判である。また、色は白ではなく、薄い色（レモン色、若草色、肌色）がつけられている。

13) 執筆者自らが担当する授業の他、いくつかの他の授業でも担当教員のご理解、ご協力を得て行わせていただいた。この場を借りて、ご協力頂いた、担当教員および、回答者になって頂いた学生諸君へ謝意を表したい。

個人内過程』サイエンス社。

堀洋道（監修）（2001b）『心理測定尺度集Ⅱ——人間と社会のつながりを捉える〈対人関係・価値観〉』サイエンス社。

松村良之（1983）「書評 日本文化会議（編）現代日本人の法意識 第一法規 1982」『法律時報』55(5)：116-118。

松村良之（2004）「法社会学は何をしてきたか——川島武宜の法意識研究を中心として」和田仁孝他（編）『Series Law in Action 1. 法と社会へのアプローチ』日本評論社：10-28。

松村良之他（2006）「現代日本人の法意識の全体像——2005年調査結果の概要——」『北大法学論集』57(3)予定。

成田健一他（1995）「特性的自己効力感尺度の検討——生涯発達の利用の可能性を探る」『教育心理学研究』43：306-314。

Yamaguchi, S. et al. (1995) Personality correlates of allocentric tendencies in individualist and collectivist cultures, *Journal of Cross-cultural Psychology*, 26: 658-672.

（松村良之，木下麻奈子，藤本亮，山田裕子，藤田政博，小林知博）

第3章 行動調査結果

第1節 問題の経験

本節では、問題を経験した者2,343人からの回答を検討し、問題の実数・実態あるいは特色についての概要を提示して、日常生活で人々がどのような問題を経験しているかについて明らかにする。

本調査では、問1で「過去5年（平成12年3月以降）の間に、あなたご自身が、誰かとの間で、何か問題を経験したことがありますか。ここにあげる問題それぞれについて、あてはまるものをいくつでも選んでください」との質問に対し、何らかの問題を経験したと回答した者は、総数で2,343人であった。経験された問題総数は4,144件、回答者1人当たり0.3件、問題経験者1人当たり1.8件であった。¹⁾

(1) 問題類型と問題経験

問題を経験したと回答した者の内訳は次のようになっている。

①「商品やサービスの内容、品質、代金について」は701件、②「土地や住宅の新築・改築・売買について」は191件、③「アパート・マンションや土地、家屋の貸し借りについて」は198件、④「雇用について」は428件、⑤「家族・親族について」は300件、⑥「交通事故や医療事故など「事件や事故の当事者になった」」は949件、⑦「隣近所との関係で」は739件、⑧「お金の貸し借りについて」は292件、⑨「民間の保険の契約、解約、支払について」は173件、⑩「税金や公的な年金・保険などについて」

1) 本調査では、各問題類型（「商品・サービス」、「雇用」、「近隣関係」等々）の下位分類である問題の様々な種類（例えば「食品」、「医薬品」、等々）のそれぞれについて、問題経験の回数は挙げていない。それゆえ、経験された問題総数は、経験された問題の種類総数の総数である。

は134件、⑩ これまであげたもの以外の問題は39件となっている。

[1] 商品やサービスの内容などに関する問題

問(あ)「商品やサービスの内容、品質、代金について、何か問題を経験されたことがありますか(訪問・勧誘販売、通信販売、インターネット上での売買を含みます)」との質問に対する回答は以下のようになっている。

その内訳は、①「食品」110人、②「医薬品」15人、③「化粧品・エステ」60人、④「家庭用品・家具・家電・OA機器」123人、⑤「バイク・自転車」37人、⑥「クリーニング」46人、⑦「旅行関係」35人、⑧「学校・塾・家庭教師」54人、⑨「株式・債権・その他の金融商品」26人、⑩「電話・インターネット関係」127人、⑪「介護サービス」9人、⑫「新聞の勧誘」10人、⑬「その他」49人、となっている。

問題経験者数の第1位は電話・インターネット関係、第2位は家庭用品・家具・家電・OA機器、第3位は食品の順である。

[2] 不動産の新築・改築・売買などに関する問題

問(い)「土地や住宅の新築・改築・売買について、何か問題を経験されたことがありますか」との質問に対する回答は以下のようになっている。

その内訳は、①「土地の売買」32人、②「住宅(戸建・マンション)の売買」29人、③「住宅(戸建・マンション)の新築」39人、④「住宅(戸建・マンション)の改築・一部補修・リフォーム」86人、⑤「その他」5人であり、補修などをめぐる問題が目立っている。

[3] 不動産の賃貸借をめぐる問題

問(う)「アパート・マンションや土地、家屋の貸し借りについて、何か問題を経験されたことがありますか」に対する回答は以下のようになっている。

その内訳は、①「賃料関係」27人、②「立ち退き・立ち退き料」21人、③「敷金・保証金」67人、④「礼金・更新料」10人、⑤「修繕」60人、⑥「その他」13人であった。敷金、修繕をめぐる問題がほぼ同じ数値で高い割合を占めている。

[4] 雇用をめぐる問題

問(え)「雇用について、何か問題を経験されたことがありますか」に対

図3-1-1 問題の内訳
(総数4,144件)

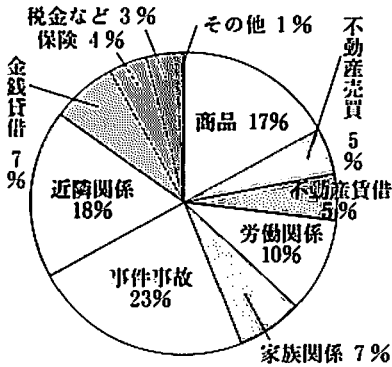


図3-1-3 土地や住宅の新築・改築・売買

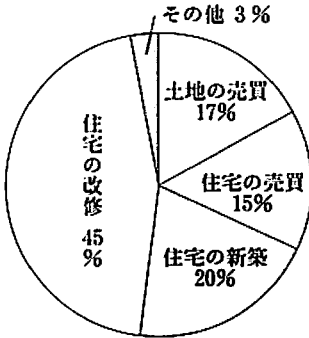


図3-1-5 雇用

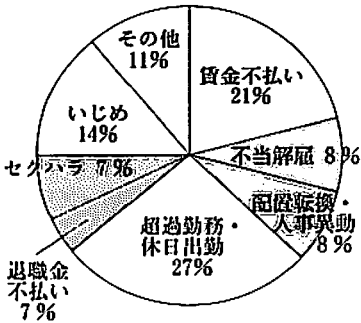


図3-1-2 商品やサービスなどに関する問題

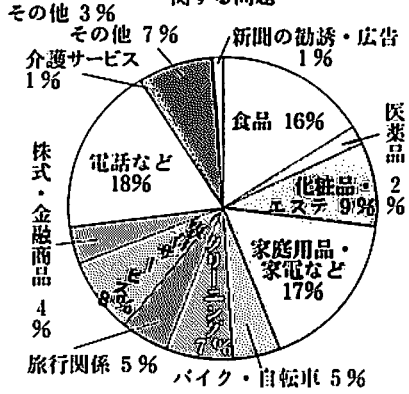


図3-1-4 アパート・マンションや土地、
家屋の貸し借り

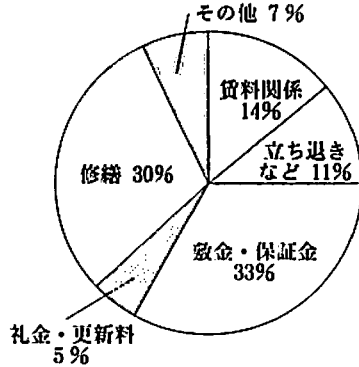
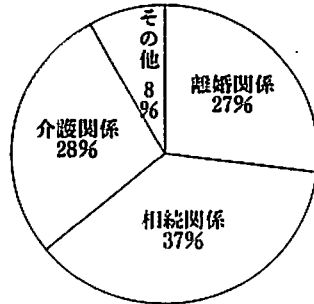


図3-1-6 家族・親族



しての回答は以下のようにになっている。

その内訳は、①「賃金不払い（一部不払いも含む）」89人、②「不当解雇」36人、③「不当な配置転換・人事異動」36人、④「不当な超過勤務や休日出勤」112人、⑤「退職金不払い（一部不払いも含む）」16人、⑥「セクハラ」28人、⑦「いじめ」62人、⑧「その他」49人、である。不当な超過勤務や休日出勤と賃金不払いが高い割合を占めている。

[5] 家族・親族をめぐる問題

問（お）「家族・親族について、何か問題を経験されたことがありますか」に対する回答は以下のようにになっている。

内訳は、①「離婚関係（財産をどう分けるか、慰謝料支払いの有無、子どもの親権、同居者、養育費など）」82人、②「相続関係（誰が相続するか、遺産分割の仕方、葬等を誰が引き継ぐかなど）」110人、③「介護関係（誰が介護するか、費用を誰が負担するか、など）」99人、④「その他」25人であった。

[6] 事件や事故の経験

問（か）「ここにあげるような事件や事故の当事者になったことがありますか」との問に対しては、以下のような回答があった。

その内訳は、①「交通事故（人身被害あり）」391人、②「交通事故（人身被害なし）」346人、③「医療事故」22人、④「労働災害（通勤災害、過労などを含みます）」20人、⑤「学校での暴力・いじめなどの事件や怪我などの事故」36人、⑥「いやがらせや名咎きそんなど、精神的被害の生じた事件」57人、⑦「①～⑥以外の、死亡や障害の生じた事件や事故」9人、⑧「①～⑥以外の、物に損害が生じた事件や事故」68人、となっている。なお、人身事故および物損事故を含めて交通事故をめぐる問題が突出して多い。

[7] 近隣関係の問題

問（き）「隣近所との関係で、何か問題を経験されたことがありますか」に対する回答は以下のようにになっている。

その内訳は、①「隣人との土地の境界線」114人、②「騒音・悪臭・振動」228人、③「ペット」180人、④「マンションやアパートでの水漏れ」39人、⑤「日照・通風のさまたげや景観妨害など」34人、⑥「その他」144人、となっており、騒音などとペットが問題の大部分を占めている。

図3-1-7 事件や事故

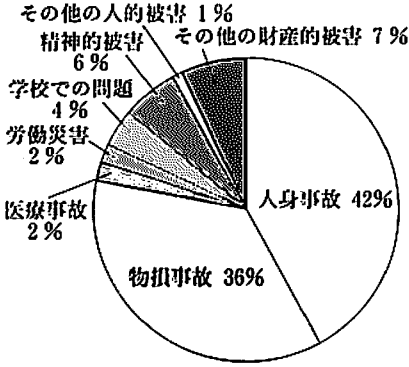


図3-1-9 お金の貸し借り

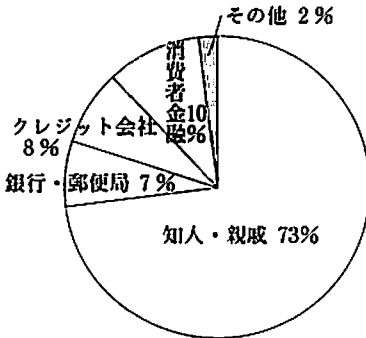


図3-1-11 税金や公的な年金・保険

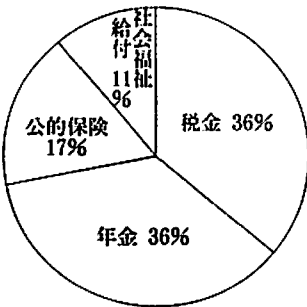


図3-1-8 近隣関係

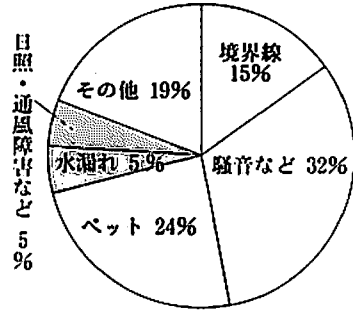


図3-1-10 民間の保険の契約、解約、支払い

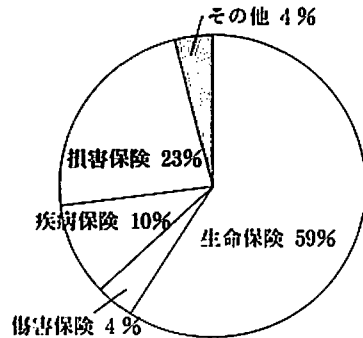
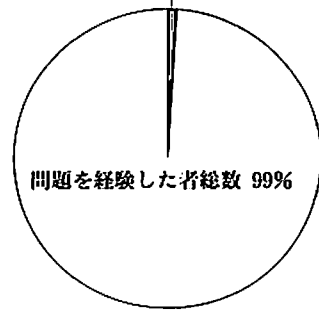


図3-1-12 その他

その他の問題を経験した者 1%



[8] 金銭問題

問(く)「お金の貸し借りについて、何か問題を経験されたことがありますか」への回答は以下のようになっている。

その内訳は、①「知人・親戚との間で」212人、②「銀行と」21人、③「カード・クレジット会社と」24人、④「消費者金融(サラ金)」29人、⑤「その他」6人、となっている。親族や友人たちとの間に問題があると答えた者が圧倒的に多く、社会で問題となっている消費者金融との間の問題の占める割合は極めて低い。

[9] 保険などをめぐる問題

問(け)「民間の保険の契約、解約、支払いについて、何か問題を経験されたことがありますか」との問に対して以下のような回答があった。

その内訳は、①「生命保険(年金保険も含みます)」102人、②「傷害保険(けがをしたり、その結果死亡したりしたときに支払われる保険)」7人、③「疾病保険(治療や入院の費用のための保険)」17人、④「損害保険(火災保険、自動車保険、団地保険など、自分が損害を受けたり、他の人に損害を発生させたときに支払われる保険)」40人、⑤「その他」7人、となっている。生命保険をめぐる問題が群を抜いており、次は損害保険が続いている。

[10] 行政との問題

問(こ)「税金や公的な年金・保険などについて、何か問題を経験されたことがありますか」との問に対しては次のような回答があった。

その内訳は、①「税金」48人、②「年金(恩給を含む)」48人、③「公的保険(健康保険、介護保険、失業保険、労災保険)」23人、④「その他の社会福祉給付(児童手当、生活保護なども含みます)」15人、⑤「その他」0人、となっており、税金と年金などをめぐる問題が占める割合が高い。

[11] その他の問題

問(さ)「これまでに挙げたもの以外の問題を何か経験されましたか」の問に対しては、39人が経験したと応えており、全体の中では1%と極めて少ない値である。

(南方暁)

(2) 問題経験者のプロフィール

問題経験のあった者の、性、年齢、学歴、職業、法律の知識、法律に関する経験、法律の情報源、法律家や裁判所の利用、居住年数は次のようになっている。

[1] 男女の割合

男女の割合は、男性 49.4% (1,157人)、女性 50.6% (1,186人)、女性が 1.2%²⁾多い。

[2] 年齢分布

年齢の分布は、70歳以上は 1.7%、60歳から 69歳までは 21.1%、50歳から 59歳までは 26.0%、40歳から 49歳までは 22.2%、30歳から 39歳までは 18.7%、20歳から 29歳までは 10.4%と 20歳代が他の年代と比較すると少ない。

[3] 学歴

学歴では、中学校卒が 9.9%、高等学校卒が 44.2%、短大・高等専門学校卒が 11.0%、高卒後の専門学校卒が 9.2%、大学卒が 24.0%、大学院卒が 1.1%である。なお、小学校卒 0.0% (1人)、中学校卒後の専門学校卒 0.3% (6人)、その他 0.1% (2人)、分からないが 0.1% (2人) となっているが、小さな数なのでグラフには載せなかった (無回答 18人を除く 2,325人中の数値である)。

図 3-1-13 男女の割合

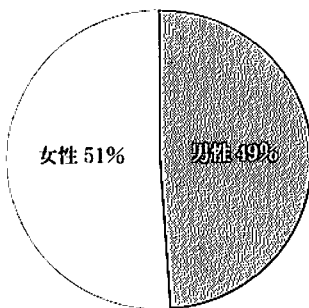
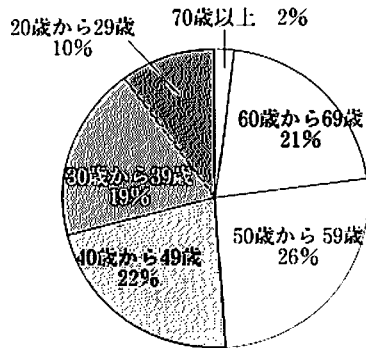


図 3-1-14 年齢の分布



2) 以下、特に明記しない限り、総数 2,343 人中の数値である。

図 3-1-15 学 歴

(小学校卒など数値一桁未満のものは除いた)

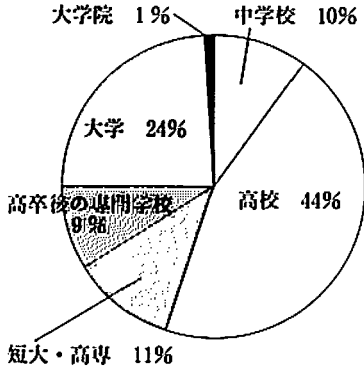


図 3-1-17 法律を学んだことがある

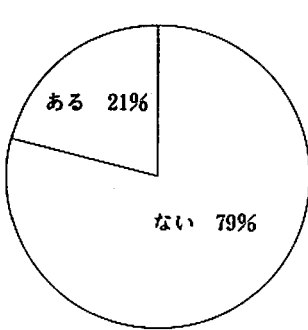


図 3-1-19 仕事で法律に関わったことがある

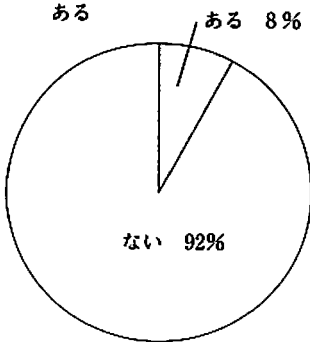


図 3-1-16 職場の規模

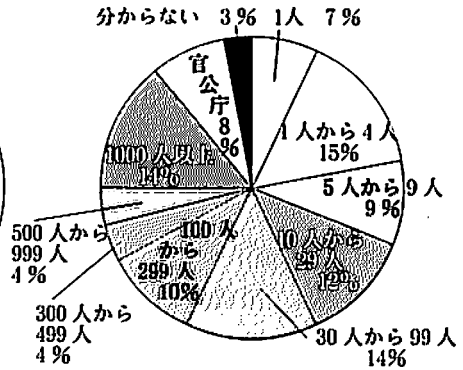


図 3-1-18 法律に直接関係する部門で働いたことがある

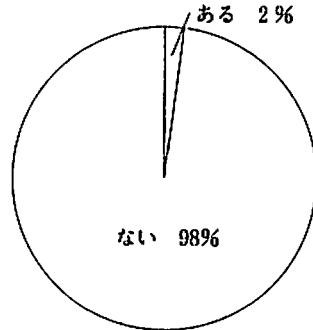
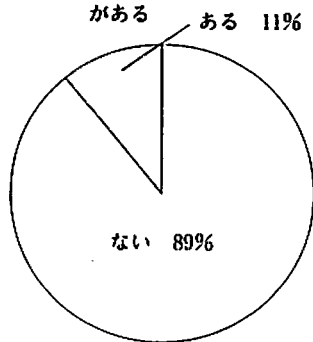


図 3-1-20 仕事以外で法律に関わったことがある



[4] 職場の規模

職場の規模は、以下のように分かれた。1人が7.1%，1人から4人が15.2%，5人から9人が8.9%，10人から29人が12.3%，30人から99人が13.6%，100人から299人が10.0%，300人から499人が4.4%，500人から999人が3.5%，1,000人以上が13.9%，官公庁が8.0%，分からないが3.1%である（無回答などを除く1,694人中の数値である）。

[5] 法律の知識

法律に関してどの程度の知識をもっているかについては、法律をこれまでに学んだことがあるとする者は20.9%，学んだことはないとする者は79.1%であった。

[6] 法律に関する経験

これまで法律に接する機会がどの程度あったかについては、第1に、会社の法務部など直接に法律と関わる部門で働いたことがある者は2.0%にとどまった。第2に、法務部などではないが、仕事で法律に関わったことがあるとする者は7.5%，関わったことがないとする者が92.5%であった。仕事上で法律に関わったことがないとする者は89.0%，仕事以外で法律に関わった経験があるとする者は11.0%であった。

[7] 法律家や法律に関する情報との関係

法律家や法律に関わる情報を提供する可能性のある者との関係がどのようになっているかは以下のようになっている。

第1に、弁護士・裁判官・検察官・公証人・法学教授など、法律に関する情報源となる者との関係の度合いは、相談できる人がいるとする者18.9%，紹介してもらうあてがあるとする者15.4%，どちらもいないか分からないとする者65.7%であった（無回答を除く2,331人中の数値である）。第2に、司法書士・税理士・行政書士については、相談できる人がいるとする者25.8%，紹介してもらうあてがあるとする者13.3%，どちらもいないか分からないとする者60.9%であった（無回答を除く2,330人中の数値である）。第3に、保険会社の社員の場合は、相談できる人がいるとする者39.6%，紹介してもらうあてがあるとする者10.8%，どちらもいないか分からないとする者49.6%であった（無回答を除く2,329人中の数値である）。第4に、裁判所の職員・

図3-1-21 弁護士・裁判官などとの関係

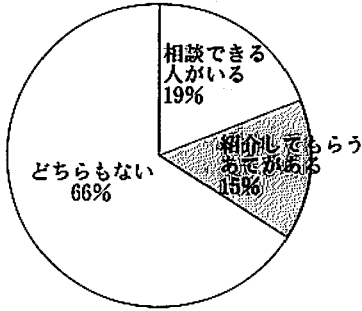


図3-1-22 司法書士や税理士などとの関係

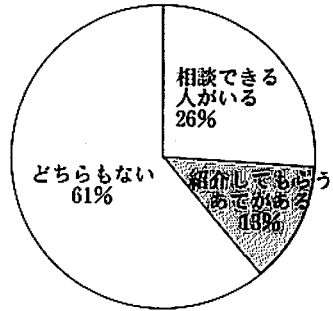


図3-1-23 保険会社の社員との関係

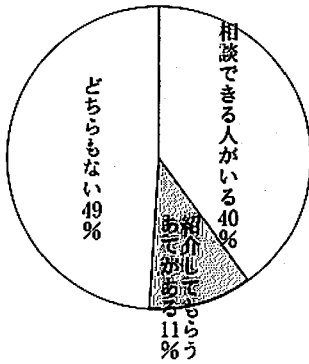


図3-1-24 裁判所の職員などとの関係

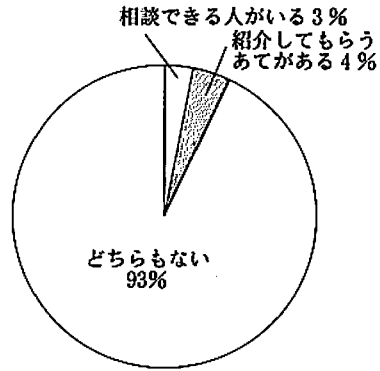


図3-1-25 警察官との関係

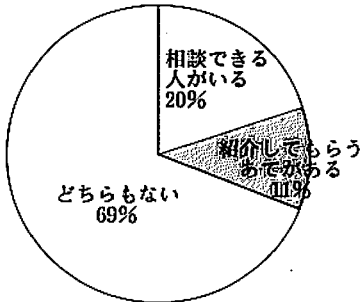


図3-1-26 民生委員との関係

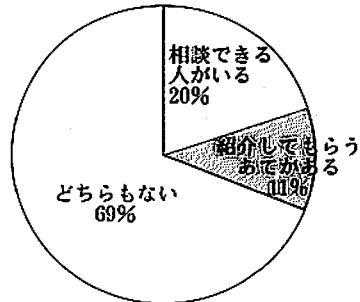


図3-1-27 教員との関係

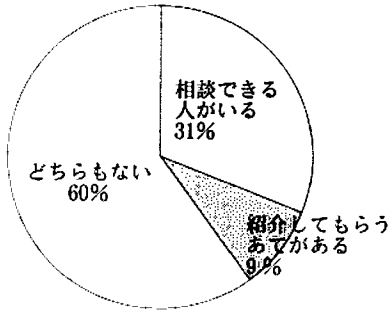
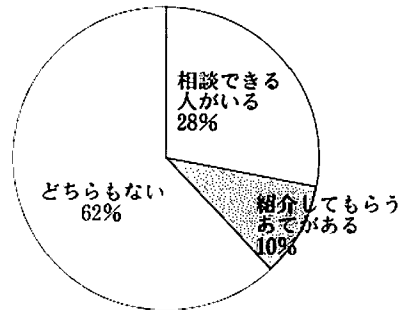


図3-1-28 官公庁の職員との関係



調停委員については、相談できる人がいる者3.1%，紹介してもらおうあてがある者4.0%，どちらもいないか分からない者92.9%となっており（無回答を除く2,326人中の数値である）、裁判所の職員や調停委員との関係が極めて薄い状況を示している。第5に、警察官については、相談できる人がいる者19.8%，紹介してもらおうあてがある者10.7%，どちらもいないか分からないとする者69.5%であった（無回答を除く2,329人中の数値である）。第6に、民生委員との関わりについては、相談できる人がいる者19.7%，紹介してもらおうあてがある者10.8%，どちらもいないか分からないとする者69.5%である（無回答を除く2,327人中の数値である）。第7に、小学校、中学校、高等学校の教員については、相談できる人がいるとする者30.9%，紹介してもらおうあてがあるとする者8.6%，どちらもいないか分からないとする者60.5%となっている（無回答を除く2,329人中の数値である）。最後に、国や自治体などの職員との関わりでは、相談できる人がいるとする者28.2%，紹介してもらおうあてがあるとする者10.3%，どちらもいないか分からないとする者61.4%であった（無回答を除く2,330人中の数値である）。

[8] 弁護士・裁判所の手続の利用

第1に、弁護士を利用した者は12.7%，しなかった者は87.3%，第2に、調停を経験した者は5.5%，しなかった者は94.5%，第3に、訴訟を経験した者は54人で2.3%，しなかった者は97.7%，第4に、その他の裁判所での手続を経験した者は21人で0.9%，しなかった者は99.1%，第5に、こうした経験がないとする者は82.3%，経験した者は17.7%と

図3-1-29 弁護士の利用経験

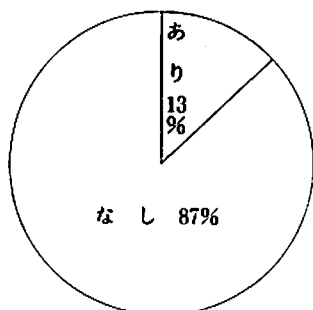


図3-1-30 調停の経験

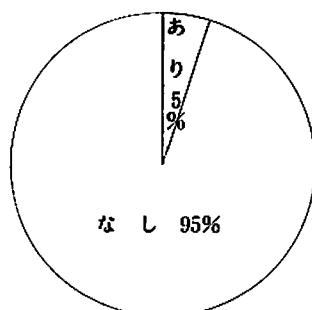


図3-1-31 訴訟の経験

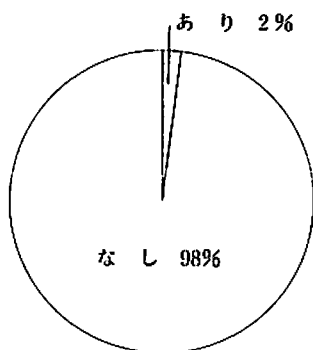


図3-1-32 調停・訴訟以外の裁判所手続きの利用

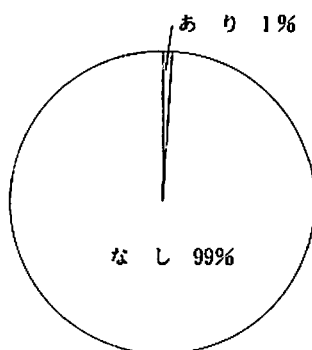
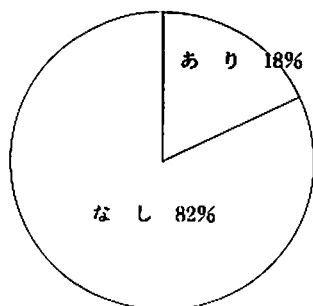


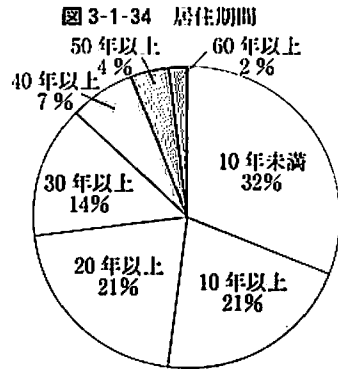
図3-1-33 弁護士利用や裁判などの経験



なっている。

[9] 居住年数

問題を経験した人々が現在の住居にどのくらい住んでいたかについては、10年未満は31.9%、10年以上は20.5%、20年以上は20.6%、30年以上は14.0%、40年以上は6.5%、50年以上は4.4%、60年以上は2.1%となっており、30年未満が多数を占めている（無回答者を除く2,339人の中の数値である）。



第2節 最も重大な問題

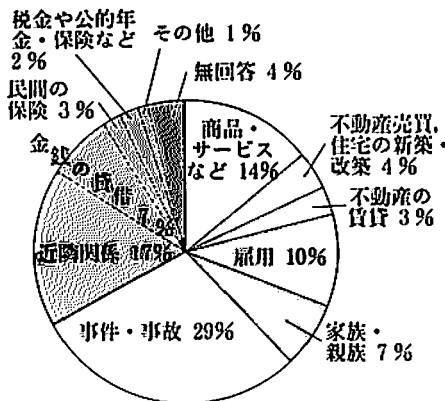
(1) 全体の概要

問1で、過去5年間（平成12年3月以降）に何らかの問題を経験したと回答した者2,343人に対して、問2では、最も重大な問題として経験した問題がどの問題であったかを尋ねた。その結果、無回答が99人（4.2%）いたが、残りの2,244人（95.8%）から回答が得られた。

経験した問題の内訳を問題の種類別にみると、「事件・事故」を最も重大な問題として挙げた者が679人（29.0%）と最も高く、次いで、「近隣関係」を挙げた者が405人（17.3%）、「商品・サービスなど」を挙げた者が322人（13.7%）、「雇川」を挙げた者が232人（9.9%）、「家族・親族」を挙げた者が162人（6.9%）、「金銭の貸借」を挙げた者が155人（6.6%）、「不動産売買、住宅の新築・改築」を挙げた者が90人（3.8%）、「不動産の賃貸」を挙げた者が62人（2.6%）、「民間の保険」を挙げた者が58人（2.5%）、「税金や公的年金・保険など」を挙げた者が55人（2.3%）、「その他」を挙げた者が24人（1.0%）と続いた。

問1で経験したと回答された問題の総数は4,144件だったので、最も重大な問題2,244件の割合はその54.2%となる。最も重大な問題として選ばれるかどうかは、問題の種類によって異なっており、「事件・事故」に関す

図3-2-1 最も重大な問題



る問題では、これを経験した949人のうち679人(71.5%)が、これを最も重大な問題として選んでいた。他方、「不動産の賃貸」に関する問題では、問題経験者198人のうちの62人(31.3%)、「民間の保険」では問題経験者173人のうちの58人(33.5%)しか、これを最も重大な問題として選んではいなかった。

(2) 問題類型毎の内訳

[1] 商品・サービス

「商品やサービスの内容、品質、代金」に関する問題を「最も重大な問題」として挙げた者は322人いた。その内訳は、「電話・インターネット関係」を挙げた者が61人(18.9%)と最も多く、次いで、「家庭用品・家具・家電・OA機器」が59人(18.3%)、「化粧品・エステ」が33人(10.3%)、「食品」が32人(9.9%)、「教育サービス」が22人(6.8%)、「クリーニング」が19

図3-2-2 最も重大な問題の割合



□ 最も重大な問題

人(5.9%)、「株式・金融」が16人(5.0%)、「バイク・自動車」と「旅行関係」がともに15人(4.7%)、「医薬品」が7人(2.2%)、「新聞の購読・勧誘」が5人(1.6%)と続いた。「その他」は35人(10.9%)いた。

[2] 土地の売買、住宅の売買・新築・改築

「土地や住宅の新築・改築・売買」に関する問題を「最も重大な問題」として挙げた者90人の内訳は、「住宅の改築」を挙げた者が42人(46.7%)と最も高く、次いで、「住宅の新築」が25人(27.8%)、「土地の売買」が12人(13.3%)、「住宅の売買」が8人(8.9%)、「その他」が3人(3.3%)、と続いた。

[3] 不動産の賃貸借

「アパート・マンションや土地、家屋の貸し借り」に関する問題を「最も重大な問題」として挙げた者は62人だった。その内訳は、「敷金・更新料」をめぐる問題を挙げた者が31人(50.0%)を占め、次いで「借家修繕」を挙げた者が11人(17.7%)、「立ち退き、立ち退き料」を挙げた者が8人(12.9%)、「賃料関係」を挙げた者が4人(6.5%)、「礼金・更新料」を挙げた者が1人(1.6%)と続いた。

「不動産の賃貸借」に関する問題であるにもかかわらず、回答に「賃料関係」を挙げた者が少なかったのは、家賃の滞納や不払いのように、地主や家主が経験する問題の多くが排除されていることも、その一因であると思われる。この調査は個人の経験した問題を対象とし、個人が業務上で経験した問題は排除するという方針をとった。このため、兄弟や親類に貸していた場合のように、何らの利潤を上げることを目的としていない場合については、業務上経験した問題とはみなさずデータに含めたが、個人が自分の持ち家を他人に貸して家賃収入を得ていたような場合は業務の一環としてなされたものとして扱い、データから排除した。この方針は、この調査を行うに先だって調査会社の調査員に対する説明会において説明されただけでなく、後述の問5で問題の概要について自由記述を求め、そこに書かれた回答をもとにして、明らかに他人に賃貸しているケースについては排除した。

[4] 雇 用

「雇用」をめぐる問題を「最も重大な問題」として挙げた者は232人いた。

図3-2-3 最も重大な問題
(食品・サービス)

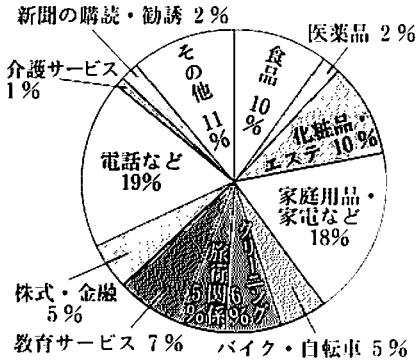


図3-2-4 最も重大な問題
(不動産の売買など)

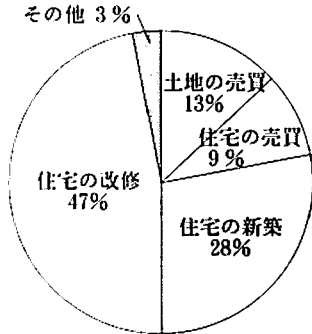


図3-2-5 最も重大な問題
(不動産の賃貸借)

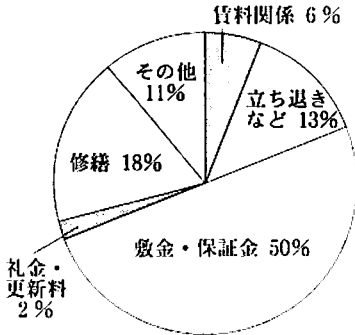


図3-2-6 最も重大な問題
(雇用)

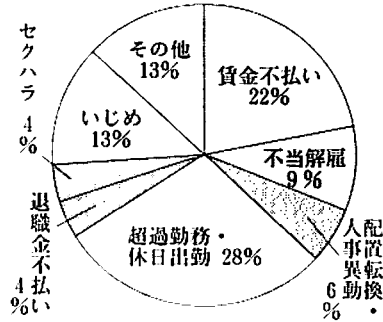


図3-2-7 最も重大な問題
(家族・親族)

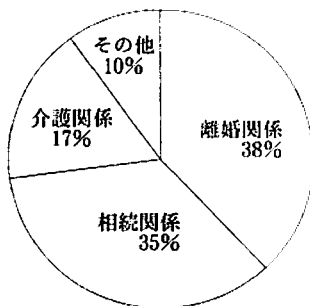
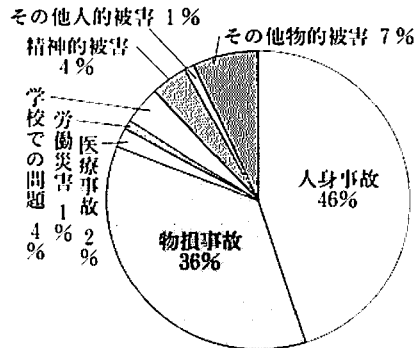


図3-2-8 最も重大な問題
(事件・事故)



その内訳は、「不当な超過勤務・休日出勤」を挙げた者が64人(27.6%)と最も多く、「貸金不払い」を挙げた者が51人(22.0%)、「いじめ」を挙げた者が29人(12.5%)、「不当解雇」を挙げた者が22人(9.5%)、「不当な配置転換・人事異動」を挙げた者が15人(6.5%)、「退職金不払い」と「セクハラ」を挙げた者が10人(4.3%)ずついた。「その他」を挙げた者は31人(13.4%)いた。

[5] 家族・親族

「家族・親族」に関する問題を「最も重大な問題」として挙げた者は162人いた。その内訳は、「離婚関係」を挙げた者が62人(38.3%)、「相続関係」を挙げた者が57人(35.2%)、「介護関係」を挙げた者が27人(16.7%)、「その他」を挙げた者は16人(9.9%)いた。

[6] 事件・事故

「交通事故」や「医療事故」「労働災害」「学校での事故」「いじめ」などの問題を「最も重大な問題」として挙げた者は679人いた。その内訳は、「交通事故(人身被害あり)」が310人(45.7%)、「交通事故(人身被害なし)」が244人(35.9%)と、交通事故だけで8割以上を占めた。これらに続いて、「その他の物的・金銭的被害」が47人(6.9%)、「学校での問題」が25人(3.7%)、「精神的被害」が24人(3.5%)、「医療事故」が14人(2.1%)、「労働災害」が8人(1.2%)、「その他の怪我・傷害等の被害」が7人(1.0%)であった。

[7] 近隣関係

「隣近所との関係」に関する問題を「最も重大な問題」として挙げた者は405人いた。その内訳は、「騒音・悪臭・振動」を挙げた者が128人(31.6%)、「ペット」を挙げた者が92人(22.7%)、「境界線」を挙げた者が53人(13.1%)、「日照・通風妨害など」を挙げた者が12人(3.0%)、「水漏れ」を挙げた者が11人(2.7%)、「その他」を挙げた者が109人(26.9%)だった。「その他」の占める割合の高いのが「近隣関係」の特徴であった。

[8] 金銭の貸し借り

「お金の貸し借り」に関する問題を「最も重大な問題」として挙げた者は155人いた。そのうち、「知人・親戚との問題」を挙げた者が125人(80.6%)と大多数を占めた。「消費者金融との問題」を挙げた者は15人(9.7%)、

「銀行・金融機関との問題」を挙げた者は9人(5.8%)、「カード・クレジット会社」を挙げた者は2人(1.3%)だった。「その他」を挙げた者も4人(2.6%)にとどまった。

[9] 民間の保険

「民間の保険の契約、解約、支払い」についての問題を「最も重大な問題」として挙げた者は58人いた。このうち、38人(65.6%)が「生命保険」の問題を重大な問題として挙げた。「損害保険」を挙げた者は10人(17.2%)、「疾病保険」を挙げた者は7人(12.1%)、「傷害保険」を挙げた者は1人(1.7%)にとどまった。「その他」を挙げた者は2人(3.4%)だった。

[10] 税金や公的年金・保険など

「税金や公的な年金・保険など」に関する問題を「最も重要な問題」として挙げた者は55人いた。その内訳は、「税金」の問題が19人(34.5%)、公的年金の問題が17人(30.9%)、公的保険の問題が13人(23.6%)、その他の社会福祉給付を挙げた者が6人(10.9%)だった。

[11] その他の問題

(2)から(10)に挙げた以外に経験した問題を「最も重大な問題」として挙げた者は24人だけであった。

以上が回答者にとって「もっとも重大な問題」の内訳であった。以下の問では、この「最も重大な問題」に関する質問を行った。

図3-2-9 最も重大な問題
(近隣関係)

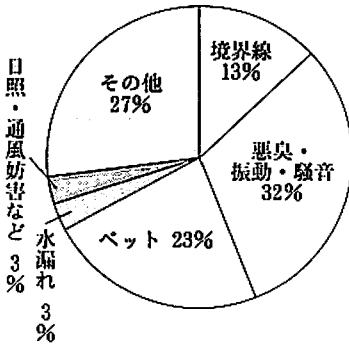


図3-2-10 最も重大な問題
(金銭の貸借)

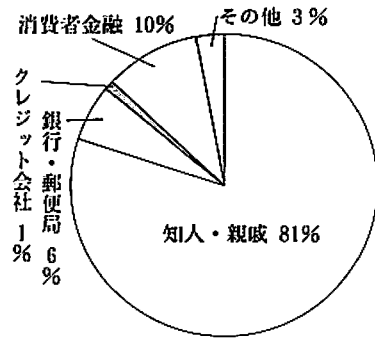


図3-2-11 最も重大な問題
(民間の保険)

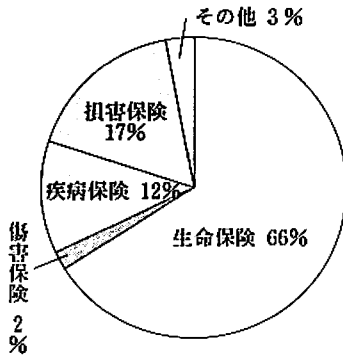


図3-2-12 最も重大な問題
(税金や公的年金・保険など)

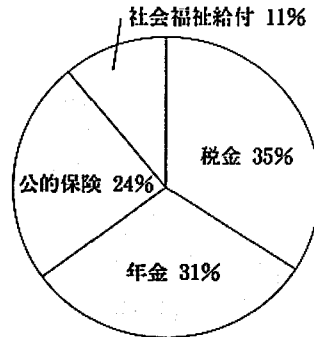


図3-2-13 問題発生年

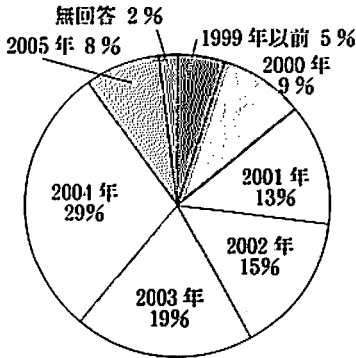
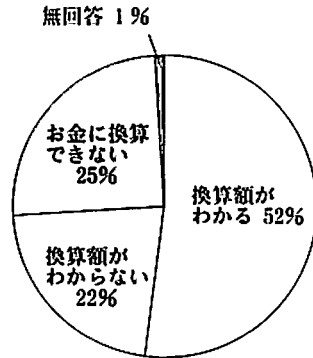


図3-2-14 問題の金銭換算



(3) 問題発生年

回答者にとって「最も重大な問題」がいつ発生したかを、問3で尋ねた。回答の内訳は、2005年が179人(8.0%)、2004年が660人(29.4%)、2003年が428人(19.1%)、2002年が341人(15.2%)、2001年が285人(12.7%)、2000年が211人(9.4%)、それ以前が104人(4.6%)、無回答36人(1.6%)だった。2005年に発生した問題は1月から調査実施日までの3か月ほどの期間に発生したものに限られるため、「最も重大な問題」として挙げられた割合は少なくなったが、2004年以前に発生した問題についていうと、年を遡るにつれて問題の発生件数が減少していた。

この調査は過去5年以内の問題を対象としているにもかかわらず、5年より前に発生した問題が挙げられている。これは、5年以上前に発生した問題であっても、5年前の時点で継続していた問題については、調査対象に含めたことによる。

(4) 金銭換算可能性

この問題を金銭に換算できるかどうか、できるとすればいくらになるかを、問4では尋ねた。回答の選択肢は、「金銭換算額がわかる」、「金銭換算額がわからない」、「お金に換算できない」からになっており、金銭換算額が分かると回答した場合は、その金額について次の問で尋ねるという構成になっている。その結果、無回答は13人(0.6%)いたが、残りの2,231人から回答が得られた。問題の金銭換算額がわかると答えた者は1,162人(51.8%)、

金銭換算はできるがその額は「わからない」という答えた者は503人(22.4%)、「お金の換算できない」と回答した者は566人(25.2%)であった。

この問題を金銭に換算できるかどうかという問いに対する回答は、問題類型によって異なっており、幾つかのパターンに分かれた。

[1] 「金銭換算額がわかる」が多いもの

「金銭の貸し借り」の問題では、155人中140人(90.3%)が、金銭に換算した額が分かると答えていた。「金銭換算額がわからない」あるいは「お金の換算できない」という回答は、それぞれ10人(6.5%)、3人(1.9%)のみであった。無回答は2人(1.3%)であった。このほか、「不動産売買、住宅の新築・改築」や「不動産の賃貸」「事件・事故」,「民間の保険」の問題でも、その問題の「金銭換算額が分かる」という回答が過半数を占めていた。

[2] 「お金の換算できない」が多いもの

[1] とは逆に、「お金の換算できない」という回答が多かったのが「近隣関係」であった。この問題では、405人中242人(59.8%)が「お金の換算できない」と回答していた。

図3-2-15 問題の金銭換算
(金銭の貸借)

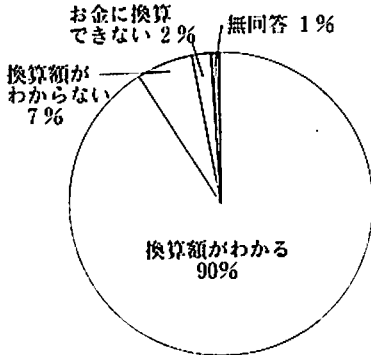


図3-2-16 問題の金銭換算
(商品・サービス)

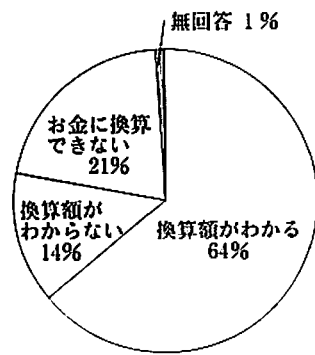


図3-2-17 問題の金銭換算
(不動産売買、住宅の新築・改築)

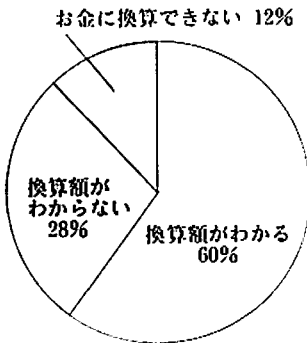


図3-2-18 問題の金銭換算
(不動産の貸借借)

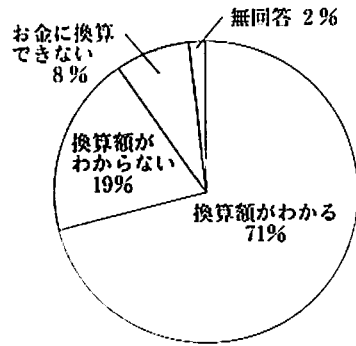


図3-2-19 問題の金銭換算
(事件・事故)

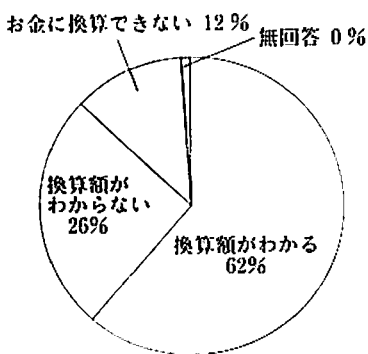


図3-2-20 問題の金銭換算
(近隣関係)

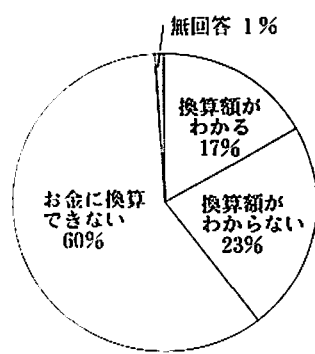


図 3-2-21 問題の金銭換算
(家族・親族)

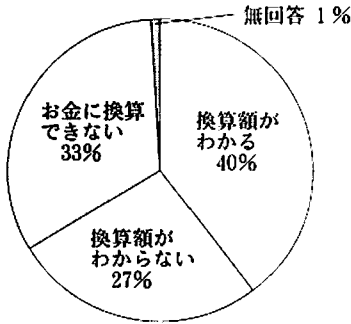


図 3-2-22 問題の金銭換算
(雇用)

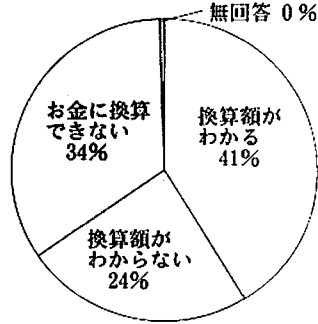


図 3-2-23 問題の金銭換算
(その他)

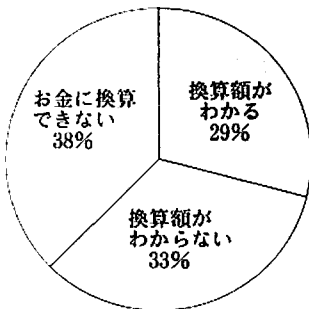
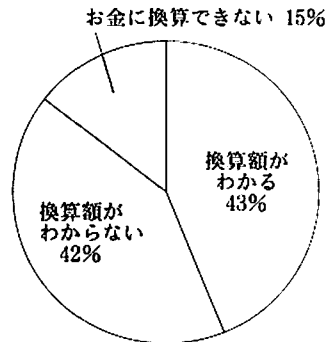


図 3-2-24 問題の金銭換算
(税金や公的年金・保険など)

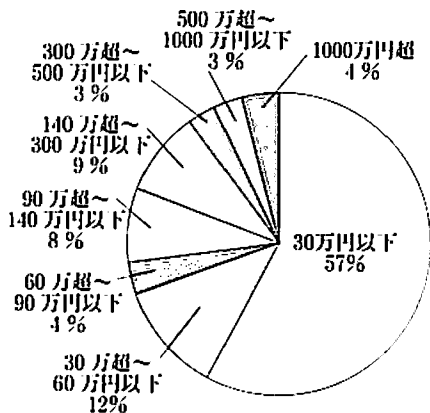


[3] 3 選択肢がともに多いもの

「金銭換算額がわかる」と回答した割合と、「金銭換算額がわからない」を回答した割合、「お金の換算できない」を回答した割合との間に、さほどの大きな差がないタイプもあった。「雇用」や「家族・親族」、「その他」の問題がこれにあたる。「家族・親族」の問題では、この問題を「最も重大な問題」として挙げた 162 人のうち、「金銭換算額がわかる」者が 64 人 (39.5%)、「金銭換算額がわからない」者が 43 人 (26.5%)、「お金の換算できない」者が 54 人 (33.3%) だった。

[4] 「金銭換算額がわかる」と「金銭換算額がわからない」が多いもの
「税金・年金・公的保険など」の問題がこれにあたる。この問題を最も重

図3-2-25 問題の金銭換算



大きな問題として回答した者55人のうち、「金銭換算額がわかる」と回答した者は24人(43.6%)、「金銭換算額がわからない」と回答した者は23人(41.8%)、「お金に換算できない」と回答した者は8人(14.5%)だった。

(5) 金銭換算額

経験した「最も重大な問題」について、この問題を金銭に換算した額が分かると回答した者1,162人に対して、その金額を尋ねたところ、全員から回答が得られた。最大値は18,000万円、最小値は0円、平均値は246万9千円、中央値は20万円だった。これを①30万円以下、②30万円超～60万円以下、③60万円超～90万円以下、④90万円超～140万円以下、⑤140万円超～300万円以下、⑥300万円超～500万円以下、⑦500万円超～1000万円以下、⑧1000万円超にカテゴリーに分類した。この分類のうち、140万円まで部分については、この調査が対象とした期間の間に、少額訴訟の対象となる係争額が30万円から60万円に、簡易裁判所の事物管轄が90万円から140万円に、それぞれ引き上げられたことを考慮したものである。

その結果は次のとおりであった。金銭換算額が30万円以下と答えた者が671人(57.7%)、30万円超～60万円以下と答えた者が135人(11.6%)、60万円超～90万円以下と答えた者が41人(3.5%)、90万円超～140万円以下と答えた者が93人(8.0%)、140万円超～300万円以下と答えた者が104人(9.0%)、300万円超～500万円以下と答えた者が34人(2.9%)、500万円超～1,000万円以下と答えた者が37人(3.2%)、1,000万円超と答えた者が47人(4.0%)であった。「最も重大な問題」で金銭換算額が分かる問題のうちの69.3%が金額の上では少額訴訟の対象に、80.9%が金額の上では簡易裁判所で扱える対象になっていた。

問題の金銭換算額の分布は、問題類型によって大きく異なっていた。問題

図3-2-26 問題の金銭換算額

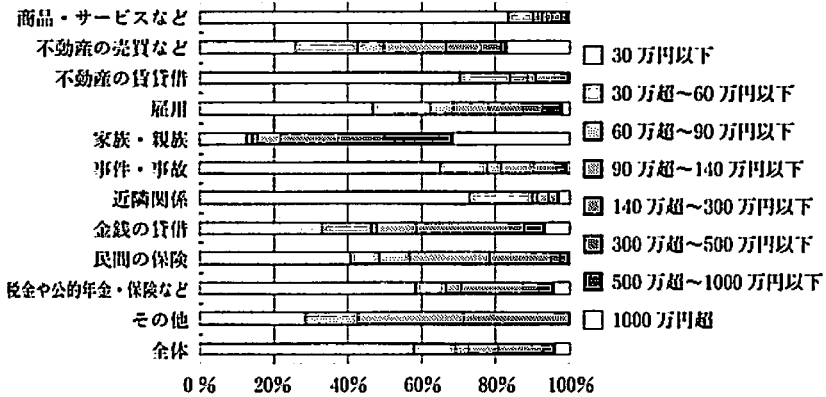


図3-2-27 問題の金銭換算 (家族・親族)

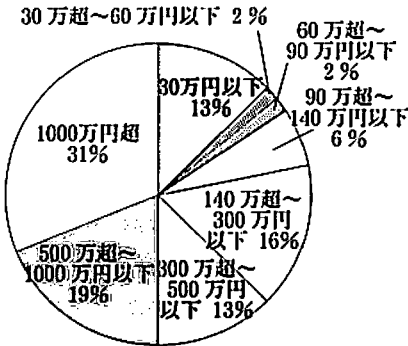
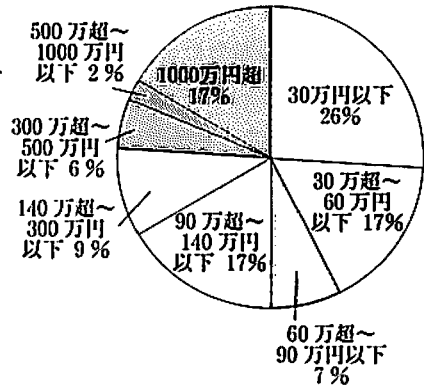
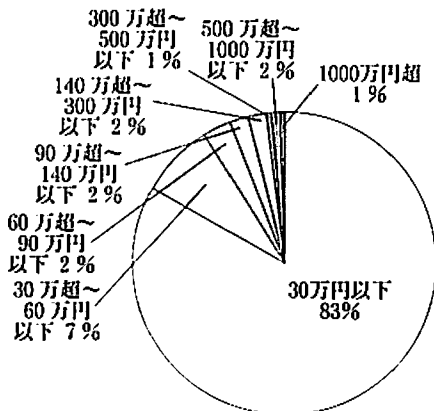


図3-2-28 問題の金銭換算 (不動産の売買など)



の金銭換算額の平均値と中央値が最も高かったのは、「家族・親族」に関する問題であり、それぞれ1,438万7千円、550万円だった。「家族・親族」の問題では、金銭換算額が分かると回答した64人のうち20人(31.3%)が、問題の金銭換算額を1,000万円超と答え、問題の金銭換算額が30万円以下だという回答は8人(12.5%)しかなかった。「不動産の売買など」の問題も、金銭換算額の平均値は839万円、中央値は925万円と高く、金銭換算額が30万円以下と答えたものが14人(25.9%)、金銭換算額が1,000万円を超え

図3-2-29 問題の金銭換算
(商品・サービスなど)



た者も9人(16.7%)いた。逆に金銭換算額の平均値と中央値が最も低かったのは「商品・サービスなど」の問題で、それぞれ49万円と4万円だった(最大値は3,000万円)。「商品・サービスなど」の問題では、金銭換算額が分かると答えた205人のうちの171人(83.4%)が金銭換算額を30万円以下と答え、問題の金銭換算額を1,000万円超と答えたのは1人(0.5%)

だった。「不動産の賃借」「雇用」「事件・事故」「近隣関係」「税金・年金・公的保険等」でも、金銭換算額が30万円以下という回答が半数以上あった。

この他の問題類型の金銭換算額の平均値と中央値は次のとおりだった。①「不動産の売買など」では平均値が839万1千円、中央値が92万5千円、②「不動産の賃借借」では平均値が63万8千円、中央値が15万円、③「雇用」では平均値が141万3千円、中央値が44万円、④「事件・事故」では平均値が69万4千円、中央値が20万円、⑤「近隣関係」では平均値が238万6千円、中央値が10万円、⑥「金銭の貸し借り」では、平均値が385万3千円、中央値が100万円、⑦「民間の保険」では、平均値が108万1千円、中央値が70万円、⑧「税金・年金・公的保険など」では、平均値が779万1千円、中央値が30万円、⑨「その他」の問題では、平均値が83万6千円、中央値が100万円であった。

(6) 問題の具体的内容

回答者が「最も重大な問題」として挙げた問題については、問5でその具体的内容を自由回答方式で尋ね、被調査者が話した内容を調査員が回答欄に記入した。回答欄への記入があったものは2,366件だったが、そのうち「回答なし」との記載が27件あったため、実質的に回答があったのは2,339件であった。これらの回答については、その内容をもとにして、回答者が問

2で答えた「最も重大な問題」の分類の適否を検討するために用いた。そして回答者の分類が問題の内容からみて適切ではないと判断した場合には、問1および問2の回答について修正を行った。

(7) 問題における当事者の立場

[1] 全体の概要

問6は、この問題での回答者の立場（加害者か、被害者か）について尋ねた。回答の内訳は、「被害を受けた側」だと回答した者が1,722人（77.2%）、「被害を与えた側」だと回答した者が243人（10.9%）、「どちらとも言えない」と回答した者が243人（10.9%）、「わからない」と回答した者が22人（1.0%）、無回答が14人（0.6%）であり、ほとんどの回答者が自分は「被害を受けた側」だと回答していた。

回答の傾向は、問題種類のいかんによらず、「被害を受けた側」という回答が最も多かった。しかし「被害を与えた側」や「どちらとも言えない」という回答の分布状況は、以下にみるように、問題類型によって大きく異なっていた。

[2] 商品・サービス

「商品・サービス」に関する問題を「最も重大な問題」だと回答した322人のうち、「被害を受けた側」だという回答が297人（92.2%）と、回答者のほとんどを占め、「どちらとも言えない」が20人（6.2%）、「わからない」が3人（0.9%）、無回答が2人（0.6%）と続き、「被害を与えた側」だという回答はなかった。

[3] 不動産売買や住宅の新築・改築

「不動産売買や新築・改築」の問題については、回答者90人のうち「被害を受けた側」と回答した者が81人（90.0%）、「どちらとも言えない」と回答した者が9人（10.0%）いたが、「被害を与えた側」という回答は見られなかった。

[4] 不動産の賃貸借

「不動産の賃貸借」の問題については、回答者62人のうち、「被害を受けた側」だという回答が57人（91.9%）、「どちらとも言えない」という回答が5人（8.1%）あったが、「被害を与えた側」という回答は見られなかった。

図3-2-30 問題での立場

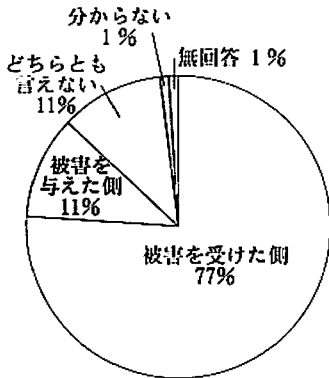


図3-2-31 問題での立場
(商品・サービス)

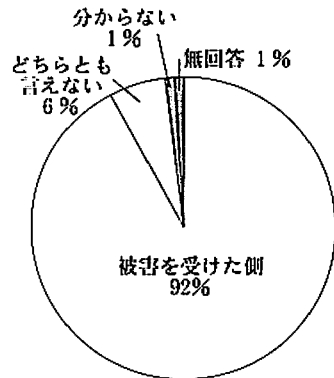


図3-2-32 問題での立場
(不動産の売買など)

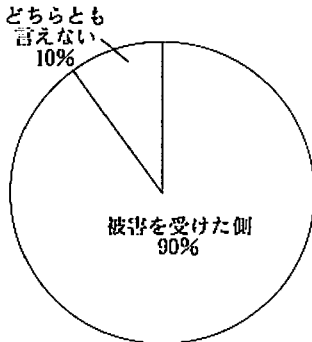


図3-2-33 問題での立場
(不動産の賃貸)

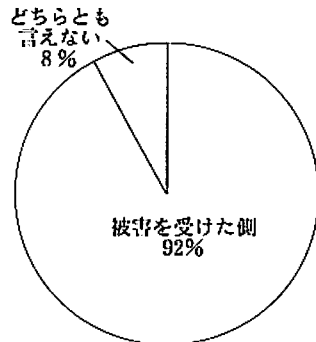


図3-2-34 問題での立場
(雇用)

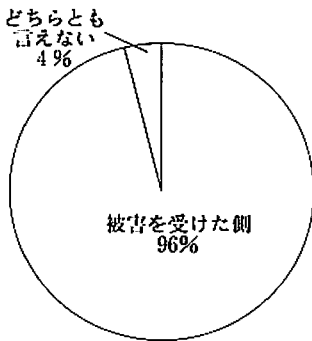
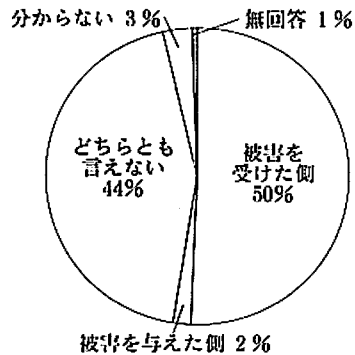


図3-2-35 問題での立場
(家族・親族)



これは、不動産賃貸料の未納のような賃貸する側が抱える問題は、業務に関する問題だという理由から原則として対象としなかったため、「家賃の不払い」といった回答が排除されたことによると思われる。

[5] 雇用

「雇用」に関する問題については、回答者 232 人のうち、「被害を受けた側」と回答した者が 223 人 (96.1%)、「どちらとも言えない」と回答した者が 9 人 (3.9%) だったが、「被害を与えた側」という回答はなかった。これは「賃金不払い」や「不当な配置転換」など、被用者として被害を受けた回答者が多かったことによる。

[6] 家族・親族

「家族・親族」に関する問題については、回答者 162 人のうち、「被害を受けた側」という回答が 82 人 (50.6%)、「どちらとも言えない」という回答が 71 人 (43.8%)、「被害を与えた側」という回答が 3 人 (1.9%)、「わからない」という回答が 5 人 (3.1%)、無回答が 1 人 (0.6%) となり、「どちらとも言えない」という回答の割合が、他の問題類型の場合に比して高かった。加害・被害では捉えられない問題が多いためであろう。

[7] 事件・事故

「事件・事故」に関する問題については、回答者 679 人のうち、「被害を受けた側」という回答が 429 人 (63.2%)、「被害を与えた側」という回答が 189 人 (27.8%)、「どちらとも言えない」という回答が 53 人 (7.8%)、「わからない」という回答が 1 人 (0.1%)、無回答が 7 人 (1.0%) だった。「被害を与えた側」という回答の割合が他の問題類型の場合に較べて多かった。

[8] 近隣関係

「近隣関係」についての問題については、回答者数 405 人のうち、「被害を受けた側」と回答した者が 310 人 (76.5%)、「被害を与えた側」と回答した者が 43 人 (10.6%)、「どちらとも言えない」と回答した者が 43 人 (10.6%)、「わからない」と回答した者が 8 人 (2.0%)、無回答が 1 人 (0.2%) と続いた。

[9] 金銭の貸借

「金銭の貸し借り」の問題については、該当者 155 人のうち、「被害を受け

図 3-2-36 問題での立場
(事件・事故)

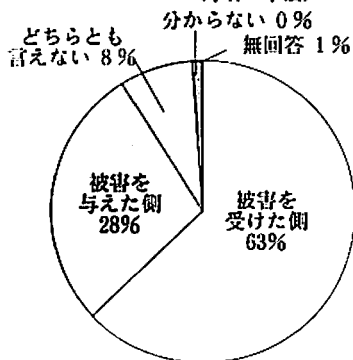


図 3-2-37 問題での立場
(近隣関係)

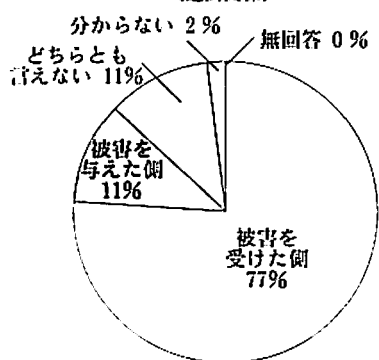


図 3-2-38 問題での立場
(金銭の貸借)

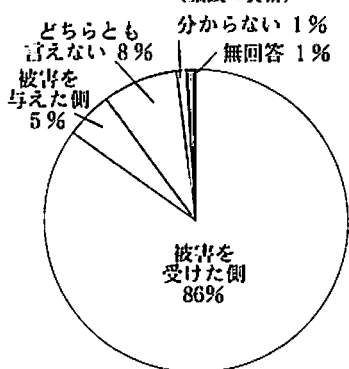


図 3-2-39 問題での立場
(民間の保険)

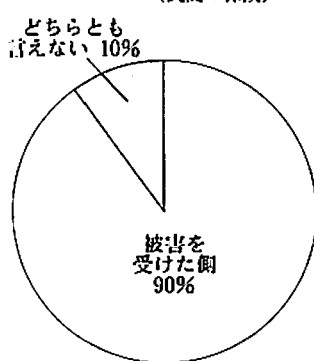


図 3-2-40 問題での立場
(税金や公的年金・保険など)

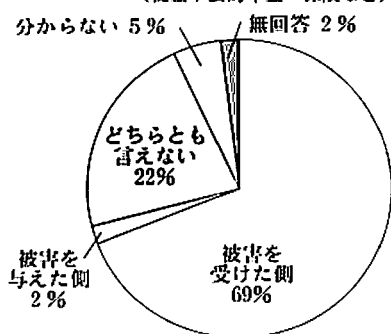
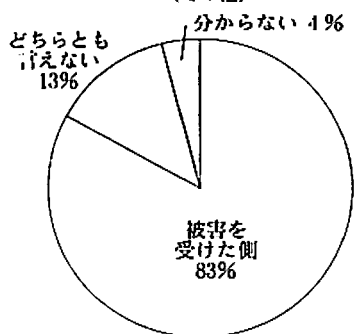


図 3-2-41 問題での立場
(その他)



た側」という回答が133人(85.8%)を占めた。これに続いて、「どちらとも言えない」という回答が12人(7.7%)、「被害を与えた側」という回答が7人(4.5%)、「わからない」が1人(0.6%)、無回答が2人(1.3%)あった。

[10] 民間の保険

「民間の保険」に関する問題では、回答数58人のうち、52人(89.7%)が「被害を与えた側」と回答し、残りの6人(10.3%)は「どちらとも言えない」と回答していた。

[11] 税金や公的年金・保険

「税金や公的年金・保険など」に関する問題では、回答者55人のうち、「被害を受けた側」だと回答した者は38人(69.1%)、「どちらとも言えない」と回答した者は12人(21.8%)、「分からない」と回答した者は3人(5.5%)、「被害を与えた側」と回答した者は1人(1.8%)、無回答は1人(1.8%)だった。

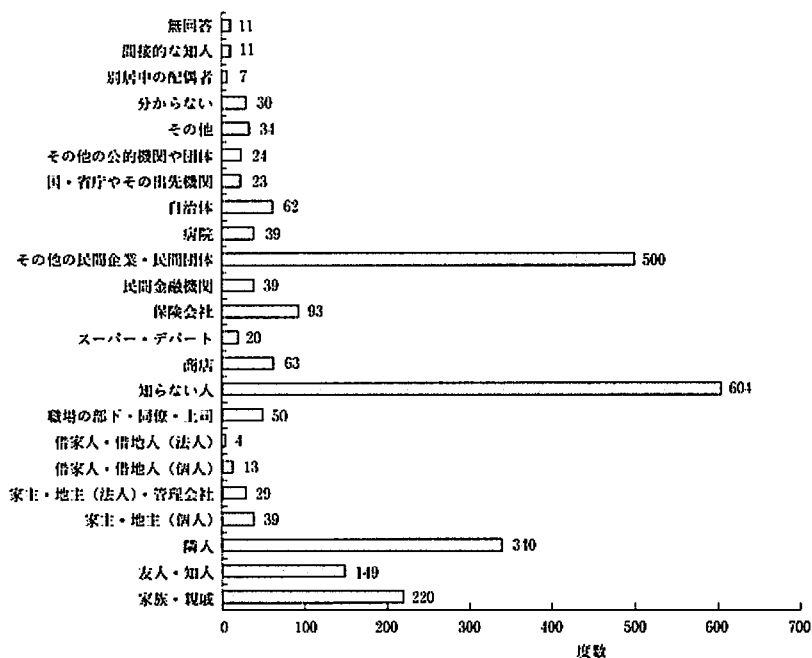
[12] その他の問題

最後に、「その他」の問題では、回答者24人のうち、「被害を受けた側」と回答した者が20人(83.3%)、「どちらとも言えない」と回答した者が3人(12.5%)、「わからない」と回答した者が1人(4.2%)だった。

(8) 問題の相手方

問7では、この問題の相手方を複数回答可で尋ねた。その結果は、次の通りであった。問題の相手方としては、「知らない人」が604件、「その他の民間企業・民間団体」が500件と多く、次いで「隣人」が340件、「家族・親族」が220件、「友人・知人」が149件、「保険会社」が93件と続いたが、これら以外の回答は少数にとどまった。

図 3-2-42 問題の相手方

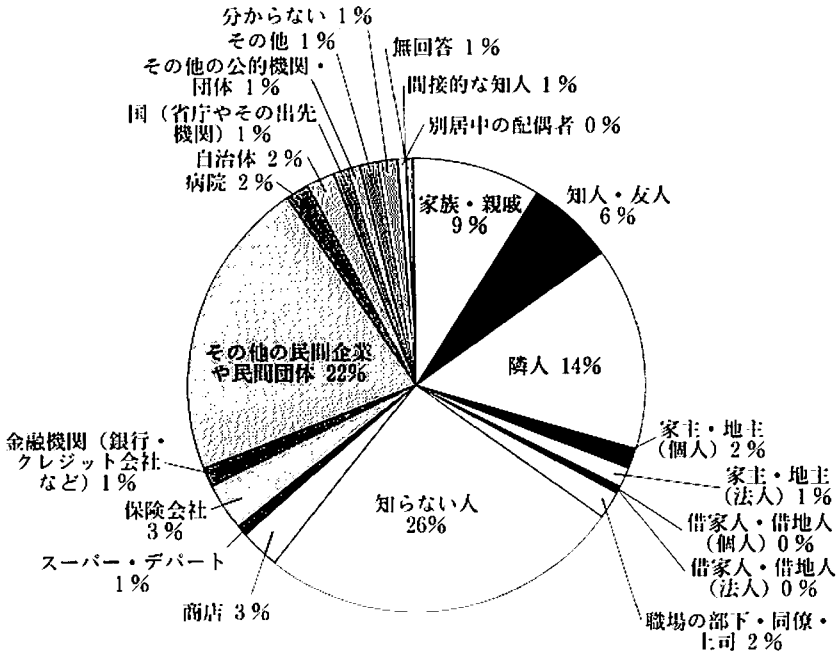


(9) 問題の主要な相手方

問7では、続いてこの問題の最も主要な相手方を尋ねた。「問題の相手方」の質問に関する回答対象者総数は2,244人だったが11人(0.5%)が無回答だったため、回答者は2,233人だった。回答では、主要な相手方として、「知らない人」を挙げた者が577人(25.7%)と一番多く、次いで、「その他の民間企業や民間団体」を挙げた者が486人(21.7%)、「家族・親戚」を挙げた者が207人(9.2%)、「知人・友人」を挙げた者が133人(5.9%)と続いた。これ以外に主要の相手方として挙げられた者は、いずれも少数にとどまった。

誰が問題の主要な相手方になるかは、問題によって大きく異なっていた。問題類型毎に問題の主要の相手方をみると、次のようになった。

図3-2-43 問題の主要な相手方



[1] 商品・サービス

「商品・サービス」に関する問題では、主要な相手方の内訳は次のようになった。主要な問題として「商品・サービス」に関する問題を挙げた者322人のうち、「その他の民間企業や民間団体」を主要な相手方として挙げた者が176人(54.7%)と約半数を占め、次いで、「商店」を挙げた者が50人(15.5%)、「知らない人」を挙げた者が28人(8.7%)いた。それ以外の回答はいずれも少数だった。

[2] 不動産の売買や住宅の新築・改築

「不動産の売買や住宅の新築・改築」に関する問題については、これを主要な問題として挙げた者90人のうち、69人(76.7%)が「その他の民間企業や民間団体」を主要な相手方として挙げた。それ以外の回答はいずれも少数だった。

図3-2-44 問題の主要な相手方（商品・サービス）

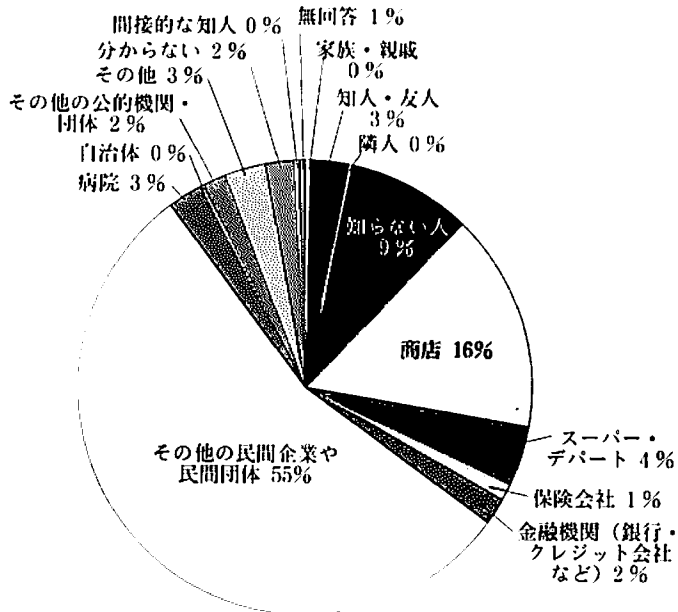


図3-2-45 問題の主要な相手方（不動産の売買など）

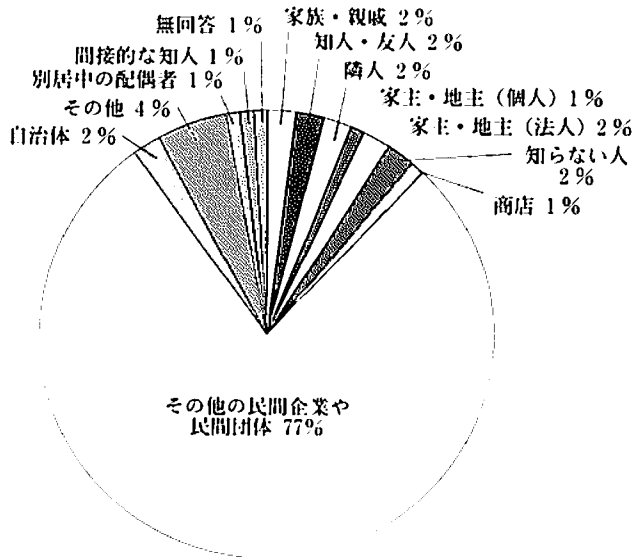
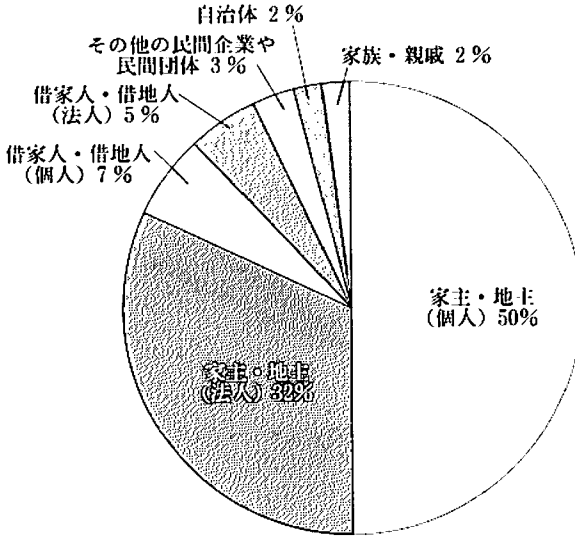


図3-2-46 問題の主要な相手方（不動産の賃貸借）



[3] 不動産の賃貸借

「不動産の賃貸借」に関する問題については、これを主要な問題として挙げた62人のうち、「家主・地主（個人）」を主要な相手方として挙げた者が31人（50.0%）、次いで、「家主・地主（法人）」を挙げた者が20人（32.3%）いた。その他の回答はいずれも少数だった。

[4] 雇 用

「雇用」に関する問題については、これを主要な問題として挙げた232人のうち、無回答1人を除く231人から回答があった。「その他の民間企業や民間団体」を主要な相手方として挙げた者が168人（72.4%）にのぼり、次いで、「職場の部下・同僚・上司」を挙げた者が27人（11.6%）いた。それ以外の回答は少数だった。

[5] 家族・親族

「家族・親族」に関する問題については、この問題を主要な問題として挙げた162人のうち、147人（90.7%）が「家族・親族」を問題の主要な相手方として挙げていた。それ以外の回答は少数だった。

図3-2-47 問題の主要な相手方（雇用）

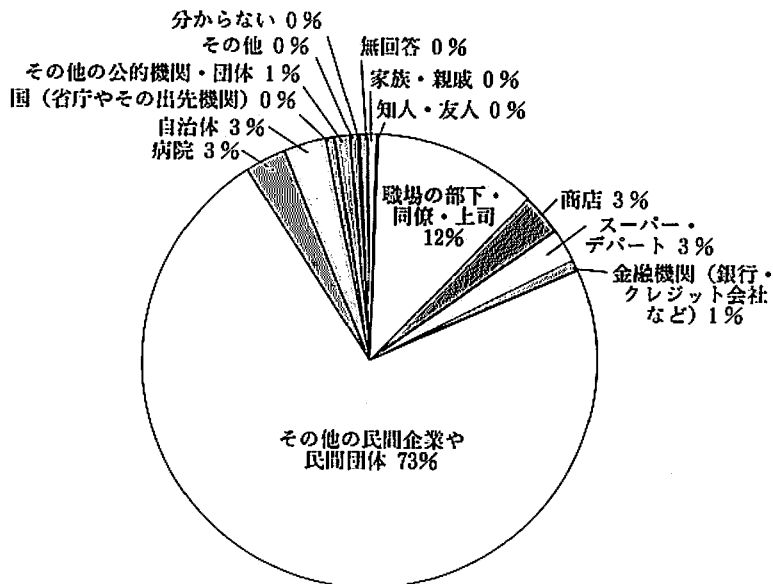


図3-2-48 問題の主要な相手方（家族・親族）

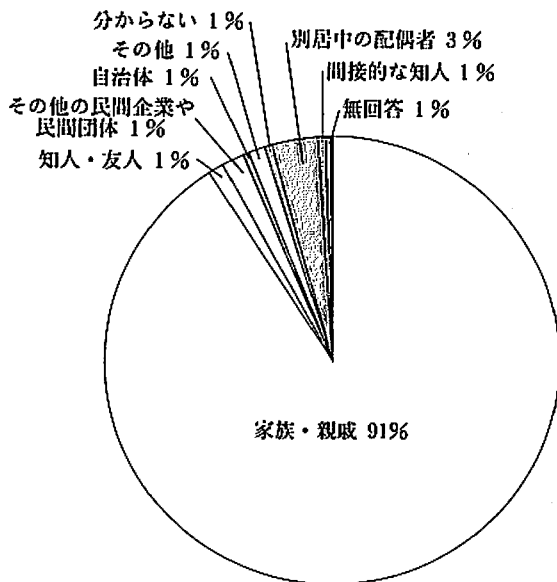


図3-2-49 問題の主要な相手方(事件・事故)

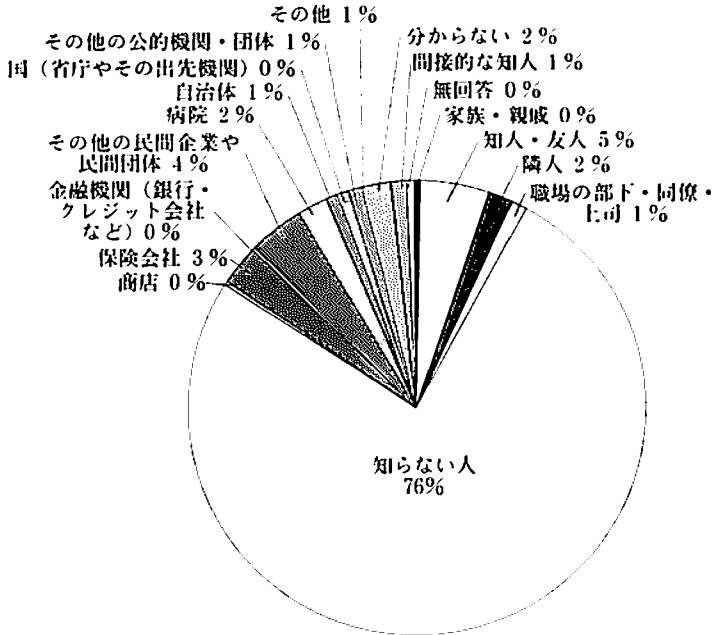
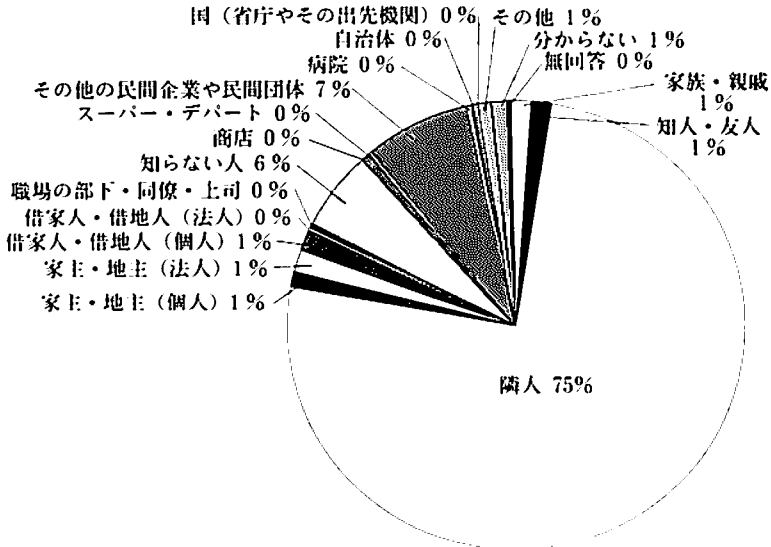


図3-2-50 問題の主要な相手方(近隣関係)



[6] 事件・事故

「事件・事故」に関する問題については、これを主要な問題として挙げた者 679 人のうち、518 人 (76.3%) が「知らない人」を主要な相手方として挙げていた。それ以外の回答はいずれも少数だった。

[7] 近隣関係

「近隣関係」に関する問題については、これを主要な問題として挙げた者 405 人のうち、304 人 (75.1%) が「隣人」を主たる相手方として挙げていた。ついて、「その他の民間企業や民間団体」「知らない人」を挙げた者がそれぞれ、30 人 (7.4%)、24 人 (5.9%) いた。それ以外の回答はいずれも少数だった。

[8] 金銭の貸借

「金銭の貸借」に関する問題については、これを主要な問題として挙げた者 155 人のうち、約半数にあたる 75 人 (48.4%) が「知人・友人」を「主要な相手方」として挙げており、次いで「家族・親戚」を挙げた者が 46 人 (29.7%)、「民間金融機関」を挙げた者が 21 人 (13.5%) いた。それ以外の回答は少数だった。

[9] 民間の保険

「民間の保険」に関する問題については、これを主要な問題として挙げた者 58 人のうち、「保険会社」を「主要な相手方」として挙げた者が 53 人 (91.4%) と大半を占めた。「その他の公的機関・団体」を挙げた者は 3 人 (5.2%)、「職場の上司・同僚・部下」「その他の民間企業や団体」を挙げた者はそれぞれ 1 人 (1.7%) だった。

[10] 税金や公的年金・保険など

「税金や公的年金・保険など」に関する問題については、これを主要な問題として挙げた者 55 人のうち、「自治体」を主要な相手方として挙げた者が 24 人 (43.6%)、「国（省庁やその出先機関）」を主要な相手方として挙げた者が 17 人 (30.9%)、「その他の公的機関・団体」を挙げた者が 5 人 (9.1%)、「病院」を挙げた者が 3 人 (5.5%)、「知人・友人」「職場の部下・同僚・上司」「その他の民間企業や民間団体」を挙げた者が 2 人 (3.6%) ずついた。

[11] その他

図3-2-51 問題の主要な相手方（金銭の貸借）

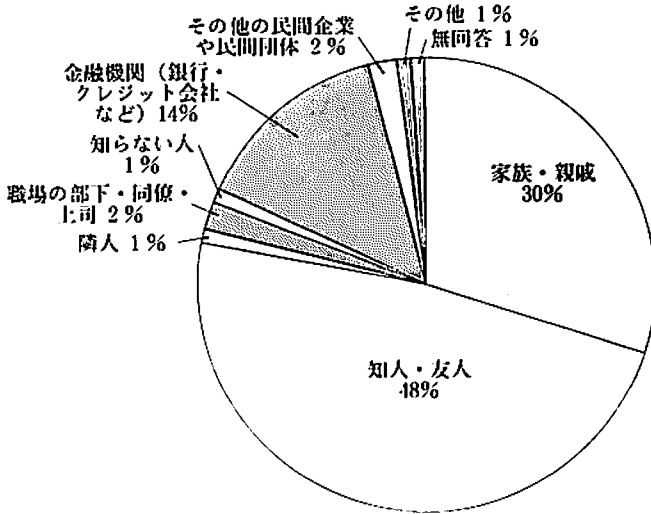


図3-2-52 問題の主要な相手方（民間の保険）

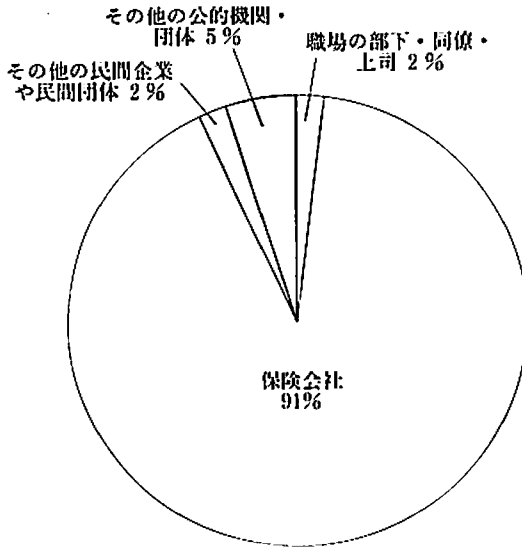


図3-2-53 問題の主要な相手方（税金や公的年金・保険など）

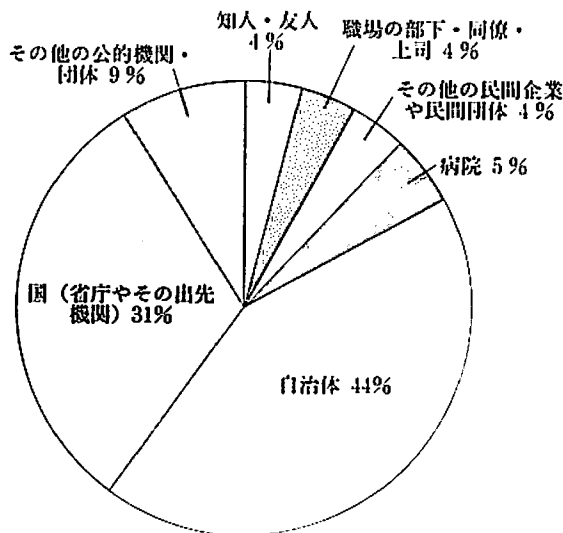
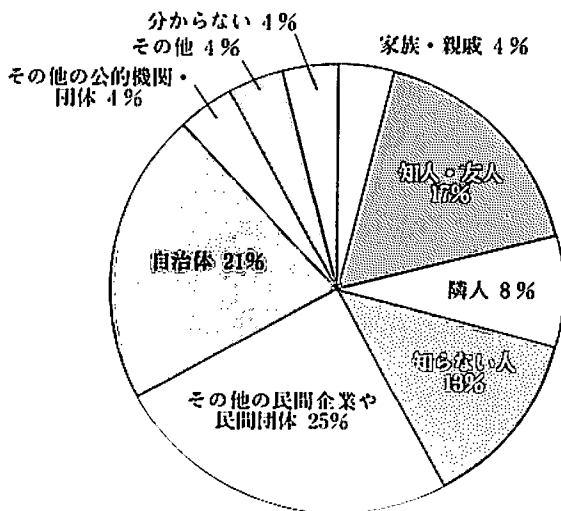


図3-2-54 問題の主要な相手方（その他）



これまで挙げてきた以外の問題（その他の問題）を主要な問題として挙げた者は24人いた。そのうち、「その他の民間企業や民間団体」を主要な相手方として挙げた者が6人（25.0%）、「自治体」を主要な相手方として挙げた者が5人（20.8%）、「知人・友人」を挙げた者が4人（16.4%）、「知らない人」を挙げた者が3人（12.5%）、「隣人」を挙げた者が2人（8.3%）、「家族・親戚」や「その他の公的機関・団体」「その他」を挙げた者はそれぞれ1人（4.2%）ずついた。

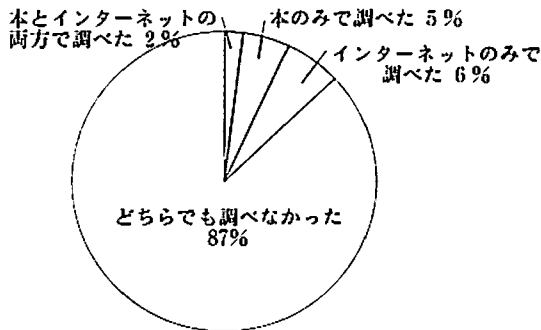
（上石圭一）

第3節 情報収集行動

問題経験者は、どの程度、本やインターネットで調べているだろうか。この調査では、情報収集行動として、当該問題について、「自分で」、本、インターネットで調べたかを質問した。紛争過程のどの時点で調べたかは問われていない。

以下は、過去5年間の最も重大な問題は何かという問いに回答した2,244人のうち、情報収集行動に関して、「わからない」と答えたり、無回答だった者を除く2,156人に関する結果である。

図3-3-1 問題経験者の情報収集行動



全体として、本またはインターネットで調べた者の比率は高くない。本かインターネットの少なくともいずれかで調べた者は、問題経験者の13.3%

図3-3-2 本で調べたかどうかに占めるインターネットで調べた者の比率

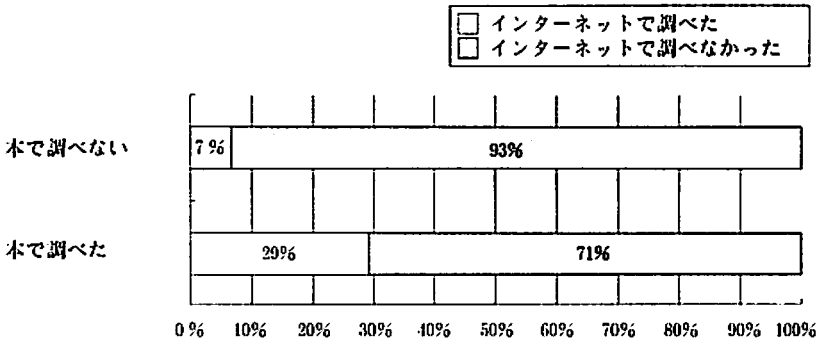
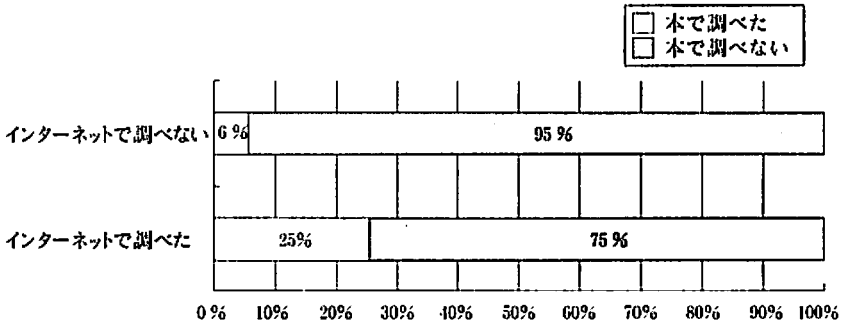


図3-3-3 インターネットで調べたかどうかに占める本で調べた者の比率



である。9割弱はいずれでも調べていないことになる。

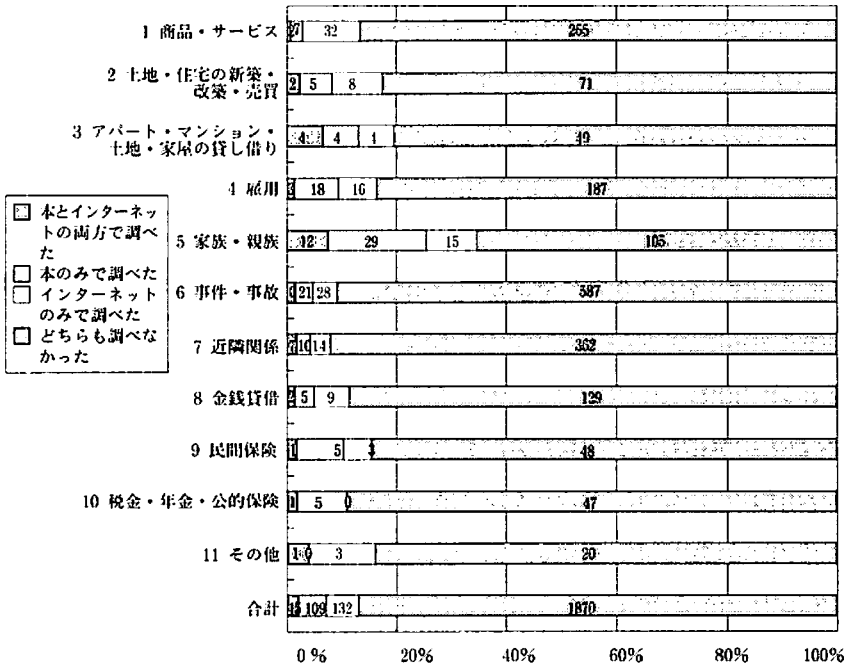
本とインターネットとを比べると、ほとんど同じ比率である。

本とインターネットの関連性を示すのが次の図である。

χ^2 検定によれば、本で調べた人と調べなかった人の間では、インターネットで調べたかどうかの比率の差は、1%水準で有意である ($\chi^2(1)=43.762, p < .01$)。本で調べた人ほどインターネットでも調べる傾向がある。本で調べた人の3割近くがインターネットでも調べ、インターネットで調べた人の25%が本でも調べている。

情報収集行動を、問題類型別に集計したのが次の表である。

図3-3-4 問題経験者の情報収集行動——問題類型別



顕著な特徴としては、第一に、本、インターネットいずれでも調べなかった比率が、家族・親族問題経験者で特に少ない(65.2%)。逆に、近隣問題経験者で高い(92.1%)。他の類型では、あまり差がなく80~90%程度である。

本とインターネットの両方で調べた者の比率が高いのは、家族・親族(7.5%)、アパート・マンション・土地・家屋の貸し借り(6.6%)であり、低いのは、商品・サービス(0.7%)である。

本のみで調べた者の比率が高いのは、家族・親族(18.0%)であり、低いのは、その他(0%)と商品・サービス(2.3%)である。

インターネットのみで調べた者の比率が高いのはその他(12.5%)、商品・サービス(10.5%)、土地・住宅の新築・改築・売買(9.3%)、家族・親族(9.3%)であり、低いのは税金・年金・公的保険(0%)である。

総合すると、家族・親族で、本、インターネット、双方のどれも高い比率

であるのに対し、商品・サービスとその他では、本のみで調べたものが低く、インターネットのみで調べた者が高いというパターンがある。

(濱野 亮)

第4節 相手方との接触の有無および方法

(1) 接触の有無

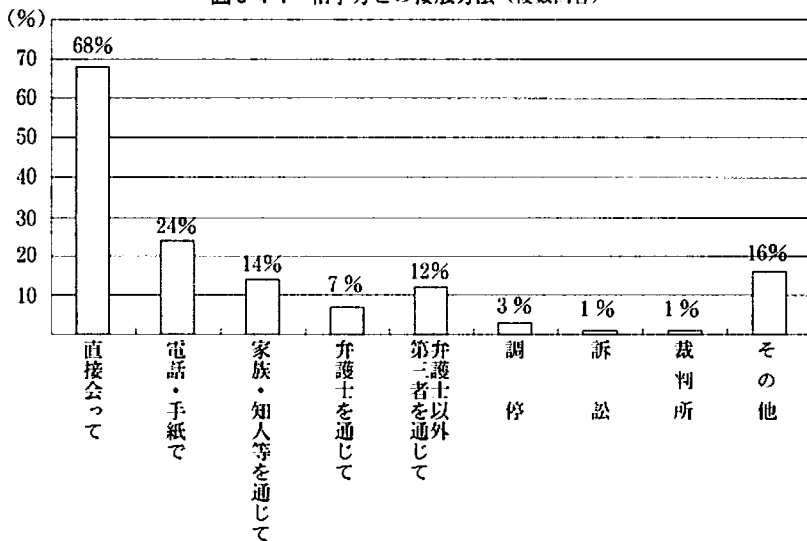
有効回答 12,408 人中問題経験者 2,343 人。うち、問 2 で「最も重大な問題」を回答した者 2,244 人。この 2,244 人に対し、問 9 で、その問題の解決のために、自分自身ないし第三者を通して相手方と接触したか、またどのようにしたか、を尋ねた。

「相手が誰かわからなかった」82 人、「わからない・無回答」22 人を除いた 2,140 人のうち、「なにもしなかった」のは 495 人 (23.1%) にとどまり、約 3/4 の 1,645 人 (76.9%) が何らかの接触を行っていた。

(2) 接触の方法

相手に何らかの形で接触した 1,645 人の接触態様は図 3-4-1 の通りであ

図 3-4-1 相手方との接触方法 (複数回答)



る（複数回答：パーセントは1,645人に対する割合）。

このうち、その他（261人）のちょうど3分の2は（174人）は保険会社を通じて相手と接触した者である。また、ちなみに、ここで複数の選択肢を選んでいる回答者には、1番目と2番目に起こした行動をも併せて尋ねているが、その結果は、やはり直接の話し合いなしに電話・手紙による連絡が当初取られる行動の大多数である（1回目の行動の73.3％、2回目の行動の42.1％）。ただし、2回目の行動では、家族・友人や弁護士以外の第三者を通しての接触も1回目より増える（それぞれ16.2％、12.5％）。

(3) 弁護士利用

問9で何らかの接触を行ったと回答した1,645人に対し、問題の解決の過程で弁護士に依頼をしたかどうかを問9-1で尋ねた。その結果は図3-4-2の通り。

図3-4-2 弁護士依頼の有無

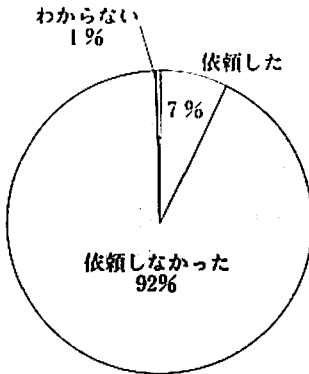
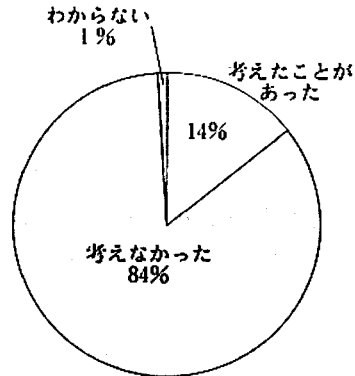


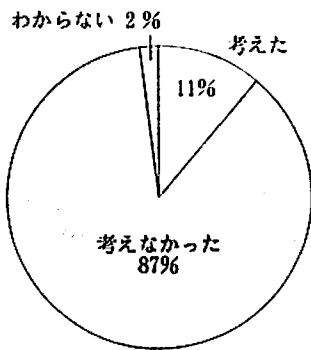
図3-4-3 弁護士依頼を考えたか



弁護士に依頼しなかったという1,519人に対し、さらに問9-2で、紛争の過程で弁護士依頼を考えたかどうかを尋ねたところ、無回答10人（欠損値）を除いた1,509人の内訳は図3-4-3の通りであった。

大多数はそもそも弁護士利用を考えもしなかったとも言えるし、実際に利用しなかった者のうち15％近くは「考慮はした」と答えていることから考えれば、弁護士に対する潜在的需要は相応にあるとも言えるだろうか。

図3-4-4 裁判所利用を考えたか



の回答内訳は図3-4-4の通り。

裁判所利用もまた一定の潜在的需要があるということだろうか。

(尾崎一郎)

第5節 状況的要因

有効回答 12,408 人中問題経験者 2,343 人。うち、問2で「最も重大な問題」を回答した者 2,244 人。この 2,244 人に対し、紛争当時の広い意味での状況認識を問10で尋ねた。これは、度数分布表よりも円グラフで回答の割合を見る方が傾向を把握しやすい。各グラフからは無回答(欠損値)は取り除かれている。

これらの質問に対する回答は、紛争の種類ごとの差が大きいとおもわれるので、詳細は今後の分析に委ねたいが、全体として眺めた場合、興味深い特徴がいくつかみられる。

第1に、問題が生じたこと自体についても、問題の解決の過程においても、少なくともある程度周囲の目が気になったと回答しているのは全体の4分の1程度に過ぎない。これは伝統的な共同体的規制・規範等への配慮の視点が希薄化していることを意味しているかもしれない。他方、相手方との関係への影響については、51.9%が少なくともある程度考えたとしている。

第2に、44.3%が気になったとしている金銭的成本以上に、時間的コ

(4) 裁判所利用

問9で、相手方に接触したと回答した者のうち、裁判所に調停を申し立てたか、訴訟を提起したか、それ以外の裁判所の手続を用いた、を選択したのは76人である。問題経験者2,244人のうち、相手方に接触した1,645人から、この76人(4.6%)を除いた1,569人に対し、問題解決のために裁判所利用を考えたかどうか尋ねたのが問9-3である。

その結果、無回答32人を除いた1,537人

図3-5-1 どちらが正しいと思ったか

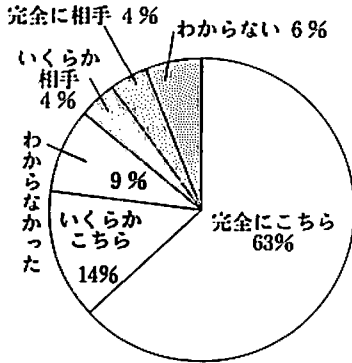


図3-5-2 法律に関わるか意識したか

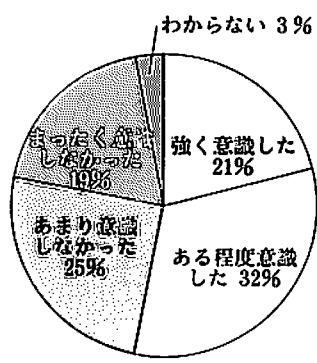


図3-5-3 その問題は自身にとりどの程度重大だったか

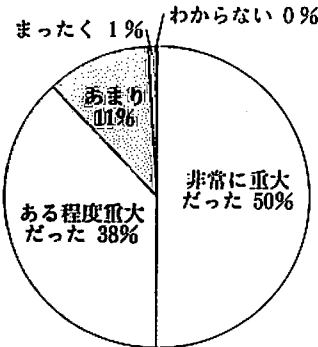


図3-5-4 他の人々にとって重大だったか

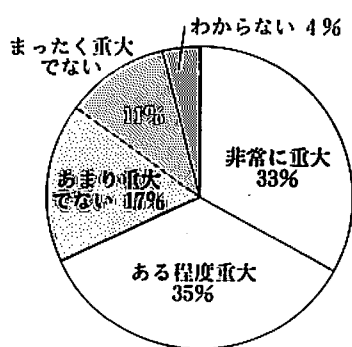


図3-5-5 誰の責任かはっきりしていたか

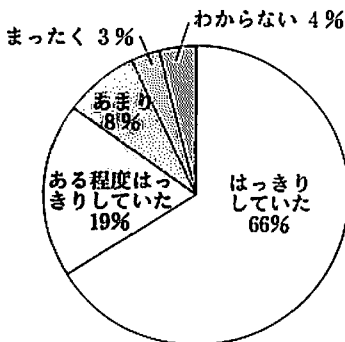


図3-5-6 誰に要望を伝えればよいかはっきりしていたか

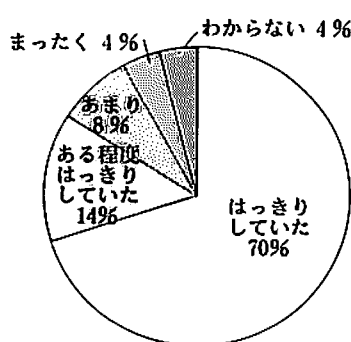


図3-5-7 要望伝達で望む結果は得られると思ったか

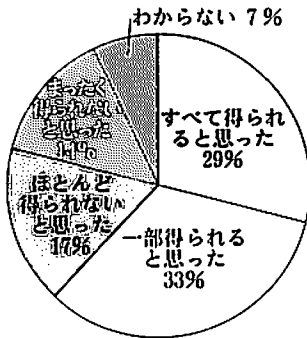


図3-5-8 解決にかかるお金が気になったか

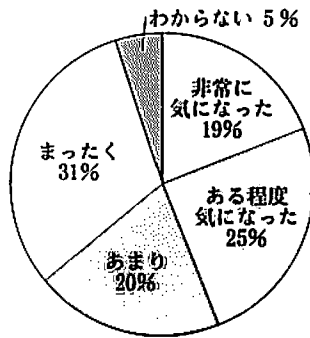


図3-5-9 解決に自分の時間をとられることが気になったか

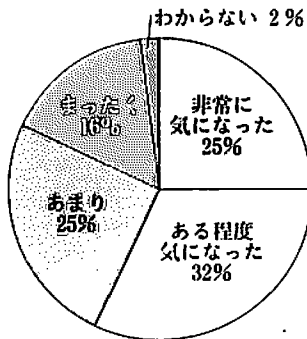


図3-5-10 決着までにかかる時間が気になったか

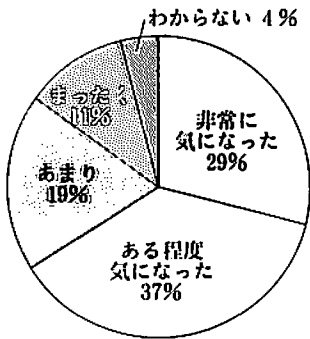


図3-5-11 気が重いなどの負担感

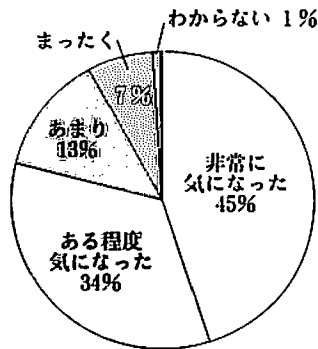


図3-5-12 相手方との関係への影響が気になったか

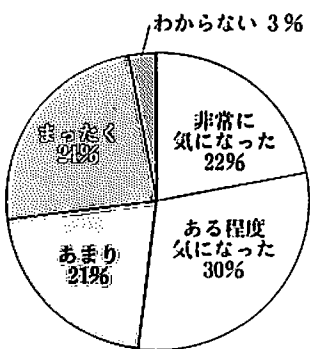


図3-5-13 問題が生じたことについて周囲の目が気になった

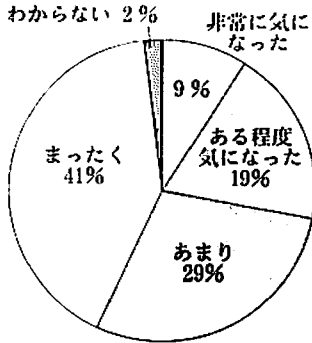
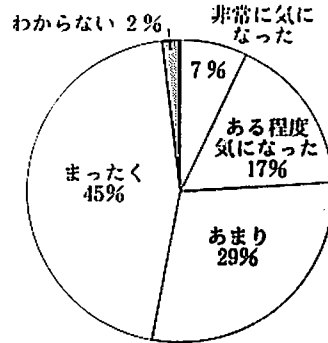


図3-5-14 解決する上で周囲の目が気になったか



ストが（自分の時間がとられることを気にした：56.7%，解決にかかる時間が気になった：65.1%），時間的コスト以上に心理的負担感が（78.3%），当事者にとって重大なファクターであったことが伺える。もちろん，金銭的コストは当事者の経済力や係争物の価額等によってその意味が大いに異なるので，一概に他のコストと同列に論じることができないが。

第3に，これもまた紛争の種類によって意味は異なり得るが，概して，責任の所在や問題の重大性については明確な意識があり，法律との関連性についても，ほぼ半数（52.5%）は，少なくともある程度意識していたことが分かる。第1で指摘した点と併せて考えると興味深い。

（尾崎一郎）

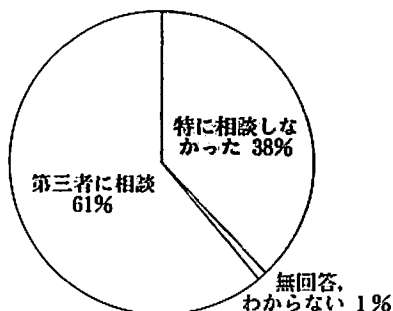
第6節 第三者への相談とその評価

(1) 概要

問題経験者は，当該問題の解決のためにどのような第三者に相談したのだろうか。質問票では，相談した第三者をすべて答えるよう指示した（複数回答）。

選択肢で18種類の第三者が示され，それ以外に，「特に相談はしなかった」と「わからない」が示された。第三者の選択肢は，15種類の機関，それに

図3-6-1 第三者への相談 (n=2,244)



当てはまらない職場の同僚・上司・先輩・後輩、それ以外の家族・親せき・友人・知人、その他である。

「その他」を選んだ回答者が154人あり、その自由記述に基づく再コード化作業によって、次の8項目を新設した。すなわち、学校・学校の先生、不動産屋、マンションの管理組合・管理員・管理会社、病院、民間金融機関、

自動車ディーラー、その他の民間業者、大家である。

問題経験者2,244人中、誰にも相談しなかった者が38.0%、何らかの第三者に相談した者が61.3%である（無回答、分からないは0.7%）。

(2) 相談した第三者

次に、特に相談しなかった、わからない、無回答を除いた1,376人（問題経験者の61.3%）について見てみよう。

質問では、具体的な機関として、市区町村の法律相談以下、合計15の選択肢を提示した。さらに、それ以外の職場の同僚・上司・先輩・後輩（以下、同僚・上司等と略称）、以上に当てはまらない家族・親せき・友人・知人（以下、家族・親せき等と略称）、および「その他」という選択肢が示された。

図3-6-2が示すように、もっとも多くが相談した相手は、家族・親せき等で37.2%、続いて、保険会社・保険会社社員の31.7%、警察・警察官の19.6%となっている（いずれも複数回答あり、第三者に相談した者1,376人中の比率、以下同じ）。

(3) 相談した第三者の順番

第三者に相談した回答者に対しては、相談した順番を回答してもらった。

1番目から順に、相談した第三者は、次の通りである。

1番目に相談した第三者を挙げたのは1,376人、2番目に相談した第三者を挙げたのは541人、3番目に相談した第三者を挙げたのは161人だった。

図3-6-3が示すように、1番目の相談相手としては、多く挙げられた順に、家族・親せき等が25.6%、保険会社・保険会社社員が22.2%、警察・警

図3-6-2 相談した第三者（相談した者全体に占める比率 n=1,376 複数回答あり）

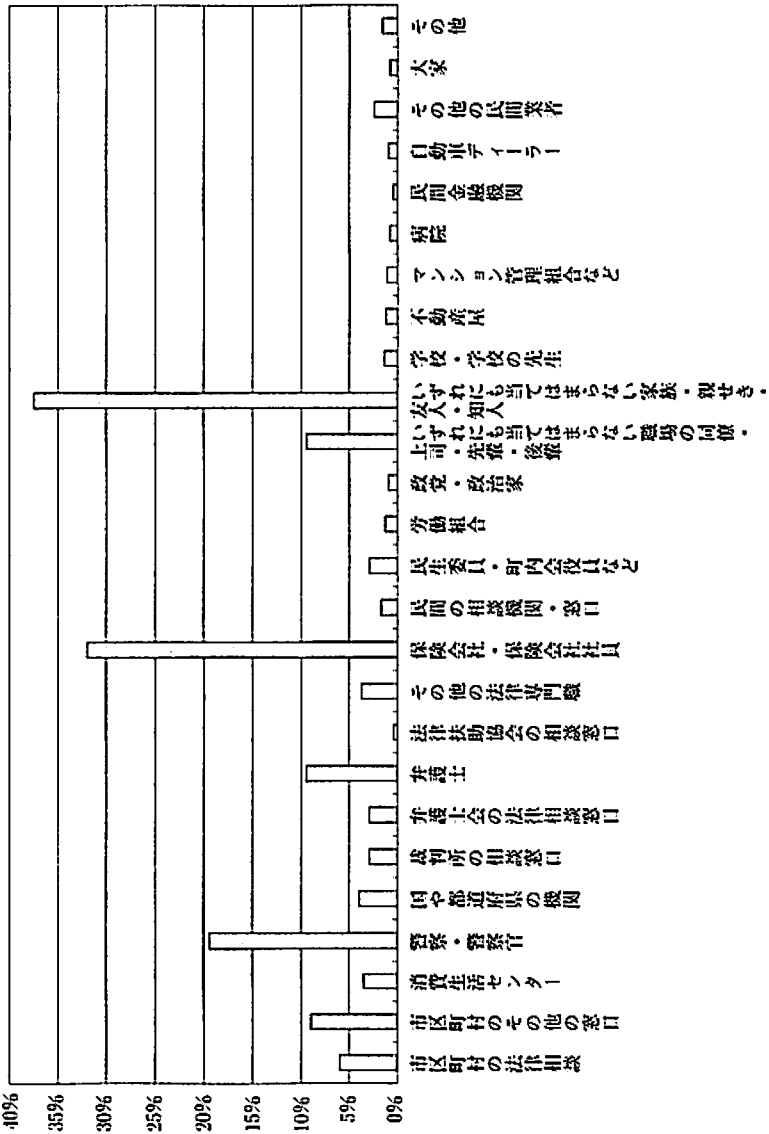


図 3-6-3 1 番目の相談相手 (回答者数)

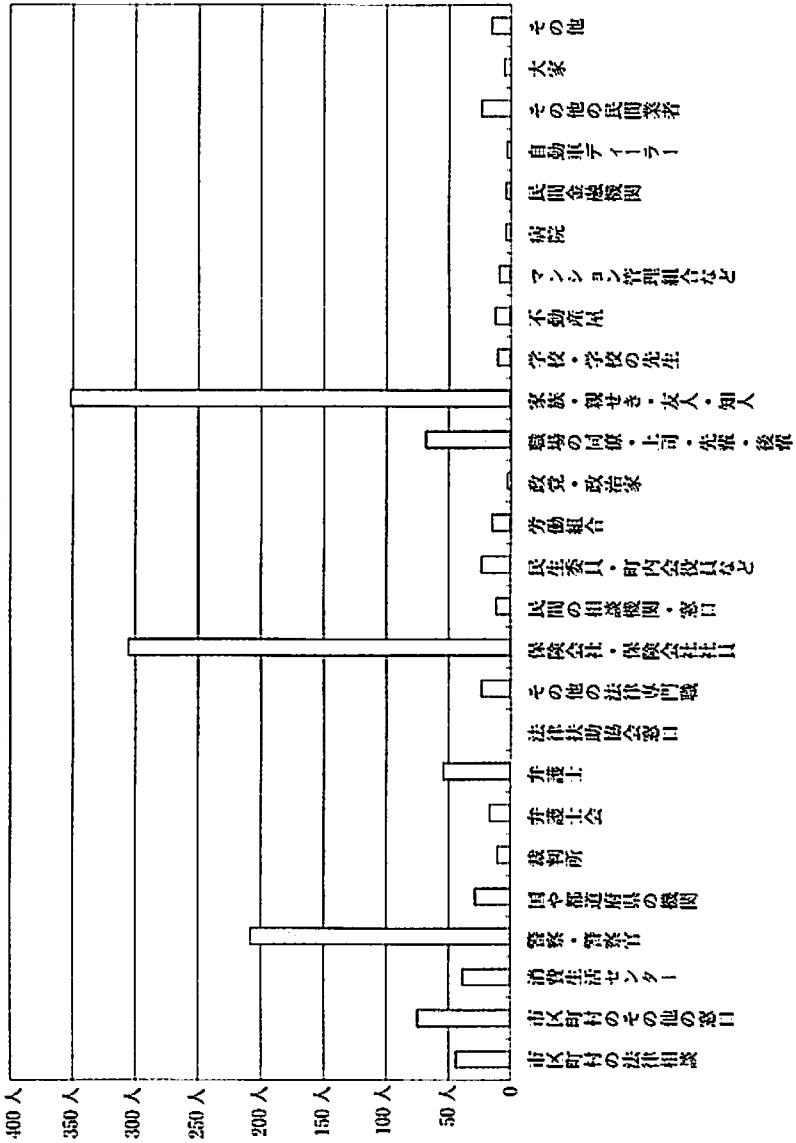


図3-6-4 2番目の相談相手（回答者実数）

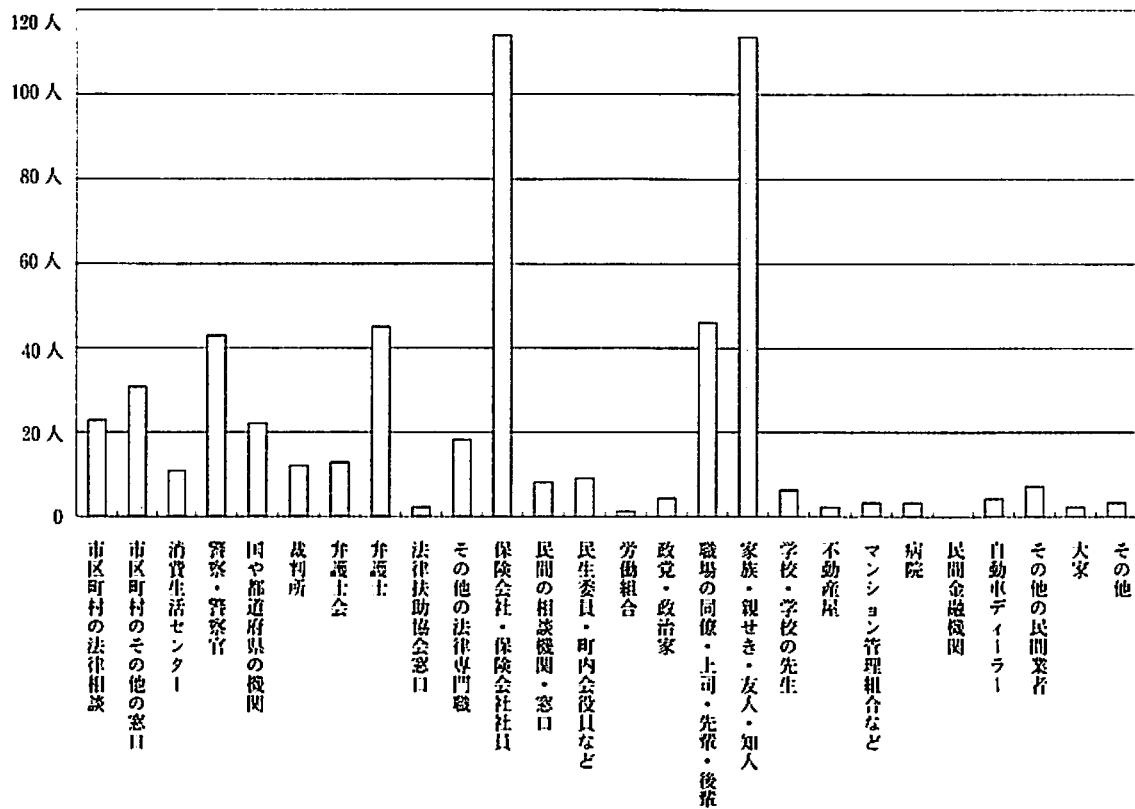


図3-6-5 3番目の相談相手(回答者数)

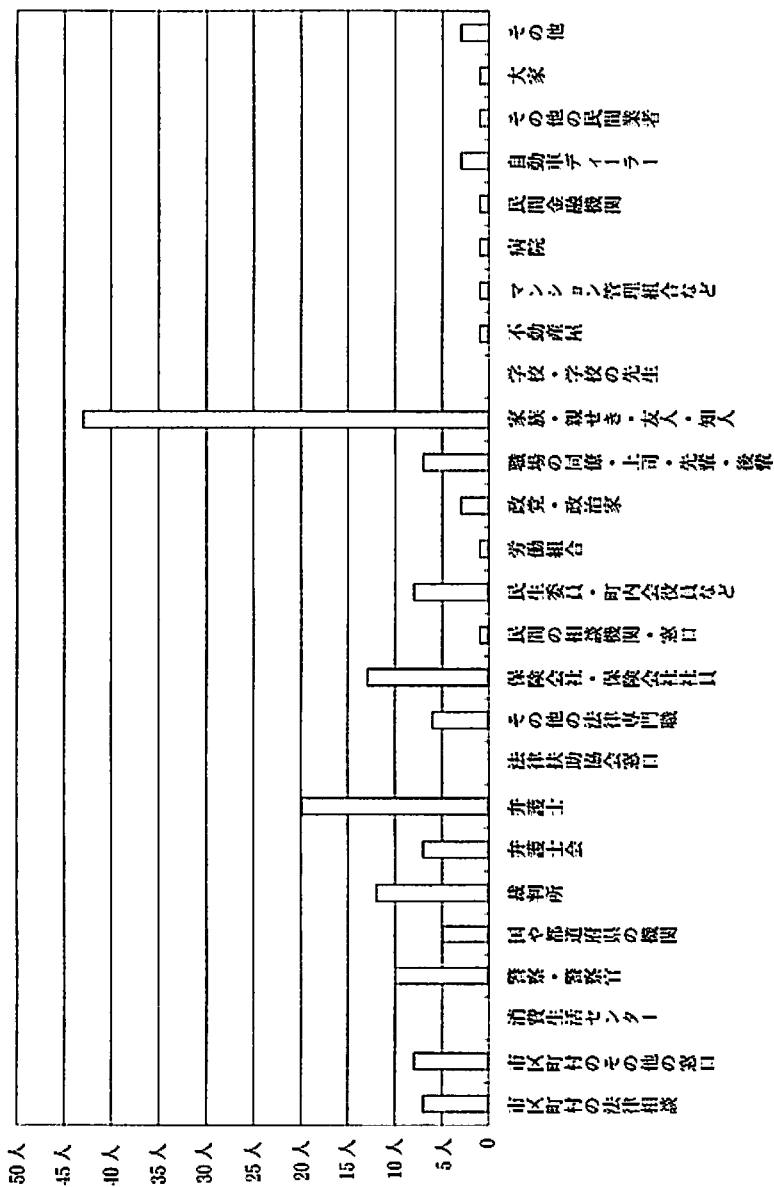


図3-6-6 4番目の相談相手（回答者実数）

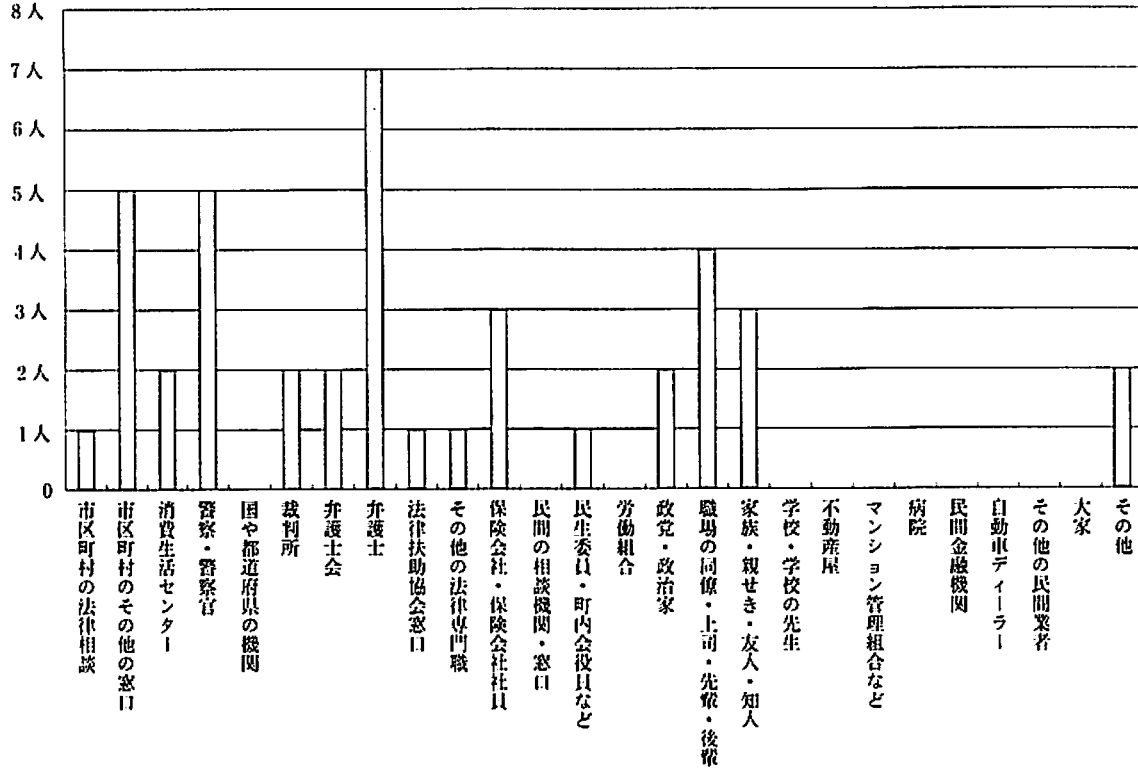
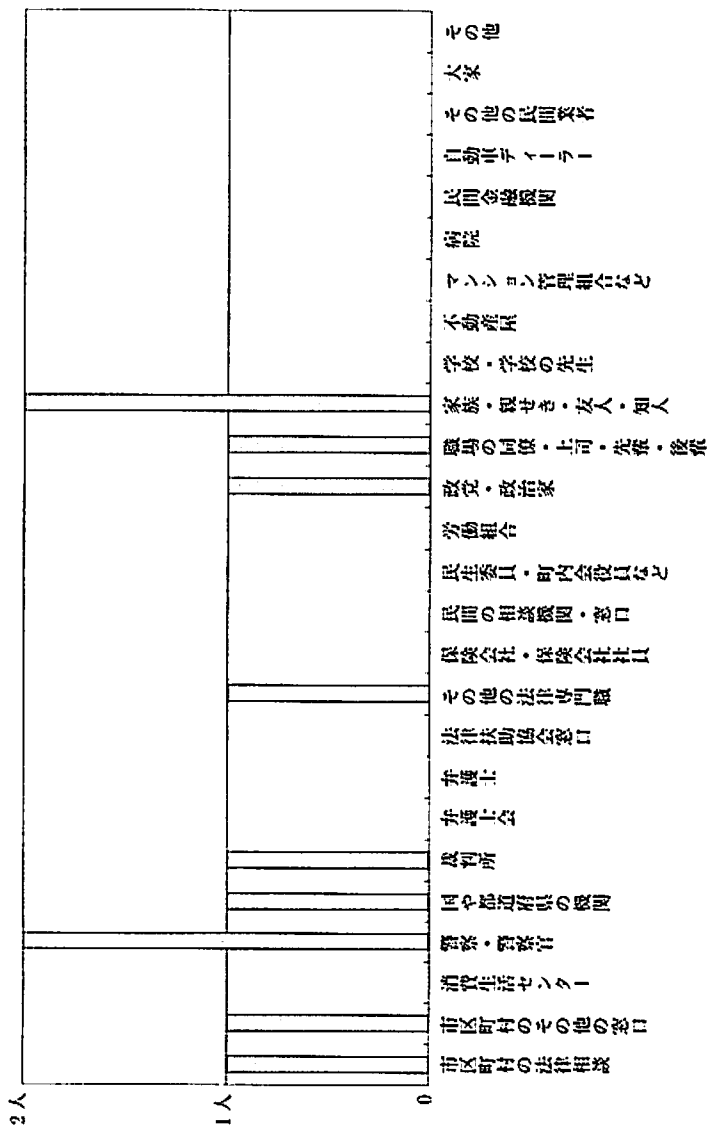


図3-6-7 5 番目の相談相手（回答者実数）



察官が15.2%である。

図3-6-4が示すように、2番目の相談相手としては、多く挙げられた順に、保険会社・保険会社社員が20.7%、家族・親せき等が20.7%、続いて、同僚・上司等が8.4%、弁護士が8.3%、警察が7.9%である。

図3-6-5が示すように、3番目の相談相手としては、多く挙げられた順に、家族・親せき等が26.4%、弁護士が12.3%、保険会社・保険会社社員が8.0%、裁判所の相談窓口が7.4%と続いている。

4番目の相談相手を挙げたのは40人、5番目の相談相手を挙げたのは13人、6番目の相談相手を挙げたのは3人、7番目、8番目に相談した第三者を挙げたのはそれぞれ1人だった。

図3-6-6が示すように、4番目の相談相手として多く挙げられたのは順に、弁護士、市区町村の法律相談以外の相談窓口、警察・警察官である。ただし実数が少ない。

図3-6-7が示すように、5番目の相談相手としては、警察・警察官と家族・親せき等が多い。ただし実数が非常に少ない。

(4) 相談機関の印象

第三者に相談したと答えた者すべてに対して、問題を解決するために相談は役に立ったかなど、相談した機関等第三者の印象について、質問した(問13)。1人の回答者につき、その相談したすべての機関・第三者のそれぞれについて、印象として9つの選択肢(「わからない」を含む)が示され、該当するものをすべて選ぶよう指示された(複数回答)。同じ機関・第三者に複数回相談している場合は、全体を通して印象を答えるよう指示されている。

第三者の類型別に回答の比率(複数回答あり)をグラフ化したのが、図3-6-8から図3-6-33である。

市区町村の法律相談についての印象は、役に立たなかったとする者が最も多い(37.7%)。

市区町村のその他の窓口の印象も、役に立たなかったとする者が最も多い(41.0%)。実際にどうすればよいかを教えてくれた、が次に続く(31.1%)。

消費生活センターの印象は、実際にどうすればよいかを教えてくれたとする者が多い(50.0%)。役に立たなかった(30.8%)、手続や法律などについて

て教えてくれた(30.8%), が次に続く。

警察・警察官の印象は、実際にどうすればよいかを教えてくれたとする者が最も多い(35.2%)。役に立たなかった(26.3%), 中立の判断から判断してくれた(25.9%), が次に続く。

国や都道府県の機関の印象は、実際にどうすればよいかを教えてくれた(44.6%), 手続や法律などについて教えてくれた(42.8%)とする者が多い。自分が正しいことが分かった(32.1%), 役に立たなかった(28.6%)が、続いている。

裁判所の相談窓口の印象は、手続や法律などについて教えてくれたとする者が最も多い(60.5%)。

弁護士会の法律相談窓口の印象は、実際にどうすればよいかを教えてくれたとする者が最も多い(38.5%)。

弁護士の印象は、実際にどうすればよいかを教えてくれた(55.5%), 手続や法律などについて教えてくれた(46.1%), 自分の代わりに相手に働きかけてくれた(46.1%)とする者が多い。

法律扶助協会の相談窓口については、非常に実数が少ない。

その他の法律専門職の印象は、手続や法律などについて教えてくれた(41.2%), 実際にどうすればよいかを教えてくれた(39.2%)とする者が多い。

保険会社・保険会社社員の印象は、自分の代わりに相手に働きかけてくれた(58.9%), 実際にどうすればよいかを教えてくれた(45.9%)とした者が多い。

民間の相談機関・窓口の印象は、実数が少ないが、実際にどうすればよいかを教えてくれた, 役に立たなかった, とする者が多い。

民生委員・町内会役員などの印象は、役に立たなかったとする者が約半数と多くなっている。

労働組合の印象は、実数が少ないが、自分の代わりに相手に働きかけてくれたとする者が多い。

政党・政治家の印象は、実数が少ないが、役に立たなかったとする者が多い。

職場の同僚・上司・先輩・後輩の印象は、気持ちの上で助けられた(なく

さめ、はげましなど)とする者が半数を超えている。

家族・親戚・友人・知人の印象は、職場の同僚・上司などと同様に、気持ちのうえで助けられたとする者が半数を超え(60.5%)目立っている。

「その他」を再コードしたものについては図3-6-25から図3-6-33のとおりであるが、いずれも実数が少ない。

図3-6-8 市区町村の法律相談の印象 (n=77)

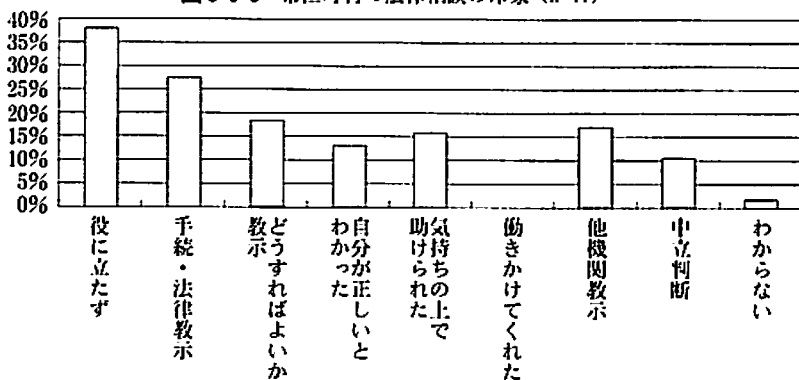


図3-6-9 市区町村のその他の窓口の印象 (n=122)

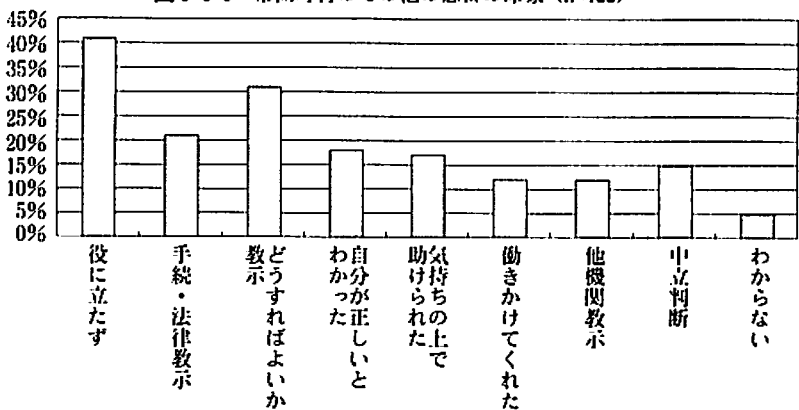


図3-6-10 消費生活センターの印象 (n=52)

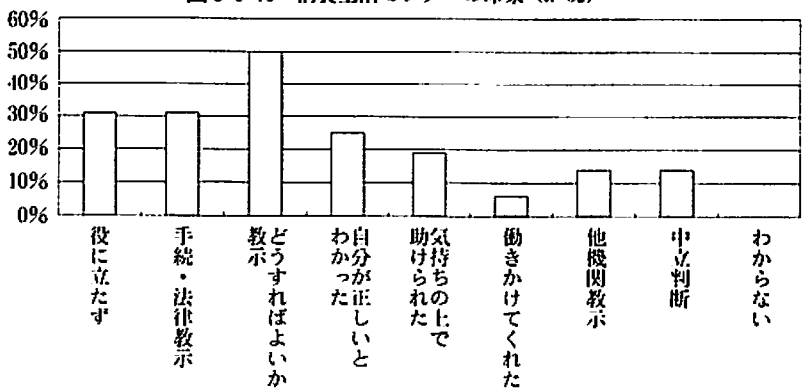


図 3-6-11 警察・警察官の印象 (n=270)

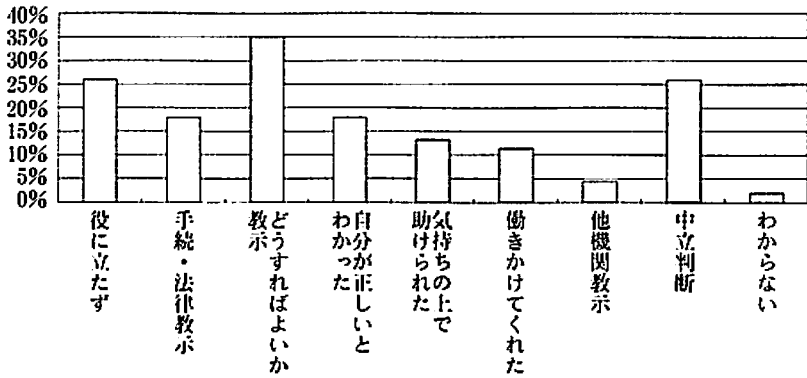


図 3-6-12 国や都道府県の機関の印象 (n=56)

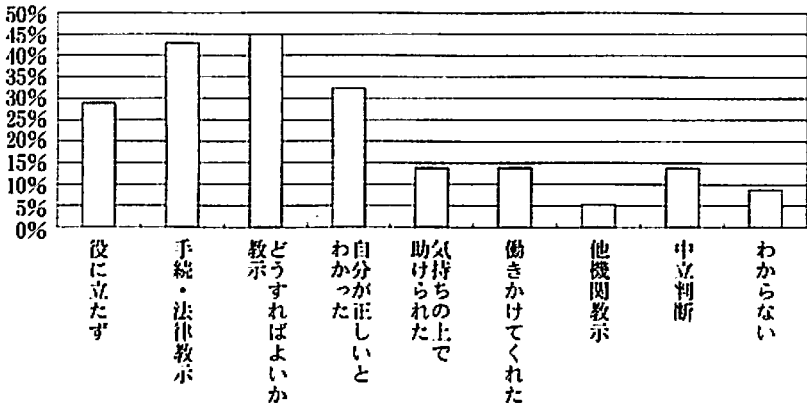


図 3-6-13 裁判所の相談窓口の印象 (n=38)

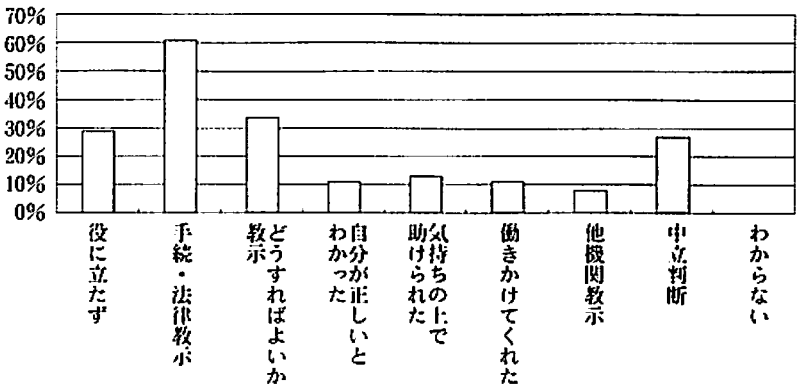


図3-6-14 弁護士会の法律相談窓口 (n=39)

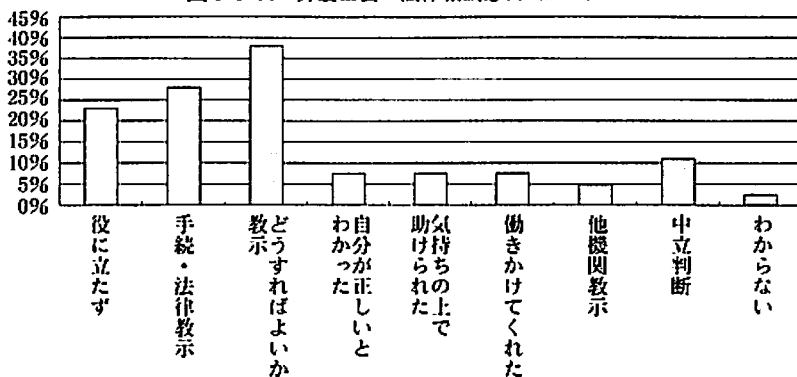


図3-6-15 弁護士の印象 (n=128)

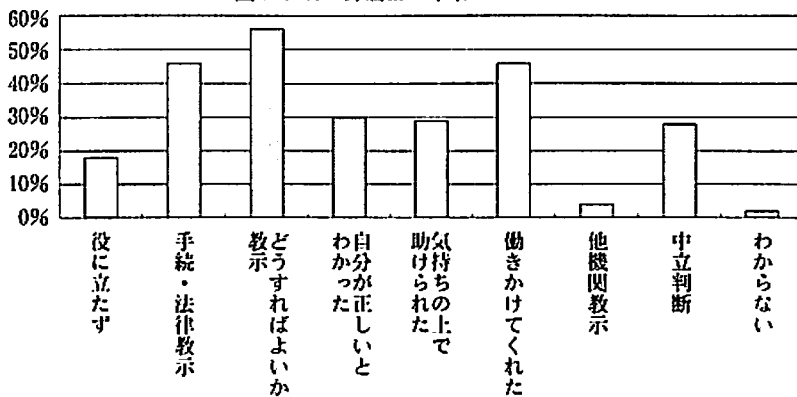


図3-6-16 法律扶助協会窓口の印象 (n=4)

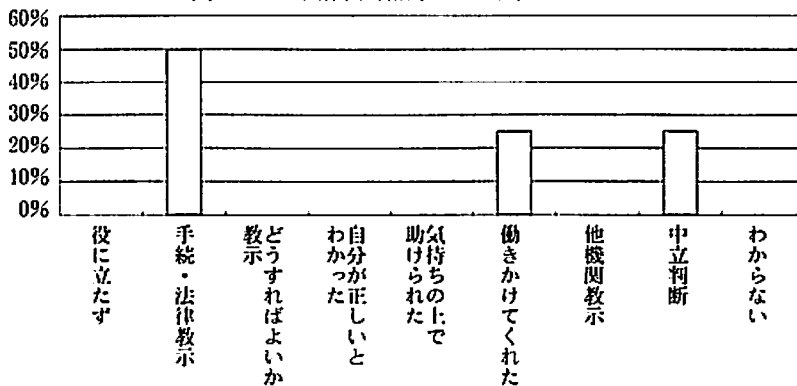


図3-6-17 その他の法律専門職の印象 (n=51)

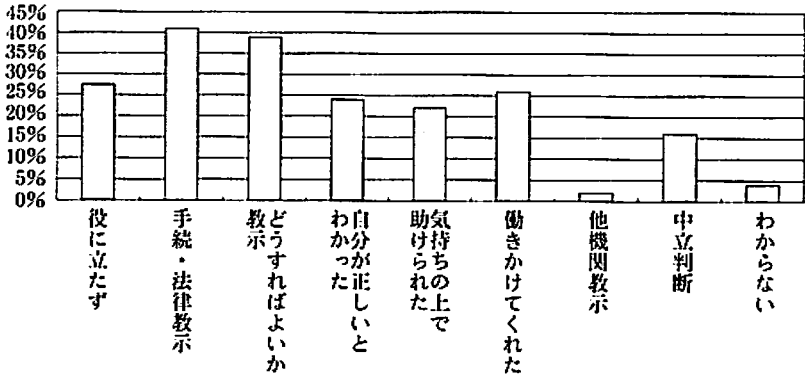


図3-6-18 保険会社・保険会社社員の印象 (n=436)

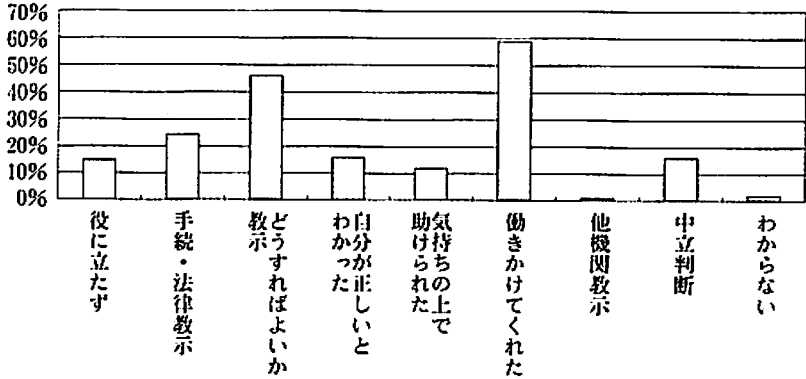


図3-6-19 民間の相談機関・窓口の印象 (n=22)

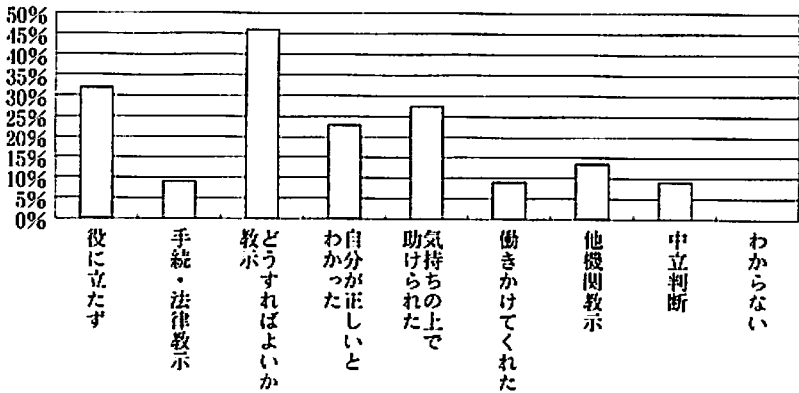


図3-6-20 民生委員・町内会役員などの印象 (n=42)

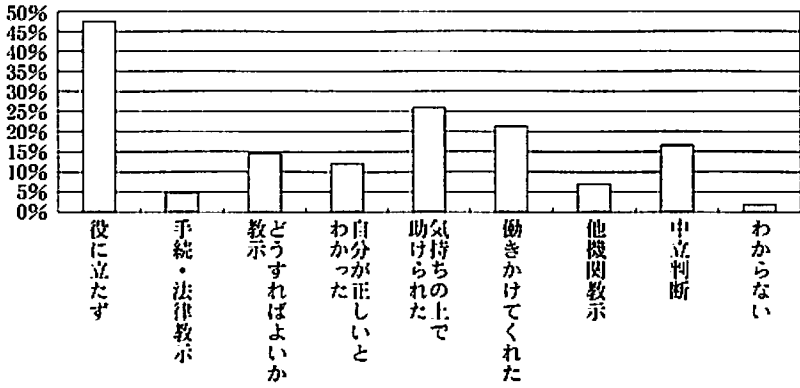


図3-6-21 労働組合の印象 (n=17)

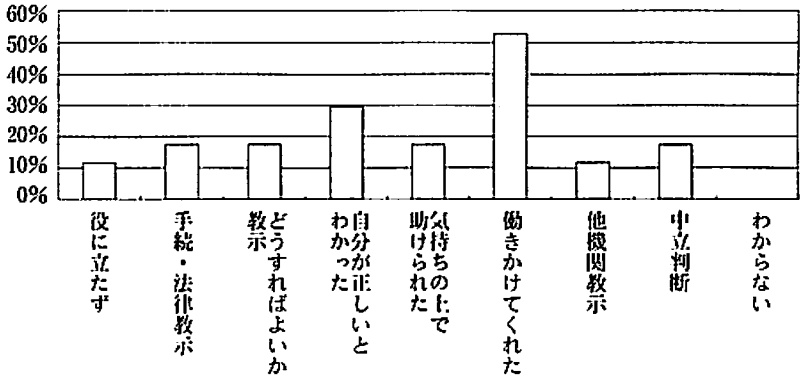


図3-6-22 政党・政治家の印象 (n=13)

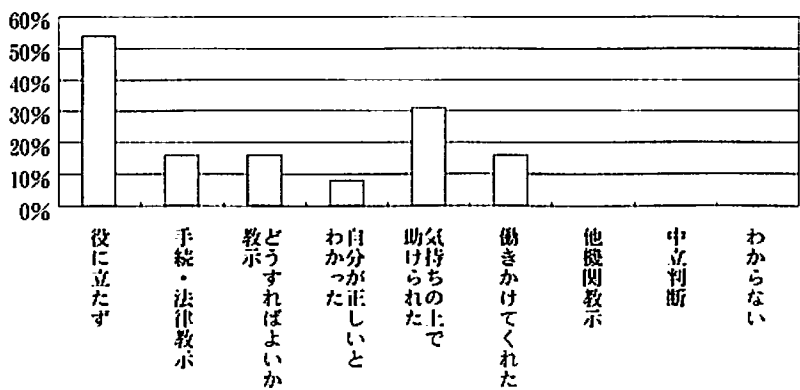


図3-6-23 職場の同僚・上司・先輩・後輩の印象 (n=126)

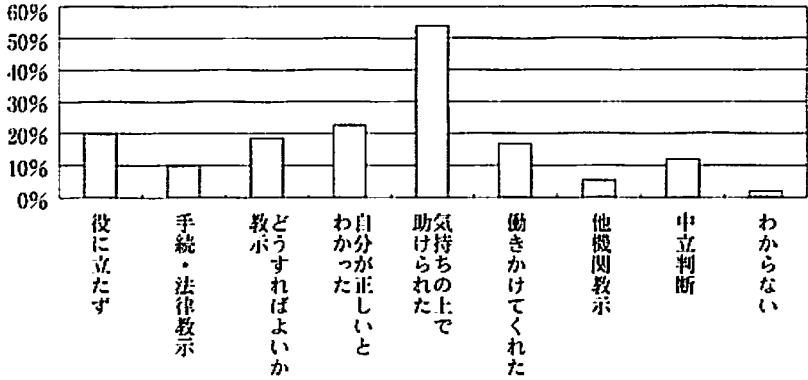


図3-6-24 家族・親せき・友人・知人の印象 (n=512)

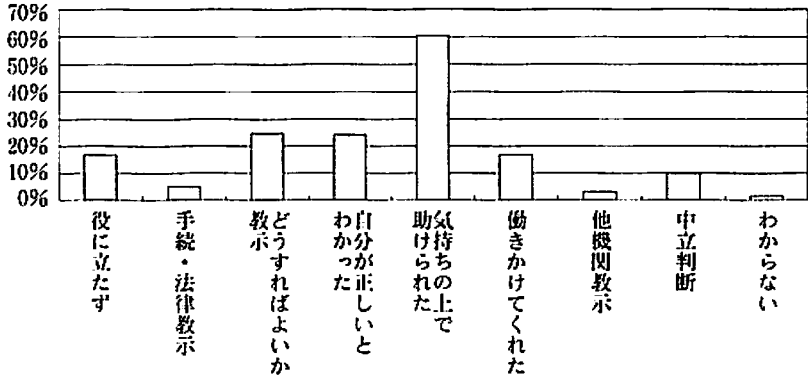


図3-6-25 学校・学校の先生の印象 (n=18)

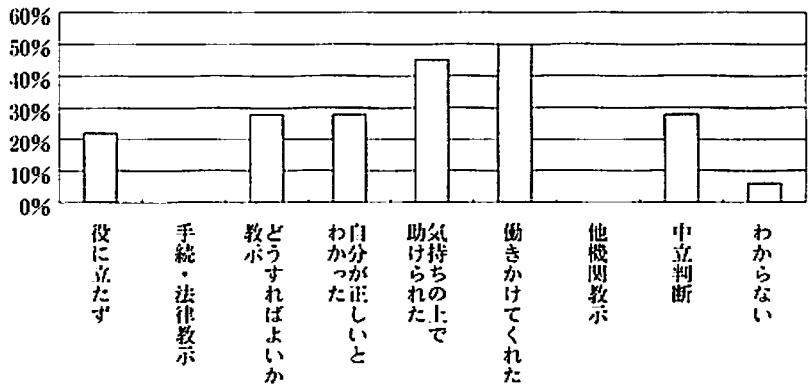


図 3-6-26 不動産屋の印象 (n=16)

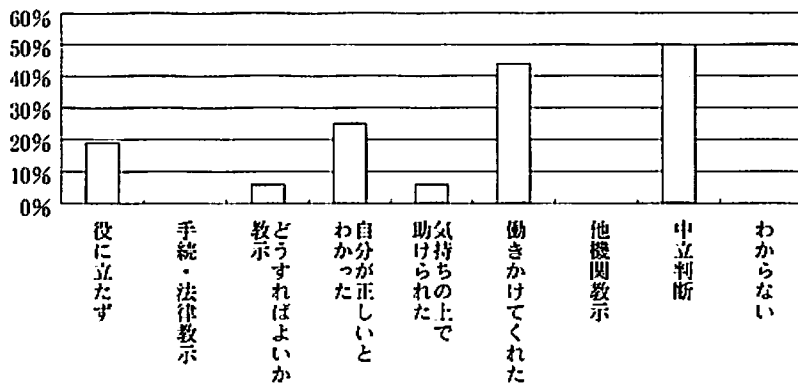


図 3-6-27 マンション管理組合等の印象 (n=14)

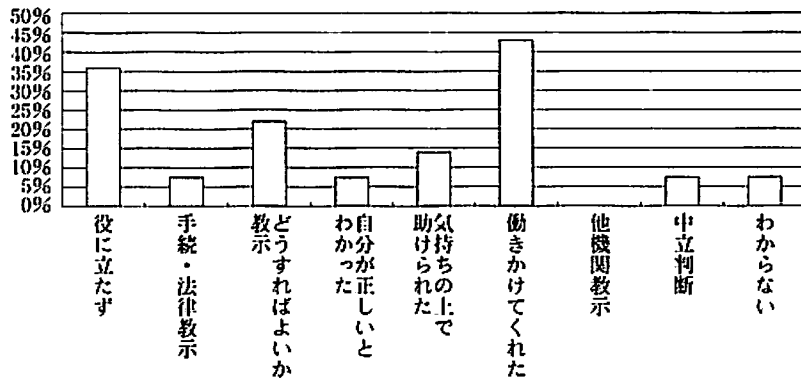


図 3-6-28 病院の印象 (n=9)

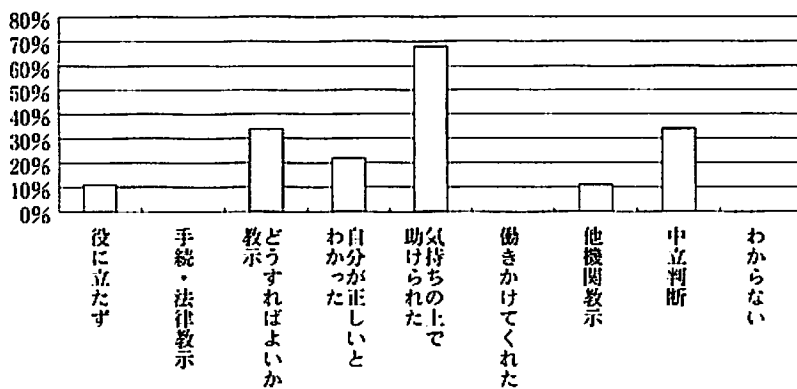


図 3-6-29 民間金融機関の印象 (n=6)

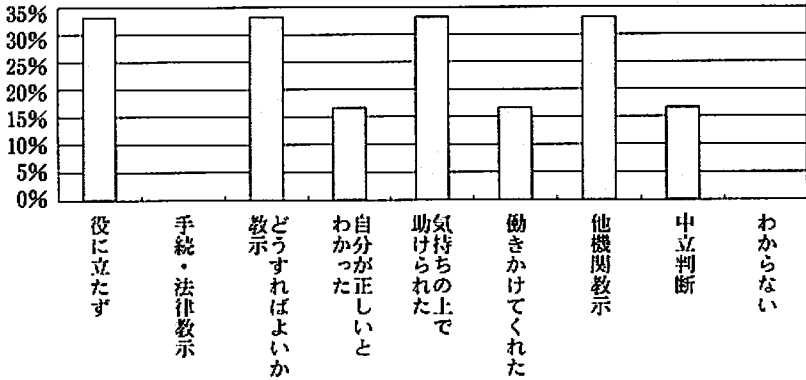


図 3-6-30 自動車ディーラーの印象 (n=10)

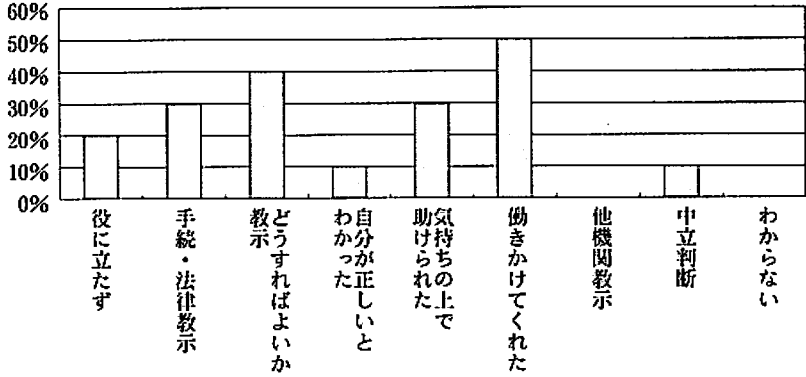


図 3-6-31 その他の民間業者の印象 (n=32)

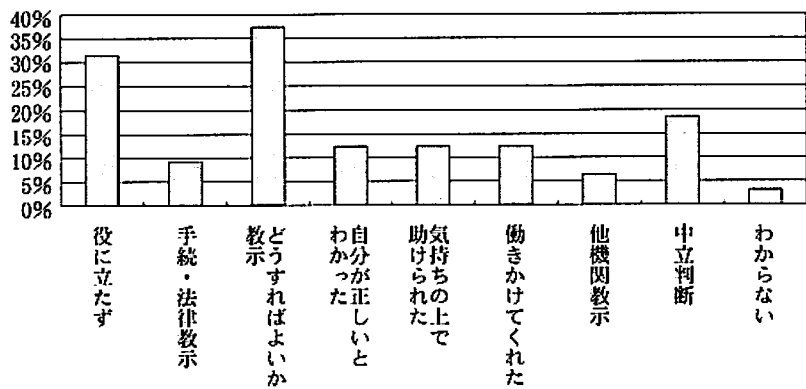


図3-6-32 大家の印象 (n=9)

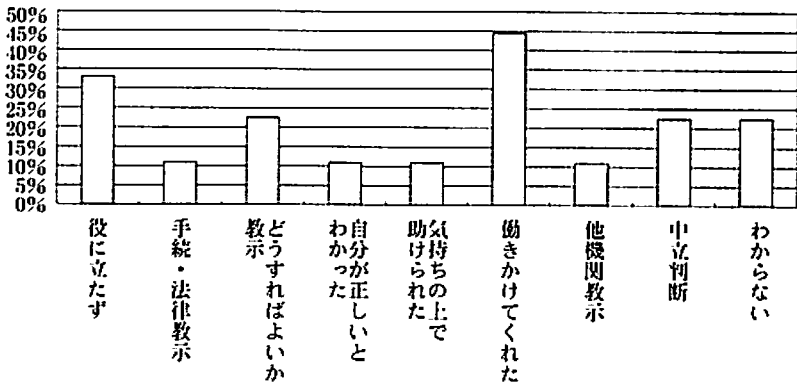
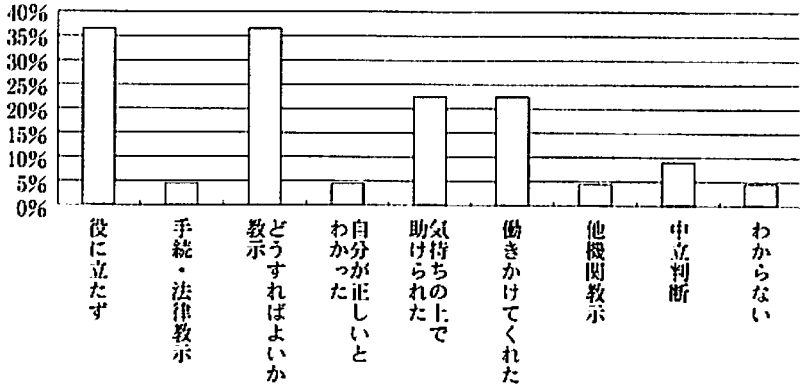


図3-6-33 その他の印象 (n=22)



次に、相談相手の印象（9選択肢）それぞれについて、機関横断的にグラフ化すると図3-6-34から図3-6-42のようになる。法律扶助協会の相談窓口、病院、民間金融機関、大家については、相談した者が非常に少ない（いずれも10ケース未満）ので比較の対象からはずした。

役に立たなかったと答えた者の比率が高いのは、政治家・政党（53.8%）や、民生委員・町内会役員など（47.6%）である。労働組合は役に立たなかったと答えた者の比率は低い。

手続や法律などについて教えてくれたと答えた者の比率が高いのは、裁判所の相談窓口（60.5%）、弁護士（46.1%）、その他の法律関連職（41.2%）、国や都道府県の機関（42.9%）である。学校・学校の先生、不動産屋に相談

図 3-6-34 役に立たなかったと答えた者の比率

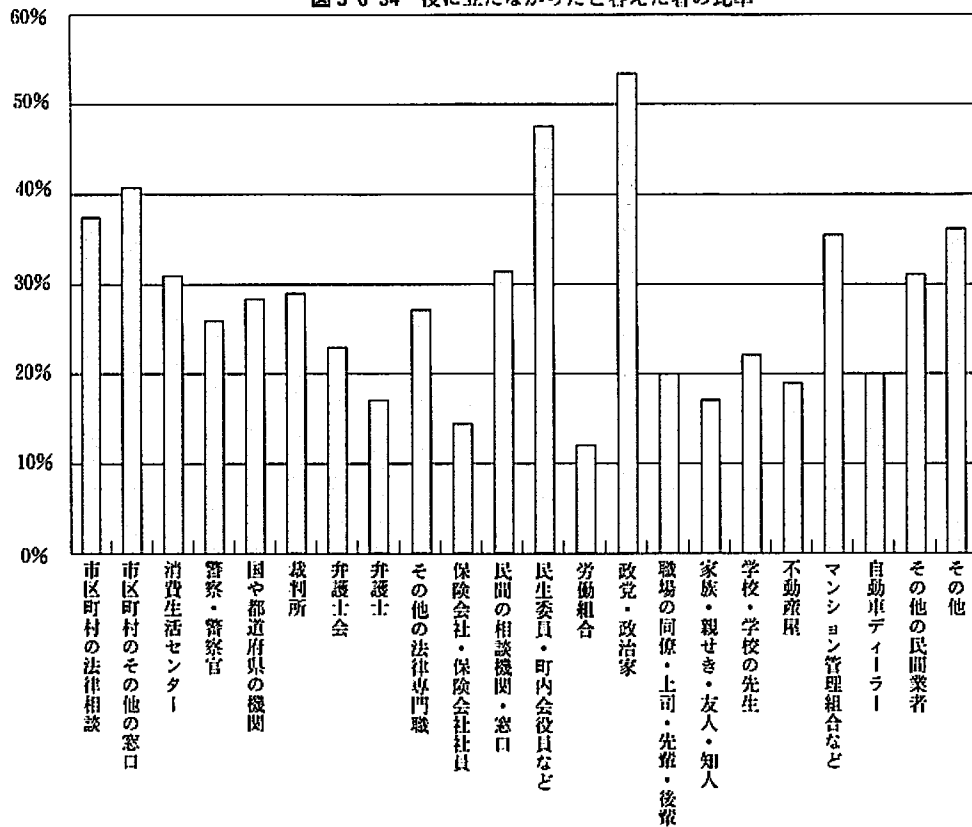
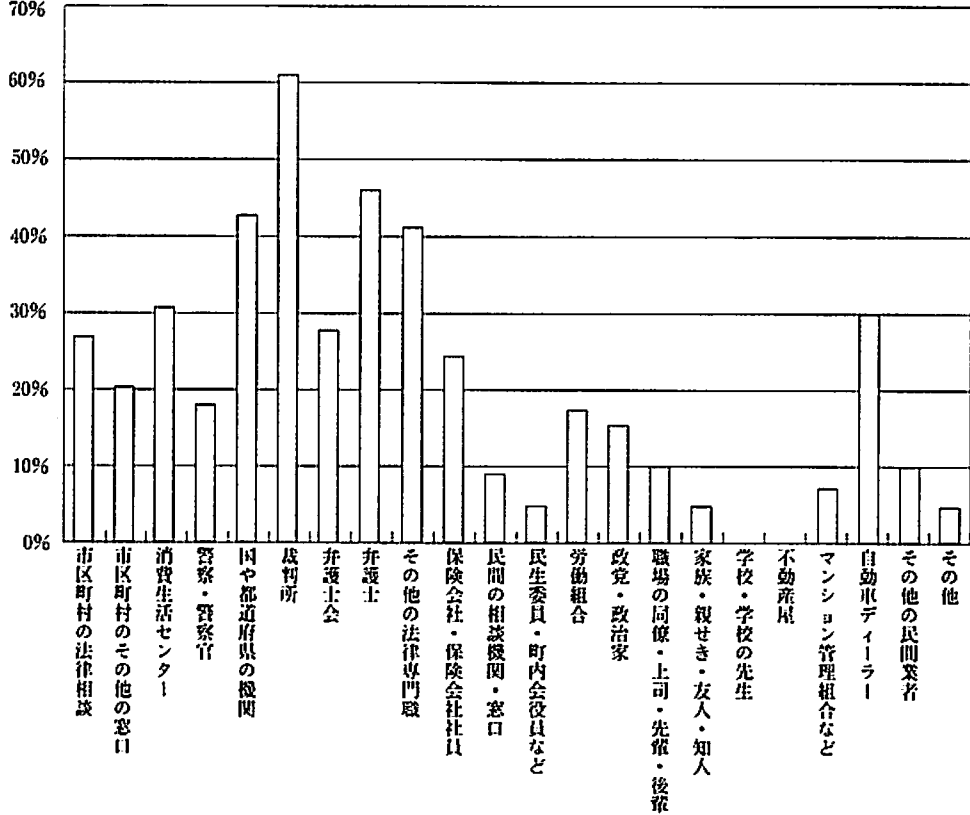


図 3-6-35 手続・法律を教えてくれたと答えた者の比率



した者では、手続や法律などについて教えてくれたと答えた者の比率は非常に低かった。

実際にどうすればよいかを教えてくれたと答えた者は、弁護士（55.5%）、消費生活センター（50.0%）、保険会社・保険会社社員（45.9%）、民間の相談機関・窓口（45.5%）、国や都道府県の機関（41.5%）で比率が高い。不動産屋に相談した者では、実際にどうすればよいかを教えてくれたと答えた者の比率は非常に低かった。

自分が正しいことが分かったと答えた者が多い相談相手もかなりある。その中で、国や都道府県の機関（32.1%）、弁護士（29.7%）、労働組合（29.4%）に相談した者で、その比率がかなり高くなっている。弁護士会の法律相談窓口、政党・政治家、マンションの管理組合・管理員・管理会社に相談した者では、自分が正しいことが分かったと答えた者の比率は低かった。

気持ちの上で助けられた（なぐさめ、はげましなど）と答えた者に比率が高い相談相手は、家族・親せき・友人・知人（60.5%）である。弁護士会の法律相談窓口や不動産屋では、気持ちの上で助けられたと答えた者の比率は低かった。

自分の代わりに相手に働きかけてくれたと答えた者の比率が高い相談相手は、保険会社・保険会社社員（58.9%）、労働組合（52.9%）、学校・学校の先生（50.0%）、自動車ディーラー（50.0%）などである。市区町村の法律相談、病院（実数が少ない）、消費生活センター、弁護士会の法律相談窓口、民間の相談機関・窓口に相談した者では、相手に働きかけてくれたと答えた者の比率は非常に低かった。

他の機関を教えてくれたと答えた者の比率が高い相談相手は、市区町村の法律相談（16.9%）、市区町村のその他の窓口（12.3%）、消費生活センター（13.5%）、民間の相談機関・窓口（13.6%）、労働組合（11.8%）であるが、その水準は、他の印象・評価の高率群と比べれば相対的に低い比率である。学校・学校の先生、不動産屋、マンションの管理組合・管理員・管理会社、自動車ディーラー、保険会社・保険会社社員、その他の法律関連職に相談した者では、他機関を教示されたと答えた者の比率が非常に低い。

中立の立場から判断してくれたと答えた者の比率が非常に高い相談相手は、

図 3-6-36 どうすればよいかを教えてくれたと答えた者の比率

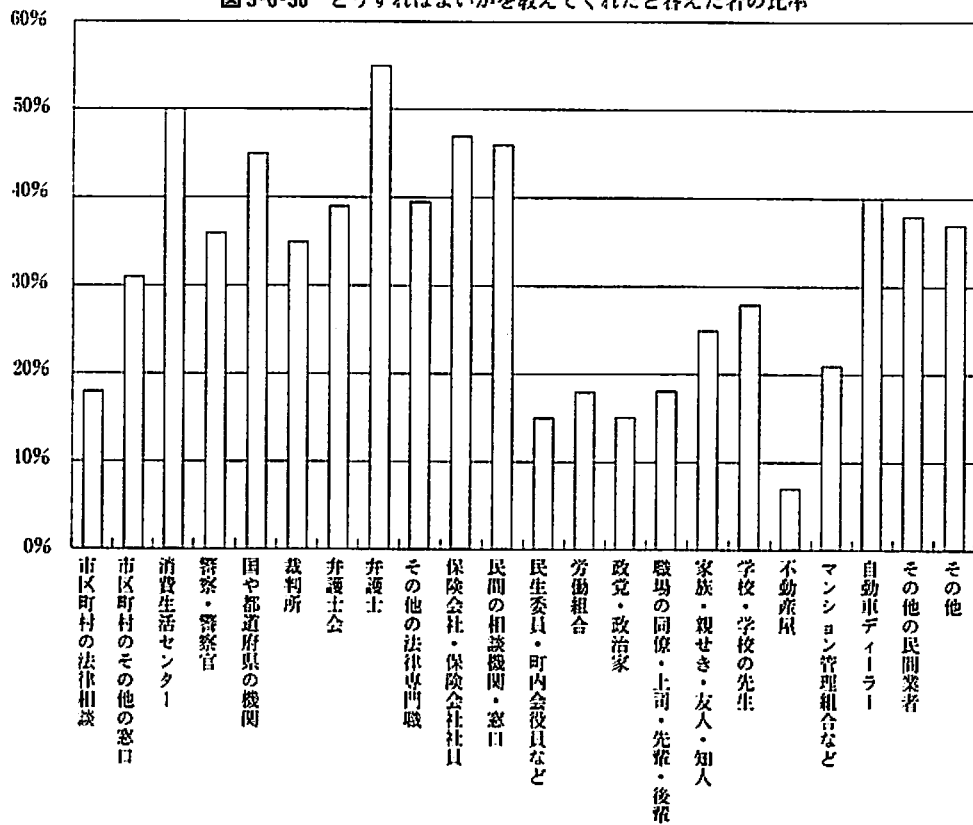


図 3-6-37 自分が正しいことが分かったと答えた者の比率

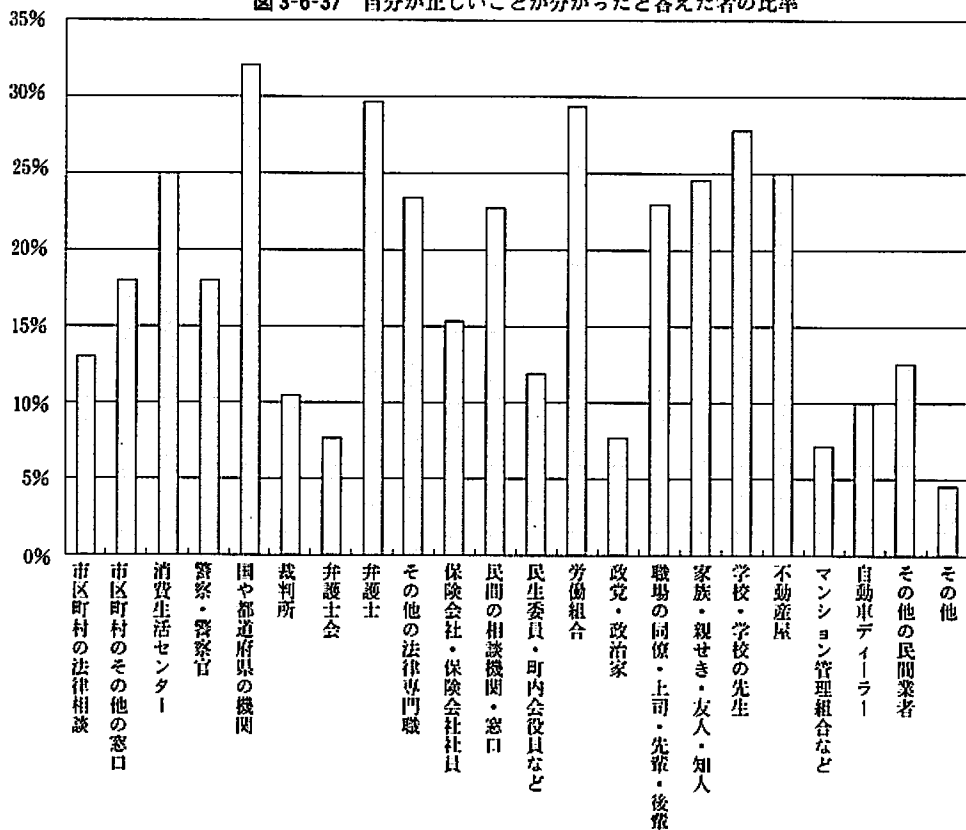


図 3-6-38 気持ちの上で助けられたと答えた者の比率

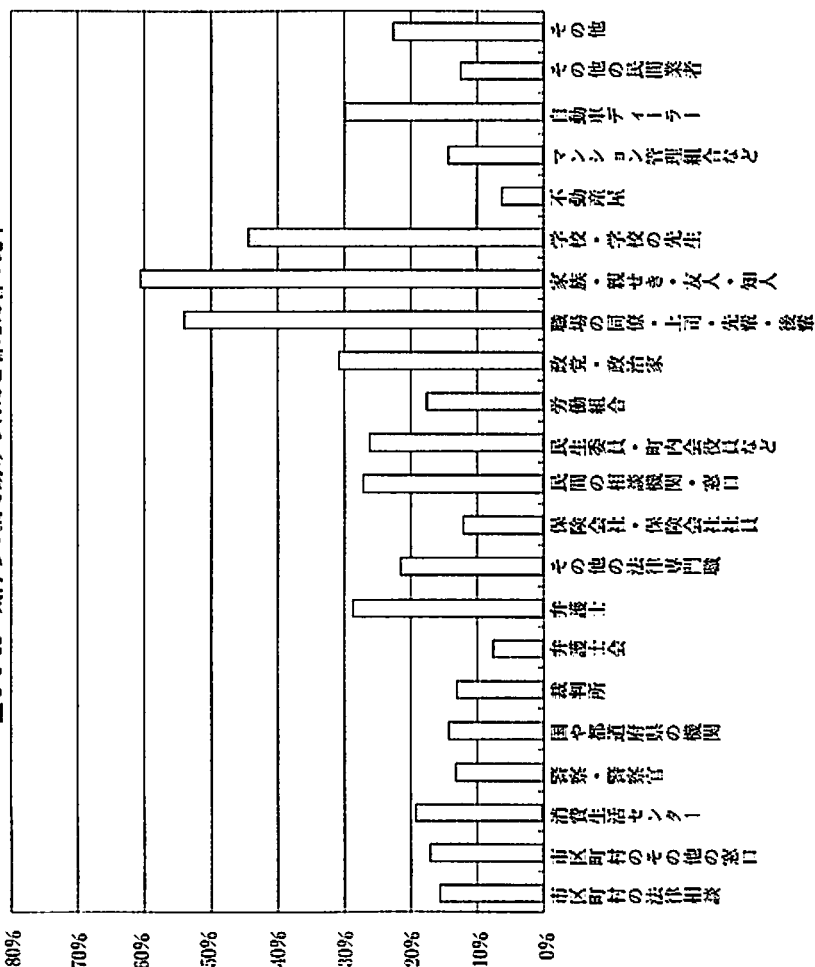


図 3-6-39 働きかけてくれたと答えた者の比率

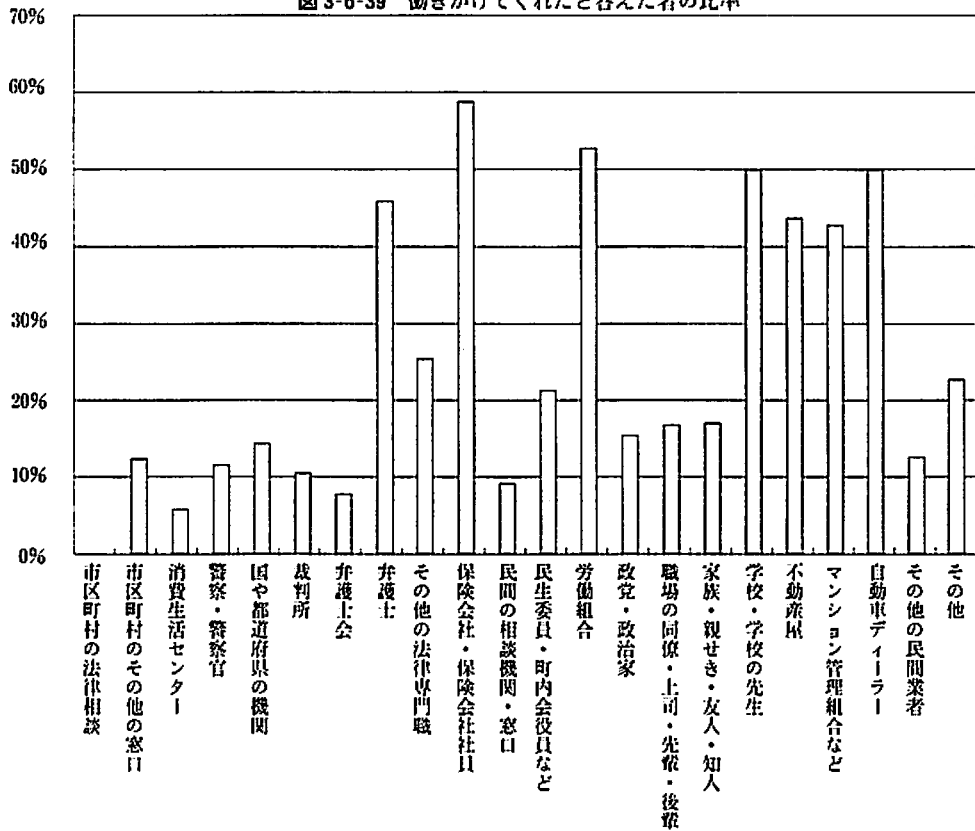


図 3-6-40 他の機関を教えてくれたと答えた者の比率

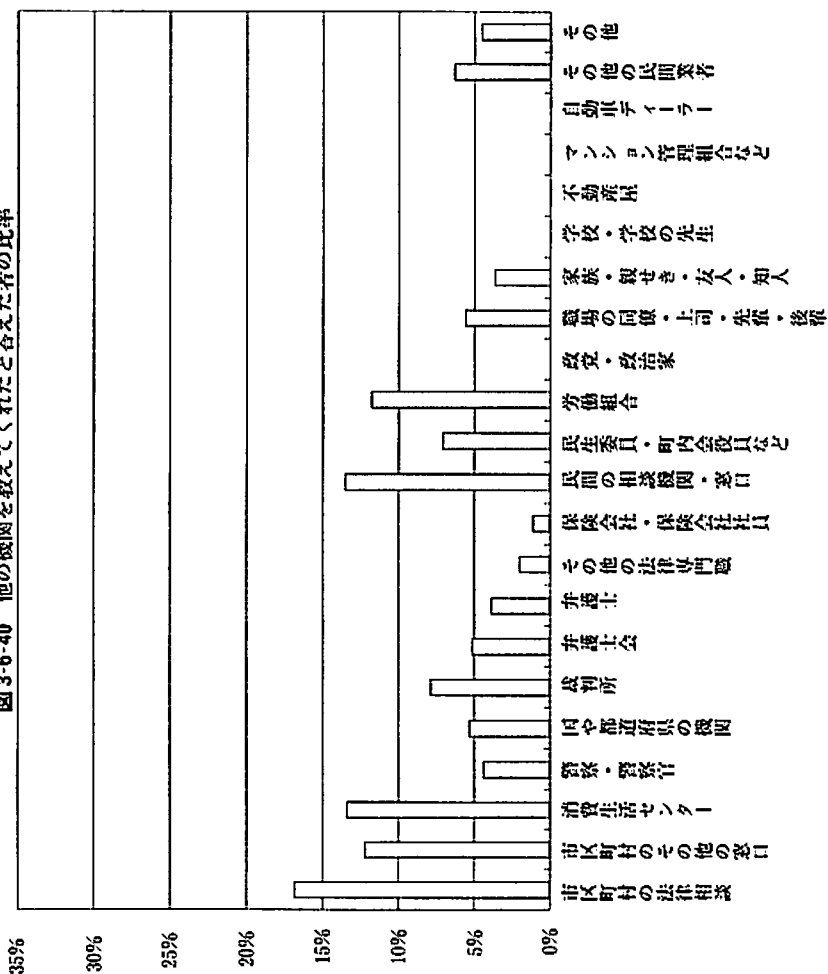


図 3-6-41 中立の立場から判断してくれたと答えた者の比率

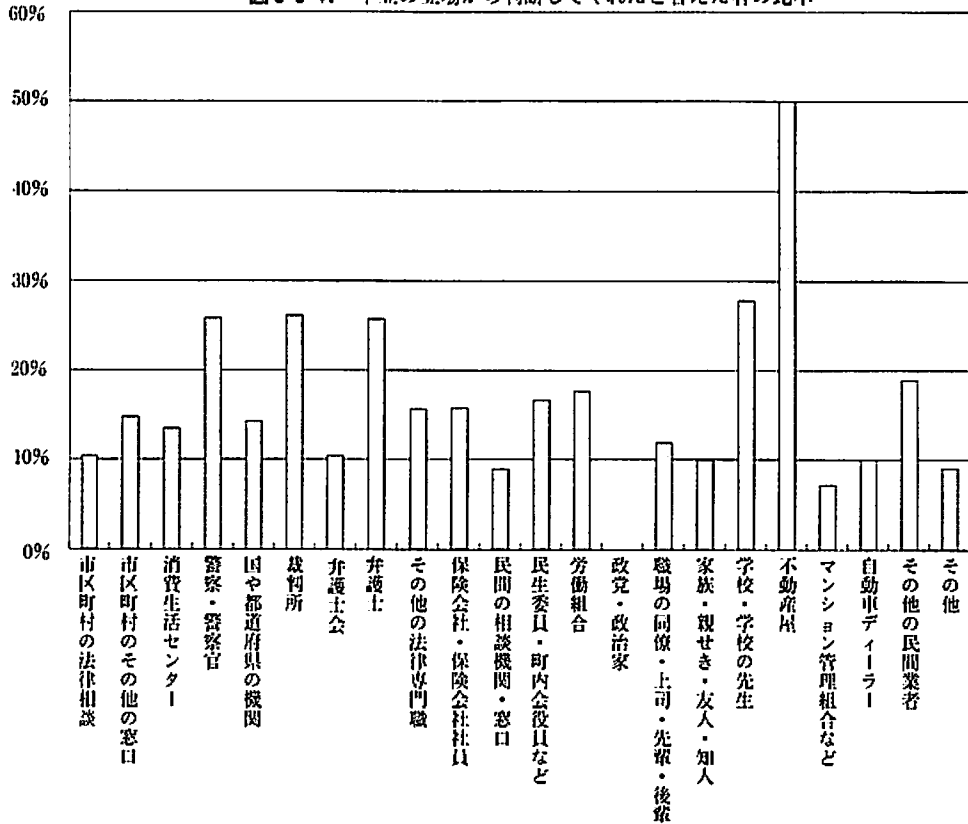
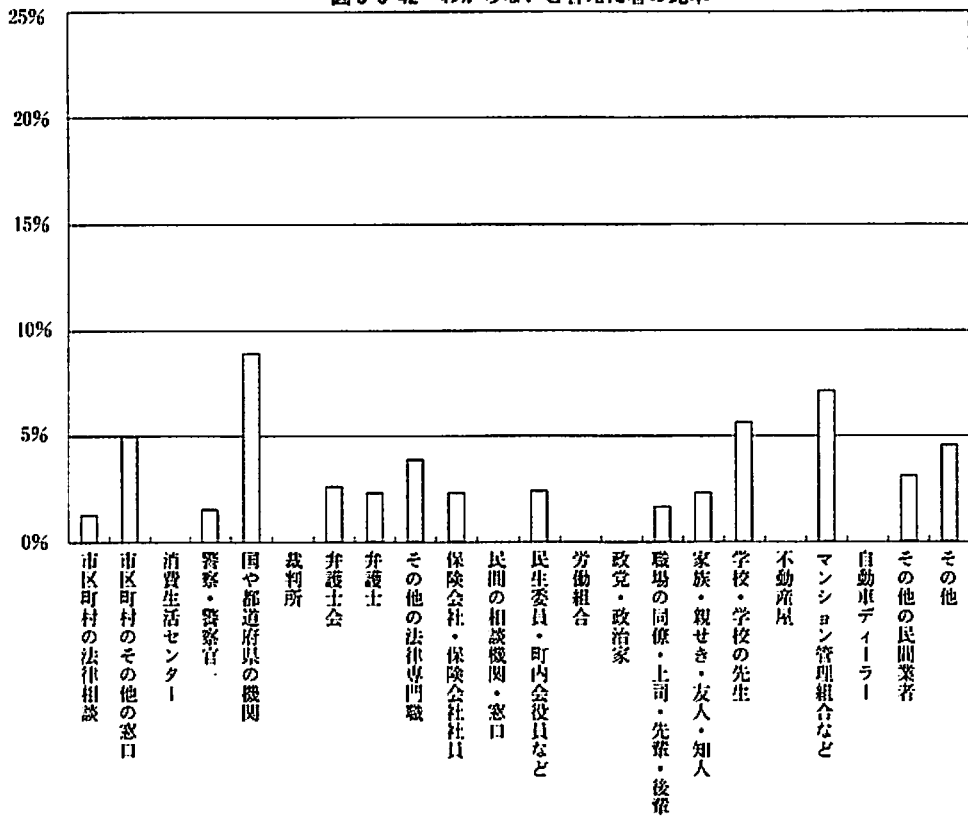


図3-6-42 わからないと答えた者の比率



不動産屋である(50.0%)。続いて、学校・学校の先生(27.8%)、警察・警察官(25.9%)、裁判所の相談窓口(26.3%)、弁護士(25.8%)に相談した者で比率が高い。他方、政治家・政党に相談した者では、その比率は非常に低い。

(濱野亮)

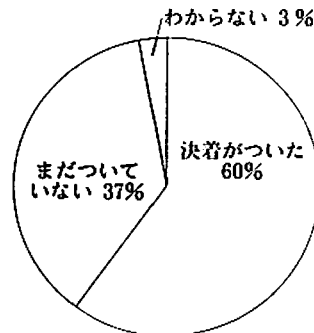
第7節 問題決着と主張の充足

(1) 決着がついたかどうか

調査票の問14では、重大な問題の経験を報告した回答者に対して、その問題は最終的に決着がついたかどうかを尋ねた。その結果は図3-7-1に示されている。決着がついた問題は全体の60.2%(1,345件)、まだ決着のついていない問題は36.5%(816件)、決着がついたかどうか分からない問題は3.3%(74件)であった。

しかし、すでに決着がついているかどうかは、問題類型に応じて大きく異なることが図3-7-2に示されている。事件・事故では80.2%(543件)で問題が決着しているが、対照的に、金銭貸借では33.3%(51件)、近隣関係では40.3%(163件)、雇用問題では41.4%(96件)と、決着した事件の割合は半分を大きく割り込んでいる。他の問題類型を決着した割合の高いものから並べると、民間保険72.4%(42件)、貸貸借67.7%(42件)、商品・サービス67.1%(214件)、税金・年金65.5%(36件)、土地・住宅60.7%(54件)、家族・親族56.2%(91件)、その他54.2%(13件)となる。

図3-7-1 最終的に決着がついたかどうか

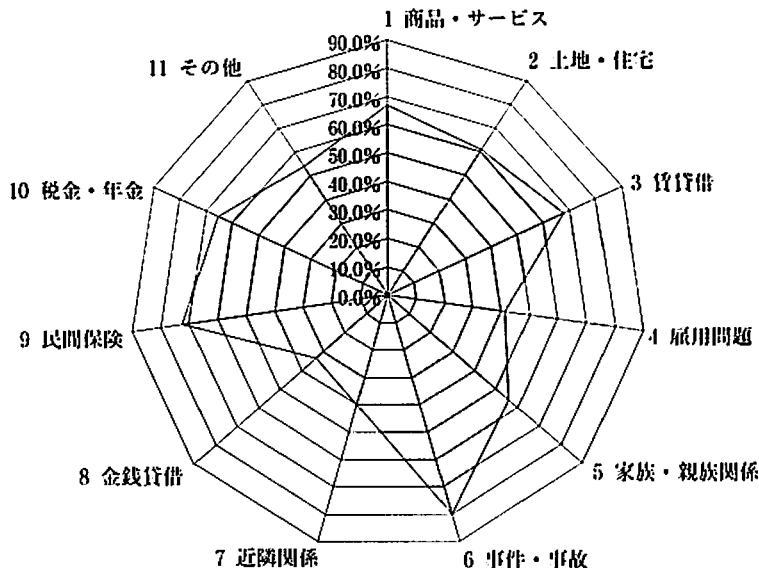


(2) 決着がついた問題

[1] 決着のついた時期と問題発生から決着がつくまでの時間

また、問15-2では、決着がついたと答えた回答者に対して、いつ頃決着がついたかを尋ねた。問題が決着した

図3-7-2 決着がついた問題の割合



年を示したものが図3-7-3である。決着がすでについている問題のなかで、決着のついた年それぞれに占める割合は、2000年5.5%（71件）、2001年11.7%（151件）、2002年14.5%（188件）、2003年19.1%（247件）、2004年35.9%（461件）、2005年13.3%（172件）である。問題発生年と同様に、調査前年の件数が最も多く、年を遡るほど減少している。

また、何件の問題が何月に決着したかは、図3-7-4に示されている。1月が7.6%（91件）、2月8.8%（109件）、3月11.8%（147件）、4月9.6%（119件）、5月7.3%（91件）、6月6.1%（76件）、7月7.1%（89件）、8月7.4%（92件）、9月7.0%（87件）、10月8.8%（109件）、11月6.7%（84件）、12月11.9%（148件）である。2月から4月と10月および12月に決着した問題の割合が高くなっている。

それでは、問題が発生してから決着がつくまでにどのくらいの時間が経過しているであろうか。これは、問題が決着した年月から問題の発生した年月を差し引くことによって得られる。本調査では発生時期についても決着した時期についても、日付までを尋ねてはいない。このため、たとえば4月に問

図3-7-3 問題が決着した年

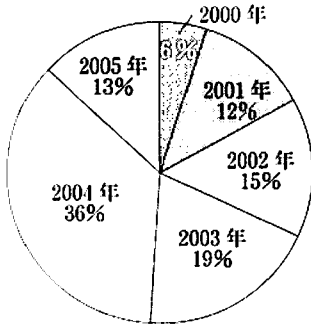
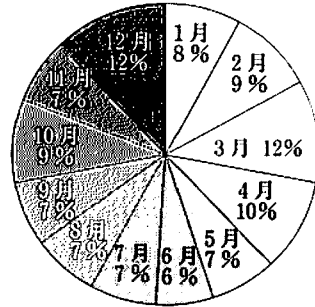
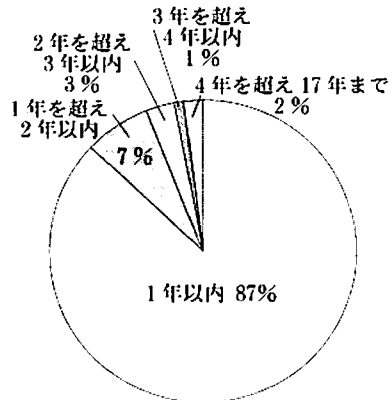


図3-7-4 問題が決着した月



題が発生し、6月に決着がついたという回答のケースでは、実際には4月末に問題が発生し6月初めに決着がついて、実質的に1ヶ月と少しの期間しか経過していないという最も期間の短い場合と、4月初めに問題が発生し6月末に決着がついて、実質的に3ヶ月近くが経過している最も期間の長い場合との間のどこかに位置することになる。しかし、単純に問題発生月を決着月から差し引いた場合、同じ月に問題が発生し同じ月に決着したという場合にはゼロということになる。このような場合、しかしながら、実際には1ヶ月以内の一定の期間が経過しているわけである。それゆえ、問題が決着するまでの期間の算定において、われわれはこのような場合、ゼロではなく、1ヶ月という期間が出てくるように算定方式を定めた。このため、上記の4月に問題が発生し、6月に決着がついたという回答のケースでは、3ヶ月の期間が経過したという結果が出てくることになる。

図3-7-5 問題発生から決着までの年数



月を単位として以上のような算定方法を用い、問題発生から決着のつくまでの年数を算出した結果が、図3-7-5に示されている。問題発生から1年以内に決着した問題の割合が極めて高く、全体の86.4%（1,065件）を占める。

1年を超え2年以内は7.1% (88件)、2年を超え3年以内は3.4% (42件)、3年を超え4年以内は1.5% (18件)、4年を超えたものは1.5% (19件)である。

これを月単位で見ると、過半数の問題が、発生から決着までに3ヶ月程度しかかかっていないことが分かる。発生から1ヶ月で決着した問題が全体の25.4% (313件)、2ヶ月が21.3% (262件)、3ヶ月が11.3% (139件)で、これらを合わせると58.0%となる。なお、最も長くかかった問題は194ヶ月、16年2ヶ月である(月単位の度数分布は巻末の付録2を参照)。

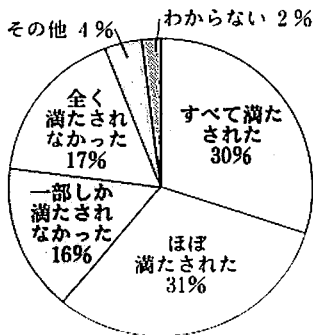
問題発生から決着までの平均月数は6.89月、95%の信頼度で6.13月から7.65月の間に母集団の値があると推定できる。すなわち、1ヶ月弱の誤差はあるが、問題発生から平均すると約7ヶ月足らずで決着がついていることになる。

[2] 主張が満たされたか

次に、決着がついたと述べた回答者に対して、自分の主張がどの程度満たされたかを尋ねた。その結果は、図3-7-6に示されている。こちら側の主張がすべて満たされた決着が全体の30.3% (402件)、ほぼ満たされた決着が30.9% (411件)、一部しか満たされなかった決着が15.5% (206件)、全く満たされなかった決着が16.7% (222件)、その他4.4% (59件)、わからないが2.1% (28件)であった。

このように、決着した問題全体として見れば、「主張がすべて満たされた」

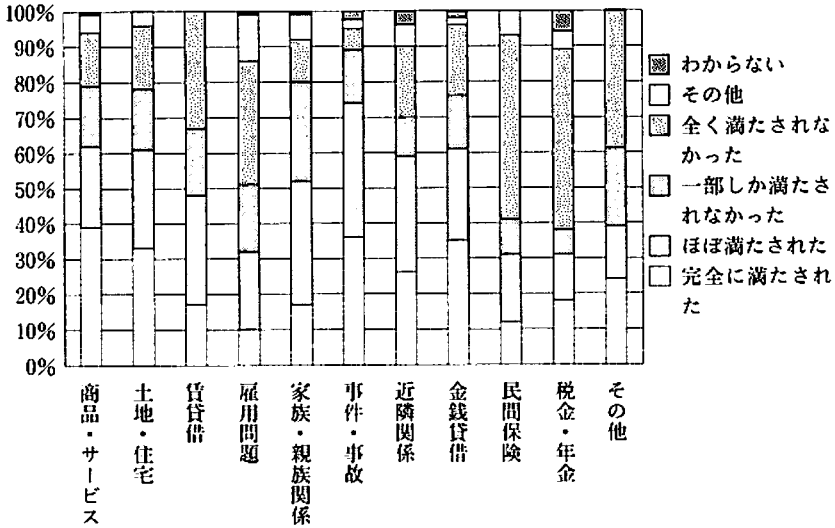
図3-7-6 こちらの主張はどの程度満たされたか (決着した問題)



と「ほぼ満たされた」を合わせれば60%を超えており、これをどう評価するかは微妙ではあるが、それほど低い割合とも言えないであろう。

しかし、問題類型毎にこちらの主張がどのくらい満たされたかを見ていくと、図3-7-7に示されているように、主張が満たされている割合は問題類型によっ

図 3-7-7 主張が満たされたか（決着した問題）



て大きく異なることが明らかである。

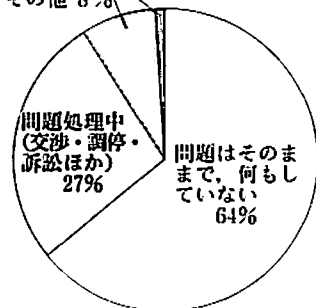
主張が最も満たされているのは事件・事故であり、完全に満たされた 36.7% (195 件) とほぼ満たされた 37.2% (198 件) を合わせると 73.9% (393 件) となる。同じく、主張が完全に満たされたものとほぼ満たされたものを合わせて過半数となる問題類型は、商品・サービス 62.9% (134 件)、土地・住宅 61.1% (33 件)、金銭貸借 60.8% (31 件)、近隣関係 59.2% (96 件)、および家族・親族 52.3% (47 件) である。これに対して、主張が完全に、あるいはほぼ満たされたものを合わせて過半数に満たない問題類型は、賃貸借 47.7% (20 件)、雇用問題 31.9% (30 件)、税金・年金 31.4% (11 件)、民間保険 30.9% (13 件)、およびその他 38.5% (5 件) となっており、特に雇用問題、税金・年金、民間保険について、主張の満たされない割合が高いといえる。

(3) 決着のついていない問題

[1] 現在の状態

問 14 で、問題の決着はまだついていないと答えた回答者に対して、問 16-1 で、その問題は現在どのような状況になっているかを尋ねた。それに対

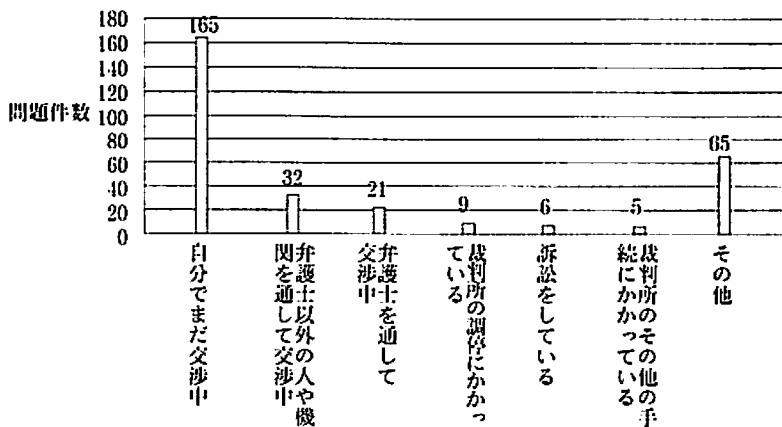
図3-7-8 現在の状況（未決着の問題）
 わからない/無回答 1%
 その他 8%



する回答を、問題がそのままになっているか、あるいは処理中であるかに分けてみると、図3-7-8のような結果になる。すなわち、「問題はそのままで、何もしていない」という回答が過半数の63.8%（521件）を占めており、何らかの方法で問題を処理している最中であるとの回答は27.2%（222件）にすぎなかった。また、その他は8.0%（65件）、回答なしが1.0%（8件）となっている（注：多重回答であるため、「問題はそのままで、何もしていない」以外は1つの問題について2つ以上が選択されている可能性がある。なお、回答者数816に対して、回答数は832である）。

問題を処理している最中であるとの回答のなかでは、図3-7-9に示されているように、その大部分が自分でまだ交渉中というものであり、決着がついていない問題の20%（165件）を占めている。次に多いのは弁護士以外の人や機関を通して交渉しているというもので、3.9%（32件）となっている。弁護士を通して交渉中というものは僅か2.6%（21件）に過ぎず、裁判所の手続を利用しているものも、調停や訴訟などすべてをあわせて2.5%（20件）

図3-7-9 問題処理中の内訳（多重回答）



にとどまっている。

[2] 主張がどの程度満たされているか

次に、まだ決着のついていない問題について、現在の時点で、回答者の主張がどの程度まで満たされているかを、問16-2で尋ねた。それに対する回答を示したものが図3-7-10である。当然予測されることであるが、決着のついていない問題については、こちらの主張

がすべて満たされたものは1.7% (14件) にすぎず、ほぼ満たされたものも5.8% (47件) にとどまっている。これに対して、こちらの主張は一部しか満たされていないものが15.7% (127件)、全く満たされていないものが60.1% (487件) である。また、その他は4.8% (39件)、分からないという回答が11.9% (96件) となっている。

決着がついていない問題は、総じて主張が満たされていないという回答が

図3-7-10 主張はどの程度満たされたか (未決着の問題)

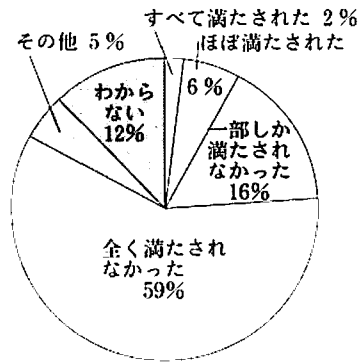
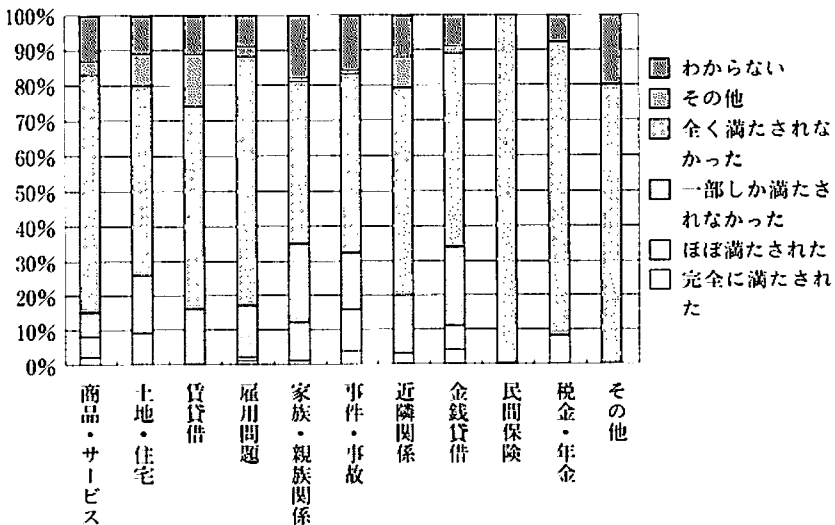


図3-7-11 主張は満たされたか (決着のつかない問題)



多数を占めるが、やはり問題類型に応じてその割合は異なっている(図3-7-11参照)。

(村山眞維・杉野勇)

第8節 相手方からの裁判所手続の申立

問17では、最も重大な問題について、相手方から何らかの裁判所手続の申立を受けたかどうかを尋ねた(多重回答)。相手方から裁判所手続を申し立てられた者は66人、申し立てられた手続の数は75件であった。問題経験者の2.9%(66人)が裁判所手続を相手方から取られている。

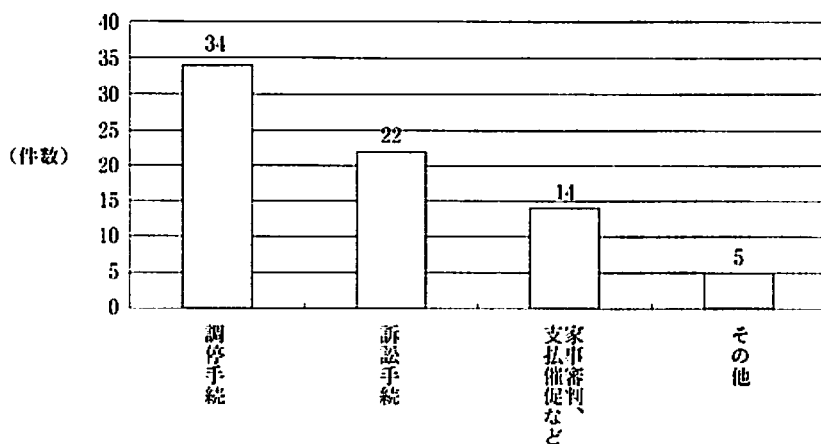
(1) 裁判所手続の種類

相手方が申し立てた裁判所手続のなかで最も多いのが調停であり、全体の45.3%(34件)を占めている。次で、訴訟が29.3%(22件)、家事審判、支払督促、仮処分などが18.7%(14件)、その他の手続が6.7%(5件)であった(図3-8-1参照)。

(2) 裁判所手続の種類と問題類型

どのような問題類型についていかなる裁判所手続が取られているかを示し

図3-8-1 相手方から申し立てられた裁判所手続(多重回答)



たものが、図3-8-2である。調停は、家族・親族の問題について最も多く使われており、調停全体の58.8% (20人) を占めている。また、事件・事故でも7人と比較的多く調停が申し立てられており、次いで消費貸借3人、土地・住宅2人、近隣関係1人、民間保険1人の順で調停が用いられている。逆に、商品・サービス、貸借、雇用の問題では、調停は全く申し立てられていない。

図3-8-3は訴訟の申立の数を問題類型毎に示しているが、調停と同様に家族・親族の問題で10人と訴訟提起を最も多く受けており、次いで、消費貸借4人、土地・住宅3人、近隣関係2人、商品・サービス、雇用、事件・事故いずれも1人となっている。

家事審判、支払督促、仮処分などの申立をうけた問題経験者の数は図3-8-4に、その他の裁判所手続の申立をうけた問題経験者の数は図3-8-5にそれぞれ示されている。

(村山真維)

図3-8-2 相手方から調停申立を受けた人数

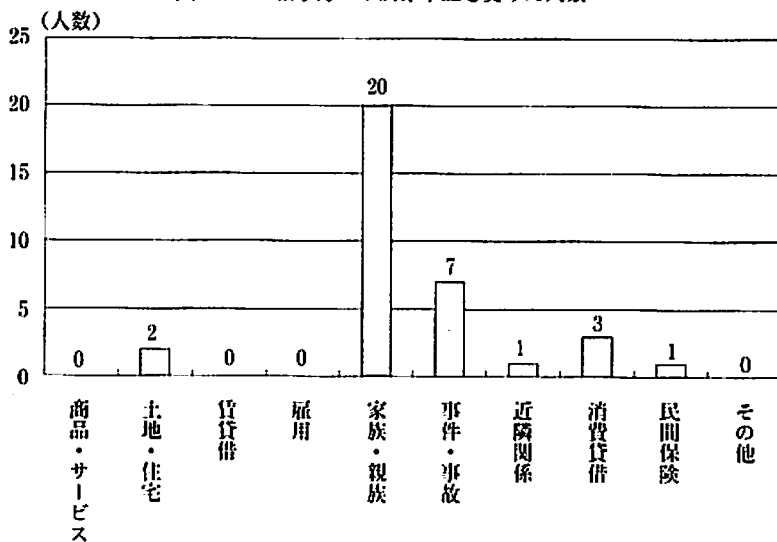


図3-8-3 相手方から訴訟提起をされた人数

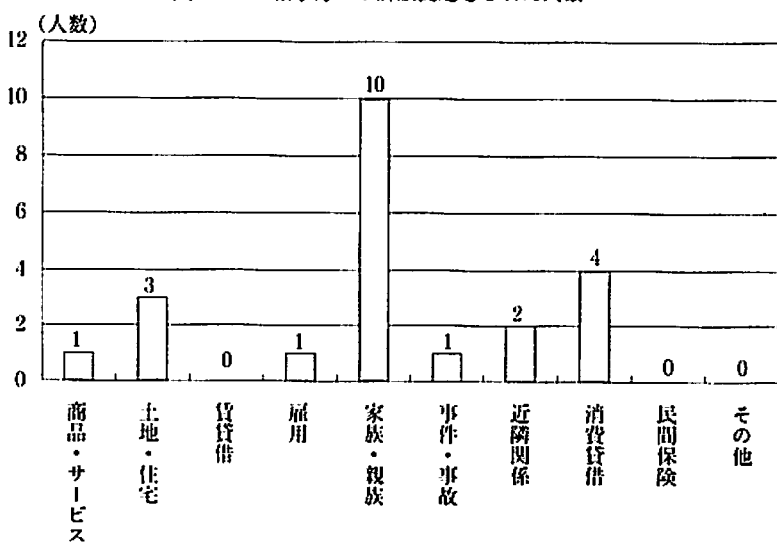


図3-8-4 家事審判・支払督促・仮処分などの申立を受けた人数

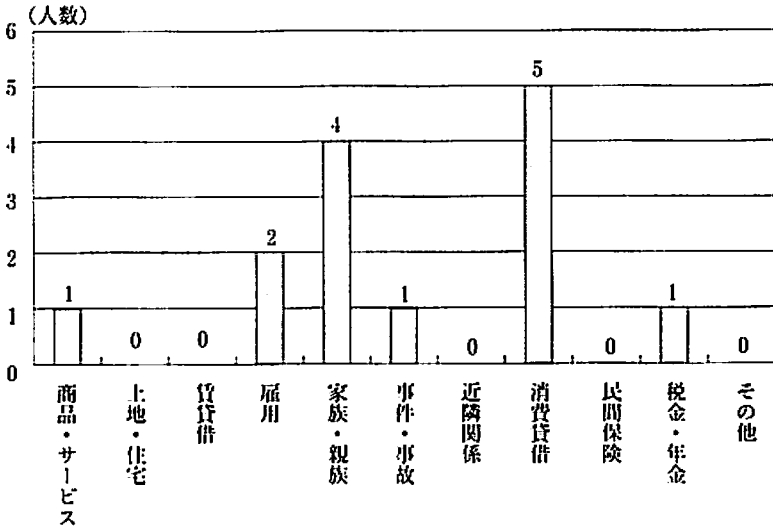
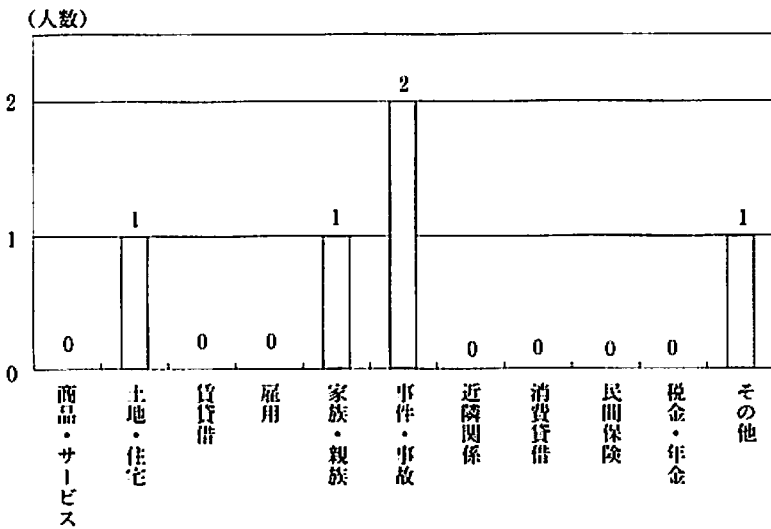


図3-8-5 その他の手続の申立を受けた人数



第9節 問題処理に使った費用

問18では、これまでに問題を解決するため、相談機関の相談料、弁護士費用、および裁判所の手数料をどのくらい支払ったかを尋ねた。

(1) 費用支出の有無

図3-9-1 問題処理費用を使ったか

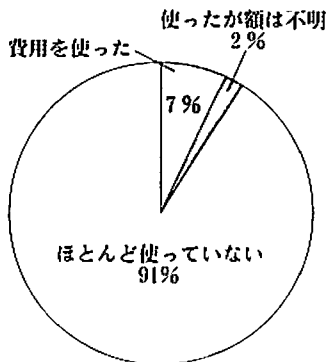


図3-9-1に示されているように、大多数、すなわち、わからないという回答者を除いた問題経験者の91.3% (1,927人)が上記のような費用をほとんど使っていないと回答している。費用を使った問題経験者は残りの8.7% (183人)であるが、1.9% (41人)はその金額はわからないと答えている。

(2) 問題類型毎に見た費用支出の有無

費用支出の有無を問題類型毎に図で示

図3-9-2 最も重大な問題毎に見た費用使用の有無

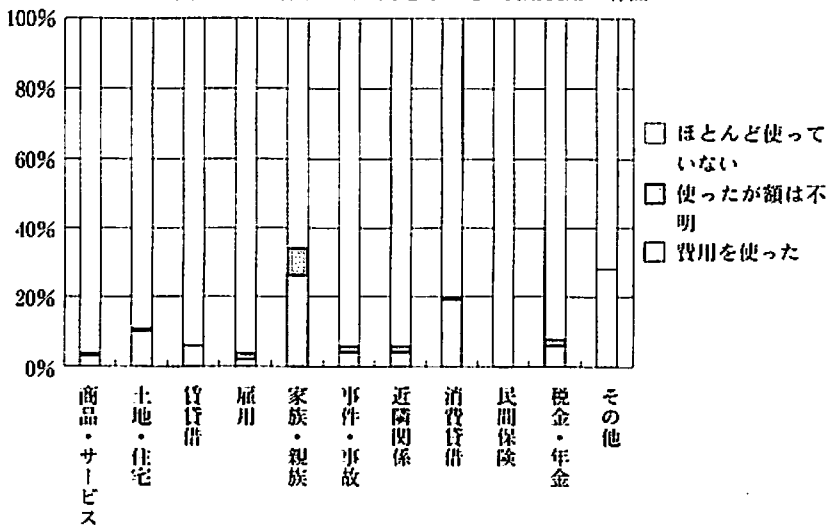
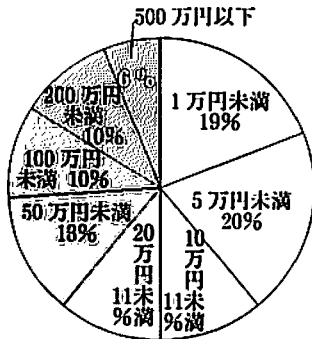


図3-9-3 使った費用の額



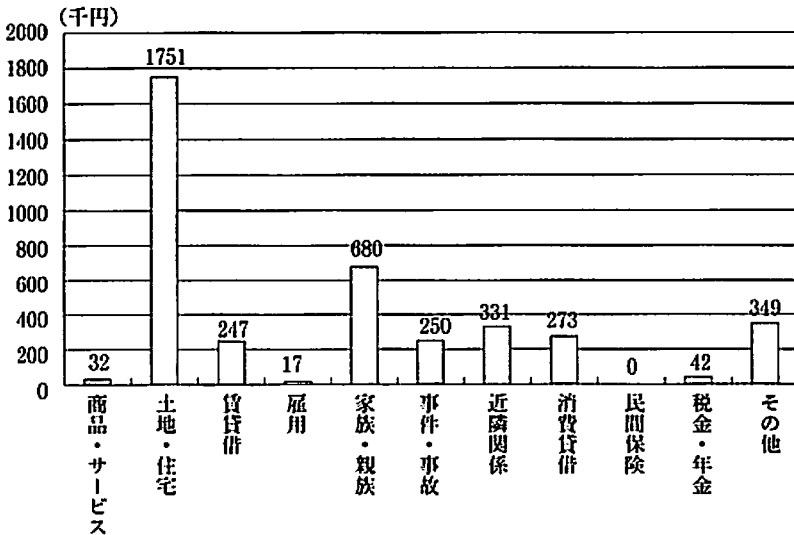
したのが、図3-9-2である。費用を使っている割合の最も高いのは家族・親族問題であり、32.7% (51人) が費用を使ったと回答している。次いで、消費貸借の20.2% (30人)、土地・住宅11.0% (9人)、税金・年金7.7% (4人)、近隣関係6.2% (23人)、事件・事故6.0% (38人)、貸貸借5.0% (3人)、雇用3.6% (8人)、商品・サービス3.5%

(11人)、民間保険0% (0人)、その他27.3% (6人) となっている。

(3) 使用した費用の額

相談料、弁護士費用、裁判所手数料に支払われた額は、1,000円から500万円まで大きな開きがある。これを一定の幅の金額にグループ化して図示したのが、図3-9-3である。1万円未満が20.4% (29人)、1万円以上5万円未満が19.7% (28人)、5万円以上10万円未満10.6% (15人)、10万円以上20万円未満11.3% (16人)、20万円以上50万円未満12.7% (18人)、50万

図3-9-4 使った費用の平均額



円以上 100 万円未満 9.9% (14 人), 100 万円以上 200 万円未満 9.9% (14 人), 200 万円以上 500 万円以下が 5.6% (8 人) となっている。千円以上 10 万円未満で 50.7% とほぼ半数を占めており、全く使用しなかった人が大多数であったことも合わせて考えると、問題を抱えている人々のなかで 10 万円以上の費用を支払う人は極めて少数であることが分かる。

(4) 問題類型毎に見た費用の平均額

それでは、支払われた費用の額は、問題類型によってどのくらい違うのであろうか。問題類型毎に支払われた費用の平均額を示したのが、図 3-9-4 である。土地・住宅の問題処理に支払われた平均額が最も高く、175 万 1 千円となっている。次いで、家族・親族の 68 万円、近隣関係の 33 万 1 千円、消費貸借の 27 万 3 千円、事件・事故 25 万円、貸貸借 24 万 7 千円、税金・年金 4 万 2 千円、商品・サービス 3 万 2 千円、雇用 1 万 7 千円、民間保険は支払なし、その他の問題が 34 万 9 千円である。

(村山眞維)

第 10 節 紛争のピラミッドと問題処理過程の構造

前節まで、行動調査における回答の単純集計結果を図によって示してきた。最後に、問題経験から始まる問題処理行動の過程を、紛争のピラミッドを示すことによって要約しておくことにしたい。

以下において、紛争のピラミッドとは、問題経験を底辺に取り、それに対する相手方との接触、紛争の発生、弁護士利用、および裁判所利用、それぞれの割合を上積み上げていったものである。本書において弁護士利用とは、²⁾ 弁護士に事件処理を依頼し、あるいは法律事務所²⁾で弁護士に相談をした場合だけでなく、自治体の法律相談、および弁護士会や法律扶助協会の法律相談

2) 民事紛争過程をこのようなピラミッドで図示することは、アメリカの民事訴訟研究計画に基づく論文のなかで初めて行われた。Richard Miller & Austin Sarat, "Grievances, Claims, and Disputes: Assessing the Adversary Culture," *Law & Society Review*, Vol. 15, No. 3/4 (1980/81), p. 544, Figures 1A & 1B. このアメリカの調査結果とオーストラリアの調査結果との比較が、六本佳平『日本の法と社会』(有斐閣, 2004 年) 73 頁にある。

を利用した場合も含んでいる。裁判所利用は、調停や訴訟だけでなく、家事審判、支払督促など、裁判所手続の利用を広く含んでいる。

この紛争のピラミッドは、問題を経験した人のなかで相手方と接触した人、相手方と接触した人のなかで相手方と主張が食い違った（すなわち紛争の発生した）人、紛争発生を経験した人のなかで弁護士を利用した人、および、弁護士を利用した人のなかで裁判所の手続を利用した人、以上のそれぞれの割合を、問題経験者数を1,000として積み上げていったものである。しかし、相手方との接触以降の段階が時間的にこの順序で実際に起こっているとは限らないことに注意していただきたい。極めて少数のケースではあるが、相手方との接触が裁判所手続の利用によって始まっているものがある。また、弁護士への相談が相手方との接触の前になされることがあり、さらには弁護士利用が裁判所の手続開始後に行われることもある。したがって、紛争のピラミッドは、必ずしも時間的な経緯を反映したものではない。³⁾

しかしながら、我々の調査では、相手方との接触や紛争の発生を前提とせずに弁護士利用の有無を尋ね、また弁護士利用を前提とせずに裁判所手続の利用の有無を尋ねている。また、問題を経験した人、あるいは紛争に直面した人は、弁護士以外の相談機関に相談することもすでに見たように珍しくない。我々のデータから、非司法的相談機関がどのくらい利用されているかについても、弁護士利用と同様に知ることができる。したがって、以下においては、上で述べたような紛争のピラミッドとは別に、問題経験者を1,000としたときに、相手方と接触した人、紛争発生を経験した人、第三者に相談した人、そのなかで弁護士に相談した人、および裁判所手続を利用した人、それぞれの数がどのくらいの割合になるかを示す「棒グラフ」をも図示することにする。

以下に示されているように、紛争のピラミッドや棒グラフの形は、問題類型によって大きく異なっている。そうした違いがなぜ生じるのかは、極めて

3) 我々は予備調査で、こうした出来事の時間的前後関係を迫うことを試みた。その結果、前後関係についての正確な回答を得ることは困難であることが明らかになったため、本調査ではそれぞれの問題処理過程のなかで、弁護士や相談機関、さらには裁判所を利用したかどうかだけを尋ねることにした。

興味深い問題である。また、アメリカやイギリスなど同様の調査を行っている国との国際比較も、民事紛争過程に⁴⁾いかなる社会的・制度的要因が影響を与えているかについて、多くの示唆を⁵⁾与えてくれるであろう。それらの分析は、今後の課題である。

図3-10-1 紛争のピラミッド

問題経験→相手方との接触→紛争発生→弁護士などに相談・依頼→裁判所手続、という各段階のなかで、後の段階の数値は、常に前の段階を経験している者の数値である。「弁護士など」は、弁護士だけでなく、司法書士や税理士など他の法律専門職を含み、「相談」は、法律事務所だけでなく、自治体や弁護士会、法律扶助協会における法律相談を含む。「裁判所手続」は、回答者が自ら裁判所の手続を申し立てた場合だけを含んでいる。

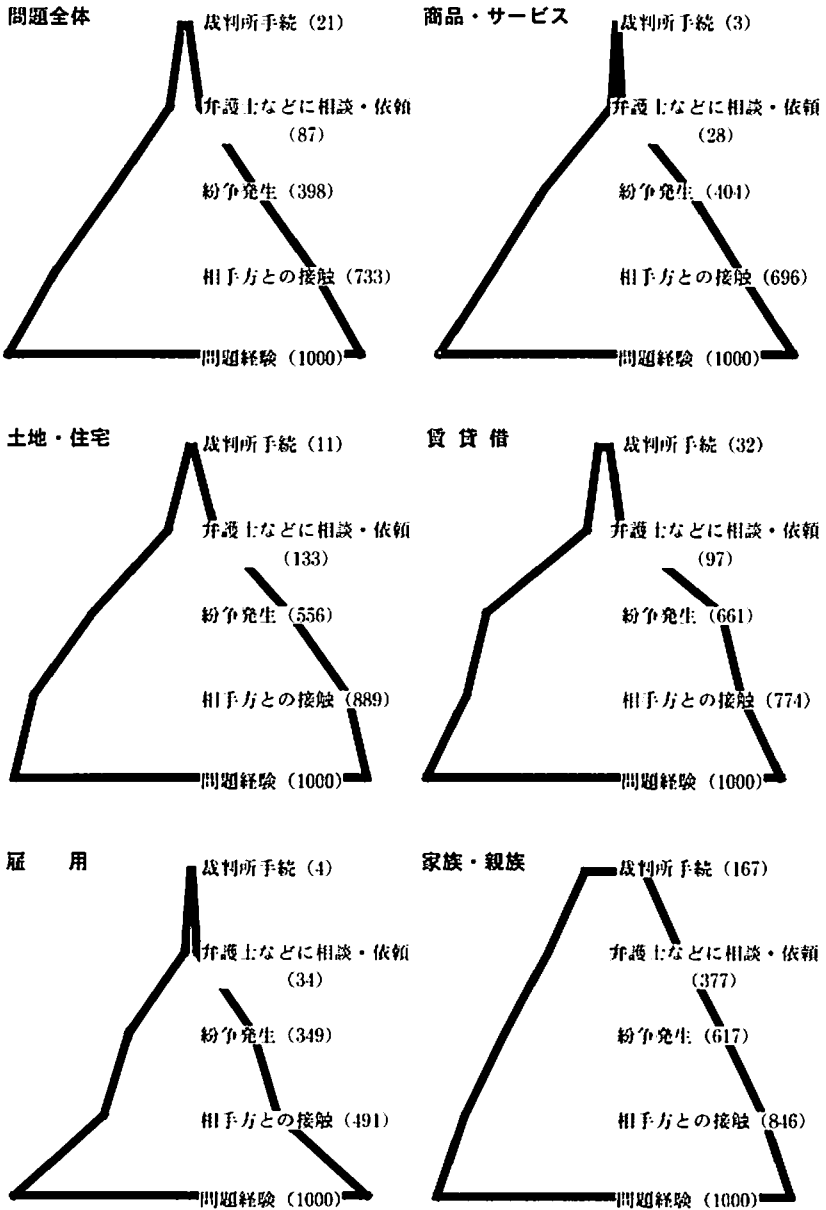
図3-10-2 問題処理過程の構造

問題経験、相手方との接触、紛争発生、弁護士など以外へ相談、弁護士などに相談・依頼、裁判所手続のそれぞれについて示されている数値は、問題経験者をベースとして、いかなる前提も設定することなく、相手方と接触した人数、紛争の発生した人数、弁護士など以外へ相談した人数、弁護士などに相談・依頼した人数、裁判所手続を利用した人数を比率で示す。「弁護士などに相談」の意味は、ピラミッドの場合と同様である。この図における「裁判所手続」は、回答者が相手方に対して裁判所手続を申し立てた場合だけでなく、相手方が回答者に対して裁判所手続を申し立てた場合をも含んでいる。

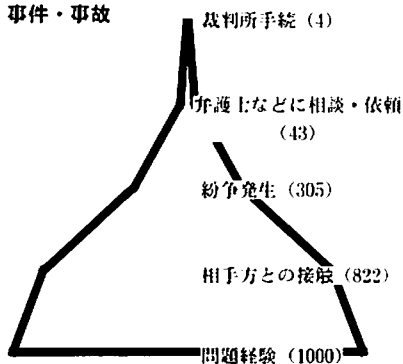
(村山真維・上石圭一・杉野勇)

-
- 4) 雇用問題に関し、単純集計から一步踏み出した分析として、Isamu Sugino & Masayuki Murayama, "Employment Problems and Disputing Behavior in Japan," *Japan Labor Review*, Vol.3, No. 1 (Winter 2006), pp. 51-67.
 - 5) 国際比較の一端として、村山真維「『法化社会における紛争処理と民事司法』調査報告：法律扶助における法社会学的調査の役割」法律扶助だより91号(2006年)13頁。

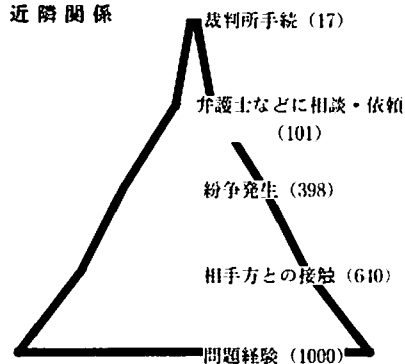
図3-10-1 ピラミッド



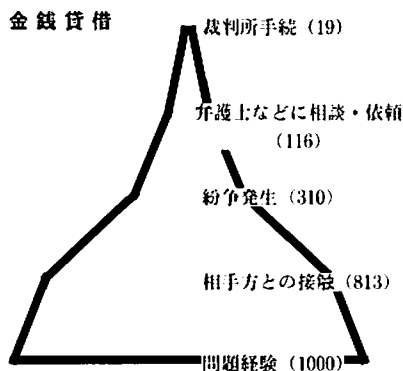
事件・事故



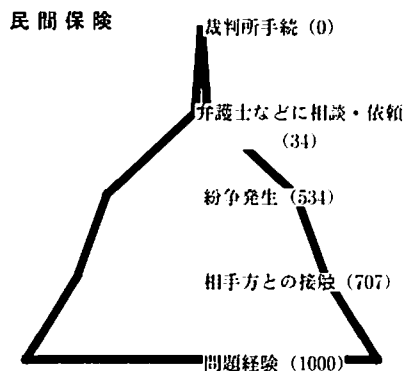
近隣関係



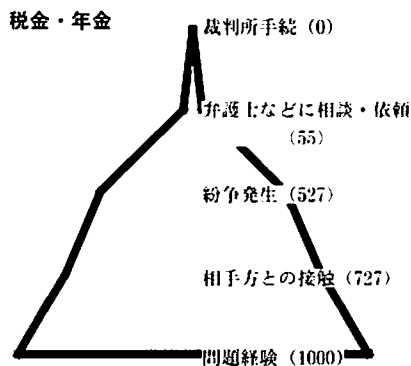
金銭貸借



民間保険



税金・年金



その他

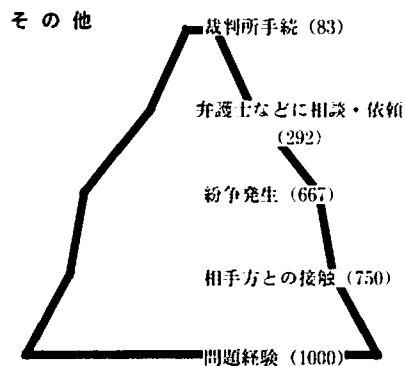
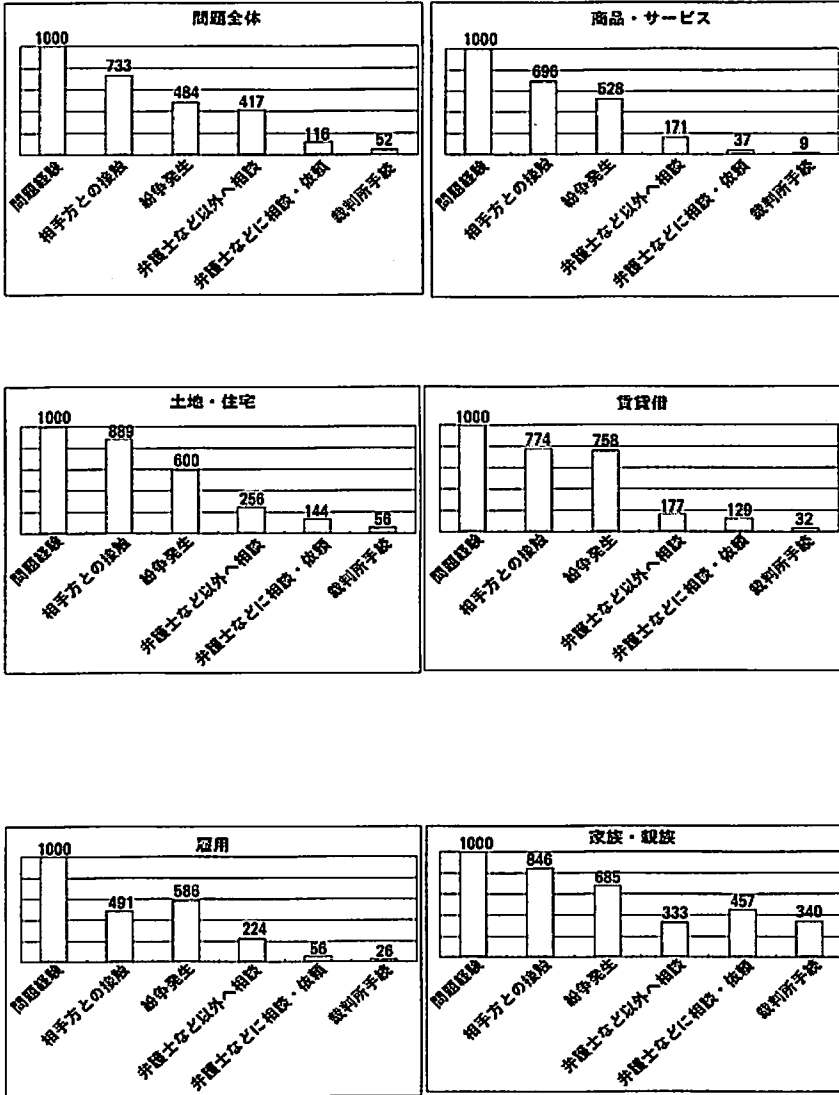
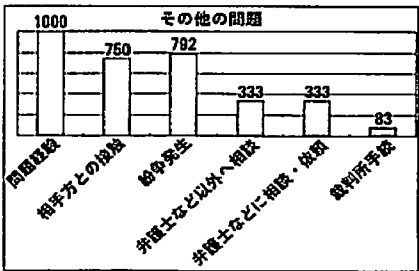
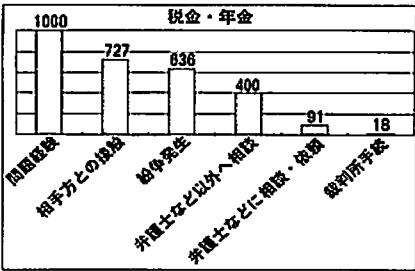
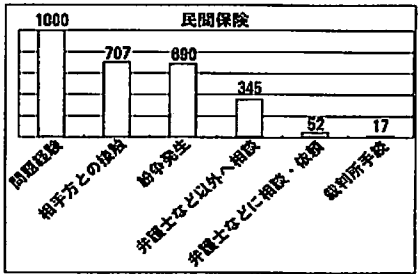
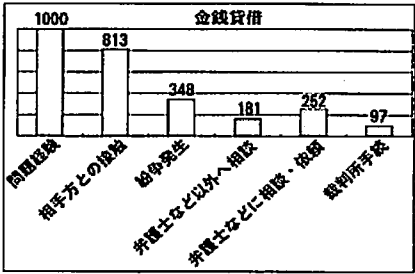
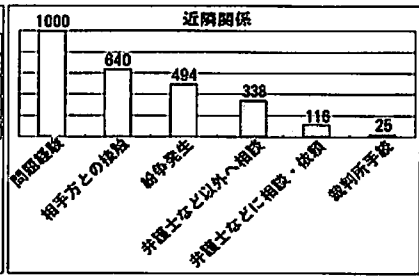
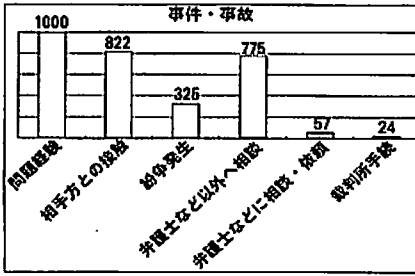


図3-10-2 問題処理過程の構造





第11節 フェースシート

本節では、調査票のF1からF13、いわゆるフェイスシート項目について報告する。その際、国勢調査や労働力調査など、調査研究で広く用いられている外部データとの比較も可能な限りで取り入れていく。

(1) 性別

最初は、F1の性別変数を見てみる。下の図3-11-1は、回収標本の性比と、総務省統計局が公表している人口推計値との比較である。人口推計値は平成12年国勢調査を基準として算出された2005年1月1日現在確定値（日本人人口）であるが、回収標本の年齢幅が20歳～70歳であるのに対して、人口推計値は65-69歳／70-74歳といった階級の区切り方をしている。そこで、20歳～69歳までの人口推計値を合計し、それに70-74歳の階級の5分の1を加えた。

その結果、人口推計値による数値は、男性42,755（千人）／女性42,962（千人）となり、性比は49.9％対50.1％であった。

なお、回収標本、設計標本、人口推計値の比較一覧表を表3-11-1として

図3-11-1 標本（外側）と人口推計（内側）の性比

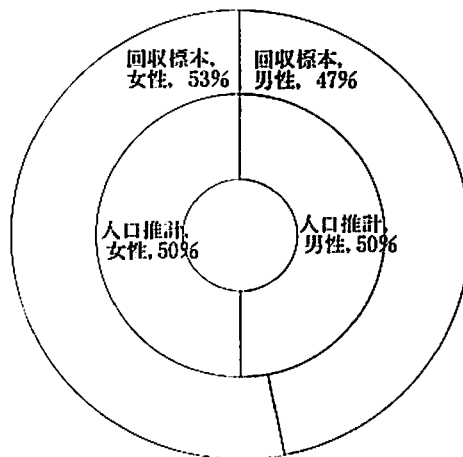


表 3-11-1 性比の比較

	男性		女性	
人口推計値(千人)	42,755	49.9%	42,962	50.1%
設計標本(人)	12,665	50.7%	12,324	49.3%
回収標本(人)	5,832	47.0%	6,576	53.0%

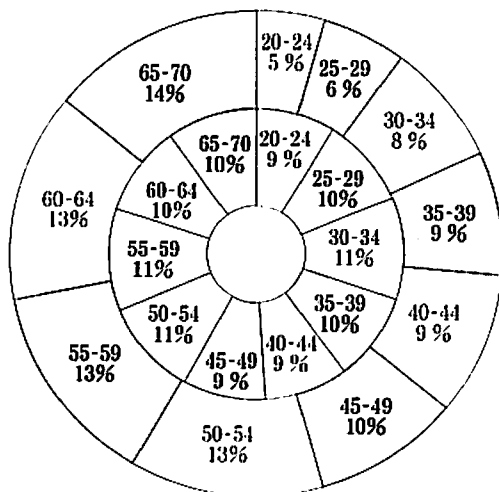
示しておく。ここで「設計標本」としては、予備を含まない正規対象者に限定し、さらに抽出ミスによって含まれた昭和8年以前生まれの者および昭和60年生まれの者を除外した、計24,989人を使用した。

これを見ると、母集団ではほぼ男女同数であるところ、設計標本では1%未満で男性の方が多く抽出されている。それにも拘らず、回収標本では男性の方が半数を3%も下回っている。一般的に男性の方が回収率が悪いという社会調査の傾向がここにも現れている。

(2) 生年月

F2では生まれた年(昭和)と月を尋ねている。これを、2005年1月1日現在の満年齢に変換して、5歳刻みの年齢階級で集計した。ここでも、平成

図 3-11-2 回収標本(外側)と人口推計(内側)の年齢構成



12年同勢調査を基準として算出された人口推計値の2005年1月1日現在確定値(日本人人口)と比較してみよう。人口推計値の最後の階級(65-70歳)は、図3-11-1と同様に、65-69歳年齢人口に、70-74歳年齢人口の5分の1を加えている。

図3-11-2を見ても明らかなように、人口推計と比較して回収標本では若年層が極めて低い割合でしか含まれていない。これも今日の社会調査一般について言える偏りの傾向である。表3-11-2には、表が煩雑になるので実数は省略したが、各年齢階級の比率について、回収標本、設計標本、人口推計の比較を示した。設計標本の段階で既に、人口推計と比較して若年層が少ないという傾向がはっきり現れているが、しかしポイント差は全ての年齢階級において2%未満に収まっている(B-A)。ところが、回収標本は設計標本に比してさらに若年層での回答率が低く(C-B)、結果として、人口推計から最大で4%強のズレが発生してしまっている(C-A)。

表3-11-2 年齢階級別の比率の比較

年齢階級	人口推計(A)	設計標本(B)	回収標本(C)	B-A	C-B	C-A
20-24歳	8.7%	7.1%	4.6%	-1.6%	-2.6%	-4.2%
25-29歳	9.9%	8.4%	5.6%	-1.5%	-2.8%	-4.3%
30-34歳	11.3%	9.9%	7.8%	-1.3%	-2.2%	-3.5%
35-39歳	9.9%	9.3%	8.5%	-0.6%	-0.8%	-1.4%
40-44歳	9.1%	9.2%	9.2%	0.1%	0.0%	0.1%
45-49歳	9.0%	9.6%	9.9%	0.6%	0.3%	0.9%
50-54歳	10.6%	11.7%	12.8%	1.1%	1.1%	2.2%
55-59歳	11.4%	12.2%	13.7%	0.8%	1.5%	2.3%
60-64歳	10.0%	11.2%	13.7%	1.2%	2.4%	3.6%
65-70歳	10.1%	11.2%	14.3%	1.2%	3.1%	4.2%

(3) 家族員数

質問F3は、「生計を同じくする家族」(本人含む)の数を尋ねている。仕送りしている子供がいる場合には数に含めて回答してもらっている。

1人、すなわち本人のみと回答したのは全体の5.1%。2人~4人がそれ

それほぼ4分の1近くで、合わせて約72%を占めている(図3-11-3)。また、62.7%の対象者が、生計を同じくする家族に19歳以下の者はいないと回答している(図3-11-4)。

図3-11-3と比較するために2000年国勢調査のデータから作成したのが図3-11-5のグラフである。公表されているデータでは、世帯人員数別の「世帯数」が報告されている。我々のデータは世帯単位の調査ではなく個人単位の調査であるから、このままでは比較できない。よって国勢調査の世帯単位データを個人単位データとして換算しなおし作表した(例えば、3人世帯の数が10世帯であるとする、3人世帯の数が30人と変換する)。

2つのグラフを比較すると、我々の標本で本人のみからなる世帯に属する対象者数がやや過少であるが、全体としてそれほど大きな食い違いはないと言える。本人のみの単身世帯が過少なものは、訪問面接調査では単身世帯対象者に接触するのが困難であるという事情を反映している可能性がある。

(4) 最終学歴

質問F4は最終学歴を尋ねている。これには在学中の場合も含み、また「最後に行かれた」との表現から、中退の場合も含んでいることとなる。図3-11-6の中の「専門学校」は、高校を卒業した後に通った専門学校に限定している。「小中学校」の内訳は、小学校が10人、中学校が1,934人である。また、「その他・不明」には、その他8人、わからない43人、無回答100人のほか、中学卒業後に通った専門学校の20人を含んでいる。小学校・中学校卒は15.7%、高校卒は46.2%、短大・高専卒が9.6%、四大卒が18.9%である。

これと比較するために、2000年の国勢調査における日本社会の学歴構成を図3-11-7に示した。国勢調査のカテゴリー区分は、小学校・中学校/高校・旧中/短大・高専/大学・大学院の4つである。ちなみに国勢調査では卒業者と在学者を別々に集計しているため、それぞれの学歴区分の卒業者と在学者を合計した数値を示している。在学者の割合は、小学校で0.1%未満、中学校で0.2%未満、短大・高専で約3.8%、大学・大学院で約12%となっている。なお、このデータはあくまで2000年時点の状況を反映しており、我々の標本が反映する時点とはほぼ5年のずれがある。

図3-11-3 生計を同じくする家族員数 (n=12,367)

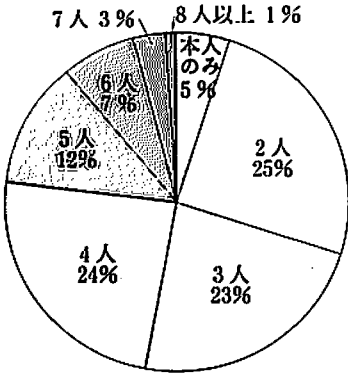


図3-11-4 生計を同じくする未成年者の人数 (n=12,367)

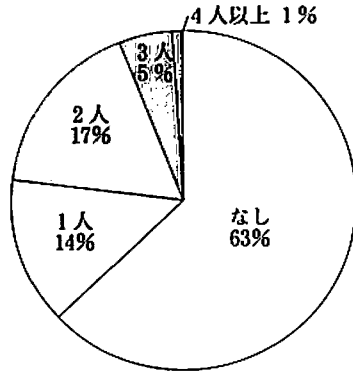


図3-11-5 国勢調査(2000年)に基づく世帯数

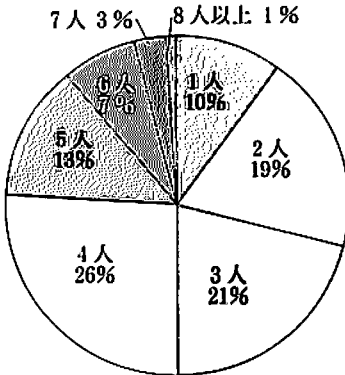


図3-11-6 回収標本の最終学歴 (n=12,408)

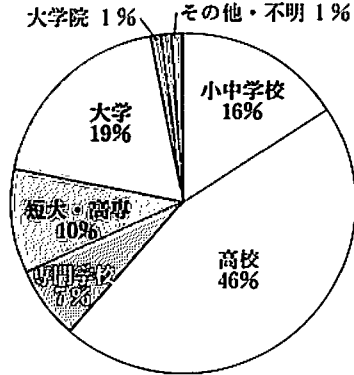


図3-11-7 国勢調査(2000年)における学歴構成

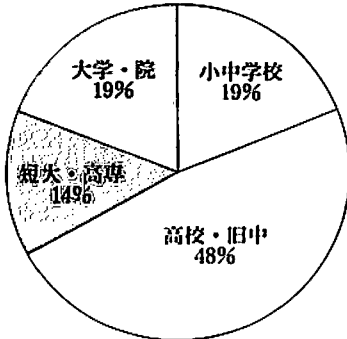


表 3-11-3 年齢階級別の学歴構成比較

上段列%：回収標本 中段列%：国勢調査 下段：上段と中段の差	小中学	高校	短大・高専	大学・院
20-24 歳	2.0%	29.2%	25.2%	43.6%
	6.1%	38.7%	24.0%	31.2%
	-4.1%	-9.5%	1.2%	12.4%
25-29 歳	4.4%	34.6%	32.4%	28.7%
	6.9%	43.5%	24.5%	25.2%
	-2.4%	-8.9%	7.9%	3.5%
30-34 歳	4.0%	39.6%	29.8%	26.6%
	6.8%	47.5%	21.5%	24.2%
	-2.8%	-7.8%	8.3%	2.4%
35-39 歳	3.0%	46.1%	25.9%	25.0%
	6.1%	50.2%	19.4%	24.4%
	-3.0%	-4.1%	6.5%	0.6%
40-44 歳	3.4%	47.5%	24.9%	24.2%
	8.1%	50.0%	16.9%	25.0%
	-4.7%	-2.5%	8.0%	-0.8%
45-49 歳	4.6%	49.0%	20.5%	25.9%
	15.3%	53.7%	11.8%	19.2%
	-10.7%	-4.7%	8.7%	6.7%
50-54 歳	11.9%	52.4%	16.4%	19.3%
	22.1%	54.3%	8.7%	15.0%
	-10.2%	-1.9%	7.7%	4.3%
55-59 歳	18.2%	54.7%	11.5%	15.6%
	32.7%	50.5%	5.6%	11.3%
	-14.5%	4.2%	5.9%	4.4%
60-64 歳	30.0%	50.9%	7.3%	11.8%
	40.5%	46.4%	4.2%	8.9%
	-10.5%	4.5%	3.0%	3.0%
65-70 歳	43.7%	42.9%	4.7%	8.7%
	46.7%	42.5%	3.6%	7.2%
	-3.1%	0.4%	1.2%	1.5%

この2つのグラフを見比べると、非常に似通った構成となっている。学歴に関してはかなり理想的な代表性のある標本であるかのごとくに見える。しかし、ここで図3-11-2での年齢構成の偏りを思い返すと、この適合度の高さが却って不自然に思われてくる。我々の標本では、若年層が過少に、中高年層が過大に含まれている。学歴構成は若年層ほど高学歴になっているので、年齢構成から考えれば、我々の標本はもっと中学・高校カテゴリーが多く、大学カテゴリーが少なくなるのが自然であるとも言える。それがこのようによくフィットしてしまうということは、標本に含まれる中高年層が高等学歴方向に偏っているか、あるいは同じく若年層が初等学歴方向に偏っているかの2つの可能性が想定される。この点についてより詳しく検討したのが、表3-11-3である。

各セルの中段の数値は国勢調査の列パーセントである。国勢調査においては、在学者は20-24歳/25-29歳/30歳以上の3区分しかないので、30歳以上の在学者については全て30-34歳の階級に合算した。また、65-70歳の階級には、国勢調査の65-69歳階級の数値に、70-74歳階級の数値の5分の1を加えて算出した。

この表を見ると上述の仮説のうち、標本に含まれる若年層が初等学歴層に偏っているのではないかというものは否定される。むしろ、若年層においても、高等学歴者が過剰代表されている。しかし、それ以上に、中高年層において小学校卒・中学校卒の初等学歴層の比率が極めて低くなっており、結果として、国勢調査に比較して標本の中高年層は高学歴者に強く偏る結果となっている。しかも若年層よりも中高年層の方が多く標本に含まれているゆえに、全体としてこの効果が強く反映されているものと考えられる。

要約すれば、年齢に関しては中高年齢層が過剰代表されているが、その中高年齢層において初等学歴者が過少代表されているために、標本全体の学歴構成が国勢調査のそれに偶然一致してしまったのだと考えられる。

(5) 従業上の地位

質問F5は、回答者の従業上の地位を尋ねている。無回答者18人を除外した12,390人について、「経営者・役員」(3.8%)と「常時雇用の一般従業員」(33.9%)がいわゆるフルタイム労働者であり、「臨時雇用・パート・ア

ルバイト」(14.3%)、「派遣社員」(0.9%)をパートタイム労働者、「自営業主・自由業者」(10.3%)、「家族従事者」(4.2%)、「内職」(0.4%)を自営業層とみなしておく。それ以外は、学生(1.3%)、専業主婦・主夫(18.3%)、無職(12.4%)、分からない(0.2%)を非就労者とする(図3-11-8)。

このように分類すると、フルタイム労働者は37.7%、パートタイム労働者は15.2%、自営業層が14.9%、非就労層が32.2%となる。

これを、労働力調査の2005年4月結果(図3-11-9)と比較してみよう。比較の際に注意すべき点として、労働力調査の対象者は20歳から69歳であり、70歳を含まないこと、労働力調査の「役員」カテゴリーは非農林業との但し書きがついていること、である。また、分類区分として臨時雇用と日雇いが区別されているが、これは1つにまとめた。

2つのグラフを比較すると、非就労層についてはいずれも似通った比率となっているが、回収標本は労働力調査に比べて、フルタイム労働者の比率が15%余りも低く、代わりにパートタイム労働者が7%強、自営業層が5%近くも高くなっている。

明確な原因についてはここでは検討する余裕が無いが、フルタイム労働者の方が在宅率が低く、調査不能あるいは拒否の比率が高かったという可能性は考えられるかも知れない。

(6) 職業内容

質問F6では、回答者の職業をより正確に把握するために、自由回答により、回答者にその仕事の内容を具体的に述べてもらった。回答は、日本社会学会が実施しているSSM調査のなかで用いられた95年版の職業コードに従って分類した。職業コードは16カテゴリーの大分類と90カテゴリーを超える小分類とがあり、その双方を用いて分類を行った⁽⁶⁾。

なお、小分類による回答者の仕事の分布状況は、付録に掲載してある表を参照していただきたい。

6) 職業内容の分類は、村山が杉野のアドバイスを受けて行った。困難を極めた分類作業を手伝ってくれた明治大学大学院法学研究科の安藤元基、井原宏隆、川本悠一、福満篤の4君に感謝したい。

図3-11-8 回収標本における従業上の地位

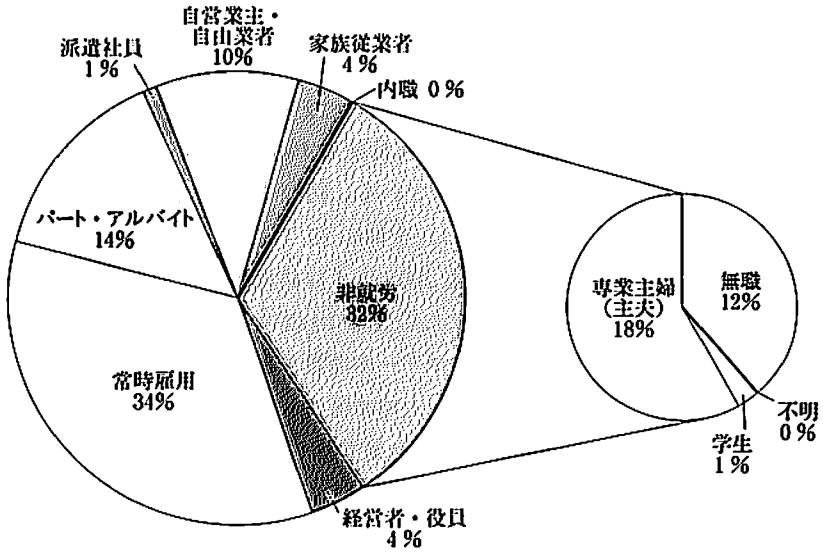
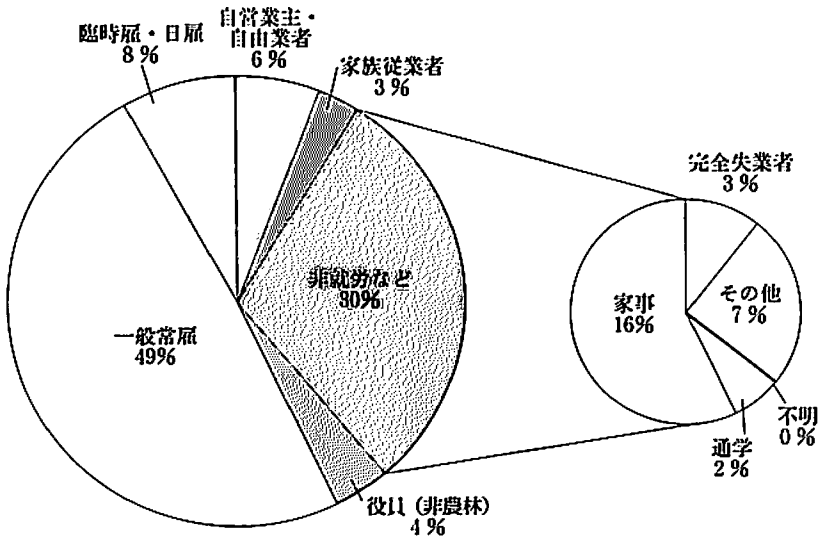


図3-11-9 労働力調査 (20-69歳)



(7) 従業先の規模

質問F7は職業関連の質問の最後として、従業先の会社・団体の従業員規模を尋ねている。30人未満の小規模企業で働く人が全体の47.0%を占めている。社会学の階層研究では300人以上の企業を「大企業」と分類することもあり、また中小企業基本法でも「常時使用する従業員の数が300人以下」（製造業の場合）を中小企業と定義している。図3-11-10では、300人以上の「大企業」及び官公庁で働く人々は、全体の26.1%となっている。

参考までに、やはり労働力調査2005年4月結果から作成した図3-11-11を掲げておく。既に述べたようにこの表は70歳の人を含まず、また「非農林雇用者」との限定がつかないカテゴリーの度数であることに注意しなければならない。また、この統計では300人での区切りはない。

この統計だと、30人未満の小規模企業で働く人は30.9%、500人以上の大企業もしくは官公庁で働く人は33.8%を占める。ちなみに回収標本においてこれに対応する数値は21.9%である。労働力調査に比べて回収標本は小規模企業従業者に著しく偏っているように見えるが、しかし労働力調査の方は、非農林業雇用者に限定されており、小規模の従業先で働く人々が系統的に除外されているに等しいと考えられる。よってこの2つの図の適切な比較はかなり難しく、ここでは参考に掲げる以上の検討は行わない。

図3-11-10 従業先規模（回収標本）

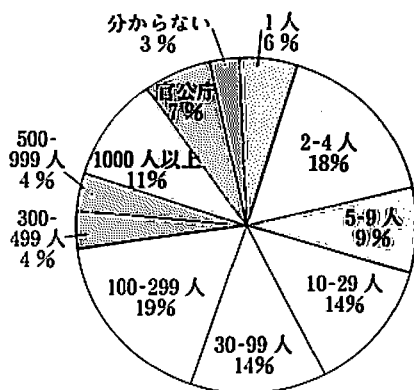
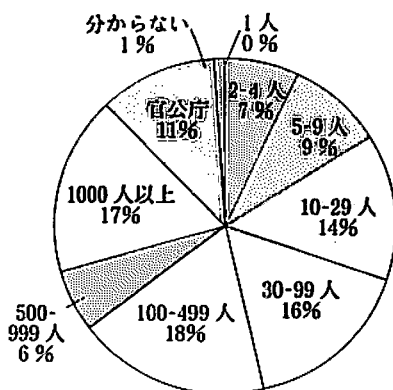
図3-11-11 従業先規模
(労働力調査の非農林雇用者)

図3-11-12 法律の勉強をしたことがあるか (n=12,408)

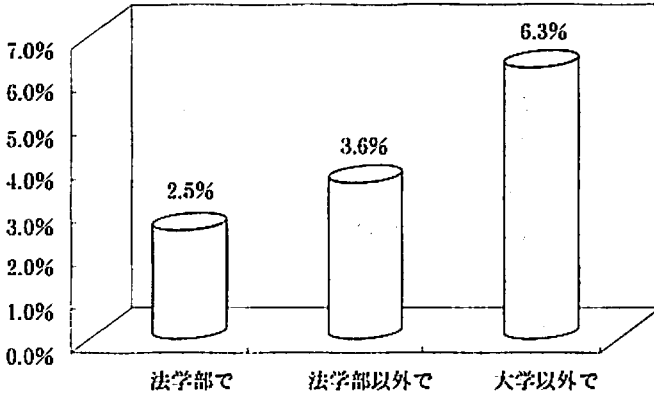
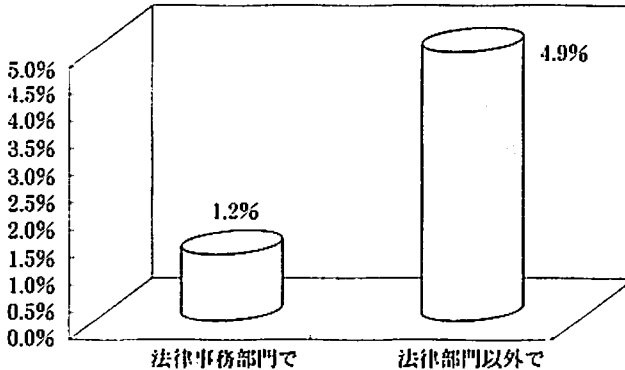


図3-11-13 法律に関わる仕事の経験があるか (n=12,408)



(8) 法律に関する勉強

質問 F8 から F11 は、通常のフェイスシート項目とはやや異なった法律・司法関係の質問が並んでいる。よってこの部分に関しては、国勢調査や労働力調査などの外部データとの比較は行えない。

まず F8 であるが、ここでは現在または過去に、法律に関して勉強したことがあるか否かを尋ねている。大きく4つに分類されており、大学の法学部などで勉強したことがある、法学系の学部ではないが大学で法律を勉強したことがある、大学以外で法律を勉強したことがある、法律を勉強したことはない、から該当するものを全て選ぶ Multiple Answer 方式となっている。

総有効ケース数は 12,408 人である。

結果は図 3-11-12 の通りである。何らかの形で法律を勉強したことのある人は 1,516 人 (12.2%) である。複数回答なので図のパーセントポイントを合計するとこれを僅かに上回る。大学の法学部系の学部あるいは大学院で法律を勉強したことのある 314 人 (2.5%) のうち 11 人は法学部系以外の大学あるいは大学院、もしくは大学以外でも法律を勉強したことがある。法学部系以外の大学で勉強したことのある 449 人 (3.6%) のうち 13 人は大学以外でも勉強したことがある。

(9) 法律に関わる仕事の経験

次の F9 は、法律に関わる仕事をしたことがあるか否かについての質問である。

法務部・法務課・法規室などで仕事をした経験があるものは 151 人 (1.2%) で、それ以外の仕事において法律に関わったことがあるものは 613 人 (4.9%)。両方を経験したものは 5 人である (図 3-11-13 参照)。

(10) 法律関係者などの知己の有無

F10 は、弁護士や裁判官、司法書士などの法曹、警察官、教員といった、特別な職種や役割に就いている相談相手や知人がいるか否かを尋ねている。現在の社会学の用語で言えば、一種の社会資本 (Social Capital) の質問であると言える。8 つの職業や役割のカテゴリーに対して、「困ったときに相談できる人がいる」、「相談できる相手はいないが」「紹介してもらえる当てはある」、「どちらもいないもしくは分からない」のうちのいずれか 1 つを選択してもらっている。

結果は図 3-11-14 の通りである。「相談できる相手がいる」と「紹介してもらえる当てはある」を合計して 50% に達するカテゴリーは存在しなかったため、横軸の目盛りは 50% で打ち切っている。

もっとも比率が高いのは保険会社の社員であり、自動車事故の処理などが非法曹の民間の専門家によって定型的に処理される原因もしくは結果であることが伺われる。逆に最も比率が低かったのは裁判所職員・調停委員であるが、これはそもそもそうした職種に就いている人の絶対数が少ないためであろう。「弁護士・裁判官・検察官・公証人・法学教授」に相談できる知人が

図 3-11-14 相談相手の有無

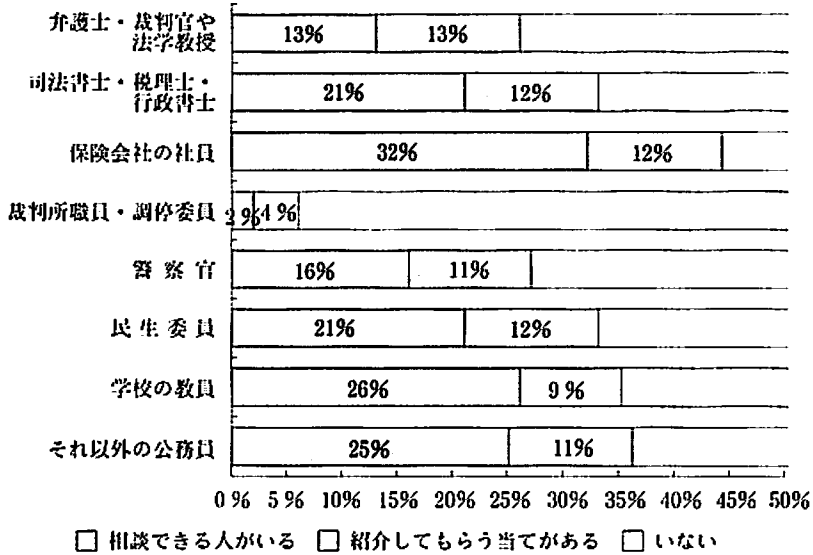
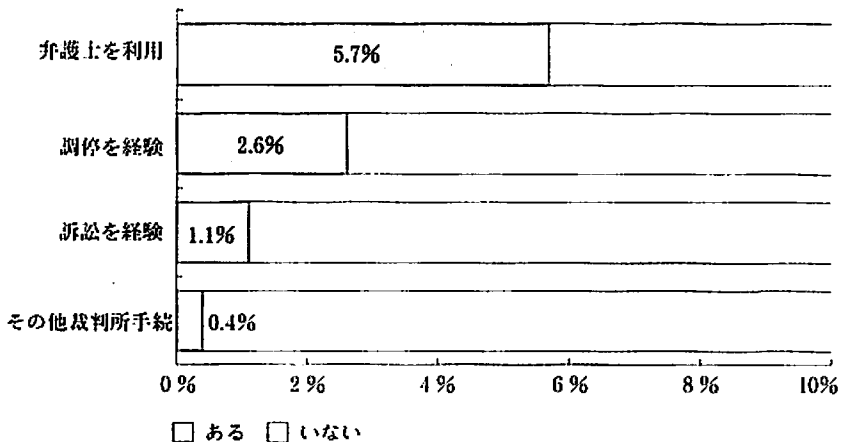


図 3-11-15 司法との接触経験 (n=12,408)



いるかもしくは紹介してもらう当てがあると答えた人は、全体のほぼ4分の1 (25.7%) である。4分の3に当たる人たちは、そうした法曹関係者の知人もいないし、紹介してもらう当てもない。

(1) 弁護士や裁判所の利用経験

F11は、過去に弁護士を利用したり裁判所手続を経験したことがあるか否かを尋ねる質問である。F10は社会資本が紛争処理の仕方に与える影響を測定しようとしているのに対して、この質問は過去の法制度に関わる経験が紛争処理の仕方に影響を与えているか否かを測定しようとしている(図3-11-15参照)。

(2) 住居の形態

F12は回答者の住まいの形態を尋ねている。76.4%の9,480人が持ち家(1戸建てもしくはマンション)であった(図3-11-16参照)。

図3-11-17にはやはり2000年の国勢調査の「住居の種類」の統計をグラフ化した。両者においてカテゴリーが一致していないので厳密な比較はここでも不可能だが、しかし標本においては持ち家層が過大に、賃貸住宅住まいの層が過少に含まれている可能性が読み取れる。

(3) 居住年数

F13は、調査時点で住んでいるところに何年住んでいるかを尋ねている。図3-11-18のグラフでは、度数の少ない階級を適当に合併して示している。なお、この変数に関しては、2005年1月1日時点での年齢よりも居住年数が1年長い対象者が741人いる。2005年6月30日時点での満年齢で計算し

図3-11-16 住居形態 (n=12,408)

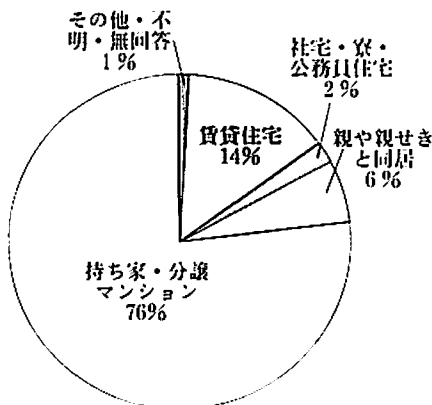


図3-11-17 国勢調査(2000年)による住居形態(世帯人員ベース)

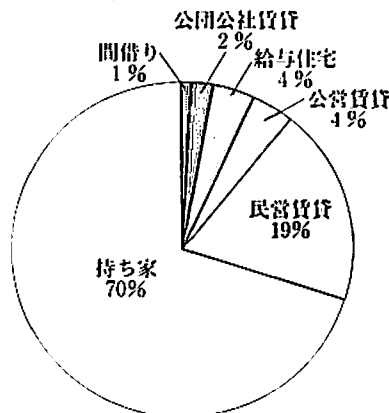
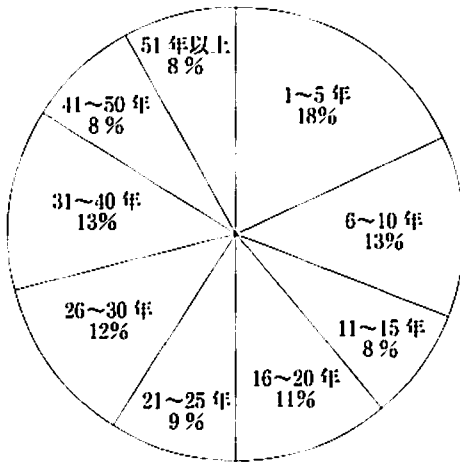


図 3-11-18 居住年数



い。実際、この問題となるケース全てが、2005年時点年齢と居住年数の差は1年を超えない。よってここでは、調査員指示が取り違えられたものと仮定して全て有効ケースとして含めた。

平均的には、同じ場所または同じ地域内に23.4年居住していることになる。

(4) 年収について

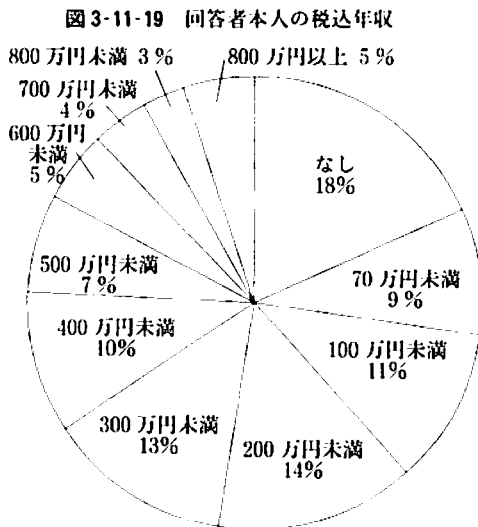
以上は面接調査票の最後のフェイスシート部分であるが、それ以外に留置票も同時に対象者に依頼しており、両方を完了したものを有効ケースとして数えている。留置票の最後にも簡単なフェイスシート部分があり、そこでは回答者本人の1年間の税込年収と、世帯全体の税込年収を尋ねている。

回答区分は、なし/70万円未満/100万円未満/200万円未満/300万円未満/400万円未満/500万円未満/600万円未満/700万円未満/800万円未満/900万円未満/1,000万円未満/1,500万円未満/1,500万円以上となっているが、図3-11-19の個人年収グラフでは、比率の低かった800万円以上の4カテゴリーを1つにまとめている。有効回答数は10,589人である。

これによると、回答者本人の税込み年収の平均値は271万円程度、中央値は150万円（100万以上200万未満）である。

でも、居住年数の方が1年長い対象者が177人いる。実査は2005年の前半で全て終了しているのに、原則から言えば、少なくともこの177人のデータにはエラーがある。しかし、調査票においては、居住年数が1年に満たない場合は切り上げて1年とし、それ以外の場合には1年未満の端数は切り捨てるように調査員に対して指示がなされているが、この1年未満が切り上げられた可能性は捨てきれない。

年収なしが18.1%もいるのに驚く人もいるかも知れないが、このグラフは男性と女性を一緒にして描いている。女性の場合には今でも有配偶無職女性、いわゆる専業主婦が少なからずいるために、個人年収統計において男女を区別せずに集計したり分析したりすることにはほとんど意味がない。図3-11-20では男女を区別して、それぞれの個人年収を棒グラフで表現した。



これを見ると、男性と女性で分布の様態が全く異なることがよく分かるだろう。男性の場合は平均が439万円、中央値が300万～400万であるのに対し、女性では平均が127万円、中央値が70万以上100万未満である。

年収に関しては信頼に足る外部データが必ずしも多くないが、社会学における代表的な調査である「社会階層と社会移動全国調査(1995年)」の、男女別の個人年収集計結果を図3-11-21に掲げておく。調査年が10年前である点には注意が必要である。図3-11-22には、性別に分けることは出来ないが、JGSS2003(日本版General Social Surveys 2003年版)の個人年収集計結果も掲げておく。ただしこれは就労者のみへの質問であるので、基本的に無業・無収入層は含まれていない。

図3-11-23には、回答者の世帯全体での税込み年収をグラフ化してある。これについても、200万未満の4つのカテゴリーは1つに統合した。有効回答数は8,836人、平均世帯年収は622万円、中央値は550万円(500万以上600万未満)である。

年収の質問については非回答率が高くなる一般的な傾向がある。また、世帯年収の場合は、他の世帯員の年収を必ずしも把握していないという事情もある。

(杉野勇)

図3-11-20 回答者本人の税込年収

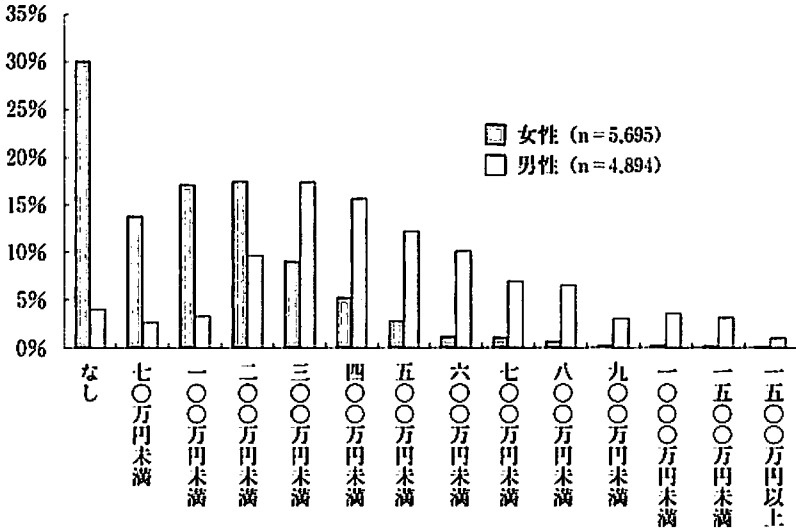


図3-11-21 1995年社会階層と社会移動全国調査の個人年収分布

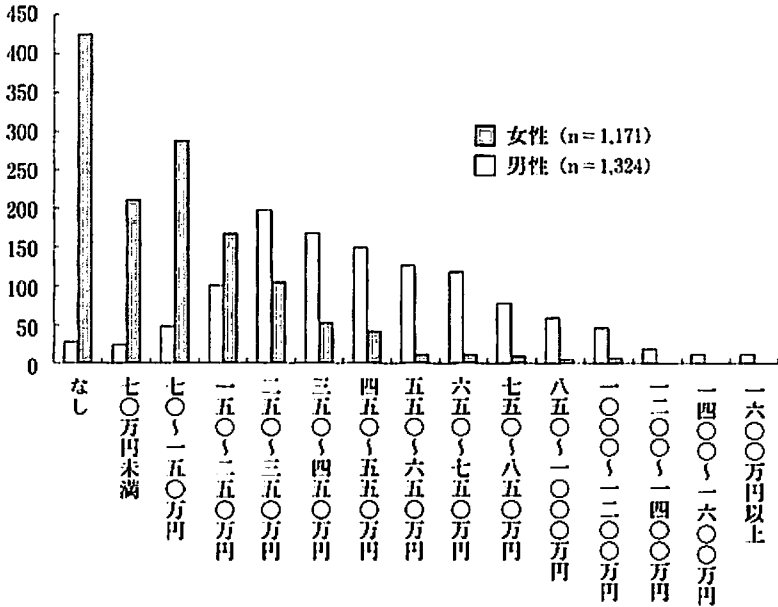


図3-11-22 JGSS2003の個人年収（就労者のみ）

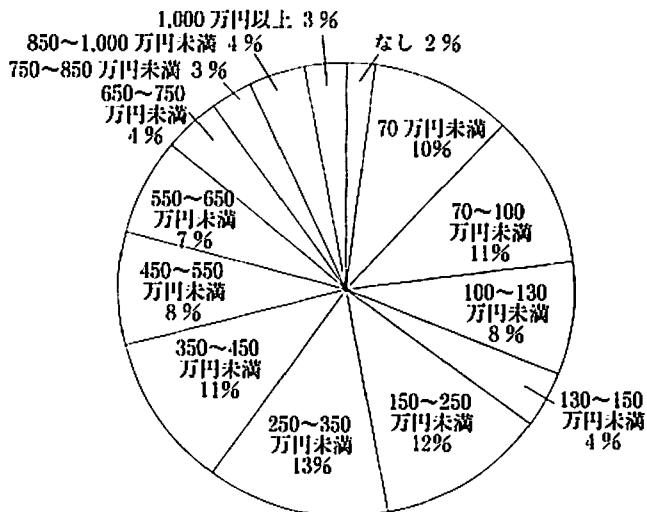
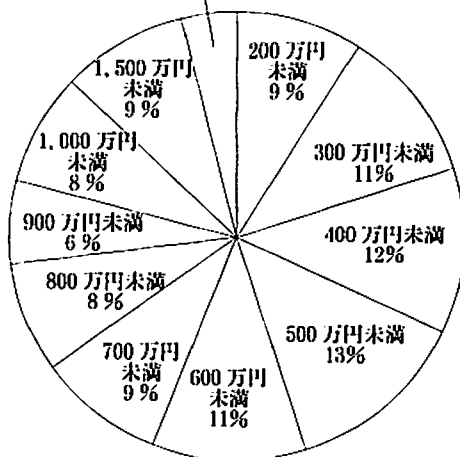


図3-11-23 税込世帯年収

1,500万円以上 4%



第4章 意識調査結果

—度数分布と基本統計量

序 全体の方針

この章では、留置調査票の全設問（ただし、フェースシート部分を除く）についての、度数分布と基本統計量（平均と標準偏差¹⁾²⁾を示す。ただし、間隔尺度とみなすことができない一部の設問については度数分布のみ示すことになる。無回答その他不適切な回答については無回答として、合計の外で数値を示してある。なお、無回答は、その設問の掲出されたバージョンが配付された回答者についてのみであって、そもそもその設問が掲出された調査票が配付されていない回答者については、無回答に含められていない³⁾。

第2章「意識調査の枠組みと調査方法」で説明したように、調査票のバージョンはA票-J票の10通りあり、マスター質問項目の中からの組み合わせで、A票-J票の調査票をそれぞれ作成しているの、同一の設問項目であっても、調査票によって、大問、小問の設問番号が異なっている。したがっ

1) 日本文化会議（編）（1982）の追試分（調査票K票）の分析は別稿に委ねる。なお、K票を除いたサンプル数は、22,740であり、有効回答数は11,270、回収率は49.56%である。

2) 本調査票を構成する多くの問は、6件尺度からなっている。それを等間隔の間隔尺度とみなして、平均、標準偏差を求めている。

3) 第2章「意識調査の枠組みと調査方法」で述べたように、A票-J票（10バージョンの調査票）のすべてに掲出されている設問、そのうちの7つに掲出されている設問、そのうちの4つに掲出されている設問がある。詳しくは、第2章「意識調査の枠組みと調査方法」参照。

て、単純集計表には設問の番号は表記されていない⁴⁾。設問を特定するための記号番号は、後につけられた、SPSSの変数名によって⁵⁾いる。

第1節 法知識・法関心

表4-1に示した、B01_01_01以下5項目は、法知識を測定する質問項目である。学生予備調査や全国サンプル予備調査において類似した質問群を多数チェックした上で、正解率等のバランスや内容的に民事系の知識に統一すること等を考慮して項目を選定した。確信を持った知識とあいまいな知識を区別するため、回答は「まちがいだと思う」「たぶんまちがいだと思う」「たぶん正しいと思う」「正しいと思う」の4段階で尋ねた。さらに、「わからない」を選択肢の中に置いている。

表4-1に示した、B02_01_01以下の5項目は、法関心を測定する質問項目である。近時の司法改革の諸相やメディアで話題となっている新法等について、学生予備調査や全国サンプル予備調査の結果をふまえて項目を選定し、また回答選択肢の表現についても工夫している。先の法知識とは異なり、これらの質問項目は正確な知識を持っているかを測定する問ではない。それゆえ、質問項目にある話題を「きいたことはない」「たぶんきいたことがある」「きいたのはまちがいないが中身は覚えていない」「きいたことがあり中身を少し覚えている」「聞いたことがあり中身をかかなり覚えている」と5段階の回答を求めている。これにより、伝聞の有無と内容的な関心の程度を測定するものである。

第2節 法規範に対する態度

法規範に対する態度は(1)契約に対する態度、(2)法律一般に対する態度、(3)権利に対する態度、(4)刑罰に対する態度の4項目から構成されている。各項目を測定するために使用した質問と、調査から得られた度数分布の特徴を簡

4) 個々の設問の、調査票ごとの、大問小問の番号については、第2章の表2-3参照。

5) したがって、この変数名は調査票には印刷されていない。

単に述べる。

(1) 契約に対する態度

表4-2に示したB03_01_01以下の8項目は、法規範に対する態度のうち契約に対する態度を測定する質問である。本調査のモデルにおいては、契約に対する態度は、①融通・厳格、②管理的・自主的、③普遍・特定、④不変・変化、⑤有効性、⑥信頼性、⑦心理的距離、の7つの次元における態度を合成したものと捉えている。この7つの次元は、法社会学の理論から導き出された側面を取り上げた。

各質問と、この7つの次元の対応関係は次のとおりである。B03_01_01は、①融通・厳格の次元のうち、締結する契約の内容について、それが厳格であるべきか、あるいは融通が効くものであるべきかを尋ねた質問である。B03_02_01は、②の管理的・自主的次元に対応したものであり、契約を自発的に遵守すべきかどうかを尋ねた質問である。B03_03_01は、⑤有効性の次元に対応したものであり、契約を役に立つものと捉えているか否かを尋ねた質問である。B03_04_01は、⑦心理的距離の次元に対応するものであり、契約を好ましいものとするか、あるいは嫌なものとするかを尋ねた質問である。B03_05_01は、①融通・厳格の次元のうち、契約内容を適用する際の融通性・厳格性を尋ねた質問である。B03_06_01は、③普遍・特定の次元に対応するものであり、契約を交わした相手と自分が対等なものとして扱われると考えるかどうかを尋ねた質問である。B03_07_01は、④不変・変化の次元に対応するものであり、契約の効力はどのようなときでも同じであるか否かを尋ねた質問である。B03_08_01は、⑥信頼性の次元に対応するものであり、契約は信頼できるものかどうかを尋ねた質問である。

(2) 法律一般に対する態度

表4-2に示したB05_01_01からB05_01_10までの項目が法に対する一般的な態度を測定した質問である。これは①権力、②遵法精神、③伝統的態度、の3つの下部の次元をもっている。

まず、①権力について測定した質問が、B05_01_01とB05_03_01である。B05_01_01は、「法律を破ったとき、強制的に従わされる」と考えるかどうか、B05_03_01は「法律は強い立場の人の味方である」と考えるかどうか

を尋ねている。

②違法精神についての質問は、B05_02_01, B05_04_01, B05_05_01, B05_06_01, B05_08_01, B05_09_01, B05_10_01である。このうち4問(B05_02_01, B05_05_01, B05_08_01, B05_10_01)は、Tapp-Levine Rule-Law Inventory (強制選択版)を参考⁶⁾にしている。表4-2を見れば分かるように、このうちB05_05_01, B05_08_01はピークが2つある2山の分布になっている。Tapp-Levine Rule-Law Inventory およびその背後にあるタップの法的発達論と関係しているものと推測される。この点は別稿で論じられる。

これらの Tapp-Levin Rule-Law Inventory の質問に加えて、法を遵守する際にモラルハザードが生じているかどうかを測るものとして、B05_04_01の「法律を破ったのがばれなければ守らなくてもよい」を加えた。

③伝統的態度とは、政府とか自治体といったいわゆる「お上」に任せてしまう態度のことである。本研究では、B05_07_01の「法律があればトラブルが起きたときに楽であるである」という質問がそれに該当する。なおこの態度は、一般的な社会的態度における依存に対する態度と関連が高いものである。

(3) 権利に対する態度

表4-2に示したB05_11_01からB05_23_01までの13項目が権利に対する態度についての質問である。この設問は以下のように作成された。

①松村の演習の履修学生に権利という言葉を含む短文を作らせるその他の方法により、権利という言葉を含む40から50の文章を集めた。

②上記文章への同感度を尋ねる設問が掲載された調査票を学生を被験者として(①で述べた学生とは異なる)配付、回収して分析という作業を、逐次的(設問を入れ替え、修正しながら)に繰り返した(第2章「意識調査の枠組みと調査方法」参照)。

6) もとものの Tapp-Levine Rule-Law Inventory (強制選択版)は、この4つにさらに別の2つの文章(人びとはさまざまな要求を調和させるために、法律を守っている。人びとは、彼らが尊敬している人に受け入れてもらうために法律に従っている。)が加わり、好ましい順に強制的に順序をつける形になっている。詳しくは、別稿で述べる。

③権利に対する態度は、上記調査から、安定した因子構造として人間関係配慮対権利行使、権利の崇高性、権利行使の積極性（利他的）、権利行使の積極性（利己的）という4因子が抽出され、本調査では因子負荷量の大きいものの13問が選択された。ただし、複数設問が選択された因子であっても、この学生調査で信頼性係数（ α 値）が0.6に満たないものもあり、また、全体の設問数の上限との関係で、4因子のうちには因子負荷量の大きいものの1つしか選択されなかった設問もある。

(4) 刑罰に対する態度

表4-2に示した、B09_01_01からB09_03_01までの3項目は刑罰に対する態度についての設問である。第一次全国サンプル予備調査（第1章第2節②「第一次予備調査」参照）と同じ調査票で行われた別の研究（松村、2006予定）によれば、人びとの刑罰に対する態度（懲罰動機）は、応報と行動コントロールには分化せず、刑罰の公的側面と刑罰の私的側面に分化している。ここでの設問は前者を構成する設問からなっている。

第3節 法制度に対する態度

(1) 裁判所に対する態度

表4-3に示した、B06の変数（全10項目）は法制度に対する態度のうち、裁判所に対する態度についての設問である。第2章「意識調査の枠組みと調査方法」のモデルの説明では、この部分は①裁判への基本的信頼、②裁判所への心理的障壁、③物理的障壁、④伝統的態度から成り立っている、と説明されている。そのモデルに依拠した外在的な変数設定は以下のとおりである。そのモデルにおける、①裁判への基本的信頼は、B06_01_01（すべての人びとに正義にかなった裁判）、B06_06_01（自分たちが熱心に主張すれば）に、②裁判所への心理的障壁は、B06_02_01（なんだかこわい）、B06_05_01（よほどの決心が必要）③物理的障壁は、B06_03_01（時間がかかる）、B06_07_01（お金がかかる）、④伝統的態度は、B06_09_01（不満があってもしかたがない）、B06_04_01（裁判官に任せておけばよい）、B06_08_01（弁護士に任せておけばよい）が対応している。

さらに、当事者主義か職権主義かの選好を尋ねた質問（B06_10_01、当事者

や弁護士が中心ではなく、裁判官が中心)が加えられている。

ところで、裁判所に対する態度の質問については、別途、第2節(3)「権利に対する態度」と基本的には同様の手続きで、質問項目の取捨選択の検討を行った。このプロセスから比較的安定的な因子構造として、(a)裁判への基本的信頼 (b)伝統的態度(お上意識)(c)裁判への物理的(お金、時間など)、心理的(なんだかこわい、よほどの決心など)障壁を得た。つまり、因子分析においては、上記②裁判所への心理的障壁と③物理的障壁は、因子として分化していないのである。

それで我々は、因子分析、外在的モデルの双方を考慮した取捨選択の結果として、ここで述べるような質問項目の選択を行った(学生サンプル調査の因子分析の最終段階では15問の設問があった)。すなわち、①(a)裁判への基本的信頼からは、因子負荷量の大きい、B06_01_01(すべての人びとに正義にかなった裁判) B06_06_01(自分たちが熱心に主張すれば)を採用した。④(b)伝統的態度(お上意識)からは、同じく因子負荷量の大きい、B06_09_01(不満があってもしかたがない)、B06_04_01(裁判官に任せておけばよい)、同じくある程度大きい B06_08_01(弁護士にまかせておけばよい)を採用した。ただし、最後の質問は、裁判官と弁護士の比較の意味もある。

第2に、因子分析では識別されなかった、②③(c)裁判所への心理的障壁、物理的障壁については、因子負荷量の高い設問を、②③から2問ずつ選択した。

第3に、独自の意味のある設問として当事者主義と職権主義の選好を尋ねた質問(B06_10_01、当事者や弁護士が中心ではなく、裁判官が中心)——ただし、この設問は、(a)裁判への基本的信頼因子に対し、それなりの因子負荷量を持っている——を採用した。

第4に、(a)裁判への信頼因子に属する問である、B06_06_01(自分たちが熱心に主張すれば)は、人格特性としての自己効力感(それはパーソナリティ尺度として別途尋ねられている)とは区別された課題特定の、領域制約的な自己効力感を測定することも意図されている質問である。

なお、裁判所に対する態度と関連した概念としては、アメリカ政治学の中で発展した最高裁判所に対する拡散的支持 diffuse support の概念がよく知

られ、そのための心理測定尺度も開発されている。我々は学生サンプル調査(第2章「意識調査の枠組みと調査方法」参照)の過程で、それらの設問を用いている。拡散的支持尺度としては、Tanenhaus and Murphyの尺度(5問からなる)と、この尺度では特定の支持から拡散的支持を識別できないとしてCalderia and Gibsonが新たに開発した尺度(4問からなる)(Robinson et al. (eds.), 1993: 29-31 参照)の2つが有名である。両者の設問を翻訳し、上段で利用した質問項目とともに、学生サンプル調査を行った。その結果は、最高裁判所に対する拡散的支持の各項目は、我々が開発した設問とは明らかに識別され別の因子を構成している。したがって、我々の調査票では、いわゆる最高裁判所に対する拡散的支持尺度由来の設問項目は用いられていない。

B06_02_01(なんだかこわい)、B06_03_01(時間がかかる)はピークが2つある2山分布をしている。また、B06_08_01(弁護士にまかせておけばよい)は、ピークはフラットに近いが弱い2山分布をしている。

(2) 法律専門家に対する態度

本研究においては、裁判制度の担い手である法律専門家も、法制度の構成要因として捉えた。まず弁護士について尋ねた質問が、表4-3に示したB07_01_01からB07_05_01の5問である。次に裁判官について尋ねた質問が、表4-3に示したB07_06_01からB07_10_01の5問である。最後に、これらの法律専門家に対する評価と比較するために、大企業の重役についても同じ質問を行った。それが表4-3に示したB07_11_01からB07_15_01の5問である。

これらの質問は、社会心理学の対人認知の研究の知見に基づいて作成した(林, 1978)。それによると対人認知は①個人的親しみやすさ、②社会的望ましさ、③力本性、の3次元から構成されるという。本研究では、この3次元が法律家に対する評価についても当てはまると考え、①親しみやすさ、②社会的望ましさ、③力動性(力本性)の3要因を計測した。

弁護士についてそれらの3要因に対応した質問は次のとおりである。①親しみやすさを計測した質問は、B07_01_01の「弁護士はトラブルの時は自分の味方になってくれる」とB07_02_01の「弁護士は自分より下の人を見下している」である。②社会的望ましさについての質問は、B07_04_01の「弁

護士という職業は好感が持てる」である。③力動性についての質問は、B07_03_01「弁護士と知り合いなら得することがある」とB07_05_01「弁護士はたよりになる」である。

裁判官について上記の3要因に対応した質問は次のとおりである。①親しみやすさを計測した質問は、B07_06_01（味方になってくれる）とB07_07_01（見下している）である。②社会的望ましきについての質問は、B07_09_01（好感が持てる）である。③力動性についての質問は、B07_08_01（得をすることがある）とB07_10_01（たよりになる）の2問である。

大企業の重役については、①親しみやすさを計測した質問は、B07_11_01（味方になってくれる）とB07_12_01（見下している）である。②社会的望ましきについての質問は、B07_14_01（好感が持てる）である。③力動性についての質問は、B07_13_01（得をすることがある）とB07_15_01（たよりになる）の2問である。

第4節 紛争経験・行動

表4-4に示した、B08_01_01からB08_05_01までの5問は、仮設の紛争状況を小話で設定し、それについての、自分で交渉、調停制度や裁判を利用等々の行動を評価させる設問⁷⁾である。この問は基本的には、回答者の言語的表出としての選好（Real Preferenceに対するStated Preference）を測定している⁸⁾と考えられる。

第5節 一般的な社会的態度

表4-5で示したB10_01_01以下の20項目は、法意識や法行動に関係すると思われるさまざまな一般的な社会的態度を測定する質問である。それぞれの項目につき、「まったくそう思わない」から「強くそう思う」までの6段

7) ワーディングは、法意識国際比較研究会（2001：46、設問⑧）を参考にしている。

8) このような設問が、回答者の行動の予測変数としていかなる意味を持つかは別稿で論じられる。

階で尋ねている。

①B10_01_01, B10_05_01, B10_09_01, B10_13_01, B10_17_01の5項目は紛争認知についての質問項目である。順に、解決結果への選好、自己主張、第三者介入、情緒的態度、ピアグループ(家族)への配慮といった内容をたずねている。

②B10_03_01, B10_07_01, B10_11_01, B10_15_01の4項目は、生活態度や考え方の保守性と柔軟性、寛容性などを尋ねたものである。日本文化会議調査(日本文化会議編, 1982)ではストレートな表現で進歩的か保守的かという質問項目で尋ねていたが、政治的立場の二極性の弱体化やライフスタイルの多様化を考慮して本調査において予備調査をふまえて独自に構成した尺度である。

③B10_04_01, B10_08_01, B10_12_01, B10_16_01, B10_19_01の5項目は、いわゆるお上意識を計測しようとして構成した尺度である。このうち前者は国家に対する依存、後二者は専門家に対する依存を計測する。

④B10_20_01は、日本社会の認知を争いの増加について尋ねる質問項目である。

⑤B10_06_01, B10_10_01, B10_14_01, B10_18_01の4項目は、正当世界尺度である。B10_02_01は、日本文化会議(1982)において、素朴道徳感情を構成する設問群の1つである(日本文化会議(編), 1982: 47-50)⁹⁾¹⁰⁾。

第6節 マスメディアとの接触

本調査では、マスメディアを通して社会問題に接触している程度が、人びとの法知識・法関心に影響すると考えた。それを測定するための質問が表4-6で示したB15_01_01であり、ニュースに対する関心度を尋ねた。

9) すでに述べたように、本プロジェクトでは、日本文化会議(編)(1982)の追試が全サンプルの1/11のサンプルを対象に行われている。

10) 設問のワーディングから、この設問は、正当世界尺度と関連しているのではないかと推測される間である。この点については、別稿で論じる。

第7節 デモグラフィック要因

デモグラフィック要因等としては、①性別、②年齢、③学歴、④収入、⑤信仰心、⑥居住地区がある。このうち、フェースシート項目である①-④、⑥は第3章第11節「フェースシート」で述べられている。

信仰心について尋ねた設問が、表4-5で示したB15_02_01である。日本における人びとの生活様式には、宗教的な影響によるものなのか、あるいは生活習慣によるものなのか、あるいは消費行動なのか判別しがたいものが多々ある。そこでここでは回答者が信じる宗教の種類を尋ねるのではなく、信仰心の程度を信仰心があついかどうかについて主観的に回答してもらった。

第8節 一般的な社会規範の認知

一般的な社会規範の認知は、一般的な社会的態度の一部といえる。本研究は法意識を対象とした調査であるので、モデルにおいてはあえて社会的態度とは独立した項目として、詳細に質問した。

(1) 約束に対する態度

表4-7に示したB04_01_01以下8項目は、一般的な社会規範である道徳規範への態度を測定する質問である。これらの8問では、上記B03_01_01以下の8問の契約に対する態度と比較するために、リード文を除いて、同じ質問を尋ねている。

B03以下の8問とB04以下の8問を対応させた理由は、人びとの契約についての態度を他の規範と比較してその特徴を明らかにするためである。そのため本調査では、B03以下では「法的に契約を結ぶこと」について、他方B04以下については、「人と約束を結ぶこと」とリード文に明示してそれについての評価を求めた。

ただし日本の民法においては、口頭での約束も法律上の契約に含まれているので、厳格な意味では、法律と道徳の比較にはなっていない。しなしながら(a)道徳についてどう考えるかを尋ねても質問内容が抽象的で漠然としてし

まうこと、(b)法律の中に道徳的要素が内包されている場合もあり両者の峻別は困難であること、といったことから、ここでは、本調査では契約と約束とを対比させた。

各質問と測定した7次元の対応関係は、次のとおりである。B04_01_01が内容についての①融通・厳格について、B04_02_01は②管理的・自主的次元について、B04_03_01は⑤有効性について、B04_04_01は⑦心理的距離の次元について、B04_05_01は①融通・厳格性の次元のうち適用する際の融通性・厳格性について、B04_06_01は③普遍・特定の次元について、B04_07_01は④不変・変化の次元について、B04_08_01は⑥信頼性の次元について、それぞれ対応するものである。なおこれらは、B03の契約に対する質問8問と対応関係にある。

(2) 道徳観

表4-7で示したB08_02_01は、一般的な社会規範について、道徳をどのように捉えるかについての質問である。英米法では「暴力を加えられている人を見たのにその人を助けないと罰金を科す」という法律が、危害原理に抵触するか否かが論じられている。

(3) ソーシャルキャピタル

表4-7に示したB15_03_01とB15_04_01は、一般的な社会規範のうちソーシャルキャピタルへの態度を測定する質問である。ソーシャルキャピタルは多義的な概念であるが、ここでは、地域共同体への主観的帰属の程度を測った。具体的には、B15_03_01で町内や、アパートの隣近所の人との交流の有無を、B15_04_01で町内会の仕事への参加意図の有無を尋ねた。

(4) 帰属集団と紛争行動

表4-7で示した、B08_03_01以下の3項目は主観的帰属集団との関係で紛争行動の傾向をみようとしたものである。B08_03_01でもっともつきあいのある集団を選択してもらった。その選んだ集団を前提として、B08_03_02の集団内紛争(多額の金銭貸借)、B08_03_03の集団外の相手との紛争(高額の家賃請求)の双方について、家族以外のこういった相手に相談すべきかを尋ねている。

第9節 パーソナリティ

(1) 集団主義

表4-8に示した、B11_01_01以下4項目は、集団主義尺度である。ここでは回答者が属する内集団での態度を問う項目を、予備調査の結果を踏まえた上で選んだ。「集団」という用語自体が日常的な感覚から乖離している可能性も考慮して、予備調査では、「集団」に代えて「グループ」や「友人」という用語を用いた質問文も作成し相互比較したが、回答傾向に有意な違いはみられなかった。

(2) 権威主義

表4-8で示した、B13_01_01以下6項目は、権威主義の程度を計測する項目である。権威主義尺度はAdorno et al. (1950)のオリジナルの表現から、倫理性や現代性を考慮して、また先行訳(アドルノ, 1950=1980)も参照しながら、独自の翻訳を行っている。権威主義尺度はこれまでも政治学や社会学、心理学でパーソナリティ尺度として多用されてきているが、法のもつ内面的権威性との関連で、法意識に影響を及ぼしているという観点から本調査に組み込むこととした。

(3) 自己効力感

表4-8中の、B12_02_01, B12_03_01, B12_05_01, B12_06_01, B12_07_01, B12_09_01は、自己効力感についての設問である。自己効力感とは、自分自身が成し遂げたいと思っていることをするために必要な行動ができるかどうかについて自分が感じている自己遂行可能感(Bandura, 1986)である。本邦では、「一般化した日常場面における行動に影響する特性的自己効力感」と定義した成田他(1995)の特性的自己効力感尺度(全23項目)がよく使用される。本調査では、成田他(1995)の23項目のうち、予備調査の結果をもとに6項目を使用した。項目選択の基準は以下の通りである。まず、学生調査で行った全23項目のデータを因子分析(主因子法、プロマックス回転、固有値1以上)にかけ、複数因子に負荷をすする項目を削除して因子分析を繰り返し、最終的に3因子解(10項目)を得た(3因子の累積負荷量は58.74%)。第1因子

は「計画完遂効力感」(4項目, $\alpha=.85$), 第2因子は「困難克服効力感」(3項目, $\alpha=.77$), 第3因子は「状況統制効力感」(3項目, $\alpha=.72$)とした。なお、質問項目はすべて逆転項目である。本調査で用いた6項目は、これら3因子について、それぞれ因子負荷量の高い2項目ずつを抜き出して使用した。なお、3因子の相関係数が比較的まとまったものであったため、これら3因子の上位に2次因子を設定したモデルを作成し、検証的因子分析を行ったところ、これら3因子の評定値を合計して「自己効力感」としても妥当性が失われなことが確認された ($\chi^2(32)=37.13$, $p=.25$; GFI=.90; CFI=.98; RMSEA=.05)。

(4) 心理的負債感

表4-8中の、B12_01_01, B12_04_01, B12_08_01は、心理的負債感尺度のうちから、3項目を選択した質問である(詳細は、第2章参照)。

第10節 シナリオ実験

実験計画の部分は、仮設の小話を回答者に読んでもらい、その小話についての質問に答えてもらった。小話は実験計画法に基づき、要因を操作し異なる内容になっている。要因の違いによって回答者の反応がどのように変化するかを分析するのが目的である。

(1) 不法行為(子供のけんか)小話

表4-9-1は、不法行為(子供のけんか)小話の単純集計表である。子どものけんか小話は、4×2の被験者間・内混合計画となっている。

被験者内配置された第1要因は責任判断の認知過程であり、責任帰属/責任負担の2水準である。責任判断の認知過程についてはさまざまなモデルが提唱されているが、ここでは石村他(編著)(1986)に基づいている。ここでいう責任帰属とは、「出来事を人に結びつける判断作用」であるが、「単なる『因果性の帰属』とは異なり、これを前提としながらも非難の暗示を伴う特有の性質をもつ」ものである(石村他編著, 1986:20)。これに対応する質問項目は表4-9-1に示したB14_01_01からB14_01_04であり、小話の登場主体(潜在的な登場主体も含む)4者それぞれについての判断を測定している。この

質問は、子どものけんか小話の回答者全員に割り当てられている。

責任負担とは、『『責任』を『帰属』された人が負担すべき不利益、ないしは不利益を受忍すべき彼の義務』である(石村他編著, 1986: 20-21)。これに対応する質問項目は表4-9-1に示したB14_02_01からB14_02_04であり、責任帰属と同様に登場主体4者に対する判断を測定している。このように責任帰属と責任負担の2段階の責任判断の認知過程を想定したのは、責任を帰属された人が実際に負担すべきとされる不利益は、因果性や非難とは別の条件によって変化が生じる可能性が考えられるので、その点を確認するためである。このため、責任負担の水準は、次に説明する被験者間配置の要因による操作がされており、質問項目番号が同じでも、回答者によって条件が分かれる。

被験者間配置された第2要因は、責任負担を決定する際の判断材料となる追加情報の種類であり、コントロール条件(追加情報無し)／被害重大条件／管理者過失条件／被害者側過失条件の4水準である(なお、それぞれの条件の有効回答数を示したのが表4-9-1中のB14_01_TPである)。これらの条件を設定したのは以下の理由による。コントロール条件は、特に追加情報の提示がない場合で、その他の条件との対比を見るために設定された。被害重大条件は、被害の重大性が責任負担に影響を与えるか否かを判断するためである。管理者過失条件は、行政への責任追及という権利主張の有無をみるためである。被害者側過失条件は、被害者のパーソナリティに関する情報が責任負担に影響を与えるか否かをみるためである。

表4-9-1では条件ごとに単純集計が示されている。

(2) 契約(中古車売買)小話

表4-9-2は契約(中古車売買)小話の単純集計表である。契約小話は2×3の被験者間計画となっている。第1要因は契約の相手方であり、ディーラー／友人の2水準である。第2要因は契約の形式であり、口頭のみ契約／手付けを払っている／契約内容を記した文書を作成している、の3水準である。第1要因は紛争当事者が共同体の内部か外部かという変数であり、この変数は、日本の法社会学において法意識・法行動を分析する際に、重要な変数とされてきた(例えば、川島, 1959a: b。ここでは、協団体という漢字が当てられている)。

第2要因も、契約の拘束力と日本人の法意識としてよく議論される論点である(例えば、川島, 1967)。表4-9-2では、最初に読者の参考のために、条件別の回答者数の単純集計が掲げられ(B14_03_TP)、6条件(2×3)の条件ごとに単純集計表が掲げられている。

(3) 所有(空き地)小話

表4-9-3は所有(空き地)小話の単純集計表である。所有小話は2×2×2の被験者間計画となっている。第1要因は顔見知り/知り合いではない、の2水準である。第2要因は所有者の意思の明示であり、立て札の有/無の2水準である。第3要因は、利用形態であり、家庭菜園/遊び場の2水準である。第1要因は(2)と同じく、当事者が共同体の内部か外部かという変数である。第2、第3要因は、所有権の抽象性・観念性と法意識に関わる変数であり、近代的所有権にとって重要な変数である。川島(1967)では、日本人においては抽象的で観念的な所有権概念の獲得が十分ではないことが強調されている。表4-9-3では、条件別の回答者数の単純集計が掲げられ(B14_04_TP)、そのあと8条件(2×2×2)の条件ごとに単純集計表が掲げられている。

引用文献

- Adorno, T. W. et al. (1950) *The Authoritarian Personality*. N. Y.: Harper.
 アドルノ, T. W. (1950=1980)『権威主義的パーソナリティ』(田中義久他訳)
 (現代社会学大系第12巻) 青木書店。
- Bandura, A. (1977) Self-efficacy: Toward a unifying theory of behavioral change. *Psychological Review*, 84: 191-215.
- 林文俊(1978)「対人認知構造の基本次元についての一考察」『名古屋大学教育学部紀要』25: 233-247。
- 法意識国際比較研究会(2001)「『日本人の法意識』調査基本報告書——2000年3月全国調査」『法政論集(名古屋大学)』187号: 1-64。
- 石村善助他(編著)(1986)『責任と罰の意識構造』多賀出版。
- 川島武宜(1959a)「順法精神」『近代社会と法』岩波書店: 55-117。
 ——(1959b)「権利の体系」『近代社会と法』岩波書店: 142-170。
 ——(1967)『日本人の法意識』岩波書店。

松村良之（2006 予定）「応報か行動コントロールか——刑罰動機をめぐって」

菊田幸一他（編）『社会の中の刑事司法と犯罪者』日本評論社。

成田健一他（1995）「特性的自己効力感尺度の検討——生涯発達の利用の可能性を探る」『教育心理学研究』43：306-314.

日本文化会議（編）（1982）『現代日本人の法意識』第一法規出版。

Robinson, J. et al. (eds.) (1993) *Measures of Political Attitudes*, Academic Press.

（松村良之，藤本亮，木下麻奈子，山田裕子，藤田政博，小林知博）

表4-1 法知識・法関心

以下の文章は正しいと思いますか、まちがいだと思いますか。もっともあてはまるものに○をつけてください。

質問文	選択肢	度数(人)	%
B01_01_01 土地や建物は、法的には登記のある人がその所有者である	1 まちがいだと思う	85	1.91
	2 たぶんまちがいだと思う	83	1.86
	3 たぶん正しいと思う	1,125	25.25
	4 正しいと思う	2,981	66.90
	6 わからない	182	4.08
	合計		4,456
無回答		22	
B01_02_01 正式の婚約といえども、男女の関係は自由な意思に基づくものであるから、破棄するのは自由であり、損害賠償などを払う必要はない	1 まちがいだと思う	1,546	34.68
	2 たぶんまちがいだと思う	1,670	37.46
	3 たぶん正しいと思う	592	13.28
	4 正しいと思う	221	4.96
	6 わからない	429	9.62
	合計		4,458
無回答		20	
B01_03_01 たとえ子どもが成人していても、子どもが借りた借金は親にも返す義務がある	1 まちがいだと思う	3,760	33.51
	2 たぶんまちがいだと思う	3,292	29.34
	3 たぶん正しいと思う	2,196	19.57
	4 正しいと思う	1,258	11.21
	6 わからない	715	6.37
	合計		11,221
無回答		49	
B01_04_01 1000万円と書くつもりでまちがえて契約書に100万円と書いて、いったん署名・捺印してしまったら、あとから訂正することはできない	1 まちがいだと思う	890	19.96
	2 たぶんまちがいだと思う	1,196	26.83
	3 たぶん正しいと思う	917	20.57
	4 正しいと思う	638	14.31
	6 わからない	817	18.33
	合計		4,458
無回答		20	
B01_05_01 日本において弁護士に頼まずに裁判を起こすことは法律で認められていない	1 まちがいだと思う	1,070	24.02
	2 たぶんまちがいだと思う	958	21.50
	3 たぶん正しいと思う	690	15.49
	4 正しいと思う	564	12.66
	6 わからない	1,173	26.33
	合計		4,455
無回答		23	

あなたは以下のようなことならについて、おききになったことがありますか。もっともあてはまるものに○をつけてください。

質問文	選択肢	度数(人)	%
B02_01_01 数年後から 弁護士の数が増え ること	1 きいたことはない	1,751	39.38
	2 たぶんきいたことがある	655	14.71
	3 きいたのはまちがいないが中身は覚えていない	486	10.91
	4 きいたことがあり中身を少しは覚えている	408	9.16
	5 きいたことがあり中身をかなり覚えている	150	3.37
	6 わからない	1,001	22.47
	合計		4,151
	無回答	21	
B02_02_01 条例で路上 の喫煙を禁止している地 域があること	1 きいたことはない	244	5.47
	2 たぶんきいたことがある	827	18.53
	3 きいたのはまちがいないが中身は覚えていない	610	14.31
	4 きいたことがあり中身を少しは覚えている	1,425	31.92
	5 きいたことがあり中身をかなり覚えている	1,095	24.53
	6 わからない	233	5.22
	合計		4,464
	無回答	14	
B02_03_01 裁判員制度 について	1 きいたことはない	499	11.20
	2 たぶんきいたことがある	681	15.28
	3 きいたのはまちがいないが中身は覚えていない	865	19.41
	4 きいたことがあり中身を少しは覚えている	1,214	27.24
	5 きいたことがあり中身をかなり覚えている	477	10.70
	6 わからない	721	16.18
	合計		4,457
	無回答	21	
B02_04_01 一部の国で は同性同士の結婚が許さ れていること	1 きいたことはない	229	5.13
	2 たぶんきいたことがある	1,072	24.01
	3 きいたのはまちがいないが中身は覚えていない	994	22.27
	4 きいたことがあり中身を少しは覚えている	1,227	27.49
	5 きいたことがあり中身をかなり覚えている	569	12.75
	6 わからない	373	8.36
	合計		4,464
	無回答	14	
B02_05_01 消費者契約 法について	1 きいたことはない	2,133	19.00
	2 たぶんきいたことがある	2,428	21.63
	3 きいたのはまちがいないが中身は覚えていない	2,380	21.20
	4 きいたことがあり中身を少しは覚えている	1,967	17.52
	5 きいたことがあり中身をかなり覚えている	558	4.97
	6 わからない	1,760	15.68
	合計		11,226
	無回答	44	

表 4-2 法規範に対する態度

あなたは「法的に契約を結ぶこと」はどのようなものだと思いますか。次のAとBの意見のうち、あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
B03_01_01 A:内容は具体的にキッチリ決めておく方がよいと思う/B:内容はゆうずうがきくようにしておく方がよいと思う	1 Aの意見に強く賛成	3,756	33.69		
	2 Aの意見に賛成	4,606	41.31		
	3 どちらかといえばAの意見に賛成	1,914	17.17		
	4 どちらかといえばBの意見に賛成	569	5.10		
	5 Bの意見に賛成	231	2.07		
	6 Bの意見に強く賛成	73	0.65		
合計		11,149	100.00	2.03	1.00
無回答		121			
B03_02_01 A:自分から進んで守るものだと思う/B:仕方がなく守るものだと思う	1 Aの意見に強く賛成	1,959	25.23		
	2 Aの意見に賛成	3,363	43.31		
	3 どちらかといえばAの意見に賛成	1,925	24.79		
	4 どちらかといえばBの意見に賛成	381	4.91		
	5 Bの意見に賛成	102	1.31		
	6 Bの意見に強く賛成	35	0.45		
合計		7,765	100.00	2.15	0.93
無回答		105			
B03_03_01 A:何かのときに役に立つ/B:何かのときに役に立たない	1 Aの意見に強く賛成	2,695	24.35		
	2 Aの意見に賛成	4,970	44.90		
	3 どちらかといえばAの意見に賛成	2,959	26.73		
	4 どちらかといえばBの意見に賛成	294	2.66		
	5 Bの意見に賛成	105	0.95		
	6 Bの意見に強く賛成	46	0.42		
合計		11,069	100.00	2.12	0.87
無回答		201			
B03_04_01 A:好ましい感じがする/B:嫌な感じがする	1 Aの意見に強く賛成	613	13.86		
	2 Aの意見に賛成	1,579	35.70		
	3 どちらかといえばAの意見に賛成	1,665	37.64		
	4 どちらかといえばBの意見に賛成	456	10.31		
	5 Bの意見に賛成	77	1.74		
	6 Bの意見に強く賛成	33	0.75		
合計		4,423	100.00	2.53	0.96
無回答		72			
B03_05_01 A:内容どおりに適用される/B:内容どおりに適用されない	1 Aの意見に強く賛成	734	16.54		
	2 Aの意見に賛成	1,683	37.93		
	3 どちらかといえばAの意見に賛成	1,532	34.53		
	4 どちらかといえばBの意見に賛成	361	8.14		
	5 Bの意見に賛成	94	2.12		
	6 Bの意見に強く賛成	33	0.74		
合計		4,437	100.00	2.44	0.98
無回答		58			

204 第4章 意識調査結果

B03_06_01 A:相手と 対等なものとして扱われ る/B:相手と対等なも のとして扱われない	1	Aの意見に強く賛成	755	17.03		
	2	Aの意見に賛成	1,627	36.70		
	3	どちらかといえばAの意見に賛成	1,490	33.61		
	4	どちらかといえばBの意見に賛成	418	9.43		
	5	Bの意見に賛成	104	2.35		
	6	Bの意見に強く賛成	39	0.88		
	合 計		4,433	100.00	2.46	1.01
	無回答		62			

B03_07_01 A:効力は どのような場合も同じで ある/B:効力は場合、 場合で異なる	1	Aの意見に強く賛成	529	11.93		
	2	Aの意見に賛成	1,195	26.96		
	3	どちらかといえばAの意見に賛成	1,282	28.92		
	4	どちらかといえばBの意見に賛成	923	20.82		
	5	Bの意見に賛成	377	8.50		
	6	Bの意見に強く賛成	127	2.86		
	合 計		4,433	100.00	2.96	1.25
	無回答		62			

B03_08_01 A:信頼で きるものだと思う/B: 信頼できないものと思 う	1	Aの意見に強く賛成	775	17.41		
	2	Aの意見に賛成	1,677	37.67		
	3	どちらかといえばAの意見に賛成	1,621	36.41		
	4	どちらかといえばBの意見に賛成	273	6.13		
	5	Bの意見に賛成	78	1.75		
	6	Bの意見に強く賛成	28	0.63		
	合 計		4,452	100.00	2.39	0.94
	無回答		43			

あなたは「法律」や「権利」をそれぞれどのようなものだと思いますか。次の各文章について、もっともあてはまるものに○をつけてください。

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
B05_01_01 法律を破っ たとき、強制的に従わさ れる	1	まったくそう思わない	100	1.28		
	2	そう思わない	529	6.79		
	3	どちらかといえばそう思わない	620	7.96		
	4	どちらかといえばそう思う	2,317	29.74		
	5	そう思う	3,389	43.50		
	6	強くそう思う	836	10.73		
	合 計	7,791	100.00	4.40	1.08	
	無回答	96				

B05_02_01 人びとは、 社会の秩序を維持するた めに法律を守っている	1	まったくそう思わない	170	1.52		
	2	そう思わない	432	3.86		
	3	どちらかといえばそう思わない	564	5.03		
	4	どちらかといえばそう思う	2,652	23.67		
	5	そう思う	5,909	52.74		
	6	強くそう思う	1,478	13.19		
	合 計	11,205	100.00	4.62	1.01	
	無回答	65				

B05_03_01 法律は強い立場の人の味方である	1	まったくそう思わない	310	7.02		
	2	そう思わない	1,380	31.25		
	3	どちらかといえばそう思わない	903	20.45		
	4	どちらかといえばそう思う	1,164	26.36		
	5	そう思う	472	10.69		
	6	強くそう思う	187	4.23		
		合計	4,416	100.00	3.15	1.28
	無回答	84				
B05_04_01 法律を破ったのがばれなければ守らなくてもよい	1	まったくそう思わない	2,601	23.27		
	2	そう思わない	6,102	54.59		
	3	どちらかといえばそう思わない	1,615	14.45		
	4	どちらかといえばそう思う	579	5.18		
	5	そう思う	230	2.06		
	6	強くそう思う	50	0.45		
		合計	11,177	100.00	2.10	0.91
	無回答	93				
B05_05_01 人びとは、すべての人の利益になるから、法律を守っている	1	まったくそう思わない	193	4.34		
	2	そう思わない	1,274	28.67		
	3	どちらかといえばそう思わない	973	21.89		
	4	どちらかといえばそう思う	1,152	25.92		
	5	そう思う	751	16.90		
	6	強くそう思う	101	2.27		
		合計	4,444	100.00	3.29	1.23
	無回答	56				
B05_06_01 法律はどんなときでも守らなければならない	1	まったくそう思わない	69	1.55		
	2	そう思わない	467	10.49		
	3	どちらかといえばそう思わない	619	14.58		
	4	どちらかといえばそう思う	1,674	37.60		
	5	そう思う	1,310	29.42		
	6	強くそう思う	283	6.36		
		合計	4,452	100.00	4.02	1.12
	無回答	48				
B05_07_01 法律があればトラブルが起きたときに案である	1	まったくそう思わない	126	1.61		
	2	そう思わない	484	6.20		
	3	どちらかといえばそう思わない	533	6.82		
	4	どちらかといえばそう思う	2,893	37.03		
	5	そう思う	3,180	40.71		
	6	強くそう思う	596	7.63		
		合計	7,812	100.00	4.32	1.01
	無回答	75				

B05_08_01 人びとは、 罰せられることをさける ために、法律を守ってい る	1	まったくそう思わない	250	3.20		
	2	そう思わない	1,893	24.22		
	3	どちらかといえばそう思わない	1,217	15.57		
	4	どちらかといえばそう思う	2,436	31.17		
	5	そう思う	1,746	22.31		
	6	強くそう思う	274	3.51		
		合 計	7,816	100.00	3.56	1.26
	無回答	71				
B05_09_01 公正ではな い法律は、守らないこと が正しい	1	まったくそう思わない	134	3.04		
	2	そう思わない	1,369	31.06		
	3	どちらかといえばそう思わない	1,501	34.06		
	4	どちらかといえばそう思う	949	21.53		
	5	そう思う	393	8.92		
	6	強くそう思う	61	1.38		
		合 計	4,407	100.00	3.06	1.06
	無回答	93				
B05_10_01 人びとは、 国の命令だから法律を守っ ている	1	まったくそう思わない	166	3.73		
	2	そう思わない	1,179	26.51		
	3	どちらかといえばそう思わない	820	18.44		
	4	どちらかといえばそう思う	1,415	31.82		
	5	そう思う	778	17.49		
	6	強くそう思う	89	2.00		
		合 計	4,447	100.00	3.39	1.21
	無回答	53				
B05_11_01 権利を主張 して、まわりの人とギス ギスするべきではない	1	まったくそう思わない	171	1.53		
	2	そう思わない	867	7.75		
	3	どちらかといえばそう思わない	1,187	10.62		
	4	どちらかといえばそう思う	3,979	35.59		
	5	そう思う	4,248	37.99		
	6	強くそう思う	729	6.52		
		合 計	11,181	100.00	4.20	1.07
	無回答	89				
B05_12_01 商品を買っ て不良品だと思ったら、 自分なら黙っていずに消 費者の権利を主張する	1	まったくそう思わない	101	0.90		
	2	そう思わない	413	3.68		
	3	どちらかといえばそう思わない	872	7.78		
	4	どちらかといえばそう思う	3,866	34.48		
	5	そう思う	4,638	41.37		
	6	強くそう思う	1,322	11.79		
		合 計	11,212	100.00	4.47	0.98
	無回答	58				

B05_13_01 恵まれない人びとにこそたくさんの権利が与えられるべきだ	1	まったくそう思わない	80	1.80		
	2	そう思わない	801	18.01		
	3	どちらかといえばそう思わない	1,096	24.65		
	4	どちらかといえばそう思う	1,555	34.97		
	5	そう思う	721	16.21		
	6	強くそう思う	194	4.36		
		合 計	4,447	100.00	3.59	1.14
	無回答	53				
B05_14_01 大事なのは権利より仲良く話し合うことだ	1	まったくそう思わない	38	0.85		
	2	そう思わない	207	4.64		
	3	どちらかといえばそう思わない	527	11.82		
	4	どちらかといえばそう思う	1,919	43.03		
	5	そう思う	1,441	32.31		
	6	強くそう思う	328	7.35		
		合 計	4,460	100.00	4.23	0.97
	無回答	40				
B05_15_01 権利を行使することは自分のためだけでなく、後に続く他人のためにもなる	1	まったくそう思わない	28	0.63		
	2	そう思わない	199	4.48		
	3	どちらかといえばそう思わない	500	11.26		
	4	どちらかといえばそう思う	1,979	44.58		
	5	そう思う	1,542	34.74		
	6	強くそう思う	191	4.30		
		合 計	4,439	100.00	4.21	0.91
	無回答	61				
B05_16_01 日本の法律では権利という言葉は少なくてよい	1	まったくそう思わない	101	2.32		
	2	そう思わない	1,051	24.12		
	3	どちらかといえばそう思わない	1,571	36.05		
	4	どちらかといえばそう思う	1,183	27.15		
	5	そう思う	413	9.48		
	6	強くそう思う	3	0.89		
		合 計	4,358	100.00	3.20	1.01
	無回答	142				
B05_17_01 財産のある人は権利に敏感だろう	1	まったくそう思わない	103	1.33		
	2	そう思わない	1,132	14.63		
	3	どちらかといえばそう思わない	1,261	16.29		
	4	どちらかといえばそう思う	2,700	34.88		
	5	そう思う	2,104	27.18		
	6	強くそう思う	440	5.68		
		合 計	7,740	100.00	3.89	1.16
	無回答	147				

B05_18_01 私は自分の 権利は自分で守る	1	まったくそう思わない	27	0.61		
	2	そう思わない	239	5.42		
	3	どちらかといえばそう思わない	501	11.37		
	4	どちらかといえばそう思う	2,144	48.64		
	5	そう思う	1,285	29.15		
	6	強くそう思う	212	4.81		
	合 計		4,408	100.00	4.15	0.92
	無回答		92			
B05_19_01 選挙権は権 利の中でも非常に重要な ものだ	1	まったくそう思わない	56	1.27		
	2	そう思わない	282	6.38		
	3	どちらかといえばそう思わない	471	10.65		
	4	どちらかといえばそう思う	1,219	27.57		
	5	そう思う	1,743	39.43		
	6	強くそう思う	650	14.70		
	合 計		4,421	100.00	4.42	1.13
	無回答		79			
B05_20_01 権利を主張 する人とはずうずうしい 人というのと同じ意味だ	1	まったくそう思わない	433	9.75		
	2	そう思わない	2,003	45.10		
	3	どちらかといえばそう思わない	1,353	30.47		
	4	どちらかといえばそう思う	466	10.49		
	5	そう思う	161	3.63		
	6	強くそう思う	25	0.56		
	合 計		4,441	100.00	2.55	0.97
	無回答		59			
B05_21_01 権利の主張 は正義にかなったことだ	1	まったくそう思わない	127	1.64		
	2	そう思わない	1,074	13.87		
	3	どちらかといえばそう思わない	1,753	22.65		
	4	どちらかといえばそう思う	3,161	40.83		
	5	そう思う	1,441	18.62		
	6	強くそう思う	185	2.39		
	合 計		7,741	100.00	3.68	1.05
	無回答		146			
B05_22_01 私は権利と いうことばをよく理解で きない	1	まったくそう思わない	158	3.59		
	2	そう思わない	1,115	25.33		
	3	どちらかといえばそう思わない	1,236	28.08		
	4	どちらかといえばそう思う	1,377	31.28		
	5	そう思う	459	10.43		
	6	強くそう思う	57	1.29		
	合 計		4,402	100.00	3.24	1.09
	無回答		98			

B05_23_01 思想信条の自由が政府の政策によって侵されそうになったら、自分も抗議行動に参加する	1	まったくそう思わない	201	4.57		
	2	そう思わない	825	18.78		
	3	どちらかといえばそう思わない	1,175	26.74		
	4	どちらかといえばそう思う	1,327	30.20		
	5	そう思う	689	15.68		
	6	強くそう思う	177	4.03		
	合計		4,394	100.00	3.46	1.21
	無回答		106			

罪を犯した人を刑務所に入れる理由として、次のような意見にそれぞれどの程度賛成ですか。反対ですか。あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
B09_01_01 罪を犯したふんだけその犯罪者に苦痛を与えるのは当然である	1	強く反対	21	0.47		
	2	反対	88	1.97		
	3	どちらかといえば反対	309	6.93		
	4	どちらかといえば賛成	1,489	33.38		
	5	賛成	1,816	40.71		
	6	強く賛成	738	16.54		
	合計	4,461	100.00	4.62	0.94	
	無回答	39				

B09_02_01 罪を犯せばどうなるかを人々に示して、同じ犯罪が起こることを抑制する	1	強く反対	15	0.34		
	2	反対	98	2.20		
	3	どちらかといえば反対	269	6.04		
	4	どちらかといえば賛成	1,435	32.20		
	5	賛成	1,895	42.52		
	6	強く賛成	745	16.72		
	合計	4,457	100.00	4.65	0.93	
	無回答	43				

B09_03_01 守るべき法・社会的ルールをみんなで再確認する	1	強く反対	13	0.29		
	2	反対	11	0.25		
	3	どちらかといえば反対	62	1.39		
	4	どちらかといえば賛成	1,082	24.21		
	5	賛成	2,424	54.24		
	6	強く賛成	877	19.62		
	合計	4,469	100.00	4.91	0.74	
	無回答	31				

表4-3 法制度に対する態度

あなたは「裁判」をどのようなものだと思いますか。次の各文章について、もっともあてはまるものに○をつけてください。

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
B06_01_01 裁判所はすべての人々に、正義にかなった裁判を保障してくれる	1 まったくそう思わない	282	2.52		
	2 そう思わない	1,752	15.66		
	3 どちらかといえばそう思わない	2,007	17.94		
	4 どちらかといえばそう思う	4,264	38.11		
	5 そう思う	2,513	22.46		
	6 強くそう思う	371	3.32		
	合計		11,189	100.00	3.72
無回答		81			
B06_02_01 裁判所という場所に行くこと自体なんだかこわい	1 まったくそう思わない	229	5.15		
	2 そう思わない	1,026	23.07		
	3 どちらかといえばそう思わない	603	13.56		
	4 どちらかといえばそう思う	1,404	31.56		
	5 そう思う	987	22.19		
	6 強くそう思う	199	4.47		
	合計		4,448	100.00	3.56
無回答		30			
B06_03_01 裁判に時間がかかるのはしかたがない	1 まったくそう思わない	349	7.87		
	2 そう思わない	1,268	28.60		
	3 どちらかといえばそう思わない	901	20.32		
	4 どちらかといえばそう思う	1,145	25.83		
	5 そう思う	700	15.79		
	6 強くそう思う	70	1.58		
	合計		4,433	100.00	3.18
無回答		45			
B06_04_01 裁判になったら裁判官にまかせておけばよい	1 まったくそう思わない	633	5.67		
	2 そう思わない	3,038	27.22		
	3 どちらかといえばそう思わない	3,019	27.05		
	4 どちらかといえばそう思う	3,105	27.82		
	5 そう思う	1,240	11.11		
	6 強くそう思う	127	1.14		
	合計		11,162	100.00	3.15
無回答		108			
B06_05_01 裁判をおこなうにはよほどの決心が必要だ	1 まったくそう思わない	99	0.88		
	2 そう思わない	442	3.95		
	3 どちらかといえばそう思わない	436	3.89		
	4 どちらかといえばそう思う	2,589	23.13		
	5 そう思う	5,445	48.64		
	6 強くそう思う	2,184	19.51		
	合計		11,195	100.00	4.73
無回答		75			

B06_06_01 裁判では、 自分たちが熱心に主張す れば、裁判官はわかって くれるだろう	1	まったくそう思わない	305	3.94		
	2	そう思わない	1,587	20.49		
	3	どちらかといえばそう思わない	1,978	25.51		
	4	どちらかといえばそう思う	2,703	31.90		
	5	そう思う	1,060	13.68		
	6	強くそう思う	113	1.46		
	合 計		7,746	100.00	3.38	1.12
	無回答		85			
B06_07_01 裁判に多額 のお金がかかるのはしか たがない	1	まったくそう思わない	437	9.86		
	2	そう思わない	1,556	35.12		
	3	どちらかといえばそう思わない	1,133	25.57		
	4	どちらかといえばそう思う	890	20.09		
	5	そう思う	362	8.17		
	6	強くそう思う	53	1.20		
	合 計		4,431	100.00	2.85	1.17
	無回答		47			
B06_08_01 裁判になっ たら弁護士にまかせてお けばよい	1	まったくそう思わない	222	5.02		
	2	そう思わない	1,275	28.84		
	3	どちらかといえばそう思わない	1,137	25.72		
	4	どちらかといえばそう思う	1,283	29.02		
	5	そう思う	458	10.36		
	6	強くそう思う	46	1.04		
	合 計		4,421	100.00	3.14	1.13
	無回答		57			
B06_09_01 裁判の結果 には、不満があってもし かたがない	1	まったくそう思わない	453	10.24		
	2	そう思わない	1,635	36.95		
	3	どちらかといえばそう思わない	1,200	27.12		
	4	どちらかといえばそう思う	830	18.76		
	5	そう思う	200	4.55		
	6	強くそう思う	17	0.38		
	合 計		4,425	100.00	2.76	1.10
	無回答		53			
B06_10_01 裁判は、当 事者や弁護士が中心では なく、裁判官が中心となっ て進められるべきだ	1	まったくそう思わない	464	10.53		
	2	そう思わない	1,591	36.11		
	3	どちらかといえばそう思わない	1,295	29.39		
	4	どちらかといえばそう思う	708	16.07		
	5	そう思う	317	7.19		
	6	強くそう思う	31	0.70		
	合 計		4,406	100.00	2.75	1.11
	無回答		72			

212 第4章 意識調査結果

あなたは「弁護士」、「裁判官」、「大企業の重役」という職業をそれぞれどのようなものだと思いますか。次の各文句について、もっともあてはまるものに○をつけてください。

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
B07_01_01 弁護士はトラブルの時は自分の味方になってくれる	1 まったくそう思わない	97	1.23		
	2 そう思わない	635	8.07		
	3 どちらかといえばそう思わない	699	8.89		
	4 どちらかといえばそう思う	3,644	46.33		
	5 そう思う	2,487	31.62		
	6 強くそう思う	304	3.86		
	合計	7,866	100.00	4.11	0.99
	無回答	60			
B07_02_01 弁護士は自分より下の人を見下している	1 まったくそう思わない	157	3.48		
	2 そう思わない	1,452	32.15		
	3 どちらかといえばそう思わない	1,361	30.14		
	4 どちらかといえばそう思う	1,116	24.71		
	5 そう思う	357	7.91		
	6 強くそう思う	73	1.62		
	合計	4,516	100.00	3.06	1.08
	無回答	64			
B07_03_01 弁護士と知り合いなら得することがある	1 まったくそう思わない	80	1.77		
	2 そう思わない	594	13.11		
	3 どちらかといえばそう思わない	628	13.86		
	4 どちらかといえばそう思う	1,912	42.19		
	5 そう思う	1,150	25.38		
	6 強くそう思う	168	3.71		
	合計	4,532	100.00	3.87	1.10
	無回答	48			
B07_04_01 弁護士という職業は好感が持てる	1 まったくそう思わない	217	1.95		
	2 そう思わない	1,206	10.82		
	3 どちらかといえばそう思わない	2,301	20.64		
	4 どちらかといえばそう思う	5,225	46.87		
	5 そう思う	1,997	17.91		
	6 強くそう思う	202	1.81		
	合計	11,148	100.00	3.73	1.00
	無回答	122			
B07_05_01 弁護士はたよりになる	1 まったくそう思わない	51	1.12		
	2 そう思わない	266	5.86		
	3 どちらかといえばそう思わない	570	12.57		
	4 どちらかといえばそう思う	2,382	52.51		
	5 そう思う	1,166	25.71		
	6 強くそう思う	101	2.23		
	合計	4,536	100.00	4.02	0.90
	無回答	44			

B07_06_01 裁判官はト ラブルの時は自分の味方 になってくれる	1	まったくそう思わない	319	4.09		
	2	そう思わない	1,962	25.13		
	3	どちらかといえばそう思わない	2,512	32.18		
	4	どちらかといえばそう思う	2,435	31.19		
	5	そう思う	530	6.79		
	6	強くそう思う	48	0.61		
	合 計		7,806	100.00	3.13	1.02
	無回答		120			
B07_07_01 裁判官は自 分より下の人を見下して いる	1	まったくそう思わない	184	4.08		
	2	そう思わない	1,431	31.72		
	3	どちらかといえばそう思わない	1,597	35.39		
	4	どちらかといえばそう思う	949	21.03		
	5	そう思う	283	6.27		
	6	強くそう思う	68	1.51		
	合 計		4,512	100.00	2.98	1.04
	無回答		68			
B07_08_01 裁判官と知 り合いなら得することが ある	1	まったくそう思わない	249	5.52		
	2	そう思わない	1,275	28.28		
	3	どちらかといえばそう思わない	1,378	30.57		
	4	どちらかといえばそう思う	1,135	25.18		
	5	そう思う	399	8.85		
	6	強くそう思う	72	1.60		
	合 計		4,508	100.00	3.08	1.12
	無回答		72			
B07_09_01 裁判官とい う職業は好感が持てる	1	まったくそう思わない	256	2.31		
	2	そう思わない	1,425	12.84		
	3	どちらかといえばそう思わない	2,998	27.02		
	4	どちらかといえばそう思う	4,693	42.29		
	5	そう思う	1,583	14.27		
	6	強くそう思う	141	1.27		
	合 計		11,096	100.00	3.57	1.00
	無回答		174			
B07_10_01 裁判官はた よりになる	1	まったくそう思わない	121	2.69		
	2	そう思わない	552	12.27		
	3	どちらかといえばそう思わない	1,078	23.97		
	4	どちらかといえばそう思う	2,044	45.45		
	5	そう思う	671	14.92		
	6	強くそう思う	31	0.69		
	合 計		4,497	100.00	3.60	0.99
	無回答		83			

214 第4章 意識調査結果

B07_11_01 大企業の重 役はトラブルの時は自分 の味方になってくれる	1	まったくそう思わない	852	18.86		
	2	そう思わない	2,081	46.06		
	3	どちらかといえばそう思わない	1,178	26.07		
	4	どちらかといえばそう思う	328	7.26		
	5	そう思う	69	1.53		
	6	強くそう思う	10	0.22		
		合計	4,518	100.00	2.27	0.92
	無回答	62				
B07_12_01 大企業の重 役は自分より下の人を見 下している	1	まったくそう思わない	117	2.59		
	2	そう思わない	592	13.13		
	3	どちらかといえばそう思わない	768	17.03		
	4	どちらかといえばそう思う	1,612	35.75		
	5	そう思う	1,109	24.60		
	6	強くそう思う	311	6.90		
		合計	4,509	100.00	3.87	1.20
	無回答	71				
B07_13_01 大企業の重 役と知り合いなら得する ことがある	1	まったくそう思わない	178	3.94		
	2	そう思わない	792	17.55		
	3	どちらかといえばそう思わない	858	19.01		
	4	どちらかといえばそう思う	1,676	37.13		
	5	そう思う	851	18.85		
	6	強くそう思う	159	3.52		
		合計	4,514	100.00	3.60	1.19
	無回答	66				
B07_14_01 大企業の重 役という職業は好感が持 てる	1	まったくそう思わない	250	5.55		
	2	そう思わない	1,053	23.39		
	3	どちらかといえばそう思わない	1,683	37.39		
	4	どちらかといえばそう思う	1,190	26.44		
	5	そう思う	303	6.73		
	6	強くそう思う	22	0.49		
		合計	4,501	100.00	3.07	1.01
	無回答	79				
B07_15_01 大企業の重 役はたよりになる	1	まったくそう思わない	397	8.81		
	2	そう思わない	1,257	27.91		
	3	どちらかといえばそう思わない	1,528	33.93		
	4	どちらかといえばそう思う	1,065	23.65		
	5	そう思う	232	5.15		
	6	強くそう思う	25	0.56		
		合計	4,504	100.00	2.90	1.06
	無回答	76				

表 4-4 紛争経験・行動

Aさんが道路を歩いていたら、知らない人の乗っている自転車が後ろからAさんにぶつかり、Aさんは転んでけが（金治2ヶ月の骨折）をしてしまいました。Aさんは、自転車でぶつかった人に治療費を払ってもらいたいのですが、その人は払おうとしません。このような場合に、Aさんが次のような行動をとることをどう考えますか。

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
B08_01_01 何もせずよ うずをみる	1 まったく望ましくない	1,680	37.77		
	2 望ましくない	2,057	46.25		
	3 どちらかといえば望ましくない	570	12.81		
	4 どちらかといえば望ましい	82	1.84		
	5 望ましい	45	1.01		
	6 とても望ましい	14	0.31		
	合計		4,448	100.00	1.83
無回答		47			
B08_01_02 自分で交渉 する	1 まったく望ましくない	626	5.61		
	2 望ましくない	2,570	23.05		
	3 どちらかといえば望ましくない	2,887	25.89		
	4 どちらかといえば望ましい	2,424	21.74		
	5 望ましい	2,252	20.20		
	6 とても望ましい	390	3.50		
	合計		11,149	100.00	3.38
無回答		121			
B08_01_03 家族や知人 に交渉を任せる	1 まったく望ましくない	691	6.21		
	2 望ましくない	2,567	23.07		
	3 どちらかといえば望ましくない	3,272	29.40		
	4 どちらかといえば望ましい	2,991	26.88		
	5 望ましい	1,462	13.14		
	6 とても望ましい	145	1.30		
	合計		11,128	100.00	3.22
無回答		142			
B08_01_04 弁護士に交 渉を任せる	1 まったく望ましくない	149	1.34		
	2 望ましくない	501	4.50		
	3 どちらかといえば望ましくない	1,144	10.28		
	4 どちらかといえば望ましい	4,084	36.71		
	5 望ましい	4,183	37.60		
	6 とても望ましい	1,065	9.57		
	合計		11,126	100.00	4.33
無回答		144			
B08_01_05 調停制度や 裁判を利用する	1 まったく望ましくない	89	2.01		
	2 望ましくない	306	6.92		
	3 どちらかといえば望ましくない	760	17.20		
	4 どちらかといえば望ましい	1,689	38.22		
	5 望ましい	1,261	28.54		
	6 とても望ましい	314	7.11		
	合計		4,419	100.00	4.06
無回答		76			

表4-5 一般的な社会的態度

以下のさまざまな文章について、あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
B10_01_01 争いごとは 円満に解決することが大 切である	1 まったくそう思わない	58	0.52		
	2 そう思わない	149	1.33		
	3 どちらかといえばそう思わない	228	2.03		
	4 どちらかといえばそう思う	3,373	30.04		
	5 そう思う	5,614	49.99		
	6 強くそう思う	1,808	16.10		
	合計		11,230	100.00	4.76
無回答		40			
B10_02_01 良いおこな いをしたときも、悪いお こないをしたときも神や 仏はこれを知っている	1 まったくそう思わない	276	6.20		
	2 そう思わない	665	14.94		
	3 どちらかといえばそう思わない	663	14.90		
	4 どちらかといえばそう思う	1,497	33.61		
	5 そう思う	1,067	23.98		
	6 強くそう思う	282	6.31		
	合計		4,450	100.00	3.73
無回答		50			
B10_03_01 わたしは新 しい生活スタイルや考え 方を受け入れるほうだ	1 まったくそう思わない	37	0.81		
	2 そう思わない	405	8.89		
	3 どちらかといえばそう思わない	1,017	22.32		
	4 どちらかといえばそう思う	2,065	45.31		
	5 そう思う	942	20.67		
	6 強くそう思う	91	2.00		
	合計		4,557	100.00	3.82
無回答		23			
B10_04_01 国立と私立 を比べれば、病院にして も大学にしてもなんと なく国立の方が信頼でき るような気がする	1 まったくそう思わない	133	2.99		
	2 そう思わない	918	20.65		
	3 どちらかといえばそう思わない	1,095	24.63		
	4 どちらかといえばそう思う	1,499	33.72		
	5 そう思う	709	15.95		
	6 強くそう思う	92	2.07		
	合計		4,446	100.00	3.45
無回答		11			
B10_05_01 争いごと になった場合、相手に直接 自分の意見を主張するの は好ましくない	1 まったくそう思わない	190	4.26		
	2 そう思わない	1,408	31.58		
	3 どちらかといえばそう思わない	1,386	31.08		
	4 どちらかといえばそう思う	998	22.38		
	5 そう思う	435	9.76		
	6 強くそう思う	42	0.94		
	合計		4,459	100.00	3.05
無回答		36			

B10_06_01 この世の中では、努力はいつか報われるようになってい	1	まったくそう思わない	207	2.61		
	2	そう思わない	1,011	12.91		
	3	どちらかといえばそう思わない	1,480	18.89		
	4	どちらかといえばそう思う	3,130	39.96		
	5	そう思う	1,723	22.00		
	6	強くそう思う	282	3.60		
		合計	7,833	100.00	3.77	1.12
	無回答	54				
B10_07_01 結婚した夫婦が別々の名字を名乗ることを認めるべきである	1	まったくそう思わない	332	7.30		
	2	そう思わない	862	18.96		
	3	どちらかといえばそう思わない	1,300	28.59		
	4	どちらかといえばそう思う	1,225	26.91		
	5	そう思う	697	15.33		
	6	強くそう思う	131	2.88		
		合計	4,547	100.00	3.33	1.23
	無回答	33				
B10_08_01 政府は私たち国民を守ってくれて当然だ	1	まったくそう思わない	37	0.83		
	2	そう思わない	174	3.90		
	3	どちらかといえばそう思わない	297	6.66		
	4	どちらかといえばそう思う	1,416	31.77		
	5	そう思う	1,789	40.14		
	6	強くそう思う	744	16.69		
		合計	4,457	100.00	4.57	1.02
	無回答	30				
B10_09_01 争いごとになったときは、誰かに間に入ってもらって問題を解決するのがよい	1	まったくそう思わない	47	0.60		
	2	そう思わない	303	3.87		
	3	どちらかといえばそう思わない	665	8.50		
	4	どちらかといえばそう思う	3,460	44.23		
	5	そう思う	2,968	37.91		
	6	強くそう思う	380	4.86		
		合計	7,823	100.00	4.30	0.88
	無回答	47				
B10_10_01 この世の中では、努力や実力が報われない人が数多くいる	1	まったくそう思わない	23	0.51		
	2	そう思わない	132	2.95		
	3	どちらかといえばそう思わない	433	9.68		
	4	どちらかといえばそう思う	1,617	36.15		
	5	そう思う	1,772	39.62		
	6	強くそう思う	496	11.09		
		合計	4,473	100.00	4.45	0.95
	無回答	27				

B10_11_01 人の生き方が自分の生き方と異なってもそれに口出しすべきでないと思う	1	まったくそう思わない	27	0.34		
	2	そう思わない	213	2.70		
	3	どちらかといえばそう思わない	435	5.51		
	4	どちらかといえばそう思う	2,549	32.29		
	5	そう思う	3,918	49.64		
	6	強くそう思う	751	9.51		
		合計		7,893	100.00	4.57
	無回答		33			
B10_12_01 なにごともお上にまかせるといふ日本人の姿勢が日本を悪くしてきたように思う	1	まったくそう思わない	20	0.45		
	2	そう思わない	262	5.91		
	3	どちらかといえばそう思わない	494	11.14		
	4	どちらかといえばそう思う	1,620	36.54		
	5	そう思う	1,552	35.01		
	6	強くそう思う	485	10.94		
		合計		4,433	100.00	4.33
	無回答		54			
B10_13_01 争いごとと闘くとこわい感じがする	1	まったくそう思わない	74	1.66		
	2	そう思わない	477	10.71		
	3	どちらかといえばそう思わない	715	16.05		
	4	どちらかといえばそう思う	1,851	41.56		
	5	そう思う	1,169	26.25		
	6	強くそう思う	168	3.77		
		合計		4,451	100.00	3.91
	無回答		41			
B10_14_01 この世の中では、悪いことをしたものは必ずそのむくいを受ける	1	まったくそう思わない	106	2.37		
	2	そう思わない	588	13.17		
	3	どちらかといえばそう思わない	869	19.46		
	4	どちらかといえばそう思う	1,476	33.05		
	5	そう思う	1,120	25.08		
	6	強くそう思う	307	6.87		
		合計		4,466	100.00	3.86
	無回答		34			
B10_15_01 私が理解できないような生き方をしている人はどこかおかしいと思う	1	まったくそう思わない	279	6.14		
	2	そう思わない	1,526	33.59		
	3	どちらかといえばそう思わない	1,365	30.05		
	4	どちらかといえばそう思う	997	21.95		
	5	そう思う	335	7.37		
	6	強くそう思う	41	0.90		
		合計		4,543	100.00	2.94
	無回答		37			

B10_16_01	トラブルになっても専門家まかせにしてはだめだ	1	まったくそう思わない	26	0.59		
		2	そう思わない	524	11.80		
		3	どちらかといえばそう思わない	819	18.44		
		4	どちらかといえばそう思う	1,739	39.15		
		5	そう思う	1,191	26.81		
		6	強くそう思う	143	3.22		
		合計		4,442	100.00	3.89	1.05
無回答			45				
B10_17_01	争いごとをする と家族にめいわくを かけると思う	1	まったくそう思わない	25	0.56		
		2	そう思わない	156	3.50		
		3	どちらかといえばそう思わない	270	6.06		
		4	どちらかといえばそう思う	1,617	36.27		
		5	そう思う	1,953	43.81		
		6	強くそう思う	437	9.80		
		合計		4,458	100.00	4.49	0.92
無回答			37				
B10_18_01	この世の中では、悪いことや間違っ たことをしても見逃され る人が数多くいる	1	まったくそう思わない	20	0.45		
		2	そう思わない	140	3.13		
		3	どちらかといえばそう思わない	306	6.85		
		4	どちらかといえばそう思う	1,702	38.10		
		5	そう思う	1,759	39.38		
		6	強くそう思う	540	12.09		
		合計		4,467	100.00	4.49	0.93
無回答			33				
B10_19_01	なにがとも、自分 でしようと思わない で、その道のプロにまか せた方がよい	1	まったくそう思わない	136	1.22		
		2	そう思わない	1,422	12.71		
		3	どちらかといえばそう思わない	2,819	25.19		
		4	どちらかといえばそう思う	4,583	40.95		
		5	そう思う	1,990	17.78		
		6	強くそう思う	241	2.15		
		合計		11,191	100.00	3.68	1.01
無回答			79				
B10_20_01	なにかにつ け、人と対立するよう な人が増えてきたように思 う	1	まったくそう思わない	19	0.43		
		2	そう思わない	366	8.21		
		3	どちらかといえばそう思わない	689	15.45		
		4	どちらかといえばそう思う	1,671	37.47		
		5	そう思う	1,389	31.14		
		6	強くそう思う	326	7.31		
		合計		4,460	100.00	4.13	1.05
無回答			27				

あなたご自身についておたずねします。もっともあてはまるものに○をつけてください。

B15_02_01	あなたは、	1	あつくない	1,470	32.83		
	信仰心があついほうだと	2	どちらかといえばあつくない	1,866	41.68		
	思いますか	3	どちらかといえばあつい	979	21.87		
		4	あつい	162	3.62		
	合計			4,477	100.00	1.96	0.83
	無回答			18			

表4-6 マスメディアとの接触

あなたご自身についておたずねします。もっともあてはまるものに○をつけてください。

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
B15_01_01	テレビや新聞などでニュースをどのくらい熱心にみていますか	1	ほとんどみていない	90	2.02
		2	みているが熱心ではない	2,201	49.33
		3	熱心にみている	1,848	41.42
		4	とても熱心にみている	323	7.24
	合計			4,462	100.00
	無回答			16	
				2.54	0.66

表4-7 一般的な社会規範の認知

あなたは「人と約束を結ぶこと」はどのようなものだと思いますか。次のAとBの意見のうち、あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
B04_01_01 A:内容は具体的にキッチリ決めておく方がよいと思う/B:内容はゆうずうがきくようにしておく方がよいと思う	1	Aの意見に強く賛成	1,124	25.12	
	2	Aの意見に賛成	1,686	37.68	
	3	どちらかといえばAの意見に賛成	1,009	22.55	
	4	どちらかといえばBの意見に賛成	447	9.99	
	5	Bの意見に賛成	165	3.69	
	6	Bの意見に強く賛成	44	0.98	
	合計		4,475	100.00	
	無回答		20		
				2.32	1.12
B04_02_01 A:自分から進んで守るものだと思う/B:仕方がなく守るものだと思う	1	Aの意見に強く賛成	1,240	27.69	
	2	Aの意見に賛成	2,083	46.52	
	3	どちらかといえばAの意見に賛成	1,031	23.02	
	4	どちらかといえばBの意見に賛成	95	2.12	
	5	Bの意見に賛成	19	0.42	
	6	Bの意見に強く賛成	10	0.22	
	合計		4,478	100.00	
	無回答		17		
				2.02	0.82

B04_03_01 A:何かのときに役に立つ/B:何かのときに役に立たない	1	Aの意見に強く賛成	679	15.25		
	2	Aの意見に賛成	1,681	37.76		
	3	どちらかといえばAの意見に賛成	1,697	38.12		
	4	どちらかといえばBの意見に賛成	282	6.33		
	5	Bの意見に賛成	79	1.77		
	6	Bの意見に強く賛成	31	0.76		
	合計		4,452	100.00	2.44	0.94
	無回答		43			
B04_04_01 A:好ましい感じがする/B:嫌な感じがする	1	Aの意見に強く賛成	580	13.06		
	2	Aの意見に賛成	1,664	37.46		
	3	どちらかといえばAの意見に賛成	1,841	41.45		
	4	どちらかといえばBの意見に賛成	290	6.53		
	5	Bの意見に賛成	49	1.10		
	6	Bの意見に強く賛成	18	0.41		
	合計		4,442	100.00	2.46	0.87
	無回答		53			
B04_05_01 A:内容どおりに適用される/B:内容どおりには適用されない	1	Aの意見に強く賛成	448	10.08		
	2	Aの意見に賛成	1,240	27.91		
	3	どちらかといえばAの意見に賛成	1,846	41.55		
	4	どちらかといえばBの意見に賛成	701	15.78		
	5	Bの意見に賛成	158	3.56		
	6	Bの意見に強く賛成	50	1.13		
	合計		4,443	100.00	2.78	1.02
	無回答		52			
B04_06_01 A:相手と対等なものとして扱われる/B:相手と対等なものとして扱われない	1	Aの意見に強く賛成	562	12.65		
	2	Aの意見に賛成	1,433	32.27		
	3	どちらかといえばAの意見に賛成	1,828	41.16		
	4	どちらかといえばBの意見に賛成	482	10.85		
	5	Bの意見に賛成	102	2.30		
	6	Bの意見に強く賛成	34	0.77		
	合計		4,441	100.00	2.60	0.97
	無回答		54			
B04_07_01 A:効力はどうなる場合も同じである/B:効力は場合、場合で異なる	1	Aの意見に強く賛成	391	8.81		
	2	Aの意見に賛成	943	21.24		
	3	どちらかといえばAの意見に賛成	1,367	30.80		
	4	どちらかといえばBの意見に賛成	1,149	25.88		
	5	Bの意見に賛成	446	10.05		
	6	Bの意見に強く賛成	143	3.22		
	合計		4,439	100.00	3.17	1.22
	無回答		56			

B04_08_01 A:信頼できるものだと思う／B:信頼できないものだと思う	1	Aの意見に強く賛成	509	11.41		
	2	Aの意見に賛成	1,311	29.39		
	3	どちらかといえばAの意見に賛成	1,889	42.34		
	4	どちらかといえばBの意見に賛成	529	11.86		
	5	Bの意見に賛成	160	3.59		
	6	Bの意見に強く賛成	63	1.41		
	合計		4,461	100.00	2.71	1.03
	無回答		34			

B08_02_01 あなたは「暴力を加えられている人を見たのにその人を助けないと罰金を科す」という法律を作ることに賛成ですか、それとも反対ですか	1	強く反対	277	6.25		
	2	反対	1,021	23.04		
	3	どちらかといえば反対	1,859	41.95		
	4	どちらかといえば賛成	989	22.32		
	5	賛成	235	5.30		
	6	強く賛成	50	1.13		
	合計		4,431	100.00	3.01	1.01
	無回答		64			

B08_03_01 n. 家族以外であなたが一番ひんばんにおつきあいがある方々は次の中のどれですか	1	親戚の人たち	777	17.83		
	2	近所の人たち	730	16.75		
	3	趣味や習いごとやよく行くお店で知り合った人たち	366	8.40		
	4	以前、仕事の関係で知り合った人たち	356	8.17		
	5	現在の仕事や職場での知り合い	1,185	27.19		
	6	卒業した学校で知り合った人たち	482	11.06		
	7	現在通っている学校での知り合い	52	1.19		
	8	子ども同士が友だちで知り合った人たち	223	5.12		
	9	その他	69	1.58		
	10	家族以外につきあいはない	119	2.73		
	合計		4,359	100.00	4.02	2.32
	無回答		136			

B08_03_02 b. 上の a で回答した人たちの間で、多額の金銭の貸し借りをめぐってあらそいがあったとします。その人たちが解決のために、それぞれの家族以外で相談すべきなのはだれだとお考えになりますか	1	a で回答した人たちの間での役の人	1,244	29.87		
	2	a で回答した人たちの間での役以外の人	96	2.30		
	3	a で回答した人たち以外の親しい人	606	14.55		
	4	警察・市役所・町村役場などの公的機関	674	16.18		
	5	弁護士や司法書士	1,501	36.04		
	6	その他	44	1.06		
	合計		4,165	100.00	3.29	1.68
	無回答		75			

* 10 を選択した回答者には「b, c をとばして次の問に逃んで下さい。」という指示がある。

08_03_03 c. a で回答した人たちの中に、見知らぬ会社から、覚えのない高額請求書が送られてきた人がいたとします。この問題を解決するために、家族以外の人で相談すべきなのはだれだとお考えになりますか	1	n で回答した人たちの中のまとめ役の人	375	8.97		
	2	a で回答した人たちの中のまとめ役以外の人	43	1.03		
	3	a で回答した人たち以外の親しい人	179	4.28		
	4	警察・市役所・町村役場などの公的機関	2,732	65.33		
	5	弁護士や司法書士	798	19.08		
	6	その他	55	1.32		
合 計			4,182	100.00	3.88	1.06
無回答			58			

あなたご自身についておたずねします。もっともあてはまるものに○をつけてください。

B15_03_01 同じ町内や、アパートの隣近所の方など地元の人とおつきあいがありますか	1	ない	385	4.90		
	2	あまりない	1,447	18.41		
	3	ふつう	4,290	54.59		
	4	かなりある	1,214	15.45		
	5	非常にある	523	6.65		
合 計			7,859	100.00	3.01	0.89
無回答			11			

B15_04_01 あなたはお住まいになっている地域の町内会の仕事をしなればならなくなったとき、ひきうけますか	1	ひきうけない	208	4.64		
	2	たぶんひきうけない	836	18.66		
	3	たぶんひきうける	2,371	52.91		
	4	ひきうける	1,066	23.79		
合 計			4,481	100.00	2.96	0.78
無回答			14			

表 4-8 パーソナリティ

ここでは、あなたが普段の集まりの中でどのように行動するかについておたずねします。以下の各文句について、自分の行動や考え方にもっともあてはまるものに○をつけてください。

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
B11_01_01 集団の仲間と意見の不一致を生じないように気をつける	1	まったくあてはまらない	51	1.15		
	2	あてはまらない	384	8.62		
	3	どちらかといえばあてはまらない	715	16.05		
	4	どちらかといえばあてはまる	2,172	48.77		
	5	あてはまる	1,001	22.47		
	6	よくあてはまる	131	2.94		
合 計		4,454	100.00	3.92	0.97	
無回答		24				
B11_02_01 集団の仲間の望むように行動する必要はないと思う	1	まったくあてはまらない	209	2.69		
	2	あてはまらない	1,631	21.01		
	3	どちらかといえばあてはまらない	2,649	34.12		
	4	どちらかといえばあてはまる	2,342	30.17		
	5	あてはまる	855	11.01		
	6	よくあてはまる	77	0.99		
合 計		7,763	100.00	3.29	1.03	
無回答		68				

B11_03_01 自分の集団がまちがっているときに、集団を支持しない	1	まったくあてはまらない	31	0.70		
	2	あてはまらない	202	4.56		
	3	どちらかといえばあてはまらない	517	11.66		
	4	どちらかといえばあてはまる	1,803	40.67		
	5	あてはまる	1,657	37.38		
	6	よくあてはまる	223	5.03		
	合計		4,433	100.00	4.25	0.94
	無回答		45			

B11_04_01 集団の仲間と意見がひどくちがっているときは、仲間と反対の意見を主張する	1	まったくあてはまらない	115	1.48		
	2	あてはまらない	884	11.39		
	3	どちらかといえばあてはまらない	1,966	25.33		
	4	どちらかといえばあてはまる	3,026	38.99		
	5	あてはまる	1,594	20.54		
	6	よくあてはまる	176	2.27		
	合計		7,761	100.00	3.73	1.03
	無回答		70			

以下の各文章について、あなたにもっともあてはまるものに○をつけてください。

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
B12_01_01 人におごってもらったら、次は私がおごるようにしている	1	まったくあてはまらない	35	0.44		
	2	あてはまらない	154	1.95		
	3	どちらかといえばあてはまらない	365	4.62		
	4	どちらかといえばあてはまる	2,650	33.53		
	5	あてはまる	3,542	44.82		
	6	よくあてはまる	1,157	14.64		
	合計		7,903	100.00	4.64	0.89
	無回答		23			

B12_02_01 新しいことを始めようと決めても、出だしてつまずくとすぐにあきらめてしまう	1	まったくあてはまらない	123	2.70		
	2	あてはまらない	1,061	23.31		
	3	どちらかといえばあてはまらない	1,528	33.57		
	4	どちらかといえばあてはまる	1,390	30.54		
	5	あてはまる	391	8.59		
	6	よくあてはまる	59	1.30		
	合計		4,552	100.00	3.23	1.03
	無回答		28			

B12_03_01 友達になりたい人でも、友達になるのが大変ならばすぐにやめてしまう	1	まったくあてはまらない	98	2.15		
	2	あてはまらない	733	16.11		
	3	どちらかといえばあてはまらない	1,462	32.13		
	4	どちらかといえばあてはまる	1,657	36.42		
	5	あてはまる	548	12.04		
	6	よくあてはまる	52	1.14		
	合計		4,550	100.00	3.44	1.00
	無回答		30			

B12_04_01 人に何かをしてもらったら、その人にお返しをするようにしている	1	まったくあてはまらない	8	0.18		
	2	あてはまらない	59	1.30		
	3	どちらかといえばあてはまらない	180	3.95		
	4	どちらかといえばあてはまる	1,726	37.91		
	5	あてはまる	2,015	44.92		
	6	よくあてはまる	535	11.75		
	合計		4,553	100.00	4.61	0.81
	無回答		27			
B12_05_01 困難に出会うのを避ける	1	まったくあてはまらない	67	1.47		
	2	あてはまらない	486	10.69		
	3	どちらかといえばあてはまらない	998	21.95		
	4	どちらかといえばあてはまる	2,064	45.40		
	5	あてはまる	827	18.19		
	6	よくあてはまる	104	2.29		
	合計		4,546	100.00	3.75	1.00
	無回答		34			
B12_06_01 重要な目標を決めても、めったに成功しない	1	まったくあてはまらない	66	1.46		
	2	あてはまらない	680	15.06		
	3	どちらかといえばあてはまらない	1,641	36.34		
	4	どちらかといえばあてはまる	1,524	33.75		
	5	あてはまる	541	11.98		
	6	よくあてはまる	64	1.42		
	合計		4,516	100.00	3.44	0.98
	無回答		64			
B12_07_01 非常にややこしく見えることには、手を出そうとは思わない	1	まったくあてはまらない	85	1.08		
	2	あてはまらない	825	10.47		
	3	どちらかといえばあてはまらない	1,607	20.40		
	4	どちらかといえばあてはまる	3,314	42.07		
	5	あてはまる	1,778	22.57		
	6	よくあてはまる	269	3.41		
	合計		7,878	100.00	3.85	1.03
	無回答		48			
B12_08_01 たとえ嫌いな人にも世話になったらお返しをする	1	まったくあてはまらない	27	0.59		
	2	あてはまらない	110	2.42		
	3	どちらかといえばあてはまらない	277	6.08		
	4	どちらかといえばあてはまる	1,893	41.57		
	5	あてはまる	1,927	42.31		
	6	よくあてはまる	320	7.03		
	合計		4,554	100.00	4.44	0.85
	無回答		26			

B12_09_01 すぐにあきらめてしまう	1	まったくあてはまらない	308	3.91		
	2	あてはまらない	2,068	26.21		
	3	どちらかといえばあてはまらない	2,940	37.30		
	4	どちらかといえばあてはまる	1,922	24.39		
	5	あてはまる	560	7.11		
	6	よくあてはまる	83	1.05		
合計			7,881	100.00	3.08	1.02
無回答			45			

あなたは次のような考え方をどう思いますか。もっともあてはまるものに○をつけてください。

B13_01_01 親や学校の先生にけっしてさからわないようにこどもはしつけられるべきだ	1	まったくそう思わない	584	7.51		
	2	そう思わない	2,837	36.47		
	3	どちらかといえばそう思わない	2,213	28.45		
	4	どちらかといえばそう思う	1,495	19.22		
	5	そう思う	548	7.04		
	6	強くそう思う	102	1.31		
合計			7,779	100.00	2.86	1.11
無回答			52			

B13_02_01 悪い習慣にそまっていたり、行儀が悪い人たちと、まともな人たちとはうまくいくはずがない	1	まったくそう思わない	91	2.04		
	2	そう思わない	915	20.56		
	3	どちらかといえばそう思わない	1,198	26.92		
	4	どちらかといえばそう思う	1,406	31.60		
	5	そう思う	713	16.02		
	6	強くそう思う	127	2.85		
合計			4,450	100.00	3.48	1.13
無回答			28			

B13_03_01 不平を言わないでだまって働けば、みな裕福になるはずだ	1	まったくそう思わない	1,108	14.23		
	2	そう思わない	3,452	44.32		
	3	どちらかといえばそう思わない	2,153	27.64		
	4	どちらかといえばそう思う	772	9.91		
	5	そう思う	276	3.54		
	6	強くそう思う	28	0.36		
合計			7,789	100.00	2.45	0.99
無回答			42			

B13_04_01 世の中には人の能力を超えた力が働いているのだから、そのような力を信頼するべきである	1	まったくそう思わない	262	5.96		
	2	そう思わない	1,118	25.43		
	3	どちらかといえばそう思わない	1,383	31.45		
	4	どちらかといえばそう思う	1,126	25.61		
	5	そう思う	458	10.42		
	6	強くそう思う	50	1.14		
合計			4,397	100.00	3.13	1.12
無回答			81			

B13_05_01 普通のまともな人は、親友や血縁者を出つけるようなことをけって考えたりしない	1	まったくそう思わない	94	2.12		
	2	そう思わない	584	13.15		
	3	どちらかといえばそう思わない	616	13.87		
	4	どちらかといえばそう思う	1,292	29.09		
	5	そう思う	1,504	33.86		
	6	強くそう思う	352	7.92		
合計			4,442	100.00	4.03	1.23
無回答			36			
B13_06_01 人は、若いころは社会に反発しがちだが、年とともにだんだんと落ち着くものだ	1	まったくそう思わない	66	1.48		
	2	そう思わない	389	8.74		
	3	どちらかといえばそう思わない	479	10.76		
	4	どちらかといえばそう思う	1,849	41.52		
	5	そう思う	1,500	33.69		
	6	強くそう思う	170	3.82		
合計			4,453	100.00	4.09	1.04
無回答			25			

表4-9-1 シナリオ実験 不法行為（子どものけんか）

以下の文章を読んで、各質問にお答えください。

5歳のAちゃん、Bちゃん、Cちゃんが、市が管理する公園の砂場で遊んでいました。Cちゃんの母親が3人の面倒を見ていました。このとき、Aちゃんが使っていたバケツをBちゃんがちからずくで横取りしてしまいました。Aちゃんは怒って、砂場に落ちていたコンクリート片でBちゃんを殴ってしまいました。Bちゃんは目の上を5針縫うケガをしてしまいました。

(a) Bちゃんがケガをしたことについて、以下の人や市はそれぞれの程度悪いと思いますか。

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
B14_01_01 (1)殴ったAちゃん	1 全然悪くない	82	1.84		
	2 少し悪い	744	16.68		
	3 まあまあ悪い	1,318	29.55		
	4 かなり悪い	1,629	36.52		
	5 非常に悪い	687	15.40		
合計		4,460	100.00	3.47	1.00
無回答		27			
B14_01_02 (2)先に横取りしたBちゃん	1 全然悪くない	70	1.57		
	2 少し悪い	873	19.58		
	3 まあまあ悪い	1,822	40.87		
	4 かなり悪い	1,361	30.53		
	5 非常に悪い	332	7.45		
合計		4,458	100.00	3.23	0.90
無回答		29			
B14_01_03 (3)けんかを止められなかったCちゃん の母親	1 全然悪くない	217	4.87		
	2 少し悪い	1,130	25.36		
	3 まあまあ悪い	1,268	28.46		
	4 かなり悪い	1,201	26.95		
	5 非常に悪い	640	14.36		
合計		4,456	100.00	3.21	1.12
無回答		31			

B14_01_01 (4)公園の砂場を安全に管理していなかった市	1 全然悪くない	1,573	35.34		
	2 少し悪い	1,193	26.80		
	3 まあまあ悪い	784	17.61		
	4 かなり悪い	569	12.78		
	5 非常に悪い	332	7.46		
合計	4,451	100.00	2.30	1.27	
無回答	36				

(b)あなたは、Bちゃんの治療費・通院費は、だれがどの程度負担すべきだと思いますか。

B14_01_TP 責任帰属事例タイプ	1 コントロール	1,134	25.27		
	2 結果重大	1,112	24.78		
	3 市過失	1,100	24.52		
	4 B親過失	1,141	25.43		
合計	4,487	100.00			
無回答					

(コントロール条件)

B14_02_01 (1)殴ったAちゃんの親	1 まったく負担しなくてよい	27	2.39		
	2 少し負担すべきだ	181	16.03		
	3 ある程度負担すべきだ	427	37.82		
	4 かなり負担すべきだ	303	26.84		
	5 ほとんどを負担すべきだ	191	16.92		
合計	1,129	100.00	3.40	1.02	
無回答	5				

B14_02_02 (2)先に横取りしたBちゃんの親	1 まったく負担しなくてよい	139	12.40		
	2 少し負担すべきだ	376	33.54		
	3 ある程度負担すべきだ	483	43.09		
	4 かなり負担すべきだ	85	7.58		
	5 ほとんどを負担すべきだ	38	3.39		
合計	1,121	100.00	2.56	0.92	
無回答	13				

B14_02_03 (3)けんかを止められなかったCちゃんの母親	1 まったく負担しなくてよい	512	48.31		
	2 少し負担すべきだ	336	29.95		
	3 ある程度負担すべきだ	189	16.84		
	4 かなり負担すべきだ	48	4.28		
	5 ほとんどを負担すべきだ	7	0.62		
合計	1,122	100.00	1.79	0.91	
無回答	12				

B14_02_04 (4)公園の砂場を安全に管理していなかった市	1 まったく負担しなくてよい	621	55.40		
	2 少し負担すべきだ	246	21.94		
	3 ある程度負担すべきだ	160	14.27		
	4 かなり負担すべきだ	68	6.07		
	5 ほとんどを負担すべきだ	26	2.32		
合計	1,121	100.00	1.78	1.05	
無回答	13				

Bちゃんは、このケガが原因で視力が大きく低下し、今後長く通院・治療が必要となりました。(結果重大条件)

B14_02_01 (1)段ったA ちゃんの親	1	まったく負担しなくてよい	23	2.10		
	2	少し負担するべきだ	146	13.36		
	3	ある程度負担するべきだ	445	40.71		
	4	かなり負担するべきだ	306	28.00		
	5	ほとんどを負担するべきだ	173	15.83		
	合 計		1,093	100.00	3.42	0.98
	無回答		19			

B14_02_02 (2)先に横取 りしたBちゃんの親	1	まったく負担しなくてよい	142	13.03		
	2	少し負担するべきだ	340	31.19		
	3	ある程度負担するべきだ	475	43.58		
	4	かなり負担するべきだ	103	9.45		
	5	ほとんどを負担するべきだ	30	2.75		
	合 計		1,090	100.00	2.58	0.93
	無回答		22			

B14_02_03 (3)けんかを 止められなかったC ちゃんの母親	1	まったく負担しなくてよい	482	44.22		
	2	少し負担するべきだ	334	30.64		
	3	ある程度負担するべきだ	209	19.17		
	4	かなり負担するべきだ	49	4.50		
	5	ほとんどを負担するべきだ	16	1.47		
	合 計		1,090	100.00	1.88	0.97
	無回答		22			

B14_02_04 (4)公園の砂 場を安全に管理していな かった市	1	まったく負担しなくてよい	540	49.68		
	2	少し負担するべきだ	238	21.90		
	3	ある程度負担するべきだ	178	16.38		
	4	かなり負担するべきだ	95	8.74		
	5	ほとんどを負担するべきだ	36	3.31		
	合 計		1,087	100.00	1.94	1.14
	無回答		25			

落ちていたコンクリート片は、市の担当者が1週間前に気がついていたのに、撤去するのを怠っていたものでした。(市過失条件)

B14_02_01 (1)段ったA ちゃんの親	1	まったく負担しなくてよい	49	4.51		
	2	少し負担するべきだ	246	22.63		
	3	ある程度負担するべきだ	414	38.09		
	4	かなり負担するべきだ	256	23.55		
	5	ほとんどを負担するべきだ	122	11.22		
	合 計		1,087	100.00	3.14	1.04
	無回答		13			

B14_02_02 (2)先に横取 りしたBちゃんの親	1	まったく負担しなくてよい	206	19.02		
	2	少し負担するべきだ	388	35.83		
	3	ある程度負担するべきだ	377	34.81		
	4	かなり負担するべきだ	82	7.57		
	5	ほとんどを負担するべきだ	30	2.77		
	合 計		1,083	100.00	2.39	0.97
	無回答		17			

230 第4章 意識調査結果

B14_02_03 (3)けんかを止められなかったCちゃんの母親	1	まったく負担しなくてよい	558	51.81		
	2	少し負担するべきだ	290	26.93		
	3	ある程度負担するべきだ	186	17.27		
	4	かなり負担するべきだ	34	3.16		
	5	ほとんどを負担するべきだ	9	0.84		
合計			1,077	100.00	1.74	0.91
無回答			23			

B14_02_04 (4)公園の砂場を安全に管理していなかった市	1	まったく負担しなくてよい	268	24.59		
	2	少し負担するべきだ	278	25.50		
	3	ある程度負担するべきだ	242	22.20		
	4	かなり負担するべきだ	186	17.06		
	5	ほとんどを負担するべきだ	116	10.64		
合計			1,090	100.00	2.64	1.31
無回答			10			

Bちゃんはよく友達のことを模取りしていましたが、Bちゃんの親はBちゃんをしかったことがありませんでした。(B親過失条件)

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
B14_02_01 (1)殴ったAちゃんの親	1	まったく負担しなくてよい	19	1.68		
	2	少し負担するべきだ	206	18.20		
	3	ある程度負担するべきだ	444	39.22		
	4	かなり負担するべきだ	282	24.91		
	5	ほとんどを負担するべきだ	181	15.99		
合計			1,132	100.00	3.35	1.01
無回答			9			

B14_02_02 (2)先に模取りしたBちゃんの親	1	まったく負担しなくてよい	105	9.33		
	2	少し負担するべきだ	338	30.02		
	3	ある程度負担するべきだ	480	42.63		
	4	かなり負担するべきだ	142	12.61		
	5	ほとんどを負担するべきだ	61	5.42		
合計			1,126	100.00	2.75	0.98
無回答			15			

B14_02_03 (3)けんかを止められなかったCちゃんの母親	1	まったく負担しなくてよい	564	50.00		
	2	少し負担するべきだ	322	28.55		
	3	ある程度負担するべきだ	188	16.67		
	4	かなり負担するべきだ	38	3.37		
	5	ほとんどを負担するべきだ	16	1.42		
合計			1,128	100.00	1.78	0.94
無回答			13			

B14_02_04 (4)公園の砂場を安全に管理していなかった市	1	まったく負担しなくてよい	619	54.78		
	2	少し負担するべきだ	247	21.86		
	3	ある程度負担するべきだ	171	15.13		
	4	かなり負担するべきだ	68	6.02		
	5	ほとんどを負担するべきだ	25	2.21		
合計			1,130	100.00	1.79	1.05
無回答			11			

表 4-9-2 シナリオ実験 契約(中古車(売買))

以下の文章を読んで、各質問にお答えください。

質問文	選択肢	度数(人)	%
B14_03_TP 契約事例 タイプ	1 ディーラー/口頭	1,112	16.42
	2 ディーラー/手付け	1,084	16.01
	3 ディーラー/文書	1,137	16.79
	4 友人/口頭	1,137	16.79
	5 友人/手付け	1,162	17.16
	6 友人/文書	1,140	16.83
合 計		6,772	100.00

ディーラー/口頭 Aは、たまたま通りかかった外車ディーラーBのところ、ずっと欲しいと思っていた年式・型式の外車の中古車を見つけました。AはBと、価格は650万円、2週間後に引渡しということでその中古車を買うことを口頭で約束しました。ところが、数日後、Bは750万円の購入価格を提示したCにその車を売ってしまい、Aはその車を購入できなくなりました。このような状況について、あなたはどのように思いますか。あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
B14_03_01 (1)Aはお金を だましとられたわけ はないのだから、Bに謝っ てもらえば済むことだ	1 まったく反対	132	12.07		
	2 かなり反対	265	24.22		
	3 どちらかといえば反対	297	27.15		
	4 どちらかといえば賛成	318	29.07		
	5 かなり賛成	69	6.31		
	6 非常に賛成	13	1.19		
合 計		1,094	100.00	2.97	1.17
無回答		18			

B14_03_02 (2)Bは契約 を破ったのだから、Aに 賠償金を支払うべきであ る	1 まったく反対	84	7.71		
	2 かなり反対	94	8.62		
	3 どちらかといえば反対	358	32.81		
	4 どちらかといえば賛成	367	33.67		
	5 かなり賛成	132	12.11		
	6 非常に賛成	55	5.05		
合 計		1,090	100.00	3.49	1.20
無回答		22			

B14_03_03 (3)自由競争 の世界なのだから、高い 金額を提示した人に売る ことは何も悪いことでは ない	1 まったく反対	155	14.17		
	2 かなり反対	207	18.92		
	3 どちらかといえば反対	363	33.18		
	4 どちらかといえば賛成	274	25.05		
	5 かなり賛成	78	7.13		
	6 非常に賛成	17	1.55		
合 計		1,094	100.00	2.97	1.20
無回答		18			

B14_03_01 (4)Bは650万円 でAに売るといふ約束をした以上、 Aより条件のいい相手が現れても、 その約束を守らなければならない	1	まったく反対	26	2.38		
	2	かなり反対	32	2.93		
	3	どちらかといえば反対	208	19.05		
	4	どちらかといえば賛成	371	33.97		
	5	かなり賛成	266	24.36		
	6	非常に賛成	189	17.31		
	合計		1,092	100.00	4.27	1.18
	無回答		20			

B14_03_05 (5)AとBとの約束はどの程度法的な契約という感じがしましたか	1	まったく法的ではない	133	12.12		
	2	あまり法的ではない	239	21.79		
	3	どちらかといえば法的ではない	311	28.35		
	4	どちらかといえば法的である	269	24.52		
	5	かなり法的である	118	10.76		
	6	非常に法的である	27	2.46		
	合計		1,097	100.00	3.07	1.26
	無回答		15			

ディーラー/手付け Aは、たまたま通りかかった外車ディーラーBのところへ、ずっと欲しいと思っていた年式・型式の外車の中古車を見つけました。AはBと、価格は650万円、2週間後に引渡しということでその中古車を買うことを口頭で約束しました。なお、その際、Aは代金の一部として100万円をBに渡しました。ところが、数日後、Bは750万円の購入価格を提示したCにその車を売ってしまい、Aはその車を購入できなくなりました。Aはすでに支払った100万円を返してもらっただけでした。このような状況について、あなたはどのように思いますか。あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
B14_03_01 (1)Aはお金をだましとられたわけはないのだから、Bに謝ってもらえば済むことだ	1	まったく反対	172	16.06		
	2	かなり反対	323	30.16		
	3	どちらかといえば反対	374	34.92		
	4	どちらかといえば賛成	171	15.97		
	5	かなり賛成	28	2.61		
	6	非常に賛成	3	0.28		
	合計	1,071	100.00	2.60	1.04	
	無回答	13				

B14_03_02 (2)Bは契約を破ったのだから、Aに賠償金を支払うべきである	1	まったく反対	13	1.21		
	2	かなり反対	29	2.70		
	3	どちらかといえば反対	231	21.53		
	4	どちらかといえば賛成	449	41.85		
	5	かなり賛成	249	23.21		
	6	非常に賛成	102	9.51		
	合計	1,073	100.00	4.12	1.02	
	無回答	11				

B14_03_03 (3)自由競争の世界なのだから、高い金額を提示した人に売るとは何も悪いことではない	1	まったく反対	193	18.02
	2	かなり反対	296	27.64
	3	どちらかといえば反対	391	36.51
	4	どちらかといえば賛成	160	14.94
	5	かなり賛成	29	2.71
	6	非常に賛成	2	0.19
合計			1,071	100.00
無回答			13	2.57
				1.01

B14_03_04 (4)Bは650万円で購入した以上、Aより条件のいい相手が現れても、その約束を守らなければならない	1	まったく反対	11	1.03
	2	かなり反対	12	1.12
	3	どちらかといえば反対	120	11.21
	4	どちらかといえば賛成	316	29.53
	5	かなり賛成	338	31.59
	6	非常に賛成	273	25.51
合計			1,070	100.00
無回答			14	4.66
				1.07

B14_03_05 (5)AとBとの約束はどの程度法律的な契約という感じがしましたか	1	まったく法的ではない	69	6.53
	2	あまり法的ではない	185	17.52
	3	どちらかといえば法的ではない	245	23.20
	4	どちらかといえば法的である	298	28.22
	5	かなり法的である	192	18.18
	6	非常に法的である	64	6.34
合計			1,056	100.00
無回答			28	3.53
				1.32

ディーラー／文書 Aは、たまたま通りかかった外車ディーラーBのところで、ずっと欲しいと思っていた年式・型式の外車の中古車を見つけました。AはBと、価格は650万円、2週間後に引き渡しということでその中古車を買うことに合意し、そのむね文書で約束しました。ところが、数日後、Bは750万円の購入価格を提示したCにその車を売ってしまい、Aはその車を購入できなくなりました。このような状況について、あなたはどのように思いますか。あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
B14_03_01 (1)Aはお金をだまされただけではないのだから、Bに謝ってもらえば済むことだ	1	まったく反対	262	23.35	
	2	かなり反対	385	34.31	
	3	どちらかといえば反対	322	28.70	
	4	どちらかといえば賛成	118	10.52	
	5	かなり賛成	31	2.76	
	6	非常に賛成	4	0.36	
合計			1,122	100.00	
無回答			15	2.36	
				1.06	

B14_03_02 (2)Bは契約を破ったのだから、Aに賠償金を支払うべきである	1	まったく反対	12	1.07
	2	かなり反対	43	3.85
	3	どちらかといえば反対	171	15.31
	4	どちらかといえば賛成	504	45.12
	5	かなり賛成	257	23.01
	6	非常に賛成	130	11.64
合計			1,117	100.00
無回答			20	4.20
				1.03

B14_03_03 (3)自由競争の世界なのだから、高い金額を提示した人に売るとは何も悪いことではない	1	まったく反対	232	20.68
	2	かなり反対	336	29.95
	3	どちらかといえば反対	382	31.05
	4	どちらかといえば賛成	135	12.03
	5	かなり賛成	33	2.91
	6	非常に賛成	4	0.36
合計			1,122	100.00
無回答			15	2.48
				1.06

B14_03_04 (4)Bは650万円円でAに売るという約束をした以上、Aより条件のいい相手が現れても、その約束を守らなければならない	1	まったく反対	2	0.18
	2	かなり反対	15	1.34
	3	どちらかといえば反対	59	5.25
	4	どちらかといえば賛成	281	25.02
	5	かなり賛成	420	37.40
	6	非常に賛成	316	30.81
合計			1,123	100.00
無回答			14	4.91
				0.95

B14_03_05 (5)AとBとの約束はどの程度法律的な契約という感じがしましたか	1	まったく法的ではない	29	2.63
	2	あまり法的ではない	87	7.89
	3	どちらかといえば法的ではない	134	12.16
	4	どちらかといえば法的である	375	34.03
	5	かなり法的である	335	30.40
	6	非常に法的である	142	12.89
合計			1,102	100.00
無回答			35	4.20
				1.21

友人/口頭 Aは、カーマニアの友人仲間であるBが、Aがずっと欲しいと思っていた年式・型式の外車の中古車を手放したがっていることを知りました。AはBと、価格は650万円、2週間後に引き渡しということでその中古車を買うことを口頭で約束しました。ところが、数日後、Bは750万円の購入価格を提示したCにその車を売ってしまい、Aはその車を購入できなくなりました。このような状況について、あなたはどのように思いますか。あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
B14_03_01 (1)Aはお金をだましとられたわけではないのだから、Bに謝ってもらえば済むことだ	1	まったく反対	63	5.66	
	2	かなり反対	190	17.06	
	3	どちらかといえば反対	377	33.81	
	4	どちらかといえば賛成	395	35.46	
	5	かなり賛成	74	6.64	
	6	非常に賛成	15	1.35	
合計			1,114	100.00	
無回答			23	3.24	
				1.04	

B14_03_02 (2)Bは契約を破ったのだから、Aに賠償金を支払うべきである	1	まったく反対	57	5.14
	2	かなり反対	124	11.17
	3	どちらかといえば反対	496	44.68
	4	どちらかといえば賛成	336	30.27
	5	かなり賛成	73	6.58
	6	非常に賛成	24	2.16
合計			1,110	100.00
無回答			27	3.28
				1.00

B14_03_03 (3)自由競争の世界なのだから、高い金額を提示した人に売ることは何も悪いことではない	1	まったく反対	70	6.29		
	2	かなり反対	176	15.81		
	3	どちらかといえば反対	439	39.44		
	4	どちらかといえば賛成	330	29.65		
	5	かなり賛成	77	6.92		
	6	非常に賛成	21	1.89		
合 計			1,113	100.00	3.21	1.05
無回答			24			

B14_03_04 (4)Bは650万円でAに売るという約束をした以上、Aより条件のいい相手が現れても、その約束を守らなければならない	1	まったく反対	25	2.25		
	2	かなり反対	50	4.50		
	3	どちらかといえば反対	280	25.18		
	4	どちらかといえば賛成	450	40.47		
	5	かなり賛成	208	18.71		
	6	非常に賛成	99	8.90		
合 計			1,112	100.00	3.96	1.09
無回答			25			

B14_03_05 (5)AとBとの約束はどの程度法的な契約という感じがしましたか	1	まったく法的ではない	121	10.88		
	2	あまり法的ではない	288	25.90		
	3	どちらかといえば法的ではない	368	33.09		
	4	どちらかといえば法的である	241	21.67		
	5	かなり法的である	78	7.01		
	6	非常に法的である	16	1.44		
合 計			1,112	100.00	2.92	1.15
無回答			25			

友人/手付け Aは、カーマニアの友人仲間であるBが、Aがずっと欲しいと思っていた年式・型式の外車の中古車を手放したかっていることを知りました。AはBと、価格は650万円、2週間後に引き渡しということでその中古車を買うことに合意しました。なお、その際、Aは代金の一部として100万円をBに渡しました。ところが、数日後、Bは750万円の購入価格を提示したCにその車を売ってしまい、Aはその車を購入できなくなりました。Aはすでに支払った100万円を返してもらっただけでした。このような状況について、あなたはどのように思いますか。あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
B14_03_01 (1)Aはお金をだましとられたわけではないのだから、Bに謝ってもらえば済むことだ	1	まったく反対	132	11.63		
	2	かなり反対	263	23.17		
	3	どちらかといえば反対	409	36.04		
	4	どちらかといえば賛成	273	24.05		
	5	かなり賛成	46	4.05		
	6	非常に賛成	12	1.06		
合 計			1,135	100.00	2.89	1.09
無回答			27			

B14_03_02 (2)Bは契約を破ったのだから、Aに賠償金を支払うべきである	1	まったく反対	23	2.04		
	2	かなり反対	51	4.53		
	3	どちらかといえば反対	344	30.55		
	4	どちらかといえば賛成	474	42.10		
	5	かなり賛成	168	14.92		
	6	非常に賛成	66	5.86		
合 計			1,126	100.00	3.81	1.01
無回答			36			

B14_03_03 (3)自由競争の世界なのだから、高い金額を提示した人に売ることが何もうまいことではない	1	まったく反対	127	11.18
	2	かなり反対	261	22.98
	3	どちらかといえば反対	457	40.23
	4	どちらかといえば賛成	211	21.21
	5	かなり賛成	40	3.52
	6	非常に賛成	10	0.88
合計			1,136	100.00
無回答			26	2.86
			1,01	1.01

B14_03_01 (4)Bは650万円でAに売るといふ約束をした以上、Aより条件のいい相手が現れても、その約束を守らなければならない	1	まったく反対	11	0.97
	2	かなり反対	18	1.58
	3	どちらかといえば反対	131	11.53
	4	どちらかといえば賛成	133	38.12
	5	かなり賛成	336	29.58
	6	非常に賛成	207	18.22
合計			1,136	100.00
無回答			26	4.48
			1.03	1.03

B14_03_05 (5)AとBとの約束はどの程度法律的な契約という感じがしましたか	1	まったく法的ではない	59	5.20
	2	あまり法的ではない	208	18.33
	3	どちらかといえば法的ではない	312	27.49
	4	どちらかといえば法的である	349	30.75
	5	かなり法的である	164	14.45
	6	非常に法的である	43	3.79
合計			1,135	100.00
無回答			27	3.42
			1.20	1.20

友人／文書 Aは、カーマニアの友人仲間であるBが、Aがずっと欲しいと思っていた年式・型式の外車の中古車を手放しがっていることを知りました。AはBと、価格は650万円、2週間後に引き渡しということでその中古車を買うことに合意し、そのむね文書で約束しました。ところが、数日後、Bは750万円の購入価格を提示したCにその車を売ってしまい、Aはその車を購入できなくなりました。このような状況について、あなたはどのように思いますか。あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
B14_03_01 (1)Aはお金をだましとられたわけではないのだから、Bに謝ってもらえば済むことだ	1	まったく反対	148	13.12	
	2	かなり反対	308	27.30	
	3	どちらかといえば反対	407	36.08	
	4	どちらかといえば賛成	209	18.53	
	5	かなり賛成	49	4.31	
	6	非常に賛成	7	0.62	
合計			1,128	100.00	
無回答			12	2.76	
			1.07	1.07	

B14_03_02 (2)Bは契約を破ったのだから、Aに賠償金を支払うべきである	1	まったく反対	20	1.78
	2	かなり反対	46	4.09
	3	どちらかといえば反対	307	27.26
	4	どちらかといえば賛成	491	43.61
	5	かなり賛成	192	17.05
	6	非常に賛成	70	6.22
合計			1,126	100.00
無回答			14	3.89
			1.00	1.00

B14_03_03 (3)自由競争の世界なのだから、高い金額を提示した人に売ること何れも悪いことではない	1	まったく反対	137	12.16		
	2	かなり反対	290	25.73		
	3	どちらかといえば反対	422	37.44		
	4	どちらかといえば賛成	214	18.99		
	5	かなり賛成	57	5.06		
	6	非常に賛成	7	0.62		
	合計		1,127	100.00	2.81	1.08
	無回答		13			
B14_03_04 (4)Bは650万円でAに売るといふ約束をした以上、Aより条件のいい相手が現れても、その約束を守らなければならない	1	まったく反対	8	0.71		
	2	かなり反対	11	0.98		
	3	どちらかといえば反対	139	12.32		
	4	どちらかといえば賛成	398	35.28		
	5	かなり賛成	340	30.14		
	6	非常に賛成	232	20.57		
	合計		1,128	100.00	4.55	1.03
	無回答		12			
B14_03_05 (5)AとBとの約束はどの程度法律的な契約という感じがしましたか	1	まったく法的ではない	30	2.70		
	2	あまり法的ではない	101	9.07		
	3	どちらかといえば法的ではない	198	17.79		
	4	どちらかといえば法的である	422	37.92		
	5	かなり法的である	275	24.71		
	6	非常に法的である	87	7.82		
	合計		1,113	100.00	3.96	1.16
	無回答		27			

表 4-9-3 シナリオ実験 所有(空き地)

以下の文章を読んで、各質問にお答えください。

質問文	選択肢	度数(人)	%	
B14_04_TP 所有事例タイプ	1	顔見知り/立て札あり/遊び場	1,134	12.61
	2	顔見知り/立て札あり/家庭菜園	1,100	12.23
	3	顔見知り/立て札なし/遊び場	1,141	12.68
	4	顔見知り/立て札なし/家庭菜園	1,084	12.05
	5	不知/立て札あり/遊び場	1,123	12.48
	6	不知/立て札あり/家庭菜園	1,137	12.64
	7	不知/立て札なし/遊び場	1,137	12.64
	8	不知/立て札なし/家庭菜園	1,140	12.67
	合計	8,996	100.00	

顔見知り/立て札あり/遊び場 近所に使われていない空き地があります。地主は同じ町内のAさんで、近所の人と顔見知りです。その空き地には「私有地につき立ち入り禁止」の立て札が立ててあり、その空き地の境界にはさくも作ってあります。その空き地は近所の子どもたちが、かってに遊び場にしています。このような状況について、あなたはどのように思いますか。あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
B14_04_01 (1)どうせ使われていないのだから、この程度使うのは許されてよいと思う	1	まったく反対	153	13.54		
	2	かなり反対	177	15.66		
	3	どちらかといえば反対	363	32.12		
	4	どちらかといえば賛成	313	27.70		
	5	かなり賛成	93	8.23		
	6	非常に賛成	31	2.74		
	合計	1,130	100.00	3.10	1.24	
	無回答	4				

B14_01_02 (2)他人の所有地なのだから、勝手に使うことは絶対に許されない	1	まったく反対	36	3.19
	2	かなり反対	66	5.85
	3	どちらかといえば反対	286	25.33
	4	どちらかといえば賛成	352	31.18
	5	かなり賛成	239	21.17
	6	非常に賛成	150	13.29
合計			1,129	100.00
無回答			5	4.01
				1.23

B14_01_03 (3)地主は土地を使われなくなかったら、勝手に入れないように対策をとるべきである	1	まったく反対	11	0.97
	2	かなり反対	37	3.28
	3	どちらかといえば反対	64	5.67
	4	どちらかといえば賛成	372	32.95
	5	かなり賛成	431	38.18
	6	非常に賛成	214	18.95
合計			1,129	100.00
無回答			5	4.61
				1.02

B14_01_04 (4)この程度で、地主があればこれ文句をつけるべきではない	1	まったく反対	76	6.78
	2	かなり反対	137	12.22
	3	どちらかといえば反対	328	29.26
	4	どちらかといえば賛成	376	33.54
	5	かなり賛成	161	14.36
	6	非常に賛成	43	3.84
合計			1,121	100.00
無回答			13	3.48
				1.19

顔見知り／立て札あり／家庭菜園 近所に使われていない空き地があります。地主は同じ町内のAさんで、近所の人と顔見知りです。その空き地には「私有地につき立入禁止」の立て札が立ててあり、その空き地の境界にはさくも作ってあります。その空き地の一部を近所の人がかってに家庭菜園にしています。このような状況についてあなたはどのように思いますか。あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
B14_01_01 (1)どうせ使われていないのだから、この程度使うのは許されてよいと思う	1	まったく反対	526	48.08	
	2	かなり反対	239	21.85	
	3	どちらかといえば反対	244	22.30	
	4	どちらかといえば賛成	62	5.67	
	5	かなり賛成	18	1.65	
	6	非常に賛成	5	0.46	
合計			1,094	100.00	1.92
無回答			6		1.07

B14_01_02 (2)他人の所有地なのだから勝手に使うことは絶対に許されない	1	まったく反対	46	4.19
	2	かなり反対	33	3.01
	3	どちらかといえば反対	60	5.47
	4	どちらかといえば賛成	209	19.05
	5	かなり賛成	304	27.71
	6	非常に賛成	445	40.57
合計			1,097	100.00
無回答			3	4.85
				1.32

B14_04_03 (3)地主は土地を使われなくなかったら、勝手に入れないように対策をとるべきである	1	まったく反対	87	7.97		
	2	かなり反対	71	6.50		
	3	どちらかといえば反対	135	12.36		
	4	どちらかといえば賛成	427	39.10		
	5	かなり賛成	259	23.72		
	6	非常に賛成	113	10.35		
	合 計		1,092	100.00	3.95	1.32
	無回答		8			

B14_04_04 (4)この程度の中で、地主があれこれ文句をつけるべきではない	1	まったく反対	304	27.89		
	2	かなり反対	292	26.79		
	3	どちらかといえば反対	281	25.78		
	4	どちらかといえば賛成	146	13.39		
	5	かなり賛成	51	4.68		
	6	非常に賛成	16	1.47		
	合 計		1,090	100.00	2.45	1.24
	無回答		10			

顔見知り／立て札なし／遊び場 近所に使われていない空き地があります。地主は同じ町内の A さんと、近所の人と顔見知りです。その空き地には、立ち入りを禁止する立て札もさくもありません。その空き地は近所の子どもたちが、かってに遊び場に使っています。このような状況についてあなたはどう思いますか。あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
B14_04_01 (1)どうせ使われていないのだから、この程度使うのは許されてよいと思う	1	まったく反対	60	5.29		
	2	かなり反対	76	6.70		
	3	どちらかといえば反対	224	19.74		
	4	どちらかといえば賛成	542	47.75		
	5	かなり賛成	182	16.04		
	6	非常に賛成	51	4.49		
	合 計	1,135	100.00	3.76	1.11	
	無回答	6				

B14_04_02 (2)他人の所有地なのだから勝手に使うことは絶対に許されない	1	まったく反対	42	3.70		
	2	かなり反対	109	9.61		
	3	どちらかといえば反対	452	39.86		
	4	どちらかといえば賛成	340	29.98		
	5	かなり賛成	125	11.02		
	6	非常に賛成	66	5.82		
	合 計	1,134	100.00	3.52	1.11	
	無回答	7				

B14_04_03 (3)地主は土地を使われなくなかったら、勝手に入れないように対策をとるべきである	1	まったく反対	3	0.26		
	2	かなり反対	8	0.71		
	3	どちらかといえば反対	37	3.27		
	4	どちらかといえば賛成	247	21.80		
	5	かなり賛成	488	43.07		
	6	非常に賛成	350	30.89		
	合 計	1,133	100.00	4.99	0.87	
	無回答	8				

B14_01_01 (H)この程度 のことで、地主があれこ れ文句をつけるべきでは ない	1	まったく反対	45	3.99		
	2	かなり反対	99	8.77		
	3	どちらかといえば反対	244	21.61		
	4	どちらかといえば賛成	471	41.72		
	5	かなり賛成	203	17.98		
	6	非常に賛成	67	5.93		
	合計		1,129	100.00	3.79	1.14
	無回答		12			

顔見知り／立て札なし／家庭菜園 近所に使われていない空き地があります。地主は同じ町内の A さんで、近所の人と顔見知りです。その空き地には、立ち入りを禁止する立て札もさくもありません。その空き地の一部を近所の人がかってに家庭菜園にしています。このような状況についてあなたはどう思いますか。あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
B14_01_01 (I)どうせ使 われていないのだから、 この程度使うのは許され てよいと思う	1	まったく反対	372	34.54		
	2	かなり反対	345	32.03		
	3	どちらかといえば反対	271	25.16		
	4	どちらかといえば賛成	73	6.78		
	5	かなり賛成	10	0.93		
	6	非常に賛成	6	0.56		
	合計	1,077	100.00	2.09	1.02	
	無回答	7				

B14_01_02 (2)他人の所 有地なのだから勝手に使 うことは絶対に許されな い	1	まったく反対	27	2.50		
	2	かなり反対	21	1.94		
	3	どちらかといえば反対	69	6.39		
	4	どちらかといえば賛成	216	20.00		
	5	かなり賛成	363	33.61		
	6	非常に賛成	384	35.56		
	合計	1,080	100.00	4.87	1.17	
	無回答	4				

B14_01_03 (3)地主は土 地を使われなくなかった ら、勝手に入れないよう に対策をとるべきである	1	まったく反対	37	3.44		
	2	かなり反対	58	5.39		
	3	どちらかといえば反対	97	9.01		
	4	どちらかといえば賛成	434	40.33		
	5	かなり賛成	300	27.88		
	6	非常に賛成	150	13.94		
	合計	1,076	100.00	4.26	1.18	
	無回答	8				

B14_01_01 (H)この程度 のことで、地主があれこ れ文句をつけるべきでは ない	1	まったく反対	253	23.53		
	2	かなり反対	332	30.88		
	3	どちらかといえば反対	344	32.00		
	4	どちらかといえば賛成	110	10.23		
	5	かなり賛成	27	2.51		
	6	非常に賛成	9	0.84		
	合計	1,075	100.00	2.40	1.08	
	無回答	9				

不知／立て札あり／遊び場 近所に使われていない空き地があります。地主がどうい人なのか誰も知りません。その空き地には「私有地につき立ち入り禁止」の立て札が立ててあり、その空き地の境界にはさくも作ってあります。その空き地は近所の子どもたちが、かってに遊び場になっています。このような状況について、あなたはどのように思いますか。あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
B14_04_01 (1)どうせ使われていないのだから、この程度使うのは許されてよいと思う	1 まったく反対	112	10.09		
	2 かなり反対	168	15.14		
	3 どちらかといえば反対	432	38.92		
	4 どちらかといえば賛成	316	28.47		
	5 かなり賛成	68	6.13		
	6 非常に賛成	14	1.26		
合計		1,110	100.00	3.09	1.09

無回答

13

B14_04_02 (2)他人の所有地なのだから、勝手に使うことは絶対に許されない	1 まったく反対	26	2.33		
	2 かなり反対	51	4.58		
	3 どちらかといえば反対	276	24.78		
	4 どちらかといえば賛成	414	37.16		
	5 かなり賛成	249	22.35		
	6 非常に賛成	98	8.80		
合計		1,114	100.00	3.99	1.10

無回答

9

B14_04_03 (3)地主は土地を使われたくなかったら、勝手に入れないように対策をとるべきである	1 まったく反対	10	0.90		
	2 かなり反対	26	2.34		
	3 どちらかといえば反対	101	9.07		
	4 どちらかといえば賛成	462	41.51		
	5 かなり賛成	379	34.05		
	6 非常に賛成	135	12.13		
合計		1,113	100.00	4.42	0.96

無回答

10

B14_04_04 (4)この程度で、地主があれこれ文句をつけるべきではない	1 まったく反対	57	5.14		
	2 かなり反対	144	12.98		
	3 どちらかといえば反対	377	33.99		
	4 どちらかといえば賛成	385	34.72		
	5 かなり賛成	120	10.82		
	6 非常に賛成	26	2.34		
合計		1,109	100.00	3.40	1.08

無回答

14

不知／立て札あり／家庭菜園 近所に使われていない空き地があります。地主がどうい人なのか誰も知りません。その空き地には「私有地につき立ち入り禁止」の立て札が立ててあり、その空き地の境界にはさくも作ってあります。その空き地の一部を近所の人がかってに家庭菜園にしています。このような状況について、あなたはどのように思いますか。あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差
B14_04_01 (1)どうせ使われていないのだから、この程度使うのは許されてよいと思う	1 まったく反対	456	40.35		
	2 かなり反対	341	30.18		
	3 どちらかといえば反対	255	22.57		
	4 どちらかといえば賛成	54	4.78		
	5 かなり賛成	17	1.50		
	6 非常に賛成	7	0.62		
合計		1,130	100.00	1.99	1.03

無回答

7

B14_04_02 (2)他人の所有地なのだから、勝手に使うことは絶対に許されない	1	まったく反対	23	2.04		
	2	かなり反対	15	1.33		
	3	どちらかといえば反対	49	4.34		
	4	どちらかといえば賛成	217	19.22		
	5	かなり賛成	377	33.39		
	6	非常に賛成	448	39.68		
合計			1,129	100.00	5.00	1.10
無回答			8			

B14_04_03 (3)地主は上地を使われなくなかったら、勝手に入れないように対策をとるべきである	1	まったく反対	55	4.88		
	2	かなり反対	81	7.19		
	3	どちらかといえば反対	133	11.80		
	4	どちらかといえば賛成	439	38.95		
	5	かなり賛成	279	24.76		
	6	非常に賛成	140	12.42		
合計			1,127	100.00	4.09	1.26
無回答			10			

B14_04_04 (4)この程度で、地主があればこれ文句をつけるべきではない	1	まったく反対	272	24.22		
	2	かなり反対	360	32.06		
	3	どちらかといえば反対	300	26.71		
	4	どちらかといえば賛成	135	12.02		
	5	かなり賛成	40	3.56		
	6	非常に賛成	16	1.42		
合計			1,123	100.00	2.43	1.16
無回答			14			

不知/立て札なし/遊び場 近所に使われていない空き地があります。地主がどういふ人なのか誰も知りません。その空き地には立ち入りを禁止する立て札もさくもありません。その空き地は近所の子どもたちが、かってに遊び場になっています。このような状況について、あなたはどのように思いますか。あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
B14_04_01 (1)どうせ使われていないのだから、この程度使うのは許されてよいと思う	1	まったく反対	33	2.94		
	2	かなり反対	59	5.25		
	3	どちらかといえば反対	211	18.77		
	4	どちらかといえば賛成	558	49.64		
	5	かなり賛成	213	18.95		
	6	非常に賛成	50	4.45		
合計			1,124	100.00	3.90	1.01
無回答			13			

B14_04_02 (2)他人の所有地なのだから、勝手に使うことは絶対に許されない	1	まったく反対	23	2.06		
	2	かなり反対	100	8.94		
	3	どちらかといえば反対	521	46.56		
	4	どちらかといえば賛成	331	29.58		
	5	かなり賛成	105	9.38		
	6	非常に賛成	39	3.49		
合計			1,119	100.00	3.46	0.97
無回答			18			

B14_04_03 (3)地主は土地を使われなくなかったら、勝手に入れないように対策をとるべきである	1	まったく反対	6	0.53		
	2	かなり反対	5	0.41		
	3	どちらかといえば反対	36	3.19		
	4	どちらかといえば賛成	334	29.64		
	5	かなり賛成	514	45.61		
	6	非常に賛成	232	20.59		
合計			1,127	100.00	4.81	0.85
無回答			10			

B14_04_01 (4)この程度の中で、地主があれば文句をつけるべきではない	1	まったく反対	30	2.68		
	2	かなり反対	77	6.88		
	3	どちらかといえば反対	289	25.80		
	4	どちらかといえば賛成	494	44.11		
	5	かなり賛成	181	16.16		
	6	非常に賛成	49	4.38		
合計			1,120	100.00	3.77	1.03
無回答			17			

不知／立て札なし／家庭菜園 近所に使われていない空き地があります。地主がどういふ人なのか誰も知りません。その空き地には立ち入りを禁止する立て札もさくもありません。その空き地の一部を近所の人がかってに家庭菜園にしています。このような状況について、あなたはどのように思いますか。あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。

質問文	選択肢	度数(人)	%	平均値	標準偏差	
B14_04_01 (1)どう使われていないのだから、この程度使うのは許されてよいと思う	1	まったく反対	287	25.20		
	2	かなり反対	312	27.39		
	3	どちらかといえば反対	384	33.71		
	4	どちらかといえば賛成	117	10.27		
	5	かなり賛成	30	2.63		
	6	非常に賛成	9	0.79		
合計		1,139	100.00	2.40	1.1	
無回答		1				

B14_04_02 (2)他人の所有地なのだから、勝手に使うことは絶対に許されない	1	まったく反対	25	2.20		
	2	かなり反対	32	2.82		
	3	どちらかといえば反対	96	8.47		
	4	どちらかといえば賛成	310	27.31		
	5	かなり賛成	388	34.22		
	6	非常に賛成	283	24.96		
合計			1,131	100.00	4.63	1.16
無回答			6			

B14_04_03 (3)地主は土地を使われなくなかったら、勝手に入れないように対策をとるべきである	1	まったく反対	17	1.50		
	2	かなり反対	32	2.82		
	3	どちらかといえば反対	64	5.61		
	4	どちらかといえば賛成	459	40.44		
	5	かなり賛成	387	34.10		
	6	非常に賛成	176	15.51		
合計			1,135	100.00	4.49	1.01
無回答			5			

B14_04_04 (4)この程度 のことで、地主があれこ れ文句をつけるべきでは ない	1 まったく反対	186	16.39		
	2 かなり反対	318	28.02		
	3 どちらかといえば反対	382	33.66		
	4 どちらかといえば賛成	182	16.04		
	5 かなり賛成	48	4.23		
	6 非常に賛成	19	1.67		
	合計	1,135	100.00	2.69	1.15
	無回答	5			

付 録

- 1 本調査関連文書と調査票
 - (1) 調査依頼状
 - (2) 調査方法の説明
 - (3) 面接調査票
 - (4) 留置調査票
- 2 行動調査頻度票
- 3 仕事の分類のコード表
- 4 第一次予備調査：調査票と回答結果
- 5 第二次予備調査：調査票と回答結果

1 本調査関連文書と調査票

(1) 調査依頼状

「暮らしと法律についての全国調査」ご協力をお願い

拝啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

突然このようなお便りを差し上げる失礼をお許してください。私たちは同から研究助成を受け、暮らしと法律について調査をしている研究者のグループ（代表者 村山眞維・千葉大学教授）です。

このたび、全国の方々を対象にした「暮らしと法律についての全国調査」を企画いたしました。この調査は、暮らしの中で生じるさまざまな問題について、国民のみなさまがどのように解決されようとしていらっしゃるののかを知るために行うものです。現在、わが国では司法制度改革が進められておりますが、この調査は、利用者の立場に立って、法律や裁判を身近にするための提言を行うことを目的としています。

正式な手続を経て、選挙人名簿または住民基本台帳からくじ引きのような形で選ばせていただいた結果、あなた様にもご協力を賜りたく、事前にお願ひ状を差し上げた次第です。ご多忙中、まことに勝手なお願ひとは存じますが、この調査の趣旨をご賢察のうえ、ご協力を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

ご回答の内容は、「○○という回答が何パーセント」というように統計的処理をしますので、お名前や個人の情報が外部に漏れることはありません。また、ご提供くださった情報は研究代表者が責任をもって厳重に管理しますので、ご迷惑をおかけするようなことは一切ございません。また、統計的に処理しましたデータは、学術研究の目的以外で用いることはありません。

今回の調査では、全国で2万5千人という多数の方にご協力をいただくため、調査の実施を社団法人・中央調査社に委託いたしました。中央調査社は、これまでも学術調査や官公庁等の世論調査などを多数実施している、わが国で最大規模の調査会社です。同社の調査員が3月4日から3月21日の間にアンケート用紙を持ってお宅様におうかがいいたしますので、なにとぞご協力くださいますようお願い申し上げます。

敬具

平成17年2月

研究代表 村山眞維（千葉大学教授）

（2005年3月31日まで：千葉大学大学院・法と社会科学研究所センター長）

（2005年4月1日から：明治大学大学院・法と社会科学研究所センター長）

研究参加者

松村良之（北海道大学教授）

南方曉（新潟大学教授）

濱野亮（立教大学教授）

藤本亮（静岡大学助教授）

木下麻奈子（同志社大学助教授）

上石圭一（新潟大学助教授）

尾崎一郎（北海道大学助教授）

杉野勇（お茶の水女子大学講師）

お問い合わせ先

（2005年3月31日まで）

〒263-8522 千葉市稲毛区弥生町1-33 千葉大学大学院社会文化科学研究科

法と社会科学研究所センター 大代表(043)251-1111 内線 3823

ダイヤルイン [電話・ファックス] (043)251-3371

センターホームページ <http://www.shd.chiba-u.ac.jp/info/center2004/index.html>

（2005年4月1日から）

〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1 明治大学法学部村山研究室

直通 [電話・ファックス] (03)3296-2326

センターホームページ <http://www.ilss.meiji.ac.jp/~ilss/index.html>

調査の実施を中央調査社に委託しておりますので、この依頼状は、中央調査社からの説明書とともに東京で投函されます。

(2) 調査方法の説明（両面2頁）

「暮らしと法律についての全国調査」

調査方法のご説明

社団法人中央調査社は、昭和29年10月に時事通信社調査室と総理府国立世論調査所が合併して発足した公益法人です。国や自治体、大学、研究機関、民間企業などの調査を50年間で約1万8千件実施してまいりました（「国民生活調査」2002年、「暮らしと健康に関する全国調査」2004年、他多数）。東京に本社があり、全国56都市に調査拠点を持っております。



また、中央調査社は（財）日本情報処理協会の「プライバシーマーク」認定を受けており、ご協力いただきましたご意見は、個人情報保護方針に従い、情報の管理を徹底いたします。

調査方法のご説明

- 調査の進め方：調査員がお宅様を訪問し、直接ご意見をおうかがいし、調査票をお預けして後日回収にまいります。
 - ① ご本人様にお会いしてご意見をおうかがいする時間は10～20分ぐらいです。
 - ② お預けする調査票の記入にかかる時間は10分ぐらいです。
 - ③ お預けした調査票は、ご都合よろしいときに調査員が回収にうかがいます。※ 調査員は「調査員証」を携帯しておりますので、ご確認ください。

- 調査の時期：平成17年3月4日～3月21日の間に調査員がお宅を訪問させていただきます。

- 調査の謝礼：ご協力いただいた方には、謝礼として図書券を用意しております。

この調査にご協力いただく上で皆様がお感じになるとと思われる疑問について、Q&A形式で裏面に記載しております。本調査のご理解に役立てていただければ幸いです。

平成17年2月

（本社）東京都中央区銀座 6-16-12

社団法人 中央調査社

ホームページ：http://www.crs.or.jp

なお、調査実施や記入方法についてのお問い合わせは、下記へお願いいたします。

社団法人 中央調査社 担当 笠原（かさほら）、山地（やまじ）

電話 03 (3549) 3125 または 0120 (48) 5351

e-mail：kumri@crs.or.jp

調査に関する Q&A

Q 私の名前と住所をどこで入手したのですか？

- A 全国の自治体から1,137地点を無作為に選び、それぞれの市区町村の役所で、調査の概要と研究目的を説明し、正式な手続きを経て、選挙人名簿または住民基本台帳の閲覧許可を得、その中から無作為にお名前とご住所を選ばせていただきました。この手続きは、千葉大学・法と社会科学研究所より中央調査社が委託されました。

Q なぜ私が対象者に選ばれたのですか？

- A 全国にお住まいの20歳以上70歳以下の男女25,000名の方を、統計上の科学的原則に基づき、くじ引きのようなやり方（無作為抽出）で選ばせていただきました。そのような方法を取ることで、科学的に信用性の高い分析結果が得られるからです。この手続きにしたがって選ばれた対象者の方に回答をお願いします。

Q なぜ私の学歴・職業・収入など個人的なことについても聞くのですか？

- A 本調査では、問題の経験やその種類、法意識などが、学歴や職業や収入などによって違う可能性についても視野に入れて研究を行うため、このような事項に関する設問も入れました。当然ながら個人のあり方を比較したり評価したりするための設問ではございません。

Q 調査結果を知ることにはできるのですか？

- A 2007年ころまでに分析結果をシンポジウム、学会報告、学術書刊行などにより公開いたします。

Q 私のプライバシーは確保されるのですか？

- A 回答者の特様のプライバシーを守ることが、最も重要なことだと認識しております。したがって次の3つの方法でプライバシーの保護に万全を尽くします。
- (1) お願いするアンケート用紙には、名前や住所を書く必要がありませんので、個人は特定されません。どうぞ安心してご回答下さい。
 - (2) 調査データの分析結果は、統計的に処理された形のみ公表いたします。
 - (3) 調査データを学術研究以外の目的に使用いたしません。

Q 答えたくない・わからない質問には、答えなくていいのですか？

- A はい。答えることのできる質問だけかまいません。

Q 家族の者がかわりに答えてもいいのですか？

- A 恐れ入りますがご本人の方だけが質問にお答え下さい。本調査では、調査対象の方々を統計学的原則に基づき無作為に選ばせていただいております。分析結果の信頼性を確保するために、ご本人がご回答下さいますようお願い申し上げます。

Q 協力する義務はあるのですか？

- A 義務は全くありません。任意の調査ですので、ご協力の可否はご自由にご判断いただく性質のものであります。私たちの研究の趣旨をご理解の上、ご協力いただければ幸いです。

調査についてのご意見やお問い合わせは、下記へご連絡ください。

社団法人 中央調査社 担当 笠原（かさはら）、山地（やまじ）

電話：03 (3549) 3125 または 0120 (48) 5351

e-mail: kanri@ers.or.jp

また、より詳細なQ&Aを中央調査社ホームページ(<http://www.ers.or.jp>)で掲載しています。

(3) 面接調査票

◎ 暮らしと法律についての全国調査 ◎

平成 17 年 3 月

(調査企画)千葉大学 法と社会科学研究中心
(調査実施)社団法人 中央調査社

支局番号	地点番号	対象番号	点検者名

問 1 過去 5 年（平成 12 年 3 月以降）の間に、あなた自身が、誰かとの間で、何か問題を経験したことがありますか。ここにあげる問題それぞれについて、あてはまるものをいくつでも選んでください。

《説明》

- *ただし、業務として経験された問題は除きます。
- *5 年以上前に発生した問題であっても、5 年前の時点まで継続している場合は、含めてください。
- *当時未成年だったお子さんに起こった問題がある場合には、それもご自身の問題としてお答えください。

(5) 【回答票 1】 商品やサービスの内容、品質、代金について、何か問題を経験されたことがありますか。(訪問・勧誘販売、通信販売、インターネット上での売買を含みます)。(M. A.)

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 1 (ア) 食品 | 8 (イ) 学校・塾・家庭教師 |
| 2 (イ) 医薬品 | 9 (ウ) 株式・債券・その他の金融商品 |
| 3 (ウ) 化粧品・エステ | 10 (エ) 電話・インターネット関係 |
| 4 (エ) 家庭用品・家具・家電・OA 機器 | 11 (オ) 介護サービス |
| 5 (オ) バイク・自動車 | 12 (カ) その他(具体的に:) |
| 6 (カ) クリーニング | 13 ない |
| 7 (キ) 旅行関係 | |

R4 (5) 【回答票 2】 土地や住宅の新築・改築・売買について、何か問題を経験されたことがありますか。(M. A.)

- | | |
|----------------------------------|--|
| 1 (ア) 土地の売買 | |
| 2 (イ) 住宅(戸建・マンション)の売買 | |
| 3 (ウ) 住宅(戸建・マンション)の新築 | |
| 4 (エ) 住宅(戸建・マンション)の改築・一部補修・リフォーム | |
| 5 (オ) その他(具体的に:) | |
| 6 ない | |

(5) 【回答票 3】 アパート・マンションや土地、家屋の貸し借りについて、何か問題を経験されたことがありますか。(M. A.)

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1 (ア) 賃料関係 | 4 (イ) 礼金・更新料 |
| 2 (イ) 立ち退き・立ち退き料 | 5 (ウ) 修繕 |
| 3 (ウ) 敷金・保証金 | 6 (エ) その他(具体的に:) |
| | 7 ない |

(イ) 【回答票 4】 雇用について、何か問題を経験されたことがありますか。(M. A.)

- 1 (ア) 賃金不払い(一部不払いも含む)
- 2 (イ) 不当解雇
- 3 (ウ) 不当な配置転換・人事異動
- 4 (エ) 不当な超過勤務や休日出勤
- 5 (オ) 退職金不払い(一部不払いも含む)
- 6 (カ) セクハラ
- 7 (キ) いじめ
- 8 (ク) その他(具体的に: _____)
- 9 ない

(ロ) 【回答票 5】 家族・親族について、何か問題を経験されたことがありますか。(M. A.)

- 1 (ア) 離婚関係(財産をどう分けるか、慰謝料支払いの有無、子どもの親権・同居、養育費など)
- 2 (イ) 相続関係(誰が相続するか、遺産分割の仕方、墓などを誰が引き継ぐか、など)
- 3 (ウ) 介護関係(誰が介護するか、費用を誰が負担するか、など)
- 4 (エ) その他(具体的に: _____)
- 5 ない

(ハ) 【回答票 6】 ここにあげるような事件や事故の当事者になったことがありますか。

被害者や加害者になりかけただけで、実際に損害の生じていないものは含みません。(M. A.)

- 1 (ア) 交通事故(人身被害あり)
- 2 (イ) 交通事故(人身被害なし)
- 3 (ウ) 医療事故
- 4 (エ) 労働災害(通勤災害、過労なども含む)
- 5 (オ) 学校での暴力・いじめなどの事件や怪我などの事故
- 6 (カ) いやがらせや名誉さそんなど、精神的被害の生じた事件
- 7 (キ) (ア)～(カ)以外の、死亡や傷害の生じた事件や事故
- 8 (ク) (ア)～(カ)以外の、物や金銭上の損害が生じた事件や事故
- 9 ない

(ニ) 【回答票 7】 隣近所との関係で、何か問題を経験されたことがありますか。(M. A.)

- 1 (ア) 隣人との土地の境界線
- 2 (イ) 騒音・悪臭・振動
- 3 (ウ) ペット
- 4 (エ) マンションやアパートでの水漏れ
- 5 (オ) 日照・通風のさまたげや景観妨害など
- 6 (カ) その他(具体的に: _____)
- 7 ない

(ホ) 【回答票 8】 お金の貸し借りについて、何か問題を経験されたことがありますか。(M. A.)

- 1 (ア) 知人・親せきとの間で
- 2 (イ) 銀行・郵便局と
- 3 (ウ) カード・クレジット会社と
- 4 (エ) 消費者金融(サラ金)と
- 5 (オ) その他(具体的に: _____)
- 6 ない

9カ 【回答票 9】 民間の保険の契約、解約、支払いについて、何か問題を経験されたことがありますか。(M. A.)

- 1 (ア) 生命保険（年金保険も含む）
- 2 (イ) 傷害保険（けがをしたり、その結果死亡したりしたときに支払われる保険）
- 3 (ウ) 疾病保険（治療や入院の費用のための保険）
- 4 (エ) 損害保険（火災保険、自動車保険、団地保険など、自分が損害を受けたり、他の人に損害を発生させたときに支払われる保険）
- 5 (オ) その他（具体的に： _____）
- 6 ない

10カ 【回答票 10】 税金や公的な年金・保険などについて、何か問題を経験されたことがありますか。(M. A.)

- 1 (ア) 税金
- 2 (イ) 年金（恩給を含む）
- 3 (ウ) 公的保険（健康保険、介護保険、失業保険、労災保険）
- 4 (エ) その他の社会福祉給付（児童手当、生活保護なども含む）
- 5 (オ) その他（具体的に： _____）
- 6 ない

11カ これまであげたもの以外の問題を何か経験されましたか。

- 1 あった（具体的に： _____）
- 2 ない

【調査員注：上記の9～10の回答状況を転記すること】

- 1 9～10のいずれか1つでも何か問題を経験した →（以下を続けて質問する）
- 2 9～10のすべてで「ない」に○がついた →（13ページのF1へとぶ）

【調査員注：問1であからさで問題を経験した人に
最も重大な問題のひらがなと番号を下記に記入すること】

問2 今お答えいただいたなかで最も重大な問題はどれですか。

最も重大な問題：ひらがな： 番号：

調査員注：これ以降の問3～問18（3～12ページ）までの質問は、上記の問2であがった「過去5年の中で最も重大な問題」について、たずねること。

これからは、今、お答えいただいた最も重大な問題についておたずねします。

問3 その問題は、平成何年の何月頃に生じましたか。

平成 年 月頃

問7 【回答票 12】 その相手方はこの中のどれでしょうか。いくつでも選んでください。(M. A.)
また、その中で最も主要な相手方はどれでしょうか。

(例) 雇用に関する問題の相手方は、「職場の上司」ではなく、商店、スーパー、自治体、国など、雇用主の種類によって選んでください。

- | | |
|-------------------------------------|--------------------------|
| 1 (ア) 家族・親せき | 11 (イ) スーパー、デパート |
| 2 (イ) 知人・友人 | 12 (ロ) 保険会社 |
| 3 (ウ) 隣人 | 13 (ハ) 銀行、クレジット会社などの金融機関 |
| 4 (ニ) 家主・地主(個人) | 14 (ヘ) その他の民間企業や民間団体 |
| 5 (ホ) 家主・地主(法人)、管理会社 | 15 (コ) 病院 |
| 6 (ケ) 借家人・借地人(個人)
(アパート、マンション含む) | 16 (ク) 自治体(都道府県や市町村) |
| 7 (セ) 借家人・借地人(法人)
(アパート、マンション含む) | 17 (ク) 国(省庁やその出先機関) |
| 8 (ク) 職場の部下・同僚・上司 | 18 (ケ) その他の公的機関や団体 |
| 9 (ケ) 知らない人 | 19 (コ) その他(具体的に:) |
| 10 (コ) 商店 | 20 わからない |

○をつけたものの中で最も主要な相手方は 番
(1つの場合は、その番号を転記する)

問8 【回答票 13】 その問題について、ご自分で、本やインターネットで調べたりしましたか。
いくつでも選んでください。(M. A.)

- 1 (ア) 本で調べた
- 2 (イ) インターネットで調べた
- 3 (ウ) 本でもインターネットでも調べなかった
- 4 わからない

問9 【回答票 14】 その問題の解決のために、あなたは、ご自分で、あるいは第三者を通して、相手方と連絡をとったり、話し合いをしたりしましたか。いくつでも選んでください。
裁判所の調停、訴訟、その他の手続については、相手方が申し立てた場合を除きます。(M. A.)

- 1 (ア) 相手方と会って話し合った
- 2 (イ) 電話あるいは手紙で連絡をとった(ファックス・電子メールを含む)
- 3 (ウ) 家族・親せき・友人・知人を通して連絡をとった
- 4 (ニ) 弁護士を通して連絡をとった
- 5 (ホ) 弁護士以外の第三者を通して連絡をとった
- 6 (ケ) 裁判所に調停を申し立てた
- 7 (セ) 裁判所に訴訟を提起した
- 8 (ク) 裁判所のその他の手続を用いた(家事審判、支払督促、仮処分、など)
- 9 (コ) その他の方法(具体的に:)
- 10 (カ) 何もなかった →
- 11 (キ) 相手が誰かわからなかった → } (問10へ)
- 12 (ク) わからない → }

【調査員注】 選択肢1~9で複数選んだ場合には、最初に行動を起こした2つの順番を聞き、下のらんに記入すること。1つだけ選択した場合は、1番目のらんにその番号を記入すること

1 番 目	2 番 目	
-------	-------	--

【調査員注：問9で何から何を選んだ人に】

問9-1 その問題の解決を弁護士に依頼をされましたか。依頼とは、単なる相談ではなく、問題の処理を弁護士にしてもらうことを指します。

- 1 依頼をした → (問9-3へ)
 2 依頼をしなかった
 3 わからない → (問9-3へ)

【調査員注：問9-1で「2 依頼をしなかった」と回答した人に】

問9-2 その問題の解決を弁護士に依頼することを考えたことがありましたか。

- 1 考えたことがあった
 2 考えたことはなかった
 3 わからない

【調査員注：前ページ問9で何れ何れのどれも選ばなかった人に】

問9-3 その問題の解決のために、裁判所を利用しようと考えたことがありましたか。
 裁判所の利用とは、調停や訴訟、支払督促や仮処分などの手続を使うことを指します。

- 1 考えたことがあった
 2 考えたことはなかった
 3 わからない

【調査員注：問題を経験した人すべてに】

問10 その問題について、あなたはどのように感じられましたか。

(1) 【回答票15】 あなたはどちらの側が正しいと思いましたか。

- 1 (ア) こちらが完全に正しいと思った
 2 (イ) こちらの方がいくらか正しいと思った
 3 (ウ) どちらが正しいかわからなかった
 4 (エ) 相手の方がいくらか正しいと思った
 5 (オ) 相手が完全に正しいと思った
 6 わからない

(2) 【回答票16】 その問題が法律に関わるかどうかをどの程度意識しましたか。

- 1 (ア) 強く意識した
 2 (イ) ある程度意識した
 3 (ウ) あまり意識しなかった
 4 (エ) まったく意識しなかった
 5 わからない

(3) 【回答票17】 あなた自身にとって、その問題はどのくらい重大でしたか。

- 1 (ア) 非常に重大だった
 2 (イ) ある程度重大だった
 3 (ウ) あまり重大でなかった
 4 (エ) まったく重大でなかった
 5 わからない

- (4) 【回答票 18】 その問題は、社会の他の人々にとって重大だと感じましたか。
- 1 (ア) 非常に重大だと感じた
 - 2 (イ) ある程度重大だと感じた
 - 3 (ウ) あまり重大でないと感じた
 - 4 (エ) まったく重大でないと感じた
 - 5 わからない
-
- (5) 【回答票 19】 その問題を解決するうえで、誰に責任があるかはっきりしていましたか。
- 1 (ア) はっきりしていた
 - 2 (イ) ある程度はっきりしていた
 - 3 (ウ) あまりはっきりしていなかった
 - 4 (エ) まったくはっきりしていなかった
 - 5 わからない
-
- (6) 【回答票 19】 その問題を解決するために、誰に要望を伝えればよいかははっきりしていましたか。
- 1 (ア) はっきりしていた
 - 2 (イ) ある程度はっきりしていた
 - 3 (ウ) あまりはっきりしていなかった
 - 4 (エ) まったくはっきりしていなかった
 - 5 わからない
-
- (7) 【回答票 20】 その問題を解決するために、こちらの要望を伝えれば、望む結果はえられると思われましたか。
- 1 (ア) すべて得られると思った
 - 2 (イ) 一部は得られると思った
 - 3 (ウ) ほとんど得られないと思った
 - 4 (エ) まったく得られないと思った
 - 5 わからない
-
- (8) 【回答票 21】 その問題の解決にかかるお金が気になりましたか。
- 1 (ア) 非常に気になった
 - 2 (イ) ある程度気になった
 - 3 (ウ) あまり気にならなかった
 - 4 (エ) まったく気にならなかった
 - 5 わからない
-
- (9) 【回答票 21】 その問題の解決に自分の時間が取られることが気になりましたか。
- 1 (ア) 非常に気になった
 - 2 (イ) ある程度気になった
 - 3 (ウ) あまり気にならなかった
 - 4 (エ) まったく気にならなかった
 - 5 わからない

⑩① 【回答票 21】 その問題に決着がつくまでに、どのくらいの時間がかかるか気になりましたか。

- 1 (ア) 非常に気になった
 - 2 (イ) ある程度気になった
 - 3 (ウ) あまり気にならなかった
 - 4 (エ) まったく気にならなかった
 - 5 (オ) わからない
-

⑩② 【回答票 22】 その問題の解決にかかるお金や時間、労力以外に、気が重いというような精神的負担を感じましたか。

- 1 (ア) 非常に感じた
 - 2 (イ) ある程度感じた
 - 3 (ウ) あまり感じなかった
 - 4 (エ) まったく感じなかった
 - 5 (オ) わからない
-

⑩③ 【回答票 23】 その問題を解決するうえで、相手方との関係への影響を考えましたか。

- 1 (ア) 非常に考えた
 - 2 (イ) ある程度考えた
 - 3 (ウ) あまり考えなかった
 - 4 (エ) まったく考えなかった
 - 5 (オ) わからない
-

⑩④ 【回答票 24】 その問題が生じたこと自体について、周囲の目が気になりましたか。

- 1 (ア) 非常に気になった
 - 2 (イ) ある程度気になった
 - 3 (ウ) あまり気にならなかった
 - 4 (エ) まったく気にならなかった
 - 5 (オ) わからない
-

⑩⑤ 【回答票 24】 その問題を解決するうえで、周囲の目が気になりましたか。

- 1 (ア) 非常に気になった
 - 2 (イ) ある程度気になった
 - 3 (ウ) あまり気にならなかった
 - 4 (エ) まったく気にならなかった
 - 5 (オ) わからない
-

問 11 その問題について、相手方と主張の食い違いがありましたか。

- 1 あった
- 2 なかった
- 3 わからない

問 12 【回答票 25】 その問題の解決のために、誰か、あるいは、どこかの機関に相談されましたか。相談された第三者をすべてお答えください。(M. A.)

【調査員注：1人の相談相手が(ア)から(ウ)までの2つ以上を兼ねているときには、どれか1つを選んでもらうこと】

- | | |
|---|--|
| 1 (ア) 市区町村の法律相談 | 11 (ウ) 保険会社・保険会社社員 |
| 2 (イ) 市区町村のその他の窓口（住民相談、雇用相談、交通事故相談、不動産相談、家庭相談、男女平等センター、など） | 12 (ウ) 民間の相談機関・窓口（交通事故紛争処理センター、PLセンターなどの業界相談窓口、NPO・NGO機関、など） |
| 3 (ウ) 消費生活センター | 13 (エ) 民生委員、町内会役員など |
| 4 (エ) 警察・警察官 | 14 (エ) 労働組合 |
| 5 (オ) 国や都道府県の機関（労働基準監督署、建設工事紛争審査会、公害等調整委員会、労働相談コーナー、税務署、など） | 15 (オ) 政治家・政党 |
| 6 (カ) 裁判所の相談窓口 | 16 (ウ) (ウ)～(ウ)に当てはまらない職場の同僚・上司・先輩・後輩 |
| 7 (キ) 弁護士会の法律相談窓口 | 17 (ウ) (ウ)～(ウ)に当てはまらない家族・親せき・友人・知人 |
| 8 (ク) 弁護士 | 18 (ウ) その他（具体的に：) |
| 9 (ケ) 法律扶助協会の相談窓口 | 19 (ウ) 特に相談はしなかった } (11ページ |
| 10 (コ) その他の法律専門職（司法書士、税理士、公証人、行政書士、など） | 20 わからない → } の間 14へ) |

【調査員注：複数相談した場合は、その順番を聞き、下のらんに番号を記入すること
1つだけ相談した場合は1番目のらんにその番号を記入すること】

1 番目		5 番目	
2 番目		6 番目	
3 番目		7 番目	
4 番目		8 番目	

【調査員注：問 12 で選択されたものについては、次ページの問 13 の項目番号に○をつける】

問 13 (回答票 26) 第三者に相談されたすべての方にうかがいます。

問題を解決するために相談は役に立ったと思いますか。相談されたすべての機関それぞれについて、以下の該当するものをすべてお答えください。

同じ項目で複数回相談している方は、全体を通した印象をお答え下さい。(M. A.)

【調査員注：前ページの問 12 で選択された項目番号に○をつけたうえでたずねること】

項目番号に○ ↓		1 (ア)	2 (イ)	3 (ウ)	4 (エ)	5 (オ)	6 (カ)	7 (キ)	8 (ク)	9
		役に立たなかった	手続や法律などについて教えてくれた	実際にどうすればよいかを教えてください	自分が正しいことが分かった	気持ちがのうえて助けられた	自分の代わりに相手に働きかけてくれた	他の機関を教えてください	中立の立場から判断してくれた	わからない
1	市区町村の法律相談 →	1	2	3	4	5	6	7	8	9
2	市区町村のその他の窓口 (住民相談、雇用相談、交通事故相談、不動産相談、家庭相談、男女平等センター、など) →	1	2	3	4	5	6	7	8	9
3	消費生活センター →	1	2	3	4	5	6	7	8	9
4	警察・警察官 →	1	2	3	4	5	6	7	8	9
5	国や都道府県の機関 (労働基準監督署、建設工事紛争審査会、公害等調整委員会、労働相談コーナー、税務署、など) →	1	2	3	4	5	6	7	8	9
6	裁判所の相談窓口 →	1	2	3	4	5	6	7	8	9
7	弁護士会の法律相談窓口 →	1	2	3	4	5	6	7	8	9
8	弁護士 →	1	2	3	4	5	6	7	8	9
9	法律扶助協会の相談窓口 →	1	2	3	4	5	6	7	8	9
10	その他の法律関連職 (司法書士、税理士、公証人、行政書士、など) →	1	2	3	4	5	6	7	8	9
11	保険会社・保険会社社員 →	1	2	3	4	5	6	7	8	9
12	民間の相談機関・窓口 (交通事故紛争処理センター、PLセンターなどの業界相談窓口、NPO・NGO 機関、など) →	1	2	3	4	5	6	7	8	9
13	民生委員、町内会役員など →	1	2	3	4	5	6	7	8	9
14	労働組合 →	1	2	3	4	5	6	7	8	9
15	政治家・政党 →	1	2	3	4	5	6	7	8	9
16	(1)～(15)に当てはまらない職場の同僚・上司・先輩・後輩 →	1	2	3	4	5	6	7	8	9
17	(1)～(16)に当てはまらない家族・親せき・友人・知人 →	1	2	3	4	5	6	7	8	9
18	その他 (具体的に：) →	1	2	3	4	5	6	7	8	9

【調査員注：問題を経験した人すべてに】

問 14 その問題は、最終的に決着がつかしましたか。

- 1 決着がついた
 2 決着はついていない（問 16-1へ）
 3 わからない（次ページ問 17へ）

【調査員注：問 14 で「1 決着がついた」と答えた人に】

問 15-1 【回答票 27】 決着はどのようなものでしたか。1つだけ選んでください。

- 1 (ア) こちらの主張はすべて満たされた
 2 (イ) こちらの主張はほぼ満たされた
 3 (ウ) こちらの主張は一部しか満たされなかった
 4 (エ) こちらの主張はまったく満たされなかった
 5 (オ) その他（具体的に：)
 6 わからない

問 15-2 決着がいつ頃つきましたか。

平成 年 月頃 0 わからない

【調査員注：問 14 で「2 決着はついていない」と答えた人に】

問 16-1 【回答票 28】 現在の状況はどのようになっていますか。いくつでも選んでください。(M. A.)

- 1 (ア) 裁判所の調停にかかっている
 2 (イ) 訴訟をしている
 3 (ウ) 裁判所のその他の手続にかかっている（家事審判、支払督促、假処分、など）
 4 (エ) 弁護士を通して交渉中
 5 (オ) 弁護士以外の人や機関を通して交渉中
 6 (カ) 自分でまだ交渉中
 7 (キ) 問題はそのまま、何もしていない
 8 (ク) その他（具体的に：)
 9 わからない

問 16-2 【回答票 29】 現在の時点で、あなたの主張は、どの程度満たされていますか。1つだけ選んでください。

- 1 (ア) こちらの主張はすべて満たされた
 2 (イ) こちらの主張はほぼ満たされた
 3 (ウ) こちらの主張は一部しか満たされなかった
 4 (エ) こちらの主張はまったく満たされなかった
 5 (オ) その他（具体的に：)
 6 わからない

【調査員注：問題を経験した人すべてに】

問 17 【回答票 30】 その問題が発生してから決着がつくまでに（まだ決着がついていなければ現在までの間に）、この問題のために、相手方から裁判所手続の申し立てを受けたでしょうか。

いくつでもお答えください。(M. A.)

- 1 (ア) 裁判所の調停手続
- 2 (イ) 訴訟手続
- 3 (ウ) 家事審判・支払督促・仮処分などの手続
- 4 (エ) その他（具体的に： _____)
- 5 (オ) 申し立ては受けていない
- 6 分からない

問 18 【回答票 31】 その問題の解決のため（まだ決着していない場合には現在までの間に）、相談機関の相談料、弁護士費用、裁判所の手数料をどのくらいお使いになりましたか。

- 1 (ア) 費用を使った → およそ 万 千円
- 2 (イ) 費用を使ったが、どのくらいかわからない
- 3 (ウ) 費用はほとんど使っていない（相談などしていない場合も含む）
- 4 分からない

次のページへ進む

【次に回答者ご自身についておたずねいたします。】

F 1 あなたの性別は。

- 1 男 2 女

F 2 昭和何年何月のお生まれですか。

昭和 年 月生まれ

F 3 あなたと生計を同じくするご家族の方は、あなたを含めて何人ですか。

そのうち 19 歳以下のご家族は何人ですか。

仕送りしているお子さんがいらっしゃる場合には、家族数に含めてください。

人（うち、19 歳以下は 人）

F 4 【回答票 32】 最後に行かれた、あるいは今行かれている学校は、次のどれにあたりますか。

1 つ選んでください。

- | | |
|--------------------|-----------------------------|
| 1 (ア) 中学校 | 5 (ウ) 大学 |
| 2 (イ) 高等学校 | 6 (カ) 大学院 |
| 3 (ウ) 短期大学・高専 | 7 (キ) その他（具体的に： ） |
| 4 (ク) 高校卒業後通った専門学校 | 8 わからない |

F 5 【回答票 33】 あなたの現在のお仕事は大きく分けて以下のどれにあたりますか。

1 つ選んでください。

- | | | |
|----------------------|--------------------|----------------|
| 1 (ア) 経営者・役員 | 8 (ウ) 学生 | } → 次ページ F 8 へ |
| 2 (イ) 常時雇用の一般従業員 | 9 (カ) 専業主婦・主夫 | |
| 3 (ウ) 臨時雇用・パート・アルバイト | 10 (キ) 無職 | |
| 4 (ク) 派遣社員 | 11 わからない | |
| 5 (ケ) 自営業主・自由業者 | | |
| 6 (コ) 家族従事者 | | |
| 7 (セ) 内職 | | |

→ F 6 そのお仕事の内容はどのようなものですか。できるだけ具体的にお答え下さい。

【調査員注：「運送業」のような業種ではなく、「運送会社の事務」、「運送会社で車の運転」のように、仕事として何をしているかが分かるように】

→ F 7 【回答票 34】 あなたがお仕事をされている会社・団体に働いている人は、全体で何人くらいですか。

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 1 (ア) 1 人 | 7 (ウ) 300～499 人 |
| 2 (イ) 2～4 人 | 8 (カ) 500～999 人 |
| 3 (ウ) 5～9 人 | 9 (キ) 1000 人以上 |
| 4 (ク) 10～29 人 | 10 (コ) 官公庁（特殊法人などを含む） |
| 5 (ケ) 30～99 人 | 11 わからない |
| 6 (コ) 100～299 人 | |

- F 8 【回答票 35】 あなたは、現在または過去に、法律に関する勉強をされた経験がありますか。
(M. A.)

【調査員注：短大、専門学校で法律を勉強した人は、(ウ)に入れること】

- 1 (ウ) 大学の法学部系の学部（法学部、法経学部、法文学部）あるいは大学院で法律を勉強したことがある
- 2 (イ) 大学の法学部系以外の学部あるいは大学院で法律を勉強したことがある
- 3 (ウ) 大学以外で法律を勉強したことがある（独学を含む）
- 4 (ア) 法律を勉強したことはない
- 5 わからない

- F 9 【回答票 36】 あなたは、これまでに、法律に関わるお仕事をされた経験がありますか。
(M. A.)

- 1 (ウ) 法務部・法務課・法規室など、法律事務に直接関係する部門で仕事をした経験がある
- 2 (イ) (ウ)以外の会社の仕事を行うなかで、法律に関わった経験がある
- 3 (ウ) 仕事上で法律に関わった経験はない
- 4 わからない

- F 10 【回答票 37】 あなたの身近に、ここにあげるような方はいらっしゃいますか。
【調査員注：問2で重大な問題をあげた回答者には、「ただし、この調査で詳しくお答えいただいた問題をきっかけにお知り合いになった方は除いてください」と付け加える】

- (1) 弁護士・裁判官・検察官・公証人・法学教授で、
(a) あなたが困ったときに相談できる人がいますか。
(b) 【(a)に該当する人がいない場合】では、直接相談できる人はいなくても、紹介してもらえ
る当てはありますか。

【調査員注：(1)から(8)のそれぞれについて、(a)と(b)の設問を繰り返す】

(○は(1)から(8)のそれぞれについて1つずつ)

	(ウ) 相談できる 人がいる	(イ) 紹介しても らう当ては ある	(ウ) どちらも いない・ わからない
(1) 弁護士・裁判官・検察官・公証人・ 法学教授	→ 1	2	3
(2) 司法書士・税理士・行政書士	→ 1	2	3
(3) 保険会社の社員	→ 1	2	3
(4) 裁判所の職員・調停委員	→ 1	2	3
(5) 警察官	→ 1	2	3
(6) 民生委員	→ 1	2	3
(7) 教員（小・中・高校）	→ 1	2	3
(8) 国や自治体のその他の職員	→ 1	2	3

F11 【回答票 38】 あなたは、これまでに、弁護士を利用されたり、裁判所の調停、訴訟、その他の手続を経験されたことはありますか。あてはまるものをすべて選んでください。相手から調停を申し立てられたり、訴訟を提起された場合も含まれます。(M. A.)

【調査員注：問2で重大な問題をあげた回答者には、「この調査で詳しくお答えいただいた問題より前の経験をお答えください」と付け加える】

- 1 (ア) 弁護士を利用したことがある
- 2 (イ) 調停を経験したことがある
- 3 (ウ) 訴訟を経験したことがある
- 4 (ロ) その他の裁判所手続を経験したことがある（具体的に： _____）
- 5 (オ) 経験はない
- 6 _____ わからない

F12 【回答票 39】 あなたのお住まいは、この中のどれに該当しますか。

- 1 (ア) 賃貸住宅
- 2 (イ) 社宅・社員寮・学生寮・公務員住宅
- 3 (ロ) 親や親せきなどの家に同居
- 4 (ウ) 持ち家・分譲マンション
- 5 (オ) その他（具体的に： _____）
- 6 _____ わからない

F13 あなたは、今のところに何年くらいお住まいですか。

【調査員注：回答者が同じ地域内で引っ越した場合には、継続して住んでいるものとして計算する。1年未満の場合（3ヶ月など）は「1年」とし、1年以上で例えば「3年8ヶ月」等の場合の月数は切り捨てて「3年」とすること】

□ □ □ □ 年

なお、今回お答えいただいた問題について、後日、この調査を行っている大学研究者がさらにお話をおうかがいにお邪魔するとすれば、ご協力いただけますでしょうか。

- 1 協力する——→今年の秋頃までには、郵便でご挨拶状を差し上げます。
- 2 協力ができない
- 3 わからない

面接調査はこれで終了です。ご協力、大変ありがとうございました。

【調査員注：引き続き、留置調査票の協力をお願いすること】

(4) 留置調査票 (11バージョンの1つ)

A

◎ 暮らしと法律についての全国調査 ◎

平成 17 年 3 月

(調査企画)千葉大学 法と社会科学研究所センター
(調査実施)社団法人 中央調査社

支局番号	地 点 番 号	対象番号	点 検 者 名

— ご記入にあたってのお願い —

- ・あなた様ご自身のことなどについて少し立ち入ったこともお聞きしますが、統計的に分析することが目的で、他の目的にはもちいせん。どうか、ありのままをお答えくださいませうお願いいたします。
- ・アンケートは、黒又は青色の鉛筆・ペン・ボールペンでご記入くださいますよう、お願いいたします。
- ・質問番号順にお答えください。質問の中には、一部の方にだけおたずねするものもありますが、その場合は指示に従ってください。
- ・お答え方法は、あてはまる回答についている数字を○でかこんでいただく場合と、マスの中に数字を記入する場合があります。
- ・欄外の丸印などの記号は、コンピューターで処理するときの記号ですので気になさらずにお答え下さい。
- ・ご記入いただきました調査票は、 月 日 () に私 が受け取りにうかがいます。

問1 あなたは「法的に契約を結ぶこと」はどのようなものだと思いますか。次のAとBの意見のうち、あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。

(○は(1)から(3)のそれぞれについて1つずつ)

	Aの意見に強く賛成	Aの意見に賛成	どちらかといえばAの意見に賛成	どちらかといえばBの意見に賛成	Bの意見に賛成	Bの意見に強く賛成	
							Aの意見
(1) 内容は具体的にキッチリ決めておく方がよいと思う	1	2	3	4	5	6	Bの意見
(2) 自分から進んで守るものだと思う	1	2	3	4	5	6	仕方がなく守るものだと思う
(3) 何かのときに役に立つ	1	2	3	4	5	6	何かのときに役に立たない

問2 あなたは「法律」や「権利」をそれぞれどのようなものだと思いますか。次の各文章について、もっともあてはまるものに○をつけてください。（○は1)から10)のそれぞれについて1つずつ）

	まったく 思わない	そう 思わない	どちらか といえ ば そう 思わ ない	ど ちら か と い え ば そ う 思 う	そ う 思 う	強 く そ う 思 う
(1) 法律を破ったとき、強制的に従わされる	1	2	3	4	5	6
(2) 人びとは、社会の秩序を維持するために法律を守っている	1	2	3	4	5	6
(3) 法律を破ったのがばれなければ守らなくてもよい	1	2	3	4	5	6
(4) 法律があればトラブルが起きたときに楽である	1	2	3	4	5	6
(5) 人びとは、罰せられることをさけるために、法律を守っている	1	2	3	4	5	6
(6) 権利を主張して、まわりの人とギスギスするべきではない	1	2	3	4	5	6
(7) 商品を買って不良品だと思ったら、自分なら熟っていずに消費者の権利を主張する	1	2	3	4	5	6
(8) 財産のある人は権利に敏感だろう	1	2	3	4	5	6
(9) 権利の主張は正義にかなったことだ	1	2	3	4	5	6

問3 あなたは「裁判」をどのようなものだと思いますか。次の各文章について、もっともあてはまるものに○をつけてください。（○は1)から10)のそれぞれについて1つずつ）

	まったく 思わない	そう 思わない	どちらか といえ ば そう 思わ ない	ど ちら か と い え ば そ う 思 う	そ う 思 う	強 く そ う 思 う
(1) 裁判所はすべての人々に、正義にかなった裁判を保証してくれる	1	2	3	4	5	6
(2) 裁判所という場所に行くこと自体なんだかこわい	1	2	3	4	5	6
(3) 裁判に時間がかかるのはしかたがない	1	2	3	4	5	6
(4) 裁判になったら裁判官にまかせておけばよい	1	2	3	4	5	6
(5) 裁判をおこすにはよほどの決心が必要だ	1	2	3	4	5	6
(6) 裁判では、自分たちが熱心に主張すれば、裁判官はわかってくれるだろう	1	2	3	4	5	6
(7) 裁判に多額のお金がかかるのはしかたがない	1	2	3	4	5	6
(8) 裁判になったら弁護士にまかせておけばよい	1	2	3	4	5	6
(9) 裁判の結果には、不満があってもしかたがない	1	2	3	4	5	6
(10) 裁判は、当事者や弁護士が中心ではなく、裁判官が中心となって進められるべきだ	1	2	3	4	5	6

問4 あなたは「弁護士」、「裁判官」という職業をどのようなものだと思いますか。次の各文章について、もっともあてはまるものに○をつけてください。

(○は(1)から(4)のそれぞれについて1つずつ)

	まったくそう 思わない	そう 思わない	どちらか といえ ば そう 思わ ない	ど ち ら か と い え ば そ う 思 う	そ う 思 う	強 く そ う 思 う
(1) 弁護士はトラブルの時は自分の味方になってくれる	1	2	3	4	5	6
(2) 弁護士という職業は好感が持てる	1	2	3	4	5	6
(3) 裁判官はトラブルの時は自分の味方になってくれる	1	2	3	4	5	6
(4) 裁判官という職業は好感が持てる	1	2	3	4	5	6

問5 次の文章を読んで、質問にお答えください。

Aさんが道路を歩いていたら、知らない人の乗っている自転車が後ろからAさんにつつかり、Aさんは転んでけが（全治2ヶ月の骨折）をしてしまいました。Aさんは、自転車でぶつかった人に治療費を払ってもらいたいのですが、その人は払おうとしません。

このような場合に、Aさんが次のような行動をとることをどう考えますか。

(○は(1)から(3)のそれぞれについて1つずつ)

	な い ま っ た く 望 ま し く な い	望 ま し く な い	ど ち ら か と い え ば 望 ま し く な い	ど ち ら か と い え ば 望 ま し い	望 ま し い	と て も 望 ま し い
(1) 自分で交渉する	1	2	3	4	5	6
(2) 家族や知人に交渉を任せる	1	2	3	4	5	6
(3) 弁護士に交渉を任せる	1	2	3	4	5	6

問6 以下のさまざまな文章について、あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。
 (○は(1)から(10)のそれぞれについて1つずつ)

	まったく 思わない	そう 思わない	ど ち ら か と い え ば そ う 思 わ な い	ど ち ら か と い え ば そ う 思 う	そ う 思 う	強 く そ う 思 う
(1) 争いごとは円満に解決することが大切である	1	2	3	4	5	6
(2) 国立と私立を比べれば、病院にしても大学にしてもなんとなく国立の方が信頼できるような気がする	1	2	3	4	5	6
(3) この世の中では、努力はいつか報われるようになっている	1	2	3	4	5	6
(4) 政府は私たち国民を守ってくれて当然だ	1	2	3	4	5	6
(5) 争いごとになったときは、誰かに間に入ってもらって問題を解決するのがよい	1	2	3	4	5	6
(6) 人の生き方が自分の生き方と異なってもそれに口出しすべきでないと思う	1	2	3	4	5	6
(7) なにごともお上にまかせるという日本人の姿勢が日本を悪くしてきたように思う	1	2	3	4	5	6
(8) トラブルになっても専門家まかせにしてはだめだ	1	2	3	4	5	6
(9) なにごとも、自分でしようと思わないで、その道のプロにまかせた方がよい	1	2	3	4	5	6
(10) なにかにつけ、人と対立するような人が増えてきたように思う	1	2	3	4	5	6

問7 ここでは、あなたが普段の集まりの中でどのように行動するかについておたずねします。以下の各文章について、自分の行動や考え方にもっともあてはまるものに○をつけてください。
 (○は(1)から(4)のそれぞれについて1つずつ)

	ま っ た く あ て は ま ら な い	あ て は ま ら な い	ど ち ら か と い え ば あ て は ま ら な い	ど ち ら か と い え ば あ て は ま る	あ て は ま る	よ く あ て は ま る
(1) 集団の仲間と意見の不一致を生じないように気をつける	1	2	3	4	5	6
(2) 集団の仲間の望むように行動する必要はないと思う	1	2	3	4	5	6
(3) 自分の集団がまちがっているときには、集団を支持しない	1	2	3	4	5	6
(4) 集団の仲間と意見がひどくちがっているときは、仲間と反対の意見を主張する	1	2	3	4	5	6

問8 以下の各文章について、あなたにもっともあてはまるものに○をつけてください。

(○は①から③のそれぞれについて1つずつ)

	まったくあてはまらない	あてはまらない	どちらかといえばあてはまらない	どちらかといえばあてはまる	あてはまる	よくあてはまる
(1) 人におごってもらったら、次は私がおごるようにしている	1	2	3	4	5	6
(2) 非常にややこしく見えることには、手を出そうとは思わない	1	2	3	4	5	6
(3) すぐにあきらめてしまう	1	2	3	4	5	6

問9 あなたは次のような考え方をどう思いますか。もっともあてはまるものに○をつけてください。

(○は①から⑥のそれぞれについて1つずつ)

	まったく思わない	そう思わない	どちらかといえばそう思わない	どちらかといえばそう思う	そう思う	強くそう思う
(1) 親や学校の先生にけっしてさからわないようにこどもはしつけられるべきだ	1	2	3	4	5	6
(2) 悪い習慣にそまっていたり、行儀が悪い人たちと、まともな人たちとはうまくいくはずがない	1	2	3	4	5	6
(3) 不平を言わないでだまって働けば、みな裕福になるはずだ	1	2	3	4	5	6
(4) 世の中には人の能力を超えた力が働いているのだから、そのような力を信頼するべきである	1	2	3	4	5	6
(5) 普通のまともな人は、親友や血縁者を傷つけるようなことをけっして考えたりしない	1	2	3	4	5	6
(6) 人は、若いころは社会に反発しがちだが、年とともにだんだんと落ち着くものだ	1	2	3	4	5	6

問10 以下の文章を読んで、各質問にお答えください。

5歳のAちゃん、Bちゃん、Cちゃんが、市が管理する公園の砂場で遊んでいました。Cちゃんの母親が3人の面倒を見ていました。このとき、Aちゃんが使っていたバケツをBちゃんが力ずくで横取りしてしまいました。Aちゃんは怒って、砂場に落ちていたコンクリート片でBちゃんを殴ってしまいました。Bちゃんは目の上を5針縫うケガをしてしまいました。

【次のページの間にお答えください】

(a) Bちゃんがケガをしたことについて、以下の人や市はそれぞれどの程度悪いと思いますか。
 (○は(1)から(4)までそれぞれ1つずつ)

	全然 悪くない	少し 悪い	まあ まあ 悪い	かなり 悪い	非常 に 悪い
(1) 殴ったAちゃん	1	2	3	4	5
(2) 先に横取りしたBちゃん	1	2	3	4	5
(3) けんかを止められなかったCちゃんの母親	1	2	3	4	5
(4) 公園の砂場を安全に管理していなかった市	1	2	3	4	5

(b) あなたは、Bちゃんの治療費・通院費は、だれがどの程度負担すべきだと思いますか。
 (○は(1)から(4)までそれぞれ1つずつ)

	ま っ た く よ い	少 し 負 担 す る べ き だ	あ る 程 度 負 担 す る べ き だ	か な り 負 担 す る べ き だ	ほ と ん ど を 負 担 す る べ き だ
(1) 殴ったAちゃんの親	1	2	3	4	5
(2) 先に横取りしたBちゃんの親	1	2	3	4	5
(3) けんかを止められなかったCちゃんの母親	1	2	3	4	5
(4) 公園の砂場を安全に管理していなかった市	1	2	3	4	5

問 11 以下の文章を読んで、各質問にお答えください。

近所に使われていない空き地があります。地主は同じ町内のAさんで、近所の人と顔見知りです。その空き地には「私有地につき立入禁止」の立て札が立ててあり、その空き地の境界にはさくも作ってあります。その空き地は近所の子もたちがかってに遊び場になっています。

このような状況について、あなたはどう思いますか。あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。(○は(1)から(4)までそれぞれ1つずつ)

	反 対 ま っ た く	か な り 反 対	い え ば 反 対 ど ち ら か と	い え ば 賛 成 ど ち ら か と	か な り 賛 成	非 常 に 賛 成
(1) どうせ使われていないのだから、この程度使うのは許されてよいと思う	1	2	3	4	5	6
(2) 他人の所有地なのだから、勝手に使うことは絶対に許されない	1	2	3	4	5	6
(3) 地主は土地を使われなくなったら、勝手に入れないように対策をとるべきである	1	2	3	4	5	6
(4) この程度のことで、地主があれこれ文句をつけるべきではない	1	2	3	4	5	6

問 12 以下の文章は正しいと思いますか、まちがいだと思いますか。もっともあてはまるものに○をつけてください。(○は①から⑤のそれぞれについて1つずつ)

	まちがい だと思 う	たぶん まちが い だと思 う	たぶん 正しい と思 う	正しい と思 う	
(1) 土地や建物は、法的には登記のある人がその所有者である	1	2	3	4	6
(2) 正式の婚約といえども、男女の関係は自由な意思に基づくものであるから、破棄するのは自由であり、損害賠償などを払う必要はない	1	2	3	4	6
(3) たとえ子どもが成人していても、子どもが借りた借金は親にも返す義務がある	1	2	3	4	6
(4) 1000万円と書くつもりでまちがえて契約書に100万円と書いて、いったん署名・捺印してしまったら、あとから訂正することはできない	1	2	3	4	6
(5) 日本において弁護士に頼まずに裁判を起こすことは法律で認められていない	1	2	3	4	6

問 13 あなたは以下のようなことがらについて、おききになったことがありますか。もっともあてはまるものに○をつけてください。(○は①から⑤のそれぞれについて1つずつ)

	きいたこと はない	きいたこ とがあ る	たぶん きいた こと はあ り あ り	きいたこ とが あ り あ り あ り	きいたこ とが あ り あ り あ り あ り	
(1) 数年後から弁護士の数が大幅に増えること	1	2	3	4	5	6
(2) 条例で路上の喫煙を禁止している地域があること	1	2	3	4	5	6
(3) 裁判員制度について	1	2	3	4	5	6
(4) 一部の国では同性同士の結婚が許されていること	1	2	3	4	5	6
(5) 消費者契約法について	1	2	3	4	5	6

問 14 あなたご自身についておたずねします。もっともあてはまるものに○をつけてください。

(1) テレビや新聞などでニュースをどのくらい熱心にみていますか。(○は1つ)

- | | | | |
|---------------|-----------------|-------------|----------------|
| 1 | 2 | 3 | 4 |
| ほとんど
みていない | みているが
熱心ではない | 熱心に
みている | とても熱心に
みている |

(2) 同じ町内や、アパートの隣近所の方など地元の人とおつきあいはありますか。(○は1つ)

- | | | | | |
|----|-------|-----|-------|-----------|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| ない | あまりない | ふつう | かなりある | 非常に
ある |

【再度お手数ですが、回答者ご自身の生年月と性別について記入してください。】

F 1 あなたの性別は。

1 男 2 女

F 2 昭和何年何月のお生まれですか。

昭和 年 月生まれ

F 3 あなたご自身の昨年1年間の税込み年収はおいくらですか。(○は1つ)

1	なし	9	700万円未満
2	70万円未満	10	800万円未満
3	100万円未満	11	900万円未満
4	200万円未満	12	1,000万円未満
5	300万円未満	13	1,500万円未満
6	400万円未満	14	1,500万円以上
7	500万円未満	15	わからない
8	600万円未満		

F 4 あなたの同居されているご家族も含めた世帯全体の昨年1年間の税込年収はおいくらですか(○は1つ)

1	なし	9	700万円未満
2	70万円未満	10	800万円未満
3	100万円未満	11	900万円未満
4	200万円未満	12	1,000万円未満
5	300万円未満	13	1,500万円未満
6	400万円未満	14	1,500万円以上
7	500万円未満	15	わからない
8	600万円未満		

質問は以上です。長時間ご協力をいただきありがとうございました。

2 行動調査頻度票

度数分布表

Q1 食 品

	度 数	%	有効%
有 効 1問題経験あり	110	.9	.9
2問題経験なし	12298	99.1	99.1
合 計	12408	100.0	100.0

Q1 医 薬 品

	度 数	%	有効%
有 効 1問題経験あり	15	.1	.1
2問題経験なし	12393	99.9	99.9
合 計	12408	100.0	100.0

Q1 化粧品・エステ

	度 数	%	有効%
有 効 1問題経験あり	60	.5	.5
2問題経験なし	12348	99.5	99.5
合 計	12408	100.0	100.0

Q1 家庭用品・家具・家電・OA機器

	度 数	%	有効%
有 効 1問題経験あり	123	1.0	1.0
2問題経験なし	12285	99.0	99.0
合 計	12408	100.0	100.0

Q1 バイク・自動車

	度 数	%	有効%
有 効 1問題経験あり	37	.3	.3
2問題経験なし	12371	99.7	99.7
合 計	12408	100.0	100.0

Q1 クリーニング

	度 数	%	有効%
有 効 1問題経験あり	46	.4	.4
2問題経験なし	12362	99.6	99.6
合 計	12408	100.0	100.0

Q1 旅行関係

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	35	.3	.3
2 問題経験なし	12373	99.7	99.7
合計	12408	100.0	100.0

Q1 学校・塾・家庭教師

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	54	.4	.4
2 問題経験なし	12354	99.6	99.6
合計	12408	100.0	100.0

Q1 株式・債券・その他の金融商品

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	26	.2	.2
2 問題経験なし	12382	99.8	99.8
合計	12408	100.0	100.0

Q1 電話・インターネット関係

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	127	1.0	1.0
2 問題経験なし	12281	99.0	99.0
合計	12408	100.0	100.0

Q1 介護サービス

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	9	.1	.1
2 問題経験なし	12399	99.9	99.9
合計	12408	100.0	100.0

Q1 新聞の勧誘・購読

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	10	.1	.1
2 問題経験なし	12398	99.9	99.9
合計	12408	100.0	100.0

Q1 その他

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	49	.4	.4
2 問題経験なし	12359	99.6	99.6
合計	12408	100.0	100.0

Q1 なし

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	11811	95.2	95.2
2 あてはまらない	597	4.8	4.8
合計	12408	100.0	100.0

Q1 NA

	度数	%	有効%
有効 2 あてはまらない	12408	100.0	100.0

Q1 土地の売買

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	32	.3	.3
2 問題経験なし	12376	99.7	99.7
合計	12408	100.0	100.0

Q1 住宅（戸建・マンション）の売買

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	29	.2	.2
2 問題経験なし	12379	99.8	99.8
合計	12408	100.0	100.0

Q1 住宅（戸建て・マンション）の新築

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	39	.3	.3
2 問題経験なし	12369	99.7	99.7
合計	12408	100.0	100.0

Q1 住宅(戸建て・マンション)の改築・一部補修・リフォーム

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	86	.7	.7
2 問題経験なし	12322	99.3	99.3
合計	12408	100.0	100.0

Q1 その他

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	5	.0	.0
2 問題経験なし	12403	100.0	100.0
合計	12408	100.0	100.0

Q1 な い

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	12228	98.5	98.5
2 あてはまらない	180	1.5	1.5
合計	12408	100.0	100.0

Q1 NA

	度数	%	有効%
有効 2 あてはまらない	12408	100.0	100.0

Q1 賃料関係

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	27	.2	.2
2 問題経験なし	12381	99.8	99.8
合計	12408	100.0	100.0

Q1 立ち退き・立ち退き料

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	21	.2	.2
2 問題経験なし	12387	99.8	99.8
合計	12408	100.0	100.0

Q1 敷金・保証金

	度 数	%	有効%
有 効 1問題経験あり	67	.5	.5
2問題経験なし	12341	99.5	99.5
合 計	12408	100.0	100.0

Q1 礼金・更新料

	度 数	%	有効%
有 効 1問題経験あり	10	.1	.1
2問題経験なし	12398	99.9	99.9
合 計	12408	100.0	100.0

Q1 修 繕

	度 数	%	有効%
有 効 1問題経験あり	60	.5	.5
2問題経験なし	12348	99.5	99.5
合 計	12408	100.0	100.0

Q1 その他

	度 数	%	有効%
有 効 1問題経験あり	13	.1	.1
2問題経験なし	12395	99.9	99.9
合 計	12408	100.0	100.0

Q1 な い

	度 数	%	有効%
有 効 1あてはまる	12233	98.6	98.6
2あてはまらない	175	1.4	1.4
合 計	12408	100.0	100.0

Q1 NA

	度 数	%	有効%
有 効 2あてはまらない	12408	100.0	100.0

Q1 賃金不払い (一部不払いも含む)

	度 数	%	有効%
有 効 1 問題経験あり	89	.7	.7
2 問題経験なし	12319	99.3	99.3
合 計	12408	100.0	100.0

Q1 不当解雇

	度 数	%	有効%
有 効 1 問題経験あり	36	.3	.3
2 問題経験なし	12372	99.7	99.7
合 計	12408	100.0	100.0

Q1 不当な配置転換・人事異動

	度 数	%	有効%
有 効 1 問題経験あり	36	.3	.3
2 問題経験なし	12372	99.7	99.7
合 計	12408	100.0	100.0

Q1 不当な超過勤務や休日出勤

	度 数	%	有効%
有 効 1 問題経験あり	112	.9	.9
2 問題経験なし	12296	99.1	99.1
合 計	12408	100.0	100.0

Q1 退職金不払い (一部不払いも含む)

	度 数	%	有効%
有 効 1 問題経験あり	16	.1	.1
2 問題経験なし	12392	99.9	99.9
合 計	12408	100.0	100.0

Q1 セクハラ

	度 数	%	有効%
有 効 1 問題経験あり	28	.2	.2
2 問題経験なし	12380	99.8	99.8
合 計	12408	100.0	100.0

Q1 いじめ

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	62	.5	.5
2 問題経験なし	12346	99.5	99.5
合計	12408	100.0	100.0

Q1 その他

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	49	.4	.4
2 問題経験なし	12359	99.6	99.6
合計	12408	100.0	100.0

Q1 な い

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	12039	97.0	97.0
2 あてはまらない	369	3.0	3.0
合計	12408	100.0	100.0

Q1 NA

	度数	%	有効%
有効 2 あてはまらない	12408	100.0	100.0

Q1 離婚関係

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	82	.7	.7
2 問題経験なし	12326	99.3	99.3
合計	12408	100.0	100.0

Q1 相続関係

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	110	.9	.9
2 問題経験なし	12298	99.1	99.1
合計	12408	100.0	100.0

Q1 介護関係

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	83	.7	.7
2 問題経験なし	12325	99.3	99.3
合計	12408	100.0	100.0

Q1 その他

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	25	.2	.2
2 問題経験なし	12383	99.8	99.8
合計	12408	100.0	100.0

Q1 な い

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	12133	97.8	97.8
2 あてはまらない	275	2.2	2.2
合計	12408	100.0	100.0

Q1 NA

	度数	%	有効%
有効 2 あてはまらない	12408	100.0	100.0

Q1 交通事故（人身被害あり）

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	391	3.2	3.2
2 問題経験なし	12017	96.8	96.8
合計	12408	100.0	100.0

Q1 交通事故（人身被害なし）

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	346	2.8	2.8
2 問題経験なし	12062	97.2	97.2
合計	12408	100.0	100.0

Q1 医療事故

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	22	.2	.2
2 問題経験なし	12386	99.8	99.8
合計	12408	100.0	100.0

Q1 労働災害（通勤災害、過労なども含む）

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	20	.2	.2
2 問題経験なし	12388	99.8	99.8
合計	12408	100.0	100.0

Q1 学校での暴力・いじめなどの事件や怪我などの事故

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	36	.3	.3
2 問題経験なし	12372	99.7	99.7
合計	12408	100.0	100.0

Q1 厭がらせや名誉毀損など、精神的被害の生じた事件

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	57	.5	.5
2 問題経験なし	12351	99.5	99.5
合計	12408	100.0	100.0

Q1 その他の、死亡や傷害の生じた事件や事故

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	9	.1	.1
2 問題経験なし	12399	99.9	99.9
合計	12408	100.0	100.0

Q1 その他の、物や金銭上の損害が生じた事件や事故

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	68	.5	.5
2 問題経験なし	12340	99.5	99.5
合計	12408	100.0	100.0

Q1 な い

	度 数	%	有効%
有 効 1 あてはまる	11503	92.7	92.7
2 あてはまらない	905	7.3	7.3
合 計	12408	100.0	100.0

Q1 NA

	度 数	%	有効%
有 効 2 あてはまらない	12408	100.0	100.0

Q1 隣人との土地の境界線

	度 数	%	有効%
有 効 1 問題経験あり	114	.9	.9
2 問題経験なし	12294	99.1	99.1
合 計	12408	100.0	100.0

Q1 騒音・悪臭・振動

	度 数	%	有効%
有 効 1 問題経験あり	228	1.8	1.8
2 問題経験なし	12180	98.2	98.2
合 計	12408	100.0	100.0

Q1 ペット

	度 数	%	有効%
有 効 1 問題経験あり	180	1.5	1.5
2 問題経験なし	12228	98.5	98.5
合 計	12408	100.0	100.0

Q1 マンションやアパートでの水漏れ

	度 数	%	有効%
有 効 1 問題経験あり	39	.3	.3
2 問題経験なし	12369	99.7	99.7
合 計	12408	100.0	100.0

Q1 日照・通風の妨げや景観妨害など

	度 数	%	有効%
有 効 1 問題経験あり	34	.3	.3
2 問題経験なし	12374	99.7	99.7
合 計	12408	100.0	100.0

Q1 その他

	度 数	%	有効%
有 効 1 問題経験あり	144	1.2	1.2
2 問題経験なし	12264	98.8	98.8
合 計	12408	100.0	100.0

Q1 な い

	度 数	%	有効%
有 効 1 あてはまる	11752	94.7	94.7
2 あてはまらない	656	5.3	5.3
合 計	12408	100.0	100.0

Q1 NA

	度 数	%	有効%
有 効 2 あてはまらない	12408	100.0	100.0

Q1 知人・親戚との間で金銭貸借問題

	度 数	%	有効%
有 効 1 問題経験あり	212	1.7	1.7
2 問題経験なし	12196	98.3	98.3
合 計	12408	100.0	100.0

Q1 銀行・郵便局と問題

	度 数	%	有効%
有 効 1 問題経験あり	21	.2	.2
2 問題経験なし	12387	99.8	99.8
合 計	12408	100.0	100.0

Q1 カード・クレジット会社と金銭貸借問題

	度 数	%	有効%
有 効 1 問題経験あり	24	.2	.2
2 問題経験なし	12384	99.8	99.8
合 計	12408	100.0	100.0

Q1 消費者金融と金銭貸借問題

	度 数	%	有効%
有 効 1 問題経験あり	29	.2	.2
2 問題経験なし	12379	99.8	99.8
合 計	12408	100.0	100.0

Q1 そ の 他

	度 数	%	有効%
有 効 1 問題経験あり	6	.0	.0
2 問題経験なし	12402	100.0	100.0
合 計	12408	100.0	100.0

Q1 な い

	度 数	%	有効%
有 効 1 あてはまる	12136	97.8	97.8
2 あてはまらない	272	2.2	2.2
合 計	12408	100.0	100.0

Q1 NA

	度 数	%	有効%
有 効 2 あてはまらない	12408	100.0	100.0

Q1 生命保険（年金保険も含む）

	度 数	%	有効%
有 効 1 問題経験あり	102	.8	.8
2 問題経験なし	12306	99.2	99.2
合 計	12408	100.0	100.0

Q1 傷害保険

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	7	.1	.1
2 問題経験なし	12401	99.9	99.9
合計	12408	100.0	100.0

Q1 疾病保険

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	17	.1	.1
2 問題経験なし	12391	99.9	99.9
合計	12408	100.0	100.0

Q1 損害保険

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	40	.3	.3
2 問題経験なし	12368	99.7	99.7
合計	12408	100.0	100.0

Q1 その他

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	7	.1	.1
2 問題経験なし	12401	99.9	99.9
合計	12408	100.0	100.0

Q1 な い

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	12240	98.6	98.6
2 あてはまらない	168	1.4	1.4
合計	12408	100.0	100.0

Q1 NA

	度数	%	有効%
有効 2 あてはまらない	12408	100.0	100.0

Q1 税金

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	48	.4	.4
2 問題経験なし	12360	99.6	99.6
合計	12408	100.0	100.0

Q1 年金（恩給を含む）

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	48	.4	.4
2 問題経験なし	12360	99.6	99.6
合計	12408	100.0	100.0

Q1 公的保険（健康保険、介護保険、失業保険、労災保険）

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	23	.2	.2
2 問題経験なし	12385	99.8	99.8
合計	12408	100.0	100.0

Q1 その他の社会福祉給付（児童手当、生活保護なども含む）

	度数	%	有効%
有効 1 問題経験あり	15	.1	.1
2 問題経験なし	12393	99.9	99.9
合計	12408	100.0	100.0

Q1 その他

	度数	%	有効%
有効 2 問題経験なし	12408	100.0	100.0

Q1 な い

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	12285	99.0	99.0
2 あてはまらない	123	1.0	1.0
合計	12408	100.0	100.0

Q1 NA

	度 数	%	有効%
有 効 2 あてはまらない	12408	100.0	100.0

Q1 その他の問題

	度 数	%	有効%
有 効 1 問題経験あり	39	.3	.3
2 問題経験なし	12369	99.7	99.7
合 計	12408	100.0	100.0

Q1 いずれか1つでも問題を経験

	度 数	%	有効%
有 効 1 問題経験あり	2343	18.9	18.9
2 問題経験なし	10065	81.1	81.1
合 計	12408	100.0	100.0

Q2 最も重大な問題（問題類型）

	度 数	%	有効%
有 効 1 商品・サービス	322	2.6	14.3
2 土地・住宅の新 築・改築・売買	90	.7	4.0
3 アパート・マンション・ 土地・家屋の貸し借り	62	.5	2.8
4 雇用	232	1.9	10.3
5 家族・親族	162	1.3	7.2
6 事件・事故	679	5.5	30.3
7 近隣関係	405	3.3	18.0
8 金銭貸借	155	1.2	6.9
9 民間保険	58	.5	2.6
10 税金・年金・公 的保険	55	.4	2.5
11 その他	24	.2	1.1
合 計	2244	18.1	100.0
欠 損	88	10065	81.1
値	99 N.A.	99	.8
合 計	10164	81.9	
合 計	12408	100.0	

Q2 最も重大な問題 (番号)

		度 数	%	有効%
有 効	101 食品	32	.3	1.4
	102 医薬品	7	.1	.3
	103 化粧品・エステ	33	.3	1.5
	104 家庭用品・家具・ 家電・OA 機器	59	.5	2.6
	105 バイク・自動車	15	.1	.7
	106 クリーニング	19	.2	.8
	107 旅行関係	15	.1	.7
	108 学校・塾・家 庭教師	22	.2	1.0
	109 株式・債券・そ の他金融商品	16	.1	.7
	110 電話・インター ネット関係	61	.5	2.7
	111 介護サービス	3	.0	.1
	112 その他	35	.3	1.6
	115 新聞の勧誘・ 購読	5	.0	.2
	201 土地売買	12	.1	.5
	202 住宅売買	8	.1	.4
	203 住宅新築	25	.2	1.1
	204 住宅改築	42	.3	1.9
	205 その他	3	.0	.1
	301 貸料関係	4	.0	.2
	302 立ち退き・立 ち退き料	8	.1	.4
	303 敷金・保証金	31	.2	1.4
	304 礼金・更新料	1	.0	.0
	305 借家修繕	11	.1	.5
	306 その他	7	.1	.3
	401 賃金不払い	51	.4	2.3
	402 不当解雇	22	.2	1.0
	403 不当な配置転 換・人事異動	15	.1	.7
	404 不当な超過勤 務・休日出勤	64	.5	2.9
	405 退職金不払い	10	.1	.4
	406 セクハラ	10	.1	.4
	407 いじめ	29	.2	1.3
	408 その他	31	.2	1.4
	501 離婚関係	62	.5	2.8
	502 相続関係	57	.5	2.5

503	介護関係	27	.2	1.2
504	その他	16	.1	.7
601	交通事故(人 身被害あり)	310	2.5	13.8
602	交通事故(人 身被害なし)	244	2.0	10.9
603	医療事故	14	.1	.6
604	労働災害	8	.1	.4
605	学校での事故	25	.2	1.1
606	精神的被害	24	.2	1.1
607	その他の怪我・ 傷害等の事件・ 事故	7	.1	.3
608	その他の物的・ 金銭的被害	47	.4	2.1
701	境界紛争	53	.4	2.4
702	騒音・悪臭・振動	128	1.0	5.7
703	ペット	92	.7	4.1
704	水漏れ	11	.1	.5
705	日照・通風妨 害・景観妨害	12	.1	.5
706	その他	109	.9	4.9
801	知人・親戚	125	1.0	5.6
802	銀行・金融機関	9	.1	.4
803	カード・クレジッ ト会社	2	.0	.1
804	消費者金融 (サラ金)	15	.1	.7
805	その他	4	.0	.2
901	生命保険	38	.3	1.7
902	傷害保険	1	.0	.0
903	疾病保険	7	.1	.3
904	損害保険	10	.1	.4
905	その他	2	.0	.1
1001	税金	19	.2	.8
1002	公的年金	17	.1	.8
1003	公的保険	13	.1	.6
1004	その他の社 会福祉給付	6	.0	.3
1101	その他の問題	24	.2	1.1
	合 計	2244	18.1	100.0
欠 損	8888	10065	81.1	
値	9999 N. A.	99	.8	
	合 計	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q3 問題発生年

	度 数	%	有効%	累積%
有 効 1	9	.1	.4	.4
2	7	.1	.3	.7
3	6	.0	.3	1.0
4	2	.0	.1	1.1
5	4	.0	.2	1.3
6	1	.0	.0	1.3
7	24	.2	1.1	2.4
8	8	.1	.4	2.8
9	8	.1	.4	3.1
10	21	.2	1.0	4.1
11	14	.1	.6	4.7
12	211	1.7	9.6	14.3
13	285	2.3	12.9	27.2
14	341	2.7	15.4	42.6
15	428	3.4	19.4	62.0
16	660	5.3	29.9	91.9
17	179	1.4	8.1	100.0
合 計	2208	17.8	100.0	
欠 損				
値 88	10113	81.5		
99	87	.7		
合 計	10200	82.2		
合 計	12408	100.0		

Q3 問題発生月

	度 数	%	有効%	累積%
有 効 1	170	1.4	8.1	8.1
2	196	1.6	9.4	17.5
3	234	1.9	11.2	28.6
4	225	1.8	10.7	39.4
5	166	1.3	7.9	47.3
6	139	1.1	6.6	53.9
7	125	1.0	6.0	59.9
8	162	1.3	7.7	67.6
9	143	1.2	6.8	74.5
10	221	1.8	10.5	85.0
11	141	1.1	6.7	91.7
12	173	1.4	8.3	100.0
合 計	2095	16.9	100.0	
欠 損				
値 88	10113	81.5		
99	200	1.6		
合 計	10313	83.1		
合 計	12408	100.0		

Q4 問題の金銭換算

	度 数	%	有効%	
有 効	1 わかる	1162	9.4	52.1
	2 わからない	503	4.1	22.5
	3 お金には換算 できない	566	4.6	25.4
	合 計	2231	18.0	100.0
欠 損 値	8 nonrelevant	10113	81.5	
	9 NA	64	.5	
合 計	10177	82.0		
合 計	12408	100.0		

統 計 量

Q4 問題の金銭換算額

度 数	有 効	1162
	欠損値	11246
平均値		2469.47
平均値の標準誤差		341.601
中央値		200.00
最頻値		100
分 散		135594880.471
最小値		0
最大値		180000

Q4 問題の金銭換算額

	度 数	%	有効%	累積%
有効 0	21	.2	1.8	1.8
1	19	.2	1.6	3.4
2	5	.0	.4	3.9
3	13	.1	1.1	5.0
4	5	.0	.4	5.4
5	8	.1	.7	6.1
6	2	.0	.2	6.3
8	4	.0	.3	6.6
10	41	.3	3.5	10.2
12	1	.0	.1	10.2
14	1	.0	.1	10.3
15	7	.1	.6	10.9
16	1	.0	.1	11.0
17	2	.0	.2	11.2
18	2	.0	.2	11.4
19	2	.0	.2	11.5
20	43	.3	3.7	15.2
23	2	.0	.2	15.4
24	1	.0	.1	15.5
25	4	.0	.3	15.8
26	1	.0	.1	15.9
27	1	.0	.1	16.0
28	1	.0	.1	16.1
30	42	.3	3.6	19.7
35	4	.0	.3	20.1
38	3	.0	.3	20.3
39	1	.0	.1	20.4
40	17	.1	1.5	21.9
45	1	.0	.1	21.9
48	1	.0	.1	22.0
50	38	.3	3.3	25.3
55	1	.0	.1	25.4
60	14	.1	1.2	26.6
65	1	.0	.1	26.7
70	12	.1	1.0	27.7
73	1	.0	.1	27.8
75	1	.0	.1	27.9
80	25	.2	2.2	30.0
85	1	.0	.1	30.1
88	1	.0	.1	30.2
89	1	.0	.1	30.3

90	3	.0	.3	30.6
98	1	.0	.1	30.6
100	89	.7	7.7	38.3
110	1	.0	.1	38.4
120	9	.1	.8	39.2
130	12	.1	1.0	40.2
140	2	.0	.2	40.4
150	43	.3	3.7	44.1
160	1	.0	.1	44.1
170	1	.0	.1	44.2
176	2	.0	.2	44.4
180	3	.0	.3	44.7
190	3	.0	.3	44.9
198	1	.0	.1	45.0
200	70	.6	6.0	51.0
230	1	.0	.1	51.1
240	1	.0	.1	51.2
250	7	.1	.6	51.8
255	1	.0	.1	51.9
260	1	.0	.1	52.0
280	1	.0	.1	52.1
300	66	.5	5.7	57.7
303	1	.0	.1	57.8
350	3	.0	.3	58.1
359	1	.0	.1	58.2
360	1	.0	.1	58.3
380	2	.0	.2	58.4
400	33	.3	2.8	61.3
430	1	.0	.1	61.4
450	7	.1	.6	62.0
475	1	.0	.1	62.0
480	2	.0	.2	62.2
500	57	.5	4.9	67.1
540	1	.0	.1	67.2
550	1	.0	.1	67.3
560	2	.0	.2	67.5
576	1	.0	.1	67.6
600	21	.2	1.8	69.4
620	1	.0	.1	69.4
650	1	.0	.1	69.5
680	1	.0	.1	69.6
690	1	.0	.1	69.7
700	15	.1	1.3	71.0
750	1	.0	.1	71.1

770	1	.0	.1	71.2
800	15	.1	1.3	72.5
850	2	.0	.2	72.6
900	3	.0	.3	72.9
1000	72	.6	6.2	79.1
1100	3	.0	.3	79.3
1140	1	.0	.1	79.4
1200	10	.1	.9	80.3
1220	1	.0	.1	80.4
1250	1	.0	.1	80.5
1300	3	.0	.3	80.7
1350	1	.0	.1	80.8
1400	1	.0	.1	80.9
1500	29	.2	2.5	83.4
1550	1	.0	.1	83.5
1600	2	.0	.2	83.6
1650	3	.0	.3	83.9
1800	1	.0	.1	84.0
2000	40	.3	3.4	87.4
2200	1	.0	.1	87.5
2500	5	.0	.4	88.0
2640	1	.0	.1	88.0
2900	2	.0	.2	88.2
3000	19	.2	1.6	89.8
3200	1	.0	.1	89.9
3300	1	.0	.1	90.0
3350	2	.0	.2	90.2
3500	1	.0	.1	90.3
3700	1	.0	.1	90.4
4000	7	.1	.6	91.0
4500	2	.0	.2	91.1
4600	1	.0	.1	91.2
5000	18	.1	1.5	92.8
5280	1	.0	.1	92.9
6000	7	.1	.6	93.5
6900	1	.0	.1	93.5
7000	2	.0	.2	93.7
8000	6	.0	.5	94.2
8500	1	.0	.1	94.3
9000	2	.0	.2	94.5
10000	17	.1	1.5	96.0
11000	1	.0	.1	96.0
11500	1	.0	.1	96.1
12000	4	.0	.3	96.5

14900	1	.0	.1	96.6
15000	5	.0	.4	97.0
18000	1	.0	.1	97.1
20000	5	.0	.4	97.5
20810	1	.0	.1	97.6
21000	1	.0	.1	97.7
23000	1	.0	.1	97.8
30000	14	.1	1.2	99.0
50000	5	.0	.4	99.4
80000	1	.0	.1	99.5
100000	2	.0	.2	99.7
120000	1	.0	.1	99.7
160000	1	.0	.1	99.8
175000	1	.0	.1	99.9
180000	1	.0	.1	100.0
合計	1162	9.4	100.0	
欠損	8888888	11195	90.2	
値	9999999	51	.4	
合計	11246	90.6		
合計	12408	100.0		

Q6 その問題での立場（加害者／被害者）

	度数	%	有効%	
有効	1 被害を受けた側	1722	13.9	77.2
	2 被害を与えた側	243	2.0	10.9
	3 どちらともいえない	243	2.0	10.9
	4 わからない	22	.2	1.0
	合計	2230	18.0	100.0
欠損	8 nonrelevant	10113	81.5	
値	9 NA	65	.5	
	合計	10178	82.0	
合計	12408	100.0		

Q7 問題の相手方（家族・親戚）

	度数	%	有効%	
有効	1 あてはまる	220	1.8	9.8
	2 あてはまらない	2024	16.3	90.2
	合計	2244	18.1	100.0
欠損	8 nonrelevant	10164	81.9	
合計	12408	100.0		

Q7 問題の相手方 (知人・友人)

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	149	1.2	6.6
	2 あてはまらない	2095	16.9	93.4
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q7 問題の相手方 (隣人)

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	340	2.7	15.2
	2 あてはまらない	1904	15.3	84.8
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q7 問題の相手方 (家主・地主 (個人))

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	39	.3	1.7
	2 あてはまらない	2205	17.8	98.3
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q7 問題の相手方 (家主・地主 (法人), 管理会社)

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	29	.2	1.3
	2 あてはまらない	2215	17.9	98.7
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q7 問題の相手方 (借家人・借地人 (個人))

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	13	.1	.6
	2 あてはまらない	2231	18.0	99.4
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q7 問題の相手方 (借家人・借地人 (法人))

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	.4	.0	.2
	2 あてはまらない	2240	18.1	99.8
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q7 問題の相手方 (職場の部下・同僚・上司)

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	50	.4	2.2
	2 あてはまらない	2194	17.7	97.8
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q7 問題の相手方 (知らない人)

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	604	4.9	26.9
	2 あてはまらない	1640	13.2	73.1
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q7 問題の相手方 (商店)

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	63	.5	2.8
	2 あてはまらない	2181	17.6	97.2
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q7 問題の相手方 (スーパー・デパート)

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	20	.2	.9
	2 あてはまらない	2224	17.9	99.1
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q7 問題の相手方 (保険会社)

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	93	.7	4.1
	2 あてはまらない	2151	17.3	95.9
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損債	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q7 問題の相手方 (銀行、クレジット会社などの金融機関)

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	39	.3	1.7
	2 あてはまらない	2205	17.8	98.3
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損債	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q7 問題の相手方 (その他の民間企業や民間団体)

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	500	4.0	22.3
	2 あてはまらない	1744	14.1	77.7
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損債	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q7 問題の相手方 (病院)

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	39	.3	1.7
	2 あてはまらない	2205	17.8	98.3
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損債	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q7 問題の相手方 (自治体 (都道府県や市区町村))

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	62	.5	2.8
	2 あてはまらない	2182	17.6	97.2
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損債	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q7 問題の相手方 (国 (省庁やその出先機関))

	度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	23	.2
	2 あてはまらない	2221	17.9
	合 計	2244	18.1
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9
合 計	12408	100.0	

Q7 問題の相手方 (その他の公的機関や団体)

	度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	24	.2
	2 あてはまらない	2220	17.9
	合 計	2244	18.1
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9
合 計	12408	100.0	

Q7 元配偶者

	度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	7	.1
	2 あてはまらない	2285	18.4
	合 計	2292	18.5
欠損値	8 nonrelevant	10116	81.5
合 計	12408	100.0	

Q7 間接的な知り合い

	度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	11	.1
	2 あてはまらない	2281	18.4
	合 計	2292	18.5
欠損値	8 nonrelevant	10116	81.5
合 計	12408	100.0	

Q7 問題の相手方 (その他)

	度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	34	.3
	2 あてはまらない	2210	17.8
	合 計	2244	18.1
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9
合 計	12408	100.0	

Q7 わからない

	度 数	%	有効%
有 効 1 あてはまる	30	.2	1.3
2 あてはまらない	2214	17.8	98.7
合 計	2244	18.1	100.0
欠損値 8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計	12408	100.0	

Q7 NA

	度 数	%	有効%
有 効 1 あてはまる	11	.1	.5
2 あてはまらない	2233	18.0	99.5
合 計	2244	18.1	100.0
欠損値 8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計	12408	100.0	

Q7 問題の主要な相手方

	度 数	%	有効%
有 効 1 家族・親戚	207	1.7	9.3
2 知人・友人	133	1.1	6.0
3 隣人	324	2.6	14.5
4 家主・地主(個人)	37	.3	1.7
5 家主・地主(法人)	28	.2	1.3
6 借家人・借地人(個人)	10	.1	.4
7 借家人・借地人(法人)	4	.0	.2
8 職場の部下・同僚・上司	40	.3	1.8
9 知らない人	577	4.7	25.8
10 商店	61	.5	2.7
11 スーパー・デパート	20	.2	.9
12 保険会社	76	.6	3.4
13 金融機関(銀行・クレジット会社など)	31	.2	1.4
14 その他の民間企業や民間団体	486	3.9	21.8
15 病院	33	.3	1.5
16 自治体	49	.4	2.2

	17 国(省庁やその出先機関)	20	.2	.9
	18 その他の公的機関・団体	21	.2	.9
	19 その他	29	.2	1.3
	20 わからない	30	.2	1.3
	22 元配偶者	6	.0	.3
	23 間接的な知り合い	11	.1	.5
	合計	2233	18.0	100.0
欠損値	88 nonrelevant	10113	81.5	
	99 NA	62	.5	
	合計	10175	82.0	
合計		12408	100.0	

Q8 本で調べた

	度数	%	有効%	
有効	1 あてはまる	154	1.2	6.9
	2 あてはまらない	2090	16.8	93.1
	合計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合計		12408	100.0	

Q8 インターネットで調べた

	度数	%	有効%	
有効	1 あてはまる	177	1.4	7.9
	2 あてはまらない	2067	16.7	92.1
	合計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合計		12408	100.0	

Q8 本でもインターネットでも調べなかった

	度数	%	有効%	
有効	1 あてはまる	1870	15.1	83.3
	2 あてはまらない	374	3.0	16.7
	合計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合計		12408	100.0	

Q8 わからない

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	72	.6	3.2
	2 あてはまらない	2172	17.5	96.8
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q8 NA

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	16	.1	.7
	2 あてはまらない	2228	18.0	99.3
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q9 相手方と直接会って話し合った

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	1112	9.0	49.6
	2 あてはまらない	1132	9.1	50.4
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q9 電話あるいは手紙で連絡を取った（ファックス・電子メールを含む）

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	397	3.2	17.7
	2 あてはまらない	1847	14.9	82.3
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q9 家族・親戚・友人・知人を通して連絡を取った

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	225	1.8	10.0
	2 あてはまらない	2019	16.3	90.0
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q9 弁護士を通して連絡を取った

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	116	.9	5.2
	2 あてはまらない	2128	17.2	94.8
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計	12408	100.0		

Q9 弁護士以外の第三者を通して連絡を取った

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	199	1.6	8.9
	2 あてはまらない	2045	16.5	91.1
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計	12408	100.0		

Q9 裁判所に調停を申し出た

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	54	.4	2.4
	2 あてはまらない	2190	17.6	97.6
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計	12408	100.0		

Q9 裁判所に訴訟を提起した

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	19	.2	.8
	2 あてはまらない	2225	17.9	99.2
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計	12408	100.0		

Q9 裁判所のその他の法的手続を用いた（家事審判・支払督促・仮処分など）

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	18	.1	.8
	2 あてはまらない	2226	17.9	99.2
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計	12408	100.0		

Q9 保険会社を通して連絡をとった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	174	1.4	7.8
	2 あてはまらない	2070	16.7	92.2
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q9 警察以外の官庁を通して連絡をとった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	24	.2	1.1
	2 あてはまらない	2220	17.9	98.9
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q9 警察を通して連絡をとった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	8	.1	.4
	2 あてはまらない	2236	18.0	99.6
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q9 民間業者を通して連絡をとった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	22	.2	1.0
	2 あてはまらない	2222	17.9	99.0
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q9 学校の先生を通して連絡をとった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	7	.1	.3
	2 あてはまらない	2237	18.0	99.7
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q9 弁護士以外の専門職を通して連絡をとった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	4	.0	.2
	2 あてはまらない	2240	18.1	99.8
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q9 職場関係者を通して連絡をとった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	14	.1	.6
	2 あてはまらない	2230	18.0	99.4
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q9 その他の方法

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	8	.1	.4
	2 あてはまらない	2236	18.0	99.6
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q9 何もしなかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	495	4.0	22.1
	2 あてはまらない	1645	13.3	73.3
	9 相手不明 or NA	104	.8	4.6
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q9 相手が誰かわからなかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	82	.7	3.7
	2 あてはまらない	2162	17.4	96.3
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q9 わからない

	度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	10	.1
	2 あてはまらない	2234	18.0
	合 計	2244	18.1
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9
合 計		12408	100.0

Q9 NA

	度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	12	.1
	2 あてはまらない	2232	18.0
	合 計	2244	18.1
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9
合 計		12408	100.0

Q9 最初に起こした行動

	度 数	%	有効%
有 効	1 相手方と会って話し合った	959	7.7
	2 電話あるいは手紙で連絡をとった	247	2.0
	3 家族・親せき・友人・知人を通して連絡をとった	104	.8
	4 弁護士を通して連絡をとった	51	.4
	5 弁護士以外の第三者を通して連絡をとった	104	.8
	6 調停を申し立てた	10	.1
	7 訴訟を提起した	4	.0
	8 裁判所のその他の手続を用いた	5	.0
	9 その他の方法	162	1.3
	合 計	1646	13.3
欠損値	88 nonrelevant	10710	86.3
	99 NA	52	.4
	合 計	10762	86.7
合 計		12408	100.0

Q9 2番目に起こした行動

		度 数	%	有効%
有 効	1 相手方と会って話し合った	133	1.1	22.4
	2 電話あるいは手紙で連絡をとった	117	.9	19.7
	3 家族・親せき・友人・知人を通して連絡をとった	96	.8	16.2
	4 弁護士を通して連絡をとった	43	.3	7.3
	5 弁護士以外の第三者を通して連絡をとった	74	.6	12.5
	6 調停を申し立てた	29	.2	4.9
	7 訴訟を提起した	3	.0	.5
	8 裁判所のその他の手続を用いた	3	.0	5.0
	9 その他の方法	95	.8	16.0
	合 計	593	4.8	100.0
欠損値	88 nonrelevant	10710	86.3	
	99 NA	1105	8.9	
	合 計	11815	95.2	
合 計		12408	100.0	

Q9 1 問題の解決を弁護士に依頼をしましたか

		度 数	%	有効%
有 効	1 依頼をした	120	1.0	7.3
	2 依頼をしなかった	1519	12.2	92.3
	3 わからない	6	.0	.4
	合 計	1645	13.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10710	86.3	
	9 NA	53	.4	
	合 計	10763	86.7	
合 計		12408	100.0	

Q9 2 問題の解決を弁護士に依頼することを考えましたか

		度 数	%	有効%
有 効	1 考えたことがあった	217	1.7	14.4
	2 考えたことはなかった	1274	10.3	84.4
	3 わからない	18	.1	1.2
	合 計	1509	12.2	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10838	87.3	
	9 NA	61	.5	
	合 計	10899	87.8	
合 計	12408	100.0		

Q9 3 問題の解決のために裁判所を利用しようと考えたことがありましたか

		度 数	%	有効%
有 効	1 考えたことがあった	161	1.3	10.5
	2 考えたことはなかった	1343	10.8	87.2
	3 わからない	36	.3	2.3
	合 計	1540	12.4	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10785	86.9	
	9 NA	83	.7	
	合 計	10868	87.6	
合 計	12408	100.0		

Q10 あなたはどちらの側が正しいと思いましたか

		度 数	%	有効%	累積%
有 効	1 こちらが完全に正しいと思った	1391	11.2	62.5	62.5
	2 こちらの方がいくらか正しいと思った	300	2.4	13.5	76.0
	3 どちらが正しいかわからなかった	209	1.7	9.4	85.4
	4 相手の方がいくらか正しいと思った	90	.7	4.0	89.4
	5 相手が完全に正しいと思った	96	.8	4.3	93.7
	6 わからない	140	1.1	6.3	100.0
	合 計	2226	17.9	100.0	
欠損値	8 nonrelevant	10113	81.5		
	9 NA	69	.6		
合 計	10182	82.1			
合 計	12408	100.0			

Q10 その問題が法律に関わるかどうかをどの程度意識しましたか

	度数	%	有効%	累積%	
有効	1 強く意識した	470	3.8	21.1	21.1
	2 ある程度意識した	701	5.6	31.4	52.5
	3 あまり意識しなかった	562	4.5	25.2	77.6
	4 まったく意識しなかった	434	3.5	19.4	97.1
	5 わからない	65	.5	2.9	100.0
	合計	2232	18.0	100.0	
欠損値	8 nonrelevant	10113	81.5		
	9 NA	63	.5		
	合計	10176	82.0		
合計		12408	100.0		

Q10 あなた自身にとって、その問題はどのくらい重大でしたか

	度数	%	有効%	累積%	
有効	1 非常に重大だった	1105	8.9	49.5	49.5
	2 ある程度重大だった	841	6.8	37.6	87.1
	3 あまり重大でなかった	249	2.0	11.1	98.3
	4 まったく重大でなかった	29	.2	1.3	99.6
	5 わからない	10	.1	.4	100.0
	合計	2234	18.0	100.0	
欠損値	8 nonrelevant	10113	81.5		
	9 NA	61	.5		
	合計	10174	82.0		
合計		12408	100.0		

Q10 その問題は、社会の他の人々にとって重大だと感じましたか

	度数	%	有効%	累積%	
有効	1 非常に重大だと感じた	739	6.0	33.1	33.1
	2 ある程度重大だと感じた	761	6.1	34.1	67.1
	3 あまり重大でないと感じた	383	3.1	17.1	84.3
	4 まったく重大でないと感じた	254	2.0	11.4	95.7
	5 わからない	97	.8	4.3	100.0
	合計	2234	18.0	100.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10113	81.5		
	9 NA	61	.5		
	合計	10174	82.0		
合計		12408	100.0		

Q10 その問題を解決するうえで、誰に責任があるかはっきりしていましたか

	度数	%	有効%	累積%	
有効	1 はっきりしていた	1489	12.0	66.7	66.7
	2 ある程度ははっきりしていた	418	3.4	18.7	85.4
	3 あまりはっきりしていなかった	181	1.5	8.1	93.5
	4 まったくはっきりしていなかった	62	.5	2.8	96.2
	5 わからない	84	.7	3.8	100.0
合計	2234	18.0	100.0		
欠損値	8 nonrelevant	10113	81.5		
	9 NA	61	.5		
合計	10174	82.0			
合計	12408	100.0			

Q10 その問題を解決するために、誰に要望を伝えればよいかははっきりしていましたか

	度数	%	有効%	累積%	
有効	1 はっきりしていた	1564	12.6	70.0	70.0
	2 ある程度ははっきりしていた	322	2.6	14.4	84.4
	3 あまりはっきりしていなかった	188	1.5	8.4	92.8
	4 まったくはっきりしていなかった	81	.7	3.6	96.5
	5 わからない	79	.6	3.5	100.0
合計	2234	18.0	100.0		
欠損値	8 nonrelevant	10113	81.5		
	9 NA	61	.5		
合計	10174	82.0			
合計	12408	100.0			

Q10 その問題を解決するために、こちらの要望を伝えれば、望む結果はえられると思われましたか

	度数	%	有効%	累積%	
有効	1 すべて得れると思った	639	5.1	28.6	28.6
	2 一部は得れると思った	727	5.9	32.6	61.2
	3 ほとんど得られな いと思った	387	3.1	17.3	78.5
	4 まったく得られ ないと思った	320	2.6	14.3	92.8
	5 わからない	160	1.3	7.2	100.0
合計	2233	18.0	100.0		
欠損値	8 nonrelevant	10113	81.5		
	9 NA	62	.5		
合計	10175	82.0			
合計	12408	100.0			

Q10 その問題の解決にかかるお金が気になりましたか

		度 数	%	有効%	累積%
有 効	1 非常に気になった	432	3.5	19.4	19.4
	2 ある程度気になった	556	4.5	24.9	44.3
	3 あまり気になら なかった	455	3.7	20.4	64.7
	4 まったく気にな らなかった	686	5.5	30.7	95.4
	5 わからない	102	.8	4.6	100.0
	合 計	2231	18.0	100.0	
欠損値	8 nonrelevant	10113	81.5		
	9 NA	64	.5		
	合 計	10177	82.0		
合 計		12408	100.0		

Q10 その問題の解決に自分の時間が取られることが気になりましたか

		度 数	%	有効%	累積%
有 効	1 非常に気になった	549	4.4	24.6	24.6
	2 ある程度気になった	717	5.8	32.1	56.7
	3 あまり気になら なかった	555	4.5	24.8	81.5
	4 まったく気にな らなかった	359	2.9	16.1	97.6
	5 わからない	54	.4	2.4	100.0
	合 計	2234	18.0	100.0	
欠損値	8 nonrelevant	10113	81.5		
	9 NA	61	.5		
	合 計	10174	82.0		
合 計		12408	100.0		

Q10 その問題に決着がつくまでに、どのくらいの時間がかかるか気になりましたか

		度 数	%	有効%	累積%
有 効	1 非常に気になった	636	5.1	28.6	28.6
	2 ある程度気になった	814	6.6	36.6	65.1
	3 あまり気になら なかった	427	3.4	19.2	84.3
	4 まったく気にな らなかった	251	2.0	11.3	95.6
	5 わからない	98	.8	4.4	100.0
	合 計	2226	17.9	100.0	
欠損値	8 nonrelevant	10113	81.5		
	9 NA	69	.6		
	合 計	10182	82.1		
合 計		12408	100.0		

**Q10 その問題の解決にかかるお金や時間、労力以外に、
気が重いというような負担を感じましたか**

		度 数	%	有効%	累積%
有 効	1 非常に気になった	997	8.0	44.6	44.6
	2 ある程度気になった	752	6.1	33.6	78.3
	3 あまり気になら なかった	292	2.4	13.1	91.3
	4 まったく気にな らなかった	162	1.3	7.2	98.6
	5 わからない	32	.3	1.4	100.0
	合 計	2235	18.0	100.0	
欠損値	8 nonrelevant	10113	81.5		
	9 NA	60	.5		
	合 計	10173	82.0		
合 計		12408	100.0		

Q10 その問題を解決するうえで、相手方との関係への影響を考えましたか

		度 数	%	有効%	累積%
有 効	1 非常に気になった	485	3.9	21.7	21.7
	2 ある程度気になった	674	5.4	30.2	51.9
	3 あまり気になら なかった	462	3.7	20.7	72.6
	4 まったく気にな らなかった	545	4.4	24.4	97.0
	5 わからない	67	.5	3.0	100.0
	合 計	2233	18.0	100.0	
欠損値	8 nonrelevant	10113	81.5		
	9 NA	62	.5		
	合 計	10175	82.0		
合 計		12408	100.0		

Q10 その問題が生じたこと自体について、周囲の目が気になりましたか

		度 数	%	有効%	累積%
有 効	1 非常に気になった	199	1.6	8.9	8.9
	2 ある程度気になった	421	3.4	18.9	27.8
	3 あまり気になら なかった	637	5.1	28.6	56.3
	4 まったく気にな らなかった	939	7.6	42.1	98.4
	5 わからない	35	.3	1.6	100.0
	合 計	2231	18.0	100.0	
欠損値	8 nonrelevant	10113	81.5		
	9 NA	64	.5		
	合 計	10177	82.0		
合 計		12408	100.0		

Q10 その問題を解決するうえで、周囲の目が気になりましたか

		度 数	%	有効%	累積%
有 効	1 非常に気になった	157	1.3	7.0	7.0
	2 ある程度気になった	380	3.1	17.1	24.1
	3 あまり気になら なかった	649	5.2	29.1	53.3
	4 まったく気にな らなかった	996	8.0	44.7	98.0
	5 わからない	45	.4	2.0	100.0
	合 計	2227	17.9	100.0	
欠損値	8 nonrelevant	10113	81.5		
	9 NA	68	.5		
	合 計	10181	82.1		
合 計		12408	100.0		

Q11 その問題について、相手方と主張の食い違いがありましたか

		度 数	%	有効%
有 効	1 あった	1087	8.8	48.4
	2 なかった	757	6.1	33.7
	3 わからない	387	3.1	17.2
	9 NA	13	.1	.6
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q12 問題解決のために相談した機関（市区町村の法律相談）

		度 数	%	有効%
有 効	1 相談した	77	.6	3.4
	2 相談しなかった	2167	17.5	96.6
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q12 問題解決のために相談した機関（市区町村のその他の窓口）

		度 数	%	有効%
有 効	1 相談した	122	1.0	5.4
	2 相談しなかった	2122	17.1	94.6
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q12 問題解決のために相談した機関（消費生活センター）

		度 数	%	有効%
有 効	1 相談した	52	.4	2.3
	2 相談しなかった	2192	17.7	97.7
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q12 問題解決のために相談した機関（警察・警察官）

		度 数	%	有効%
有 効	1 相談した	270	2.2	12.0
	2 相談しなかった	1974	15.9	88.0
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q12 問題解決のために相談した機関（国や都道府県の機関）

		度 数	%	有効%
有 効	1 相談した	56	.5	2.5
	2 相談しなかった	2188	17.6	97.5
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q12 問題解決のために相談した機関（裁判所の窓口）

		度 数	%	有効%
有 効	1 相談した	38	.3	1.7
	2 相談しなかった	2206	17.8	98.3
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q12 問題解決のために相談した機関（弁護士会の相談窓口）

		度 数	%	有効%
有 効	1 相談した	39	.3	1.7
	2 相談しなかった	2205	17.8	98.3
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q12 問題解決のために相談した機関（弁護士）

		度 数	%	有効%
有 効	1 相談した	128	1.0	5.7
	2 相談しなかった	2116	17.1	94.3
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q12 問題解決のために相談した機関（法律扶助協会の相談窓口）

		度 数	%	有効%
有 効	1 相談した	4	.0	.2
	2 相談しなかった	2240	18.1	99.8
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q12 問題解決のために相談した機関（その他の法律専門職）

		度 数	%	有効%
有 効	1 相談した	51	.4	2.3
	2 相談しなかった	2193	17.7	97.7
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q12 問題解決のために相談した機関（保険会社・保険会社社員）

		度 数	%	有効%
有 効	1 相談した	436	3.5	19.4
	2 相談しなかった	1808	14.6	80.6
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q12 問題解決のために相談した機関（民間の相談機関・窓口）

		度 数	%	有効%
有 効	1 相談した	22	.2	1.0
	2 相談しなかった	2222	17.9	99.0
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q12 問題解決のために相談した機関 (民生委員、町内会役員など)

		度 数	%	有効%
有 効	1 相談した	42	.3	1.9
	2 相談しなかった	2202	17.7	98.1
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q12 問題解決のために相談した機関 (労働組合)

		度 数	%	有効%
有 効	1 相談した	17	.1	.8
	2 相談しなかった	2227	17.9	99.2
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q12 問題解決のために相談した機関 (政治家・政党)

		度 数	%	有効%
有 効	1 相談した	13	.1	.6
	2 相談しなかった	2231	18.0	99.4
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q12 問題解決のために相談した機関 (職場の同僚・上司・先輩・後輩)

		度 数	%	有効%
有 効	1 相談した	126	1.0	5.6
	2 相談しなかった	2118	17.1	94.4
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q12 学校・学校の先生

		度 数	%	有効%
有 効	1 相談した	18	.1	.8
	2 相談しなかった	2226	17.9	99.2
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q12 不動産屋

		度 数	%	有効%
有 効	1 相談した	16	.1	.7
	2 相談しなかった	2228	18.0	99.3
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値 合 計	8 nonrelevant	10164	81.9	
		12408	100.0	

Q12 マンション管理員・管理組合・管理会社

		度 数	%	有効%
有 効	1 相談した	14	.1	.6
	2 相談しなかった	2230	18.0	99.4
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値 合 計	8 nonrelevant	10164	81.9	
		12408	100.0	

Q12 病 院

		度 数	%	有効%
有 効	1 相談した	9	.1	.4
	2 相談しなかった	2235	18.0	99.6
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値 合 計	8 nonrelevant	10164	81.9	
		12408	100.0	

Q12 民間金融機関

		度 数	%	有効%
有 効	1 相談した	6	.0	.3
	2 相談しなかった	2238	18.0	99.7
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値 合 計	8 nonrelevant	10164	81.9	
		12408	100.0	

Q12 自動車ディーラー

		度 数	%	有効%
有 効	1 相談した	10	.1	.4
	2 相談しなかった	2234	18.0	99.6
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値 合 計	8 nonrelevant	10164	81.9	
		12408	100.0	

Q12 その他の民間業者

		度 数	%	有効%
有 効	1 相談した	32	.3	1.4
	2 相談しなかった	2212	17.8	98.6
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q12 大 家

		度 数	%	有効%
有 効	1 相談した	9	.1	.4
	2 相談しなかった	2235	18.0	99.6
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q12 問題解決のために相談した機関 (上記にあてはまらない家族・親戚・友人・知人)

		度 数	%	有効%
有 効	1 相談した	512	4.1	22.8
	2 相談しなかった	1732	14.0	77.2
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q12 そ の 他

		度 数	%	有効%
有 効	1 相談した	22	.2	1.0
	2 相談しなかった	2222	17.9	99.0
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q12 特に相談はしなかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	853	6.9	38.0
	2 あてはまらない	1376	11.1	61.3
	9 相手不明 or NA	15	.1	.7
	合 計	2244	18.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計		12408	100.0	

Q12 わからない

	度 数	%	有効%
有 効 1あてはまる	5	.0	.2
2あてはまらない	2239	18.0	99.8
合 計	2244	18.1	100.0
欠損値 8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計	12408	100.0	

Q12 NA

	度 数	%	有効%
有 効 1あてはまる	10	.1	.4
2あてはまらない	2234	18.0	99.6
合 計	2244	18.1	100.0
欠損値 8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計	12408	100.0	

Q12 1番目の相談機関

	度 数	%	有効%
有 効 1市区町村の法律相談	45	.4	3.3
2市区町村のその他の窓口	76	.6	5.5
3消費生活センター	39	.3	2.8
4警察・警察官	209	1.7	15.2
5国や都道府県の機関	29	.2	2.1
6裁判所	11	.1	.8
7弁護士会	17	.1	1.2
8弁護士	55	.4	4.0
10その他の法律専門職	24	.2	1.7
11保険会社・保険会社社員	306	2.5	22.2
12民間の相談機関・窓口	12	.1	.9
13民生委員、町内会役員など	24	.2	1.7
14労働組合	15	.1	1.1
15政党・政治家	2	.0	.1
16職場の同僚・上司・先輩・後輩	68	.5	4.9

17家族・親せき・友人・知人	352	2.8	25.6
18その他	16	.1	1.2
22学校・学校の先生	11	.1	.8
23不動産屋	13	.1	.9
24マンション管理員・管理組合・管理会社	10	.1	.7
25病院	4	.0	.3
26民間金融機関	5	.0	.4
27自動車ディーラー	3	.0	.2
28その他の民間業者	24	.2	1.7
29大家	6	.0	.4
合計	1376	11.1	100.0
欠損値 88 nonrelevant	10981	88.5	
99 NA	51	.4	
合計	11032	88.9	
合計	12408	100.0	

Q12 2番目の相談機関

	度数	%	有効%
有効 1 市区町村の法相律談	23	.2	4.2
2 市区町村のその他の窓口	31	.2	5.7
3 消費生活センター	11	.1	2.0
4 警察・警察官	43	.3	7.9
5 国や都道府県の機関	22	.2	4.0
6 裁判所	12	.1	2.2
7 弁護士会	13	.1	2.4
8 弁護士	45	.4	8.3
9 法律扶助協会	2	.0	.4
10 その他の法律専門職	18	.1	3.3
11 保険会社・保険会社社員	114	.9	20.9
12 民間の相談機関・窓口	8	.1	1.5
13 民生委員、町内会役員など	9	.1	1.7
14 労働組合	1	.0	.2
15 政党・政治家	4	.0	.7
16 職場の同僚・上司・先輩・後輩	46	.4	8.4

	17家族・親せき・友人・知人	113	.9	20.7
	18その他	3	.0	.6
	22学校・学校の先生	6	.0	1.1
	23不動産屋	2	.0	.4
	24マンション管理員・管理組合・管理会社	3	.0	.6
	25病院	3	.0	.6
	27自動車ディーラー	4	.0	.7
	28その他の民間業者	7	.1	1.3
	29大家	2	.0	.4
	合 計	545	4.4	100.0
欠損債	88 nonrelevant	10981	88.5	
	99 NA	882	7.1	
	合 計	11863	95.6	
合 計		12408	100.0	

Q12 3番目の相談機関

	度 数	%	有効%
有 効 1 市区町村の法律相談	7	.1	4.3
2 市区町村のその他の窓口	8	.1	4.9
4 警察・警察官	10	.1	6.1
5 国や都道府県の機関	5	.0	3.1
6 裁判所	12	.1	7.4
7 弁護士会	7	.1	4.3
8 弁護士	20	.2	12.3
10 その他の法律専門職	6	.0	3.7
11 保険会社・保険会社社員	13	.1	8.0
12 民間の相談機関・窓口	1	.0	.6
13 民生委員、町内会役員など	8	.1	4.9
14 労働組合	1	.0	.6
15 政党・政治家	3	.0	1.8
16 職場の同僚・上司・先輩・後輩	7	.1	4.3
17 家族・親せき・友人・知人	43	.3	26.4
18 その他	3	.0	1.8

	23不動産屋	1	.0	.6
	24マンション管理員・ 管理組合・管理会社	1	.0	.6
	25病院	1	.0	.6
	26民間金融機関	1	.0	.6
	27自動車ディーラー	3	.0	1.8
	28その他の民間業者	1	.0	.6
	29大家	1	.0	.6
	合 計	163	1.3	100.0
欠損値	88 nonrelevant	10981	88.5	
	99 NA	1264	10.2	
	合 計	12245	98.7	
合 計		12408	100.0	

Q12 4番目の相談機関

		度 数	%	有効%
有 効	1 市区町村の法 律相談	1	.0	2.4
	2 市区町村のそ の他の窓口	5	.0	12.2
	3 消費生活センター	2	.0	4.9
	4 警察・警察官	5	.0	12.2
	6 裁判所	2	.0	4.9
	7 弁護士会	2	.0	4.9
	8 弁護士	7	.1	17.1
	9 法律扶助協会	1	.0	2.4
	10その他の法律 専門職	1	.0	2.4
	11保険会社・保 険会社社員	3	.0	7.3
	13民生委員、町 内会役員など	1	.0	2.4
	15政党・政治家	2	.0	4.9
	16職場の同僚・上 司・先輩・後輩	4	.0	9.8
	17家族・親せき・ 友人・知人	3	.0	7.3
	18その他	2	.0	4.9
	合 計	41	.3	100.0
欠損値	88 nonrelevant	10981	88.5	
	99 NA	1386	11.2	
	合 計	12367	99.7	
合 計		12408	100.0	

Q12 5番目の相談機関

		度 数	%	有効%
有 効	1 市区町村の法律相談	1	.0	9.1
	2 市区町村のその他の窓口	1	.0	9.1
	4 警察・警察官	2	.0	18.2
	5 国や都道府県の機関	1	.0	9.1
	6 裁判所	1	.0	9.1
	10 その他の法律専門職	1	.0	9.1
	15 政党・政治家	1	.0	9.1
	16 職場の同僚・上司・先輩・後輩	1	.0	9.1
	17 家族・親せき・友人・知人	2	.0	18.2
	合 計	11	.1	100.0
欠損値	88 nonrelevant	10981	88.5	
	99 NA	1416	11.4	
	合 計	12397	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q12 6番目の相談機関

		度 数	%	有効%
有 効	2 市区町村のその他の窓口	1	.0	33.3
	4 警察・警察官	1	.0	33.3
	8 弁護士	1	.0	33.3
	合 計	3	.0	100.0
欠損値	88 nonrelevant	10981	88.5	
	99 NA	1424	11.5	
	合 計	12405	100.0	
合 計		12408	100.0	

Q12 7番目の相談機関

		度 数	%	有効%
有 効	15 政党・政治家	1	.0	100.0
欠損値	88 nonrelevant	10981	88.5	
	99 NA	1426	11.5	
	合 計	12407	100.0	
合 計		12408	100.0	

Q12 8番目の相談機関

		度 数	%	有効%
有 効	10その他の法律専門職	1	.0	100.0
	88 nonrelevant	10981	88.5	
	99 NA	1426	11.5	
	合 計	12407	100.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 1 役に立たなかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	29	.2	37.7
	2 あてはまらない	48	.4	62.3
	合 計	77	.6	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12331	99.4	
合 計		12408	100.0	

Q13 1 手続や法律などについて教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	21	.2	27.3
	2 あてはまらない	56	.5	72.7
	合 計	77	.6	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12331	99.4	
合 計		12408	100.0	

Q13 1 実際にどうすればよいかを教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	14	.1	18.2
	2 あてはまらない	63	.5	81.8
	合 計	77	.6	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12331	99.4	
合 計		12408	100.0	

Q13 1 自分が正しいことがわかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	10	.1	13.0
	2 あてはまらない	67	.5	87.0
	合 計	77	.6	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12331	99.4	
合 計		12408	100.0	

Q13 1 気持ちのうえで助けられた (慰め、励ましなど)

		度数	%	有効%
有効	1 あてはまる	12	.1	15.6
	2 あてはまらない	65	.5	84.4
	合計	77	.6	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12331	99.4	
合計		12408	100.0	

Q13 1 自分の代わりに相手に働きかけてくれた

		度数	%	有効%
有効	2 あてはまらない	77	.6	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12331	99.4	
合計		12408	100.0	

Q13 1 他の機関を教えてくれた

		度数	%	有効%
有効	1 あてはまる	13	.1	16.9
	2 あてはまらない	64	.5	83.1
	合計	77	.6	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12331	99.4	
合計		12408	100.0	

Q13 1 中立の立場から判断してくれた

		度数	%	有効%
有効	1 あてはまる	8	.1	10.4
	2 あてはまらない	69	.6	89.6
	合計	77	.6	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12331	99.4	
合計		12408	100.0	

Q13 1 わからない

		度数	%	有効%
有効	1 あてはまる	1	.0	1.3
	2 あてはまらない	76	.6	98.7
	合計	77	.6	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12331	99.4	
合計		12408	100.0	

Q13 1 NA

		度 数	%	有効%
有 効	2あてはまらない	77	.6	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12331	99.4	
合 計		12408	100.0	

Q13 2 役に立たなかった

		度 数	%	有効%
有 効	1あてはまる	50	.4	41.0
	2あてはまらない	72	.6	59.0
	合 計	122	1.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12286	99.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 2 手続や法律などについて教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1あてはまる	25	.2	20.5
	2あてはまらない	97	.8	79.5
	合 計	122	1.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12286	99.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 2 実際にどうすればよいかを教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1あてはまる	38	.3	31.1
	2あてはまらない	84	.7	68.9
	合 計	122	1.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12286	99.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 2 自分が正しいことがわかった

		度 数	%	有効%
有 効	1あてはまる	22	.2	18.0
	2あてはまらない	100	.8	82.0
	合 計	122	1.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12286	99.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 2 気持ちのうえで助けられた (慰め、励ましなど)

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	21	.2	17.2
	2 あてはまらない	101	.8	82.8
	合 計	122	1.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12286	99.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 2 自分の代わりに相手に働きかけてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	15	.1	12.3
	2 あてはまらない	107	.9	87.7
	合 計	122	1.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12286	99.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 2 他の機関を教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	15	.1	12.3
	2 あてはまらない	107	.9	87.7
	合 計	122	1.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12286	99.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 2 中立の立場から判断してくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	18	.1	14.8
	2 あてはまらない	104	.8	85.2
	合 計	122	1.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12286	99.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 2 わからない

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	6	.0	4.9
	2 あてはまらない	116	.9	95.1
	合 計	122	1.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12286	99.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 2 NA

		度 数	%	有効%
有 効	2 あてはまらない	122	1.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12286	99.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 3 役に立たなかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	16	.1	30.8
	2 あてはまらない	36	.3	69.2
	合 計	52	.4	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12356	99.6	
合 計		12408	100.0	

Q13 3 手続や法律などについて教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	16	.1	30.8
	2 あてはまらない	36	.3	69.2
	合 計	52	.4	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12356	99.6	
合 計		12408	100.0	

Q13 3 実際にどうすればよいかを教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	26	.2	50.0
	2 あてはまらない	26	.2	50.0
	合 計	52	.4	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12356	99.6	
合 計		12408	100.0	

Q13 3 自分が正しいことがわかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	13	.1	25.0
	2 あてはまらない	39	.3	75.0
	合 計	52	.4	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12356	99.6	
合 計		12408	100.0	

Q13 3 気持ちのうえで助けられた (慰め、励ましなど)

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	10	.1	19.2
	2 あてはまらない	42	.3	80.8
	合 計	52	.4	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12356	99.6	
合 計	12408	100.0		

Q13 3 自分の代わりに相手に働きかけてくれた

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	3	.0	5.8
	2 あてはまらない	49	.4	94.2
	合 計	52	.4	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12356	99.6	
合 計	12408	100.0		

Q13 3 他の機関を教えてくれた

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	7	.1	13.5
	2 あてはまらない	45	.4	86.5
	合 計	52	.4	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12356	99.6	
合 計	12408	100.0		

Q13 3 中立の立場から判断してくれた

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	7	.1	13.5
	2 あてはまらない	45	.4	86.5
	合 計	52	.4	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12356	99.6	
合 計	12408	100.0		

Q13 3 わからない

	度 数	%	有効%	
有 効	2 あてはまらない	52	.4	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12356	99.6	
合 計	12408	100.0		

Q13 3 NA

		度 数	%	有効%
有 効	2 あてはまらない	52	.4	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12356	99.6	
合 計		12408	100.0	

Q13 4 役に立たなかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	71	.6	26.3
	2 あてはまらない	199	1.6	73.7
	合 計	270	2.2	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12138	97.8	
合 計		12408	100.0	

Q13 4 手続や法律などについて教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	49	.4	18.1
	2 あてはまらない	221	1.8	81.9
	合 計	270	2.2	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12138	97.8	
合 計		12408	100.0	

Q13 4 実際にどうすればよいかを教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	95	.8	35.2
	2 あてはまらない	175	1.4	64.8
	合 計	270	2.2	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12138	97.8	
合 計		12408	100.0	

Q13 4 自分が正しいことがわかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	49	.4	18.1
	2 あてはまらない	221	1.8	81.9
	合 計	270	2.2	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12138	97.8	
合 計		12408	100.0	

Q13 4 気持ちのうえで助けられた (慰め、励ましなど)

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	36	.3	13.3
	2 あてはまらない	234	1.9	
	合 計	270	2.2	
欠損値	8 nonrelevant	12138	97.8	100.0
合 計	12408	100.0		

Q13 4 自分の代わりに相手に働きかけてくれた

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	31	.2	11.5
	2 あてはまらない	239	1.9	
	合 計	270	2.2	
欠損値	8 nonrelevant	12138	97.8	100.0
合 計	12408	100.0		

Q13 4 他の機関を教えてくれた

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	12	.1	4.4
	2 あてはまらない	258	2.1	
	合 計	270	2.2	
欠損値	8 nonrelevant	12138	97.8	100.0
合 計	12408	100.0		

Q13 4 中立の立場から判断してくれた

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	70	.6	25.9
	2 あてはまらない	200	1.6	
	合 計	270	2.2	
欠損値	8 nonrelevant	12138	97.8	100.0
合 計	12408	100.0		

Q13 4 わからない

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	4	.0	1.5
	2 あてはまらない	266	2.1	
	合 計	270	2.2	
欠損値	8 nonrelevant	12138	97.8	100.0
合 計	12408	100.0		

Q13 4 NA

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	1	.0	.4
	2 あてはまらない	269	2.2	99.6
	合 計	270	2.2	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12138	97.8	
合 計		12408	100.0	

Q13 5 役に立たなかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	16	.1	28.6
	2 あてはまらない	40	.3	71.4
	合 計	56	.5	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12352	99.5	
合 計		12408	100.0	

Q13 5 手続や法律などについて教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	24	.2	42.9
	2 あてはまらない	32	.3	57.1
	合 計	56	.5	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12352	99.5	
合 計		12408	100.0	

Q13 5 実際にどうすればよいかを教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	25	.2	44.6
	2 あてはまらない	31	.2	55.4
	合 計	56	.5	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12352	99.5	
合 計		12408	100.0	

Q13 5 自分が正しいことがわかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	18	.1	32.1
	2 あてはまらない	38	.3	67.9
	合 計	56	.5	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12352	99.5	
合 計		12408	100.0	

Q13 5 気持ちのうえで助けられた (慰め、励ましなど)

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	8	.1	14.3
	2 あてはまらない	48	.4	85.7
	合 計	56	.5	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12352	99.5	
合 計	12408	100.0		

Q13 5 自分の代わりに相手に働きかけてくれた

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	8	.1	14.3
	2 あてはまらない	48	.4	85.7
	合 計	56	.5	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12352	99.5	
合 計	12408	100.0		

Q13 5 他の機関を教えてくれた

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	3	.0	5.4
	2 あてはまらない	53	.4	94.6
	合 計	56	.5	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12352	99.5	
合 計	12408	100.0		

Q13 5 中立の立場から判断してくれた

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	8	.1	14.3
	2 あてはまらない	48	.4	85.7
	合 計	56	.5	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12352	99.5	
合 計	12408	100.0		

Q13 5 わからない

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	5	.0	8.9
	2 あてはまらない	51	.4	91.1
	合 計	56	.5	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12352	99.5	
合 計	12408	100.0		

Q13 5 NA

		度 数	%	有効%
有 効	2 あてはまらない	56	.5	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12352	99.5	
合 計		12408	100.0	

Q13 6 役に立たなかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	11	.1	28.9
	2 あてはまらない	27	.2	71.1
	合 計	38	.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12370	99.7	
合 計		12408	100.0	

Q13 6 手続や法律などについて教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	23	.2	60.5
	2 あてはまらない	15	.1	39.5
	合 計	38	.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12370	99.7	
合 計		12408	100.0	

Q13 6 実際にどうすればよいかを教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	13	.1	34.2
	2 あてはまらない	25	.2	65.8
	合 計	38	.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12370	99.7	
合 計		12408	100.0	

Q13 6 自分が正しいことがわかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	4	.0	10.5
	2 あてはまらない	34	.3	89.5
	合 計	38	.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12370	99.7	
合 計		12408	100.0	

Q13 6 気持ちのうえで助けられた (励め、励ましなど)

	度数	%	有効%	
有効	1 あてはまる	5	.0	13.2
	2 あてはまらない	33	.3	86.8
	合計	38	.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12370	99.7	
合計	12408	100.0		

Q13 6 自分の代わりに相手に働きかけてくれた

	度数	%	有効%	
有効	1 あてはまる	4	.0	10.5
	2 あてはまらない	34	.3	89.5
	合計	38	.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12370	99.7	
合計	12408	100.0		

Q13 6 他の機関を教えてくれた

	度数	%	有効%	
有効	1 あてはまる	3	.0	7.9
	2 あてはまらない	35	.3	92.1
	合計	38	.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12370	99.7	
合計	12408	100.0		

Q13 6 中立の立場から判断してくれた

	度数	%	有効%	
有効	1 あてはまる	10	.1	26.3
	2 あてはまらない	28	.2	73.7
	合計	38	.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12370	99.7	
合計	12408	100.0		

Q13 6 わからない

	度数	%	有効%	
有効	2 あてはまらない	38	.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12370	99.7	
合計	12408	100.0		

Q13 6 NA

	度数	%	有効%
有効 2 あてはまらない	38	.3	100.0
欠損値 8 nonrelevant	12370	99.7	
合計	12408	100.0	

Q13 7 役に立たなかった

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	9	.1	23.1
有効 2 あてはまらない	30	.2	76.9
合計	39	.3	100.0
欠損値 8 nonrelevant	12369	99.7	
合計	12408	100.0	

Q13 7 手続や法律などについて教えてくれた

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	11	.1	28.2
有効 2 あてはまらない	28	.2	71.8
合計	39	.3	100.0
欠損値 8 nonrelevant	12369	99.7	
合計	12408	100.0	

Q13 7 実際にどうすればよいかを教えてくれた

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	15	.1	38.5
有効 2 あてはまらない	24	.2	61.5
合計	39	.3	100.0
欠損値 8 nonrelevant	12369	99.7	
合計	12408	100.0	

Q13 7 自分が正しいことがわかった

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	3	.0	7.7
有効 2 あてはまらない	36	.3	92.3
合計	39	.3	100.0
欠損値 8 nonrelevant	12369	99.7	
合計	12408	100.0	

Q13 7 気持ちのうえで助けられた (慰め, 励ましなど)

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	3	.0	7.7
	2 あてはまらない	36	.3	92.3
	合 計	39	.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12369	99.7	
合 計		12408	100.0	

Q13 7 自分の代わりに相手に働きかけてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	3	.0	7.7
	2 あてはまらない	36	.3	92.3
	合 計	39	.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12369	99.7	
合 計		12408	100.0	

Q13 7 他の機関を教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	2	.0	5.1
	2 あてはまらない	37	.3	94.9
	合 計	39	.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12369	99.7	
合 計		12408	100.0	

Q13 7 中立の立場から判断してくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	4	.0	10.3
	2 あてはまらない	35	.3	89.7
	合 計	39	.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12369	99.7	
合 計		12408	100.0	

Q13 7 わからない

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	1	.0	2.6
	2 あてはまらない	38	.3	97.4
	合 計	39	.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12369	99.7	
合 計		12408	100.0	

Q13 7 NA

	度数	%	有効%
有効	39	.3	100.0
欠損値	12369	99.7	
合計	12408	100.0	

Q13 8 役に立たなかった

	度数	%	有効%
有効	22	.2	17.2
	106	.9	82.8
合計	128	1.0	100.0
欠損値	12280	99.0	
合計	12408	100.0	

Q13 8 手続や法律などについて教えてくれた

	度数	%	有効%
有効	59	.5	46.1
	69	.6	53.9
合計	128	1.0	100.0
欠損値	12280	99.0	
合計	12408	100.0	

Q13 8 実際にどうすればよいかを教えてくれた

	度数	%	有効%
有効	71	.6	55.5
	57	.5	44.5
合計	128	1.0	100.0
欠損値	12280	99.0	
合計	12408	100.0	

Q13 8 自分が正しいことがわかった

	度数	%	有効%
有効	38	.3	29.7
	90	.7	70.3
合計	128	1.0	100.0
欠損値	12280	99.0	
合計	12408	100.0	

Q13 8 気持ちのうえで助けられた(駄め、励ましなど)

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	37	.3	28.9
	2 あてはまらない	91	.7	71.1
	合 計	128	1.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12280	99.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 8 自分の代わりに相手に働きかけてくれた

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	59	.5	46.1
	2 あてはまらない	69	.6	53.9
	合 計	128	1.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12280	99.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 8 他の機関を教えてくれた

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	5	.0	3.9
	2 あてはまらない	123	1.0	96.1
	合 計	128	1.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12280	99.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 8 中立の立場から判断してくれた

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	33	.3	25.8
	2 あてはまらない	95	.8	74.2
	合 計	128	1.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12280	99.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 8 わからない

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	3	.0	2.3
	2 あてはまらない	125	1.0	97.7
	合 計	128	1.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12280	99.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 8 NA

		度 数	%	有効%
有 効	2 あてはまらない	128	1.0	100.0
欠 損 値	8 nonrelevant	12280	99.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 9 役に立たなかった

		度 数	%	有効%
有 効	2 あてはまらない	4	.0	100.0
欠 損 値	8 nonrelevant	12404	100.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 9 手続や法律などについて教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	2	.0	50.0
	2 あてはまらない	2	.0	50.0
	合 計	4	.0	100.0
欠 損 値	8 nonrelevant	12404	100.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 9 実際にどうすればよいかを教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	2 あてはまらない	4	.0	100.0
欠 損 値	8 nonrelevant	12404	100.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 9 自分が正しいことがわかった

		度 数	%	有効%
有 効	2 あてはまらない	4	.0	100.0
欠 損 値	8 nonrelevant	12404	100.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 9 気持ちのうえで助けられた(慰め、励ましなど)

		度 数	%	有効%
有 効	2 あてはまらない	4	.0	100.0
欠 損 値	8 nonrelevant	12404	100.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 9 自分の代わりに相手に働きかけてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	1	.0	25.0
	2 あてはまらない	3	.0	75.0
	合 計	4	.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12404	100.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 9 他の機関を教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	2 あてはまらない	4	.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12404	100.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 9 中立の立場から判断してくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	1	.0	25.0
	2 あてはまらない	3	.0	75.0
	合 計	4	.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12404	100.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 9 わからない

		度 数	%	有効%
有 効	2 あてはまらない	4	.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12404	100.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 9 NA

		度 数	%	有効%
有 効	2 あてはまらない	4	.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12404	100.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 10 役に立たなかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	14	.1	27.5
	2 あてはまらない	37	.3	72.5
	合 計	51	.4	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12357	99.6	
合 計		12408	100.0	

Q13 10 手続や法律などについて教えてくれた

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	21	.2	41.2
	2 あてはまらない	30	.2	58.8
	合 計	51	.4	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12357	99.6	
合 計	12408	100.0		

Q13 10 実際にどうすればよいかを教えてくれた

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	20	.2	39.2
	2 あてはまらない	31	.2	60.8
	合 計	51	.4	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12357	99.6	
合 計	12408	100.0		

Q13 10 自分が正しいことがわかった

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	12	.1	23.5
	2 あてはまらない	39	.3	76.5
	合 計	51	.4	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12357	99.6	
合 計	12408	100.0		

Q13 10 気持ちのうえで助けられた (慰め、励ましなど)

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	11	.1	21.6
	2 あてはまらない	40	.3	78.4
	合 計	51	.4	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12357	99.6	
合 計	12408	100.0		

Q13 10 自分の代わりに相手に働きかけてくれた

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	13	.1	25.5
	2 あてはまらない	38	.3	74.5
	合 計	51	.4	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12357	99.6	
合 計	12408	100.0		

Q13 10 他の機関を教えてください

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	1	.0	2.0
	2 あてはまらない	50	.4	98.0
	合 計	51	.4	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12357	99.6	
合 計		12408	100.0	

Q13 10 中立の立場から判断してくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	8	.1	15.7
	2 あてはまらない	43	.3	84.3
	合 計	51	.4	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12357	99.6	
合 計		12408	100.0	

Q13 10 わからない

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	2	.0	3.9
	2 あてはまらない	49	.4	96.1
	合 計	51	.4	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12357	99.6	
合 計		12408	100.0	

Q13 10 NA

		度 数	%	有効%
有 効	2 あてはまらない	51	.4	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12357	99.6	
合 計		12408	100.0	

Q13 11 役に立たなかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	64	.5	14.7
	2 あてはまらない	372	3.0	85.3
	合 計	436	3.5	100.0
欠損値	8 nonrelevant	11972	96.5	
合 計		12408	100.0	

Q13 11 手続や法律などについて教えてくれた

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	107	.9	24.5
2 あてはまらない	329	2.7	75.5
合計	436	3.5	100.0
欠損値 8 nonrelevant	11972	96.5	
合計	12408	100.0	

Q13 11 実際にどうすればよいかを教えてくれた

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	200	1.6	45.9
2 あてはまらない	236	1.9	54.1
合計	436	3.5	100.0
欠損値 8 nonrelevant	11972	96.5	
合計	12408	100.0	

Q13 11 自分が正しいことがわかった

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	67	.5	15.4
2 あてはまらない	369	3.0	84.6
合計	436	3.5	100.0
欠損値 8 nonrelevant	11972	96.5	
合計	12408	100.0	

Q13 11 気持ちのうえで助けられた(慰め、励ましなど)

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	53	.4	12.2
2 あてはまらない	383	3.1	87.8
合計	436	3.5	100.0
欠損値 8 nonrelevant	11972	96.5	
合計	12408	100.0	

Q13 11 自分の代わりに相手に働きかけてくれた

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	257	2.1	58.9
2 あてはまらない	179	1.4	41.1
合計	436	3.5	100.0
欠損値 8 nonrelevant	11972	96.5	
合計	12408	100.0	

Q13 11 他の機関を教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	5	.0	1.1
	2 あてはまらない	431	3.5	98.9
	合 計	436	3.5	100.0
欠損値	8 nonrelevant	11972	96.5	
合 計		12408	100.0	

Q13 11 中立の立場から判断してくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	69	.6	15.8
	2 あてはまらない	367	3.0	84.2
	合 計	436	3.5	100.0
欠損値	8 nonrelevant	11972	96.5	
合 計		12408	100.0	

Q13 11 わからない

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	10	.1	2.3
	2 あてはまらない	426	3.4	97.7
	合 計	436	3.5	100.0
欠損値	8 nonrelevant	11972	96.5	
合 計		12408	100.0	

Q13 11 NA

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	1	.0	.2
	2 あてはまらない	435	3.5	99.8
	合 計	436	3.5	100.0
欠損値	8 nonrelevant	11972	96.5	
合 計		12408	100.0	

Q13 12 役に立たなかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	7	.1	31.8
	2 あてはまらない	15	.1	68.2
	合 計	22	.2	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12386	99.8	
合 計		12408	100.0	

Q13 12 手続や法律などについて教えてくれた

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	2	.0	9.1
	2 あてはまらない	20	.2	90.9
	合 計	22	.2	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12386	99.8	
合 計	12408	100.0		

Q13 12 実際にどうすればよいかを教えてくれた

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	10	.1	45.5
	2 あてはまらない	12	.1	54.5
	合 計	22	.2	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12386	99.8	
合 計	12408	100.0		

Q13 12 自分が正しいことがわかった

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	5	.0	22.7
	2 あてはまらない	17	.1	77.3
	合 計	22	.2	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12386	99.8	
合 計	12408	100.0		

Q13 12 気持ちのうえで助けられた (慰め、励ましなど)

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	6	.0	27.3
	2 あてはまらない	16	.1	72.7
	合 計	22	.2	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12386	99.8	
合 計	12408	100.0		

Q13 12 自分の代わりに相手に働きかけてくれた

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	2	.0	9.1
	2 あてはまらない	20	.2	90.9
	合 計	22	.2	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12386	99.8	
合 計	12408	100.0		

Q13 12 他の機関を教えてください

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	3	.0	13.6
	2 あてはまらない	19	.2	86.4
	合 計	22	.2	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12386	99.8	
合 計		12408	100.0	

Q13 12 中立の立場から判断してくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	2	.0	9.1
	2 あてはまらない	20	.2	90.9
	合 計	22	.2	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12386	99.8	
合 計		12408	100.0	

Q13 12 わからない

		度 数	%	有効%
有 効	2 あてはまらない	22	.2	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12386	99.8	
合 計		12408	100.0	

Q13 12 NA

		度 数	%	有効%
有 効	2 あてはまらない	22	.2	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12386	99.8	
合 計		12408	100.0	

Q13 13 役に立たなかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	20	.2	47.6
	2 あてはまらない	22	.2	52.4
	合 計	42	.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12366	99.7	
合 計		12408	100.0	

Q13 13 手続や法律などについて教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	2	.0	4.8
	2 あてはまらない	40	.3	95.2
	合 計	42	.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12366	99.7	
合 計		12408	100.0	

Q13 13 実際にどうすればよいかを教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	6	.0	14.3
	2 あてはまらない	36	.3	85.7
	合 計	42	.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12366	99.7	
合 計		12408	100.0	

Q13 13 自分が正しいことがわかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	5	.0	11.9
	2 あてはまらない	37	.3	88.1
	合 計	42	.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12366	99.7	
合 計		12408	100.0	

Q13 13 気持ちのうえで助けられた (慰め、励ましなど)

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	11	.1	26.2
	2 あてはまらない	31	.2	73.8
	合 計	42	.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12366	99.7	
合 計		12408	100.0	

Q13 13 自分の代わりに相手に働きかけてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	9	.1	21.4
	2 あてはまらない	33	.3	78.6
	合 計	42	.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12366	99.7	
合 計		12408	100.0	

Q13 13 他の機関を教えてください

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	3	.0	7.1
	2 あてはまらない	39	.3	92.9
	合 計	42	.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12366	99.7	
合 計		12408	100.0	

Q13 13 中立の立場から判断してくれた

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	7	.1	16.7
	2 あてはまらない	35	.3	83.3
	合 計	42	.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12366	99.7	
合 計		12408	100.0	

Q13 13 わからない

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	1	.0	2.4
	2 あてはまらない	41	.3	97.6
	合 計	42	.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12366	99.7	
合 計		12408	100.0	

Q13 13 NA

	度 数	%	有効%	
有 効	2 あてはまらない	42	.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12366	99.7	
合 計		12408	100.0	

Q13 14 役に立たなかった

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	2	.0	11.8
	2 あてはまらない	15	.1	88.2
	合 計	17	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12391	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 14 手続や法律などについて教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	3	.0	17.6
	2 あてはまらない	14	.1	82.4
	合 計	17	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12391	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 14 実際にどうすればよいかを教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	3	.0	17.6
	2 あてはまらない	14	.1	82.4
	合 計	17	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12391	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 14 自分が正しいことがわかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	5	.0	29.4
	2 あてはまらない	12	.1	70.6
	合 計	17	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12391	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 14 気持ちのうえで助けられた（慰め、励ましなど）

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	3	.0	17.6
	2 あてはまらない	14	.1	82.4
	合 計	17	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12391	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 14 自分の代わりに相手に働きかけてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	9	.1	52.9
	2 あてはまらない	8	.1	47.1
	合 計	17	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12391	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 14 他の機関を教えてくれた

	度 数	%	有効%
有 効 1 あてはまる	2	.0	11.8
2 あてはまらない	15	.1	88.2
合 計	17	.1	100.0
欠損値 8 nonrelevant	12391	99.9	
合 計	12408	100.0	

Q13 14 中立の立場から判断してくれた

	度 数	%	有効%
有 効 1 あてはまる	3	.0	17.6
2 あてはまらない	14	.1	82.4
合 計	17	.1	100.0
欠損値 8 nonrelevant	12391	99.9	
合 計	12408	100.0	

Q13 14 わからない

	度 数	%	有効%
有 効 2 あてはまらない	17	.1	100.0
欠損値 8 nonrelevant	12391	99.9	
合 計	12408	100.0	

Q13 14 NA

	度 数	%	有効%
有 効 2 あてはまらない	17	.1	100.0
欠損値 8 nonrelevant	12391	99.9	
合 計	12408	100.0	

Q13 15 役に立たなかった

	度 数	%	有効%
有 効 1 あてはまる	7	.1	53.8
2 あてはまらない	6	.0	46.2
合 計	13	.1	100.0
欠損値 8 nonrelevant	12395	99.9	
合 計	12408	100.0	

Q13 15 手続や法律などについて教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	2	.0	15.4
	2 あてはまらない	11	.1	84.6
	合 計	13	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12395	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 15 実際にどうすればよいかを教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	2	.0	15.4
	2 あてはまらない	11	.1	84.6
	合 計	13	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12395	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 15 自分が正しいことがわかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	1	.0	7.7
	2 あてはまらない	12	.1	92.3
	合 計	13	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12395	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 15 気持ちのうえで助けられた（敵め、励ましなど）

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	4	.0	30.8
	2 あてはまらない	9	.1	69.2
	合 計	13	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12395	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 15 自分の代わりに相手に働きかけてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	2	.0	15.4
	2 あてはまらない	11	.1	84.6
	合 計	13	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12395	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 15 他の機関を教えてください

		度 数	%	有効%
有 効	2 あてはまらない	13	.1	100.0
欠損債	8 nonrelevant	12395	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 15 中立の立場から判断してくれた

		度 数	%	有効%
有 効	2 あてはまらない	13	.1	100.0
欠損債	8 nonrelevant	12395	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 15 わからない

		度 数	%	有効%
有 効	2 あてはまらない	13	.1	100.0
欠損債	8 nonrelevant	12395	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 15 NA

		度 数	%	有効%
有 効	2 あてはまらない	13	.1	100.0
欠損債	8 nonrelevant	12395	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 16 役に立たなかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	25	.2	19.8
	2 あてはまらない	101	.8	80.2
	合 計	126	1.0	100.0
欠損債	8 nonrelevant	12282	99.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 16 手続や法律などについて教えてください

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	12	.1	9.5
	2 あてはまらない	114	.9	90.5
	合 計	126	1.0	100.0
欠損債	8 nonrelevant	12282	99.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 16 実際にどうすればよいかを教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	23	.2	18.3
	2 あてはまらない	103	.8	81.7
	合 計	126	1.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12282	99.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 16 自分が正しいことがわかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	29	.2	23.0
	2 あてはまらない	97	.8	77.0
	合 計	126	1.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12282	99.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 16 気持ちのうえで助けられた（慰め、励ましなど）

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	68	.5	54.0
	2 あてはまらない	58	.5	46.0
	合 計	126	1.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12282	99.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 16 自分の代わりに相手に働きかけてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	21	.2	16.7
	2 あてはまらない	105	.8	83.3
	合 計	126	1.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12282	99.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 16 他の機関を教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	7	.1	5.6
	2 あてはまらない	119	1.0	94.4
	合 計	126	1.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12282	99.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 16 中立の立場から判断してくれた

	度数	%	有効%
有効	1 あてはまる	15	.1
	2 あてはまらない	111	.9
	合計	126	1.0
欠損値	8 nonrelevant	12282	99.0
合計	12408	100.0	

Q13 16 わからない

	度数	%	有効%
有効	1 あてはまる	2	.0
	2 あてはまらない	124	1.0
	合計	126	1.0
欠損値	8 nonrelevant	12282	99.0
合計	12408	100.0	

Q13 16 NA

	度数	%	有効%
有効	1 あてはまる	1	.0
	2 あてはまらない	125	1.0
	合計	126	1.0
欠損値	8 nonrelevant	12282	99.0
合計	12408	100.0	

Q13 17 役に立たなかった

	度数	%	有効%
有効	1 あてはまる	87	.7
	2 あてはまらない	425	3.4
	合計	512	4.1
欠損値	8 nonrelevant	11896	95.9
合計	12408	100.0	

Q13 17 手続や法律などについて教えてくれた

	度数	%	有効%
有効	1 あてはまる	25	.2
	2 あてはまらない	487	3.9
	合計	512	4.1
欠損値	8 nonrelevant	11896	95.9
合計	12408	100.0	

Q13 17 実際にどうすればよいかを教えてくれた

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	128	1.0	25.0
2 あてはまらない	384	3.1	75.0
合計	512	4.1	100.0
欠損値 8 nonrelevant	11896	95.9	
合計	12408	100.0	

Q13 17 自分が正しいことがわかった

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	126	1.0	24.6
2 あてはまらない	386	3.1	75.4
合計	512	4.1	100.0
欠損値 8 nonrelevant	11896	95.9	
合計	12408	100.0	

Q13 17 気持ちのうえで助けられた (慰め、励ましなど)

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	310	2.5	60.5
2 あてはまらない	202	1.6	39.5
合計	512	4.1	100.0
欠損値 8 nonrelevant	11896	95.9	
合計	12408	100.0	

Q13 17 自分の代わりに相手に働きかけてくれた

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	87	.7	17.0
2 あてはまらない	425	3.4	83.0
合計	512	4.1	100.0
欠損値 8 nonrelevant	11896	95.9	
合計	12408	100.0	

Q13 17 他の機関を教えてくれた

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	19	.2	3.7
2 あてはまらない	493	4.0	96.3
合計	512	4.1	100.0
欠損値 8 nonrelevant	11896	95.9	
合計	12408	100.0	

Q13 17 中立の立場から判断してくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	50	.4	9.8
	2 あてはまらない	462	3.7	90.2
	合 計	512	4.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	11896	95.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 17 わからない

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	12	.1	2.3
	2 あてはまらない	500	4.0	97.7
	合 計	512	4.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	11896	95.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 17 NA

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	1	.0	.2
	2 あてはまらない	511	4.1	99.8
	合 計	512	4.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	11896	95.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 18 役に立たなかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	8	.1	36.4
	2 あてはまらない	14	.1	63.6
	合 計	22	.2	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12386	99.8	
合 計		12408	100.0	

Q13 18 手続や法律などについて教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	1	.0	4.5
	2 あてはまらない	21	.2	95.5
	合 計	22	.2	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12386	99.8	
合 計		12408	100.0	

Q13 18 実際にどうすればよいかを教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	8	.1	36.4
	2 あてはまらない	14	.1	63.6
	合 計	22	.2	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12386	99.8	
合 計		12408	100.0	

Q13 18 自分が正しいことがわかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	1	.0	4.5
	2 あてはまらない	21	.2	95.5
	合 計	22	.2	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12386	99.8	
合 計		12408	100.0	

Q13 18 気持ちのうえで助けられた (慰め、励ましなど)

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	5	.0	22.7
	2 あてはまらない	17	.1	77.3
	合 計	22	.2	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12386	99.8	
合 計		12408	100.0	

Q13 18 自分の代わりに相手に働きかけてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	5	.0	22.7
	2 あてはまらない	17	.1	77.3
	合 計	22	.2	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12386	99.8	
合 計		12408	100.0	

Q13 18 他の機関を教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	1	.0	4.5
	2 あてはまらない	21	.2	95.5
	合 計	22	.2	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12386	99.8	
合 計		12408	100.0	

Q13 18 中立の立場から判断してくれた

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	2	.0	9.1
2 あてはまらない	20	.2	90.9
合計	22	.2	100.0
欠損値 8 nonrelevant	12386	99.8	
合計	12408	100.0	

Q13 18 わからない

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	1	.0	4.5
2 あてはまらない	21	.2	95.5
合計	22	.2	100.0
欠損値 8 nonrelevant	12386	99.8	
合計	12408	100.0	

Q13 18 NA

	度数	%	有効%
有効 2 あてはまらない	22	.2	100.0
欠損値 8 nonrelevant	12386	99.8	
合計	12408	100.0	

Q13 22 役に立たなかった

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	4	.0	22.2
2 あてはまらない	14	.1	77.8
合計	18	.1	100.0
欠損値 8 nonrelevant	12389	99.8	
システム欠損値	1	.0	
合計	12390	99.9	
合計	12408	100.0	

Q13 22 手続や法律などについて教えてくれた

	度数	%	有効%
有効 2 あてはまらない	18	.1	100.0
欠損値 8 nonrelevant	12389	99.8	
システム欠損値	1	.0	
合計	12390	99.9	
合計	12408	100.0	

Q13 22 実際にどうすればよいかを教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	5	.0	27.8
	2 あてはまらない	13	.1	72.2
	合 計	18	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12389	99.8	
	システム欠損値	1	.0	
	合 計	12390	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 22 自分が正しいことがわかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	5	.0	27.8
	2 あてはまらない	13	.1	72.2
	合 計	18	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12389	99.8	
	システム欠損値	1	.0	
	合 計	12390	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 22 気持ちのうえで助けられた (励め、励ましなど)

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	8	.1	44.4
	2 あてはまらない	10	.1	55.6
	合 計	18	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12389	99.8	
	システム欠損値	1	.0	
	合 計	12390	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 22 自分の代わりに相手に働きかけてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	9	.1	50.0
	2 あてはまらない	9	.1	50.0
	合 計	18	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12389	99.8	
	システム欠損値	1	.0	
	合 計	12390	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 22 他の機関を教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	2 あてはまらない	18	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12389	99.8	
	システム欠損値	1	.0	
	合 計	12390	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 22 中立の立場から判断してくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	5	.0	27.8
	2 あてはまらない	13	.1	72.2
	合 計	18	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12389	99.8	
	システム欠損値	1	.0	
	合 計	12390	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 22 わからない

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	1	.0	5.6
	2 あてはまらない	17	.1	94.4
	合 計	18	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12389	99.8	
	システム欠損値	1	.0	
	合 計	12390	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 22 NA

		度 数	%	有効%
有 効	2 あてはまらない	18	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12389	99.8	
	システム欠損値	1	.0	
	合 計	12390	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 23 役に立たなかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	3	.0	18.8
	2 あてはまらない	13	.1	81.3
	合 計	16	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12384	99.8	
	システム欠損値	8	.1	
	合 計	12392	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 23 手続や法律などについて教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	2 あてはまらない	16	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12384	99.8	
	システム欠損値	8	.1	
	合 計	12392	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 23 実際にどうすればよいかを教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	1	.0	6.3
	2 あてはまらない	15	.1	93.8
	合 計	16	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12384	99.8	
	システム欠損値	8	.1	
	合 計	12392	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 23 自分が正しいことがわかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	4	.0	25.0
	2 あてはまらない	12	.1	75.0
	合 計	16	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12384	99.8	
	システム欠損値	8	.1	
	合 計	12392	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 23 気持ちのうえで助けられた(慰め、励ましなど)

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	1	.0	6.3
	2 あてはまらない	15	.1	93.8
	合 計	16	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12384	99.8	
	システム欠損値	8	.1	
	合 計	12392	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 23 自分の代わりに相手に働きかけてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	7	.1	43.8
	2 あてはまらない	9	.1	56.3
	合 計	16	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12384	99.8	
	システム欠損値	8	.1	
	合 計	12392	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 23 他の機関を教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	2 あてはまらない	16	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12384	99.8	
	システム欠損値	8	.1	
	合 計	12392	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 23 中立の立場から判断してくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	8	.1	50.0
	2 あてはまらない	8	.1	50.0
	合 計	16	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12384	99.8	
	システム欠損値	8	.1	
	合 計	12392	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 23 わからない

		度 数	%	有効%
有 効	2あてはまらない	16	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12384	99.8	
	システム欠損値	8	.1	
	合 計	12392	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 23 NA

		度 数	%	有効%
有 効	2あてはまらない	16	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12384	99.8	
	システム欠損値	8	.1	
	合 計	12392	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 24 役に立たなかった

		度 数	%	有効%
有 効	1あてはまる	5	.0	35.7
	2あてはまらない	9	.1	64.3
	合 計	14	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12394	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 24 手続や法律などについて教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1あてはまる	1	.0	7.1
	2あてはまらない	13	.1	92.9
	合 計	14	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12394	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 24 実際にどうすればよいかを教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1あてはまる	3	.0	21.4
	2あてはまらない	11	.1	78.6
	合 計	14	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12394	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 24 自分が正しいことがわかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	1	.0	7.1
	2 あてはまらない	13	.1	92.9
	合 計	14	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12394	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 24 気持ちのうえで助けられた(慰め、励ましなど)

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	2	.0	14.3
	2 あてはまらない	12	.1	85.7
	合 計	14	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12394	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 24 自分の代わりに相手に働きかけてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	6	.0	42.9
	2 あてはまらない	8	.1	57.1
	合 計	14	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12394	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 24 他の機関を教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	2 あてはまらない	14	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12394	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 24 中立の立場から判断してくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	1	.0	7.1
	2 あてはまらない	13	.1	92.9
	合 計	14	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12394	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 24 わからない

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	1	.0	7.1
	2 あてはまらない	13	.1	92.9
	合 計	14	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12394	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 24 NA

		度 数	%	有効%
有 効	2 あてはまらない	14	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12394	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 25 役に立たなかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	1	.0	11.1
	2 あてはまらない	8	.1	88.9
	合 計	9	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12399	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 25 手続や法律などについて教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	2 あてはまらない	9	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12399	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 25 実際にどうすればよいかを教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	3	.0	33.3
	2 あてはまらない	6	.0	66.7
	合 計	9	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12399	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 25 自分が正しいことが分かった

	度 数	%	有効%
有 効 1 あてはまる	2	.0	22.2
2 あてはまらない	7	.1	77.8
合 計	9	.1	100.0
欠損値 8 nonrelevant	12399	99.9	
合 計	12408	100.0	

Q13 25 気持ちのうえで助けられた(慰め、励ましなど)

	度 数	%	有効%
有 効 1 あてはまる	6	.0	66.7
2 あてはまらない	3	.0	33.3
合 計	9	.1	100.0
欠損値 8 nonrelevant	12399	99.9	
合 計	12408	100.0	

Q13 25 自分の代わりに相手に働きかけてくれた

	度 数	%	有効%
有 効 2 あてはまらない	9	.1	100.0
欠損値 8 nonrelevant	12399	99.9	
合 計	12408	100.0	

Q13 25 他の機関を教えてくれた

	度 数	%	有効%
有 効 1 あてはまる	1	.0	11.1
2 あてはまらない	8	.1	88.9
合 計	9	.1	100.0
欠損値 8 nonrelevant	12399	99.9	
合 計	12408	100.0	

Q13 25 中立の立場から判断してくれた

	度 数	%	有効%
有 効 1 あてはまる	3	.0	33.3
2 あてはまらない	6	.0	66.7
合 計	9	.1	100.0
欠損値 8 nonrelevant	12399	99.9	
合 計	12408	100.0	

Q13 25 わからない

		度 数	%	有効%
有 効	2 あてはまらない	9	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12399	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 25 NA

		度 数	%	有効%
有 効	2 あてはまらない	9	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12399	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 26 役に立たなかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	2	.0	33.3
	2 あてはまらない	4	.0	66.7
	合 計	6	.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12401	99.9	
	システム欠損値	1	.0	
合 計		12402	100.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 26 手続や法律などについて教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	2 あてはまらない	6	.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12401	99.9	
	システム欠損値	1	.0	
合 計		12402	100.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 26 実際にどうすればよいかを教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	2	.0	33.3
	2 あてはまらない	4	.0	66.7
	合 計	6	.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12401	99.9	
	システム欠損値	1	.0	
合 計		12402	100.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 26 自分が正しいことがわかった

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	1	.0	16.7
	2 あてはまらない	5	.0	83.3
	合 計	6	.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12401	99.9	
	システム欠損値	1	.0	
	合 計	12402	100.0	
合 計	12408	100.0		

Q13 26 気持ちのうえで助けられた(慰め、励ましなど)

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	2	.0	33.3
	2 あてはまらない	4	.0	66.7
	合 計	6	.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12401	99.9	
	システム欠損値	1	.0	
	合 計	12402	100.0	
合 計	12408	100.0		

Q13 26 自分の代わりに相手に働きかけてくれた

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	1	.0	16.7
	2 あてはまらない	5	.0	83.3
	合 計	6	.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12401	99.9	
	システム欠損値	1	.0	
	合 計	12402	100.0	
合 計	12408	100.0		

Q13 26 他の機関を教えてくれた

	度 数	%	有効%	
有 効	1 あてはまる	2	.0	33.3
	2 あてはまらない	4	.0	66.7
	合 計	6	.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12401	99.9	
	システム欠損値	1	.0	
	合 計	12402	100.0	
合 計	12408	100.0		

Q13 26 中立の立場から判断してくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	1	.0	16.7
	2 あてはまらない	5	.0	83.3
	合 計	6	.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12401	99.9	
	システム欠損値	1	.0	
	合 計	12402	100.0	
合 計		12408	100.0	

13 26 わからない

		度 数	%	有効%
有 効	2 あてはまらない	6	.0	100.0
	8 nonrelevant	12401	99.9	
	システム欠損値	1	.0	
合 計		12402	100.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 26 NA

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	1	.0	16.7
	2 あてはまらない	5	.0	83.3
	合 計	6	.0	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12401	99.9	
	システム欠損値	1	.0	
	合 計	12402	100.0	
合 計		12408	100.0	

Q13 27 役に立たなかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	2	.0	20.0
	2 あてはまらない	8	.1	80.0
	合 計	10	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12398	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 27 手続や法律などについて教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	3	.0	30.0
	2 あてはまらない	7	.1	70.0
	合 計	10	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12398	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 27 実際にどうすればよいかを教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	4	.0	40.0
	2 あてはまらない	6	.0	60.0
	合 計	10	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12398	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 27 自分が正しいことがわかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	1	.0	10.0
	2 あてはまらない	9	.1	90.0
	合 計	10	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12398	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 27 気持ちのうえで助けられた（慰め、励ましなど）

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	3	.0	30.0
	2 あてはまらない	7	.1	70.0
	合 計	10	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12398	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 27 自分の代わりに相手に働きかけてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	5	.0	50.0
	2 あてはまらない	5	.0	50.0
	合 計	10	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12398	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 27 他の機関を教えてください

		度 数	%	有効%
有 効	2 あてはまらない	10	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12398	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 27 中立の立場から判断してくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	1	.0	10.0
	2 あてはまらない	9	.1	90.0
	合 計	10	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12398	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 27 わからない

		度 数	%	有効%
有 効	2 あてはまらない	10	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12398	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 27 NA

		度 数	%	有効%
有 効	2 あてはまらない	10	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12398	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 28 役に立たなかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	10	.1	31.3
	2 あてはまらない	22	.2	68.8
	合 計	32	.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12372	99.7	
	システム欠損値	4	.0	
合 計		12376	99.7	
合 計		12408	100.0	

Q13 28 手続や法律などについて教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	3	.0	9.4
	2 あてはまらない	29	.2	90.6
	合 計	32	.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12372	99.7	
	システム欠損値	4	.0	
	合 計	12376	99.7	
合 計		12408	100.0	

Q13 28 実際にどうすればよいかを教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	12	.1	37.5
	2 あてはまらない	20	.2	62.5
	合 計	32	.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12372	99.7	
	システム欠損値	4	.0	
	合 計	12376	99.7	
合 計		12408	100.0	

Q13 28 自分が正しいことがわかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	4	.0	12.5
	2 あてはまらない	28	.2	87.5
	合 計	32	.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12372	99.7	
	システム欠損値	4	.0	
	合 計	12376	99.7	
合 計		12408	100.0	

Q13 28 気持ちのうえで助けられた (慰め、励ましなど)

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	4	.0	12.5
	2 あてはまらない	28	.2	87.5
	合 計	32	.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12372	99.7	
	システム欠損値	4	.0	
	合 計	12376	99.7	
合 計		12408	100.0	

Q13 28 自分の代わりに相手に働きかけてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	4	.0	12.5
	2 あてはまらない	28	.2	87.5
	合 計	32	.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12372	99.7	
	システム欠損値	4	.0	
	合 計	12376	99.7	
合 計		12408	100.0	

Q13 28 他の機関を教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	2	.0	6.3
	2 あてはまらない	30	.2	93.8
	合 計	32	.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12372	99.7	
	システム欠損値	4	.0	
	合 計	12376	99.7	
合 計		12408	100.0	

Q13 28 中立の立場から判断してくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	6	.0	18.8
	2 あてはまらない	26	.2	81.3
	合 計	32	.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12372	99.7	
	システム欠損値	4	.0	
	合 計	12376	99.7	
合 計		12408	100.0	

Q13 28 わからない

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	1	.0	3.1
	2 あてはまらない	31	.2	96.9
	合 計	32	.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12372	99.7	
	システム欠損値	4	.0	
	合 計	12376	99.7	
合 計		12408	100.0	

Q13 28 NA

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	1	.0	3.1
	2 あてはまらない	31	.2	96.9
	合 計	32	.3	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12372	99.7	
	システム欠損値	4	.0	
	合 計	12376	99.7	
合 計		12408	100.0	

Q13 29 役に立たなかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	3	.0	33.3
	2 あてはまらない	6	.0	66.7
	合 計	9	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12399	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 29 手続や法律などについて教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	1	.0	11.1
	2 あてはまらない	8	.1	88.9
	合 計	9	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12399	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 29 実際にどうすればよいかを教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	2	.0	22.2
	2 あてはまらない	7	.1	77.8
	合 計	9	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12399	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 29 自分が正しいことがわかった

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	1	.0	11.1
	2 あてはまらない	8	.1	88.9
	合 計	9	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12399	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 29 気持ちのうえで助けられた（慰め、励ましなど）

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	1	.0	11.1
	2 あてはまらない	8	.1	88.9
	合 計	9	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12399	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 29 自分の代わりに相手に働きかけてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	4	.0	44.4
	2 あてはまらない	5	.0	55.6
	合 計	9	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12399	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 29 他の機関を教えてくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	1	.0	11.1
	2 あてはまらない	8	.1	88.9
	合 計	9	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12399	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 29 中立の立場から判断してくれた

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	2	.0	22.2
	2 あてはまらない	7	.1	77.8
	合 計	9	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12399	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 29 わからない

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	2	.0	22.2
	2 あてはまらない	7	.1	77.8
	合 計	9	.1	100.0
欠損値	8 nonrelevant	12399	99.9	
合 計		12408	100.0	

Q13 29 NA

	度 数	%	有効%
有 効 2 あてはまらない	9	.1	100.0
欠損値 8 nonrelevant	12399	99.9	
合 計	12408	100.0	

Q14 その問題は最終的に決着が付きましたか

	度 数	%	有効%
有 効 1 決着がついた	1345	10.8	60.2
2 決着はついていない	816	6.6	36.5
3 わからない	74	.6	3.3
合 計	2235	18.0	100.0
欠損値 8 nonrelevant	10113	81.5	
9 NA	60	.5	
合 計	10173	82.0	
合 計	12408	100.0	

Q15 1 決着はどのようなものでしたか

	度 数	%	有効%	累積%
有 効 1 こちらの主張は すべて満たされた	402	3.2	30.3	30.3
2 こちらの主張は ほぼ満たされた	411	3.3	30.9	61.2
3 こちらの主張は 一部しか満た されなかった	206	1.7	15.5	76.7
4 こちらの主張はまった く満たされなかった	222	1.8	16.7	93.4
5 その他	5	.0	.4	93.8
6 わからない	28	.2	2.1	95.9
11 相手方にこちら の主張を行わず (結果に不満足)	4	.0	.3	96.2
12 相手方にこちら の主張を行わず (結果評価不明)	6	.0	.5	96.7
13 相手方が全面 的に非を認めた (結果に満足)	3	.0	.2	96.9

14相手方が全面的に非を認めた(結果に不満足)	1	.0	.1	97.0
15相手方が全面的に非を認めた(結果評価不明)	9	.1	.7	97.7
16問題が事実上解消した(結果に満足)	1	.0	.1	97.7
17問題が事実上解消した(結果に不満足)	2	.0	.2	97.9
18問題が事実上解消した(結果評価不明)	19	.2	1.4	99.3
20相手方が不明(結果に不満足)	1	.0	.1	99.4
21相手方が不明(結果評価不明)	2	.0	.2	99.5
22問題を無視・放置など	6	.0	.5	100.0
合計	1328	10.7	100.0	
欠損値 8 nonrelevant	11012	88.7		
9 NA	68	.5		
合計	11080	89.3		
合計	12408	100.0		

Q15 2 決着がついた年

	度数	%	有効%
有効 12	71	.6	5.5
13	151	1.2	11.7
14	188	1.5	14.5
15	247	2.0	19.1
16	464	3.7	35.9
17	172	1.4	13.3
合計	1293	10.4	100.0
欠損値 77	37	.3	
88	11012	88.7	
99	66	.5	
合計	11115	89.6	
合計	12408	100.0	

Q15 2 決着がついた月

	度 数	%	有効%
有 効 1	94	.8	7.6
2	109	.9	8.8
3	147	1.2	11.8
4	119	1.0	9.6
5	91	.7	7.3
6	76	.6	6.1
7	89	.7	7.1
8	92	.7	7.4
9	87	.7	7.0
10	109	.9	8.8
11	84	.7	6.7
12	148	1.2	11.9
合 計	1245	10.0	100.0
欠損債 77	37	.3	
88	11012	88.7	
99	114	.9	
合 計	11163	90.0	
合 計	12408	100.0	

Q16 1 裁判所の調停にかかっている

	度 数	%	有効%
有 効 1 あてはまる	9	.1	1.1
2 あてはまらない	807	6.5	98.9
合 計	816	6.6	100.0
欠損債 8 nonrelevant	11592	93.4	
合 計	12408	100.0	

Q16 1 訴訟をしている

	度 数	%	有効%
有 効 1 あてはまる	6	.0	.7
2 あてはまらない	810	6.5	99.3
合 計	816	6.6	100.0
欠損債 8 nonrelevant	11592	93.4	
合 計	12408	100.0	

Q16 1 裁判所のその他の手続にかかっている (家事審判・支払督促・仮処分など)

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	5	.0	.6
	2 あてはまらない	811	6.5	99.4
	合 計	816	6.6	100.0
欠損値	8 nonrelevant	11592	93.4	
合 計		12408	100.0	

Q16 1 弁護士を通して交渉中

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	21	.2	2.6
	2 あてはまらない	795	6.4	97.4
	合 計	816	6.6	100.0
欠損値	8 nonrelevant	11592	93.4	
合 計		12408	100.0	

Q16 1 弁護士以外の人を通して交渉中

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	32	.3	3.9
	2 あてはまらない	784	6.3	96.1
	合 計	816	6.6	100.0
欠損値	8 nonrelevant	11592	93.4	
合 計		12408	100.0	

Q16 1 自分でまだ交渉中

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	165	1.3	20.2
	2 あてはまらない	651	5.2	79.8
	合 計	816	6.6	100.0
欠損値	8 nonrelevant	11592	93.4	
合 計		12408	100.0	

Q16 1 問題はそのまま何もしていない

		度 数	%	有効%
有 効	1 あてはまる	521	4.2	63.8
	2 あてはまらない	295	2.4	36.2
	合 計	816	6.6	100.0
欠損値	8 nonrelevant	11592	93.4	
合 計		12408	100.0	

Q16 治療・通院

	度数	%	有効%
有効	1 あてはまる	6	.0
	2 あてはまらない	810	6.5
	合計	816	6.6
欠損値	8 nonrelevant	11592	93.4
合計		12408	100.0

Q16 異動・退職・転居・死亡など

	度数	%	有効%
有効	1 あてはまる	15	.1
	2 あてはまらない	801	6.5
	合計	816	6.6
欠損値	8 nonrelevant	11592	93.4
合計		12408	100.0

Q16 相手不明

	度数	%	有効%
有効	1 あてはまる	7	.1
	2 あてはまらない	809	6.5
	合計	816	6.6
欠損値	8 nonrelevant	11592	93.4
合計		12408	100.0

Q16 何かしたが、現在は進展なし

	度数	%	有効%
有効	1 あてはまる	25	.2
	2 あてはまらない	791	6.4
	合計	816	6.6
欠損値	8 nonrelevant	11592	93.4
合計		12408	100.0

Q16 最初から何もせず

	度数	%	有効%
有効	1 あてはまる	9	.1
	2 あてはまらない	807	6.5
	合計	816	6.6
欠損値	8 nonrelevant	11592	93.4
合計		12408	100.0

Q16 1 その他

	度数	%	有効%
有効 1あてはまる	3	.0	.1
2あてはまらない	813	6.6	99.6
合計	816	6.6	100.0
欠損値 8 nonrelevant	11592	93.4	
合計	12408	100.0	

Q16 1 わからない

	度数	%	有効%
有効 1あてはまる	4	.0	.5
2あてはまらない	812	6.5	99.5
合計	816	6.6	100.0
欠損値 8 nonrelevant	11592	93.4	
合計	12408	100.0	

Q16 1 NA

	度数	%	有効%
有効 1あてはまる	4	.0	.5
2あてはまらない	812	6.5	99.5
合計	816	6.6	100.0
欠損値 8 nonrelevant	11592	93.4	
合計	12408	100.0	

Q16 2 現在の時点で、あなたの主張は、どの程度満たされていますか

	度数	%	有効%	累積%
有効 1こちらの主張はすべて満たされた	14	.1	1.7	1.7
2こちらの主張はほぼ満たされた	47	.4	5.8	7.5
3こちらの主張は一部しか満たされなかった	127	1.0	15.7	23.2
4こちらの主張はまったく満たされなかった	487	3.9	60.1	83.3
6 DK	96	.8	11.9	95.2
52相手にこちらの主張を行っている (現状に不満足)	3	.0	.4	95.6

53相手にこちらの主張を行っている (満足度は不明)	2	.0	.2	95.8
61相手にこちらの主張を行っていない (現状に満足)	3	.0	.4	96.2
62相手にこちらの主張を行っていない (現状に不満足)	19	.2	2.3	98.5
63相手にこちらの主張を行っていない(満足度は不明)	4	.0	.5	99.0
71相手に主張したかどうか不明 (現状に満足)	3	.0	.4	99.4
72相手に主張したかどうか不明(現状に不満足)	1	.0	.1	99.5
80その他	4	.0	.5	100.0
合計	810	6.5	100.0	
欠損値 8 nonrelevant	11541	93.0		
9 NA	57	.5		
合計	11598	93.5		
合計	12408	100.0		

Q17 相手方から受けた裁判所手続(調停手続)

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	34	.3	1.5
2 あてはまらない	2210	17.8	98.5
合計	2244	18.1	100.0
欠損値 8 nonrelevant	10164	81.9	
合計	12408	100.0	

Q17 相手方から受けた裁判所手続(訴訟手続)

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	22	.2	1.0
2 あてはまらない	2222	17.9	99.0
合計	2244	18.1	100.0
欠損値 8 nonrelevant	10164	81.9	
合計	12408	100.0	

Q17 相手方から受けた裁判所手続（家事審判・支払督促・仮処分などの手続）

	度 数	%	有効%
有 効 1 あてはまる	14	.1	.6
2 あてはまらない	2230	18.0	99.4
合 計	2244	18.1	100.0
欠損値 8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計	12408	100.0	

Q17 相手方から受けた裁判所手続（その他）

	度 数	%	有効%
有 効 1 あてはまる	5	.0	.2
2 あてはまらない	2239	18.0	99.8
合 計	2244	18.1	100.0
欠損値 8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計	12408	100.0	

Q17 申し立ては受けていない

	度 数	%	有効%
有 効 1 あてはまる	2088	16.8	93.0
2 あてはまらない	156	1.3	7.0
合 計	2244	18.1	100.0
欠損値 8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計	12408	100.0	

Q17 わからない

	度 数	%	有効%
有 効 1 あてはまる	44	.4	2.0
2 あてはまらない	2200	17.7	98.0
合 計	2244	18.1	100.0
欠損値 8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計	12408	100.0	

Q17 NA

	度 数	%	有効%
有 効 1 あてはまる	43	.3	1.9
2 あてはまらない	2201	17.7	98.1
合 計	2244	18.1	100.0
欠損値 8 nonrelevant	10164	81.9	
合 計	12408	100.0	

Q18 問題の解決のために費用を使った

	度 数	%	有効%
有 効 1 費用を使った	142	1.1	6.5
2 費用を使った が、額は不明	41	.3	1.9
3 費用はほとん ど使っていない	1927	15.5	88.6
4 DK	64	.5	2.9
合 計	2174	17.5	100.0
欠損値 8 nonrelevant	10113	81.5	
9 NA	121	1.0	
合 計	10234	82.5	
合 計	12408	100.0	

Q18 問題解決のために用いた費用

度 数	有 効	142
	欠損値	12266
平均値		448.86
平均値の標準誤差		80.619
中央値		75.00
最頻値		5
分 散		922927.469
最小値		1
最大値		5000

Q18 問題解決のために用いた費用

	度 数	%	有効%	累積%
有 効 1	8	.1	5.6	5.6
2	2	.0	1.4	7.0
3	3	.0	2.1	9.2
5	14	.1	9.9	19.0
6	1	.0	.7	19.7
8	1	.0	.7	20.4
10	7	.1	4.9	25.4
11	1	.0	.7	26.1
13	1	.0	.7	26.8
15	1	.0	.7	27.5
16	1	.0	.7	28.2
20	9	.1	6.3	34.5
30	5	.0	3.5	38.0

40	3	.0	2.1	40.1
50	10	.1	7.0	47.2
55	1	.0	.7	47.9
60	1	.0	.7	48.6
70	2	.0	1.4	50.0
80	1	.0	.7	50.7
100	8	.1	5.6	56.3
113	1	.0	.7	57.0
130	1	.0	.7	57.7
150	5	.0	3.5	61.3
160	1	.0	.7	62.0
200	6	.0	4.2	66.2
250	2	.0	1.4	67.6
300	6	.0	4.2	71.8
350	1	.0	.7	72.5
400	2	.0	1.4	73.9
460	1	.0	.7	74.6
500	7	.1	4.9	79.6
550	1	.0	.7	80.3
700	4	.0	2.8	83.1
800	2	.0	1.4	84.5
1000	10	.1	7.0	91.5
1100	1	.0	.7	92.3
1200	1	.0	.7	93.0
1300	1	.0	.7	93.7
1510	1	.0	.7	94.4
2000	1	.0	.7	95.1
3000	2	.0	1.4	96.5
3600	1	.0	.7	97.2
5000	4	.0	2.8	100.0
合計	142	1.1	100.0	
欠損値 8888888	12215	98.4		
9999999	51	.4		
合計	12266	98.9		
合計	12408	100.0		

QF1 性別

	度数	%	有効%
有効 1 男	5832	47.0	47.0
2 女	6576	53.0	53.0
合計	12408	100.0	100.0

QF2 生 年

	度 数	%	有效%	累积%
有 效 9	248	2.0	2.0	2.0
10	333	2.7	2.7	4.7
11	300	2.4	2.4	7.1
12	322	2.6	2.6	9.7
13	257	2.1	2.1	11.8
14	315	2.5	2.5	14.3
15	350	2.8	2.8	17.1
16	339	2.7	2.7	19.9
17	315	2.5	2.5	22.4
18	357	2.9	2.9	25.3
19	333	2.7	2.7	28.0
20	227	1.8	1.8	29.8
21	272	2.2	2.2	32.0
22	396	3.2	3.2	35.2
23	410	3.3	3.3	38.5
24	392	3.2	3.2	41.6
25	329	2.7	2.7	44.3
26	318	2.6	2.6	46.8
27	342	2.8	2.8	49.6
28	298	2.4	2.4	52.0
29	298	2.4	2.4	54.4
30	263	2.1	2.1	56.5
31	232	1.9	1.9	58.4
32	244	2.0	2.0	60.4
33	256	2.1	2.1	62.4
34	233	1.9	1.9	64.3
35	253	2.0	2.0	66.3
36	247	2.0	2.0	68.3
37	208	1.7	1.7	70.0
38	218	1.8	1.8	71.8
39	220	1.8	1.8	73.5
40	233	1.9	1.9	75.4
41	177	1.4	1.4	76.8
42	229	1.8	1.8	78.7
43	201	1.6	1.6	80.3
44	219	1.8	1.8	82.1
45	201	1.6	1.6	83.7
46	196	1.6	1.6	85.3
47	191	1.5	1.5	86.8
48	201	1.6	1.6	88.4
49	178	1.4	1.4	89.9
50	184	1.5	1.5	91.4
51	133	1.1	1.1	92.4

52	143	1.2	1.2	93.6
53	120	1.0	1.0	94.5
54	112	.9	.9	95.4
55	130	1.0	1.0	96.5
56	116	.9	.9	97.4
57	105	.8	.8	98.3
58	126	1.0	1.0	99.3
59	88	.7	.7	100.0
合計	12408	100.0	100.0	

QF2 誕生月

	度数	%	有効%	累積%
有効 1	1283	10.3	10.3	10.3
2	1106	8.9	8.9	19.3
3	1101	8.9	8.9	28.1
4	1032	8.3	8.3	36.4
5	937	7.6	7.6	44.0
6	928	7.5	7.5	51.5
7	992	8.0	8.0	59.5
8	1048	8.4	8.4	67.9
9	1085	8.7	8.7	76.7
10	994	8.0	8.0	84.7
11	949	7.6	7.6	92.3
12	953	7.7	7.7	100.0
合計	12408	100.0	100.0	

QF3 生計を同じくする家族数

	度数	%	有効%	累積%
有効 1	632	5.1	5.1	5.1
2	3026	24.4	24.5	29.6
3	2856	23.0	23.1	52.7
4	3004	24.2	24.3	77.0
5	1479	11.9	12.0	88.9
6	902	7.3	7.3	96.2
7	348	2.8	2.8	99.0
8	97	.8	.8	99.8
9	15	.1	.1	99.9
10	6	.0	.0	100.0
11	2	.0	.0	100.0
合計	12367	99.7	100.0	
欠損値	99	.3		
合計	12408	100.0		

QF3 19歳以下の家族数

	度数	%	有効%	累積%
有効 0	7784	62.7	63.2	63.2
1	1743	14.0	14.1	77.3
2	2068	16.7	16.8	94.1
3	657	5.3	5.3	99.4
4	64	.5	.5	99.9
5	8	.1	.1	100.0
6	1	.0	.0	100.0
8	1	.0	.0	100.0
合計	12326	99.3	100.0	
欠損値 99	82	.7		
合計	12408	100.0		

QF4 学 歴

	度数	%	有効%
有効 1 中学校	1934	15.6	15.7
2 高等学校	5733	46.2	46.6
3 短大・高専	1195	9.6	9.7
4 専門学校	907	7.3	7.4
5 大学	2343	18.9	19.0
6 大学院	115	.9	.9
7 その他	8	.1	.1
8 DK	43	.3	.3
10 小学校	10	.1	.1
11 専門学校(中卒後)	20	.2	.2
合計	12308	99.2	100.0
欠損値 9 NA	100	.8	
合計	12408	100.0	

QF5 現在の仕事

	度数	%	有効%
有効 1 経営者・役員	471	3.8	3.8
2 常時雇用の一般従業員	4194	33.8	33.8
3 臨時雇用・パート・アルバイト	1769	14.3	14.3
4 派遣社員	113	.9	.9
5 自営業主・自由業者	1276	10.3	10.3
6 家族従事者	525	4.2	4.2

7 内職	51	.4	.4
8 学生	162	1.3	1.3
9 専業主婦(夫)	2268	18.3	18.3
10 無職	1540	12.4	12.4
11 DK	21	.2	.2
合計	12390	99.9	100.0
欠損値	18	.1	
合計	12408	100.0	

職業大分類

	度 数	%	有効%
有 効 専門的・技術的 職業従事者	1126	9.1	9.1
管理的職業従事者	212	1.7	1.7
事務的職業従事者	1756	14.2	14.2
販売的職業従事者	1277	10.3	10.3
サービスの職業従事者	635	5.1	5.1
保安的職業従事者	88	.7	.7
農林的職業従事者	500	4.0	4.0
運輸・通信従事者	236	1.9	1.9
採掘作業者	7	.1	.1
窯業・土石製品・金属材 料・化学製品製造作業者	137	1.1	1.1
金属製品・機械 製造作業者	499	4.0	4.0
その他の製品作業者	507	4.1	4.1
定置機関運転・建設機 械運転・電気作業者	100	.8	.8
建設作業者	364	2.9	2.9
労務作業者	301	2.4	2.4
その他	4663	37.6	37.6
合計	12408	100.0	100.0

QF7 職場の規模

	度 数	%	有効%	累積%
有 効 1 1人	464	3.7	5.6	5.6
2 2~4人	1541	12.4	18.5	24.0
3 5~9人	754	6.1	9.0	33.0
4 10~29人	1168	9.4	14.0	47.0
5 30~99人	1194	9.6	14.3	61.3
6 100~299人	809	6.5	9.7	71.0
7 300~499人	348	2.8	4.2	75.2

	8 500~999人	312	2.5	3.7	78.9
	9 1000人以上	924	7.4	11.1	90.0
	10 官公庁・特殊法人	592	4.8	7.1	97.1
	11 わからない	243	2.0	2.9	100.0
	合計	8349	67.3	100.0	
欠損値	88 nonrelevant	4009	32.3		
	99 NA	50	.4		
	合計	4059	32.7		
合計		12408	100.0		

QF8 法学部系の学部あるいは大学院で法律の勉強をしたことがある

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	314	2.5	2.5
2 あてはまらない	12094	97.5	97.5
合計	12408	100.0	100.0

QF8 法学部以外の学部あるいは大学院で法律を勉強したことがある

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	449	3.6	3.6
2 あてはまらない	11959	96.4	96.4
合計	12408	100.0	100.0

QF8 大学以外で法律を勉強したことがある（独学を含む）

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	777	6.3	6.3
2 あてはまらない	11631	93.7	93.7
合計	12408	100.0	100.0

QF8 法律を勉強したことがない

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	10655	85.9	85.9
2 あてはまらない	1753	14.1	14.1
合計	12408	100.0	100.0

QF8 わからない

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	202	1.6	1.6
2 あてはまらない	12206	98.4	98.4
合計	12408	100.0	100.0

QF8 NA

	度 数	%	有効%
有 効 1あてはまる	35	.3	.3
2あてはまらない	12373	99.7	99.7
合 計	12408	100.0	100.0

QF9 法務部・法務課・法規室など、法律事務に直接関わる部門で仕事をした経験がある

	度 数	%	有効%
有 効 1あてはまる	151	1.2	1.2
2あてはまらない	12257	98.8	98.8
合 計	12408	100.0	100.0

QF9 法務部門以外の会社の仕事を行うなかで、法律に関わった経験がある

	度 数	%	有効%
有 効 1あてはまる	613	4.9	4.9
2あてはまらない	11795	95.1	95.1
合 計	12408	100.0	100.0

QF9 仕事上で法律に関わった経験はない

	度 数	%	有効%
有 効 1あてはまる	11366	91.6	91.6
2あてはまらない	1042	8.4	8.4
合 計	12408	100.0	100.0

QF9 わからない

	度 数	%	有効%
有 効 1あてはまる	252	2.0	2.0
2あてはまらない	12156	98.0	98.0
合 計	12408	100.0	100.0

QF9 NA

	度 数	%	有効%
有 効 1あてはまる	31	.2	.2
2あてはまらない	12377	99.8	99.8
合 計	12408	100.0	100.0

QF10 相談できる人はいるか（弁護士・裁判官・検察官・公証人・法学教授）

		度 数	%	有効%	累積%
有 効	1 相談できる人がいる	1629	13.1	13.2	13.2
	2 紹介してもらって当てる	1550	12.5	12.5	25.7
	3 どちらもない・分からない	9204	74.2	74.3	100.0
	合 計	12383	99.8	100.0	
欠損値	9 NA	25	.2		
合 計		12408	100.0		

QF10 相談できる人はいるか（司法書士・税理士・行政書士）

		度 数	%	有効%	累積%
有 効	1 相談できる人がいる	2638	21.3	21.3	21.3
	2 紹介してもらって当てる	1468	11.8	11.9	33.2
	3 どちらもない・分からない	8271	66.7	66.8	100.0
	合 計	12377	99.8	100.0	
欠損値	9 NA	31	.2		
合 計		12408	100.0		

QF10 相談できる人はいるか（保険会社の社員）

		度 数	%	有効%	累積%
有 効	1 相談できる人がいる	3965	32.0	32.0	32.0
	2 紹介してもらって当てる	1445	11.6	11.7	43.7
	3 どちらもない・分からない	6964	56.1	56.3	100.0
	合 計	12374	99.7	100.0	
欠損値	9 NA	34	.3		
合 計		12408	100.0		

QF10 相談できる人はいるか (裁判所の職員・調停委員)

		度 数	%	有効%	累積%
有 効	1 相談できる人がいる	300	2.4	2.4	2.4
	2 紹介してもらって当てる	466	3.8	3.8	6.2
	3 どちらもない・分からない	11595	93.4	93.8	100.0
	合 計	12361	99.6	100.0	
欠損値	9 NA	47	.4		
合 計		12408	100.0		

QF10 相談できる人はいるか (警察官)

		度 数	%	有効%	累積%
有 効	1 相談できる人がいる	2031	16.4	16.4	16.4
	2 紹介してもらって当てる	1303	10.5	10.5	27.0
	3 どちらもない・分からない	9035	72.8	73.0	100.0
	合 計	12369	99.7	100.0	
欠損値	9 NA	39	.3		
合 計		12408	100.0		

QF10 相談できる人はいるか (民生委員)

		度 数	%	有効%	累積%
有 効	1 相談できる人がいる	2591	20.9	20.9	20.9
	2 紹介してもらって当てる	1439	11.6	11.6	32.6
	3 どちらもない・分からない	8339	67.2	67.4	100.0
	合 計	12369	99.7	100.0	
欠損値	9 NA	39	.3		
合 計		12408	100.0		

QF10 相談できる人はいるか (教員 (小・中・高校))

	度数	%	有効%	累積%
有効 1 相談できる人がいる	3257	26.2	26.3	26.3
2 紹介してもらう 当てがある	1079	8.7	8.7	35.0
3 どちらもない・ 分からない	8039	64.8	65.0	100.0
合計	12375	99.7	100.0	
欠損値 9 NA	33	.3		
合計	12408	100.0		

QF10 相談できる人はいるか (国や自治体のその他の職員)

	度数	%	有効%	累積%
有効 1 相談できる人がいる	3146	25.4	25.4	25.4
2 紹介してもらう 当てがある	1320	10.6	10.7	36.1
3 どちらもない・ 分からない	7912	63.8	63.9	100.0
合計	12378	99.8	100.0	
欠損値 9 NA	30	.2		
合計	12408	100.0		

QF11 弁護士を利用したことがある

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	712	5.7	5.7
2 あてはまらない	11696	94.3	94.3
合計	12408	100.0	100.0

QF11 調停を経験したことがある

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	323	2.6	2.6
2 あてはまらない	12085	97.4	97.4
合計	12408	100.0	100.0

QF11 訴訟を経験したことがある

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	141	1.1	1.1
2 あてはまらない	12267	98.9	98.9
合計	12408	100.0	100.0

QF11 交通裁判の経験がある

	度 数	%	有効%
有 効 1あてはまる	10	.1	.1
2あてはまらない	12398	99.9	99.9
合 計	12408	100.0	100.0

QF11 その他の家裁手続の経験がある

	度 数	%	有効%
有 効 1あてはまる	18	.1	.1
2あてはまらない	12390	99.9	99.9
合 計	12408	100.0	100.0

QF11 証人の経験がある

	度 数	%	有効%
有 効 1あてはまる	4	.0	.0
2あてはまらない	12404	100.0	100.0
合 計	12408	100.0	100.0

QF11 支払督促の経験がある

	度 数	%	有効%
有 効 1あてはまる	4	.0	.0
2あてはまらない	12404	100.0	100.0
合 計	12408	100.0	100.0

QF11 自己破産の経験がある

	度 数	%	有効%
有 効 1あてはまる	2	.0	.0
2あてはまらない	12406	100.0	100.0
合 計	12408	100.0	100.0

QF11 その他

	度 数	%	有効%
有 効 1あてはまる	19	.2	.2
2あてはまらない	12389	99.8	99.8
合 計	12408	100.0	100.0

QF11 経験はない

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	11244	90.6	90.6
2 あてはまらない	1164	9.4	9.4
合計	12408	100.0	100.0

QF11 わからない

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	149	1.2	1.2
2 あてはまらない	12259	98.8	98.8
合計	12408	100.0	100.0

QF11 NA

	度数	%	有効%
有効 1 あてはまる	24	.2	.2
2 あてはまらない	12384	99.8	99.8
合計	12408	100.0	100.0

QF12 住まいのタイプ

	度数	%	有効%
有効 1 賃貸住宅	1798	14.5	14.5
2 社宅・社員寮・学生寮・公務員住宅	219	1.8	1.8
3 親や親戚などの家に同居	782	6.3	6.3
4 持ち家	9480	76.4	76.6
5 その他	79	.6	.6
6 DK	26	.2	.2
合計	12384	99.8	100.0
欠損値 9 NA	24	.2	
合計	12408	100.0	

QF13 今のところに何年住んでいるか

	度数	%	有効%	累積%
有効 1	513	4.1	4.1	4.1
2	416	3.4	3.4	7.5
3	438	3.5	3.5	11.0
4	313	2.5	2.5	13.6
5	443	3.6	3.6	17.1

6	308	2.5	2.5	19.6
7	282	2.3	2.3	21.9
8	258	2.1	2.1	24.0
9	191	1.5	1.5	25.5
10	614	4.9	5.0	30.5
11	153	1.2	1.2	31.7
12	231	1.9	1.9	33.6
13	187	1.5	1.5	35.1
14	121	1.0	1.0	36.1
15	359	2.9	2.9	39.0
16	164	1.3	1.3	40.3
17	244	2.0	2.0	42.3
18	202	1.6	1.6	43.9
19	91	.7	.7	44.7
20	696	5.6	5.6	50.3
21	174	1.4	1.4	51.7
22	201	1.6	1.6	53.3
23	187	1.5	1.5	54.8
24	133	1.1	1.1	55.9
25	469	3.8	3.8	59.7
26	206	1.7	1.7	61.3
27	196	1.6	1.6	62.9
28	179	1.4	1.4	64.4
29	107	.9	.9	65.2
30	763	6.1	6.2	71.4
31	105	.8	.8	72.2
32	144	1.2	1.2	73.4
33	155	1.2	1.3	74.7
34	88	.7	.7	75.4
35	306	2.5	2.5	77.8
36	105	.8	.8	78.7
37	91	.7	.7	79.4
38	109	.9	.9	80.3
39	70	.6	.6	80.9
40	464	3.7	3.7	84.6
41	52	.4	.4	85.0
42	87	.7	.7	85.7
43	81	.7	.7	86.4
44	64	.5	.5	86.9
45	180	1.5	1.5	88.4
46	65	.5	.5	88.9
47	68	.5	.5	89.4
48	68	.5	.5	90.0

49		39	.3	.3	90.3
50		235	1.9	1.9	92.2
51		49	.4	.4	92.6
52		64	.5	.5	93.1
53		40	.3	.3	93.4
54		54	.4	.4	93.9
55		75	.6	.6	94.5
56		47	.4	.4	94.9
57		49	.4	.4	95.3
58		38	.3	.3	95.6
59		21	.2	.2	95.7
60		119	1.0	1.0	96.7
61		24	.2	.2	96.9
62		40	.3	.3	97.2
63		43	.3	.3	97.6
64		33	.3	.3	97.8
65		54	.4	.4	98.3
66		36	.3	.3	98.6
67		43	.3	.3	98.9
68		42	.3	.3	99.2
69		38	.3	.3	99.5
70		48	.4	.4	99.9
71		8	.1	.1	100.0
合計		12380	99.8	100.0	
欠損債	99	28	.2		
合計		12408	100.0		

F3・F4 税込年収

		F3 回答者個人の税込年収	F4 世帯の税込年収
度数	有効	11615	11437
	欠損債	793	971
平均値		5.67	9.82
平均値の標準誤差		.038	.036
中央値		5.00	9.00
最頻値		1	15
分散		16.948	15.220
最小値		1	1
最大値		15	15

F 3 回答者個人の税込年収

	度 数	%	有効%	累積%
有 効 なし	1918	15.5	16.5	16.5
70 万円未満	928	7.5	8.0	24.5
100 万円未満	1148	9.3	9.9	34.4
200 万円未満	1482	11.9	12.8	47.1
300 万円未満	1376	11.1	11.8	59.0
400 万円未満	1072	8.6	9.2	68.2
500 万円未満	766	6.2	6.6	74.8
600 万円未満	563	4.5	4.8	79.7
700 万円未満	408	3.3	3.5	83.2
800 万円未満	362	2.9	3.1	86.3
900 万円未満	165	1.3	1.4	87.7
1,000 万円未満	191	1.5	1.6	89.4
1,500 万円未満	159	1.3	1.4	90.7
1,500 万円以上	51	.4	.4	91.2
わからない、	1026	8.3	8.8	100.0
合 計	11615	93.6	100.0	
欠損値 99	793	6.4		
合 計	12408	100.0		

F 4 世帯の税込年収

	度 数	%	有効%	累積%
有 効 なし	97	.8	.8	.8
70 万円未満	81	.7	.7	1.6
100 万円未満	156	1.3	1.4	2.9
200 万円未満	489	3.9	4.3	7.2
300 万円未満	950	7.7	8.3	15.5
400 万円未満	1054	8.5	9.2	24.7
500 万円未満	1124	9.1	9.8	34.5
600 万円未満	987	8.0	8.6	43.2
700 万円未満	838	6.8	7.3	50.5
800 万円未満	737	5.9	6.4	56.9
900 万円未満	491	4.0	4.3	61.2
1,000 万円未満	737	5.9	6.4	67.7
1,500 万円未満	763	6.1	6.7	74.4
1,500 万円以上	332	2.7	2.9	77.3
わからない、	2601	21.0	22.7	100.0
合 計	11437	92.2	100.0	
欠損値 99	971	7.8		
合 計	12408	100.0		

3 仕事の分類のコード表

面接調査票のF6は、仕事の内容についての自由回答である。この回答を分類するにあたっては、1995年版SSM職業分類を用いた。大分類項目は以下のとおりである。

1	専門的・技術的職業従事者
2	管理的職業従事者
3	事務的職業従事者
4	販売的職業従事者
5	サービスの職業従事者
6	保安的職業従事者
7	農林的職業従事者
8	運輸・通信従事者
9	採掘作業
10	窯業・土石製品・金属材料・化学製品製造作業
11	金属製品・機械製造作業
12	その他の製品製造作業
13	定置機関運転・建設機械運転・電機作業
14	建設作業
15	労務作業
16	その他

4 第一次予備調査：調査票と回答結果

◎ 暮らしともめごとについての調査：A ◎

平成16年2月

(調査企画)千葉大学 法と社会科学研究センター

(調査実施)社団法人 中央調査社

支局番号	地点番号	対象番号	調査員名	点検者名

この調査では、他の人・企業・団体との間で最近5年間（平成11年1月以降）に起きた「困りごと・もめごと」についてお聞きします。ここでの「困りごと・もめごと」というのは、あなたご自身だけでなく、あなたのご家族（自分の親・きょうだい・配偶者・子ども）に起きた場合も含みます。

— ご記入にあたってのお願い —

- ・あなた様ご自身のことなどについて少し立ち入ったこともお聞きしますが、統計的に分析することが目的で、他意はございません。どうか、ありのままをお答えいただけますようお願いいたします。
- ・アンケートは、黒又は青色の鉛筆・ペン・ボールペンでご記入いただくよう、お願いいたします。
- ・質問番号順にお答えください。質問の中には、一部の方にだけおたずねするものもありますが、その場合は指示に従ってください。
- ・お答え方法は、あてはまる回答についている数字を○でかこんでいただく場合と、マスの中に数字を記入する場合があります。
- ・欄外の直線などの記号は、コンピューターで処理するときの記号ですので気になさらずにお答え下さい。
- ・ご記入いただきました調査票は、 月 日（ ）までに私 が受け取りにうかがいます。

ある人（Aさん）が道路を歩いていたら、知らない人の乗っている自転車が後ろからAさんにぶつかり、Aさんは転んでけが（全治2ヶ月の骨折）をしてしまいました。Aさんは、自転車でぶつかった人に治療費を払ってもらいたいのですが、その人は払おうとしません。このような場合に、Aさんが次のような行動をとることをどう考えますか。

問1 1～6の数字のうち、最もあてはまるところに○をつけてください。（○はそれぞれ1つずつ）

	まったく望ましくない	望ましくない	どちらかといえば望ましくない	どちらかといえば望ましい	望ましい	とても望ましい
(a)何もせずようすをみる	385	351	90	18	10	3
(b)自分で交渉する→	60	182	225	153	193	41
(c)家族や知人に交渉を任せる→	65	169	234	214	152	24
(d)弁護士に交渉を任せる→	25	52	97	284	293	106
(e)調停制度や裁判を利用する	34	71	140	266	251	92

あなたは次のような記事を新聞で読みました。

「X市の職員Aは、市が発注した工事代金の支払いに際し、関係書類を改ざんして工事代金を上乗せし、2000万円を着服した罪により有罪となり、刑務所に入れられた。」

問2 この事件についておたずねします。1～6の数字のうち、最もあてはまるところに○をつけてください。(○はそれぞれ1つずつ)

(1) あなたはこの事件をどの程度身近に感じますか。

1 2 3 4 5 6
 まったく 感じない どちらかといえば どちらかといえば 感じる 強く
 感じない 16 55 感じない 180 感じる 239 244 感じる 132

(2) あなたはこの事件をどの程度悪質な犯罪だと感じますか。

1 2 3 4 5 6
 まったく 悪質 どちらかといえば どちらかといえば 悪質だ 非常に
 悪質ではない0 ではない0 悪質ではない3 悪質だ 74 362 悪質だ 428

(3) Aを刑務所に入れる理由として、次のような理由にそれぞれどの程度賛成ですか、反対ですか。あなたの考えに最も近い数字に丸をつけてください。(○はそれぞれ1つずつ)

	強く 反対	反対	どちらかとい えば反対	どちらかとい えば賛成	賛成	強く 賛成
(a)罪を犯した分だけその犯罪者に苦痛を与えるのは当然である →	5	24	48	196	442	148
(b)犯罪を犯せばどうなるかを人々に示して、同じ犯罪が起こることを抑制する →	2	20	28	199	447	168
(c)刑務所に入れて、犯罪者がまっとうな人間になるよう教育する →	2	7	22	188	435	210
(d)被害者である、税金を着服された市民に代わって仕返しをする →	198	328	169	96	51	16

(4) あなたはこの事件に関する次のような意見それぞれについて賛成しますか、あるいは反対しますか。最もあてはまる数字に丸をつけてください。(○はそれぞれ1つずつ)

	強く 反対	反対	どちらかとい えば反対	どちらかとい えば賛成	賛成	強く 賛成
(a)Aのような犯罪者には、罪人というレッテルを貼ることによって、その社会で面目を失わせた方がよい →	50	157	288	250	91	28
(b)Aのような犯罪者を罰することで、傷ついた被害者である市民の尊敬、名誉を回復するべきだ →	3	35	109	368	284	60
(c)犯罪者を罰することで守るべき社会的ルールをみんなが再確認すべきだ →	1	6	14	183	429	233

問3 あなたは次のような意見に、反対ですか、賛成ですか。それぞれの意見についてあなたの考えに最も近い数字に○をつけてください。(○はそれぞれ1つずつ)

	強く 反対	反対	どちらか と い え ば 反 対	どちらか と い え ば 賛 成	賛成	強く 賛成
(a)この世の中では、努力はいつか報われるようになってきている →	2	38	85	349	316	71
(b)この世の中では、悪いことをしたものは必ずその報いを受けるようになってきている →	10	59	90	264	339	99
(c)人と争うことは一般にはよくないことだ →	3	36	83	301	345	97
(d)自分の意見を主張するのは好ましくない →	34	313	313	155	43	2
(e)争いごとでは、なによりも勝ち負けをはっきりさせるのがよい解決だ →	35	191	381	187	59	10
(f)自己主張すると角が立つから、がまんした方がよい →	24	249	370	187	27	5
(g)場合によっては人と争うことも必要だ →	8	32	82	383	316	38
(h)人間の本質からして、争いごとがない社会はありえない →	7	31	76	334	334	70
(i)若者に必要なのは両親からの厳しいしつけである →	6	51	112	326	258	106
(j)良いおこないをしたときも、悪いおこないをしたときも神や仏はこれを知っている →	41	78	131	339	213	56
(k)ひとのクタリはあると思う →	66	142	205	302	106	36

問4 あなたは次のそれぞれの事柄について見たり聞いたりしたことがありますか。あなたの考えに最も近い数字に○をつけてください。(○はそれぞれ1つずつ)

	ない	たぶん ないと思う	たぶん あると思う	ある
(a) 条例で路上での喫煙を禁止している地域があることを聞いたことがある →	44	27	97	609
(b) 裁判員制度について聞いたことがある →	121	87	185	471
(c) 「行列のできる法律相談所」「ザ・ジャッジ」のような法律相談テレビ番組を好んでみる →	141	133	309	281
(d) 東京都国立市で、すでに完成したマンションが、建築条例違反だとして、建物の一部を取り壊すように命じた判決について聞いたことがある →	185	109	189	380
(e) 消費者契約法について聞いたりしたことがある →	138	134	272	320

問5 あなたは次のそれぞれの記述は「まちがいがいい」だと思いますか、「正しい」と思いますか。あなたの考えに最も近い数字に○をつけてください。(○はそれぞれ1つずつ)

	間違 いである	たぶん 間違 いである	たぶん 正しい と思う	正しい	わから ない
(a) 22歳の大学生が家においてある父親の自動車を勝手に運転して交通事故を起こし相手に怪我を負わせた場合、父親には損害賠償を払う法的義務はない →	212	269	185	124	74
(b) 最高裁判所の裁判官は国民の選挙によって選ばれる →	197	114	121	351	78
(c) 子は親を扶養する法律上の義務がある →	161	229	168	234	72
(d) 破産すると戸籍にそのことが記載される →	199	211	125	99	224
(e) 日本において弁護士に頼まずに裁判を起こすことは法律で認められていない →	180	206	160	124	184
(f) 酔っぱらって前後不覚であったとしても、契約書に署名と捺印してしまった以上、契約は有効である →	99	195	241	228	104
(g) 民事裁判に訴えられたのに、裁判所に行かず、反論の書類も出さなかったときには、相手の言い分がそのまま認められて、負けになる →	35	115	306	227	183
(h) 盗み(窃盗事件)で裁判にかけられたとき、お金がなくても弁護士に弁護してもらえ →	27	46	274	388	130
(i) 注文をしていない商品が送られてきても、すぐに返さなければ代金を払う必要がある →	239	222	195	121	89
(j) 隣の人が留守だったので預かった宅配便の荷物をうっかりして落としてしまい、中の物を壊してしまったときには、弁償しなければならない →	36	128	334	231	139

問6 過去5年（平成11年1月以降）の間に、あなたご自身が、次のような経験をしたことがありますか。（あ）から（こ）の問題それぞれで、あてはまるものがあれば、番号に○をつけてください。（○はいくつでも）

もしも同じ問題を2回以上経験された場合には、その回数を（ ）のなかにご記入ください。あなたに未成年のお子さんがいらっしゃり、そのお子さんに以下のようなことが起こった場合にも、ご自身の経験としてお答えください。

（あ） 売買した商品やサービスに関わる問題

1	食品	() 回	6	旅行関係	() 回
2	家電・OA 機器	() 回	7	各種学校	() 回
3	自動車	() 回	8	その他	() 回
4	クリーニング	() 回		(具体的に:)	
5	エステ	() 回	9	何も問題はなかった	

（い） 新築・改築・売買した不動産に関わる問題

1	土地	() 回	4	その他	() 回
2	家屋	() 回		(具体的に:)	
3	マンション	() 回	5	何も問題はなかった	

（う） アパート・マンションや土地、家屋の賃貸借などに関わる問題

1	賃料関係	() 回	5	修繕	() 回
2	立ち退き	() 回	6	その他	() 回
3	敷金返還	() 回		(具体的に:)	
4	契約更新	() 回	7	何も問題はなかった	

（え） 雇用に関わる問題

1	賃金	() 回	5	その他	() 回
2	解雇	() 回		(具体的に:)	
3	配置転換・昇格	() 回	6	何も問題はなかった	
4	セクハラ	() 回			

（お） 家族・親族に関わる問題

1	離婚関係	() 回	4	その他	() 回
2	遺産相続	() 回		(具体的に:)	
3	老人介護	() 回	5	何も問題はなかった	

（か） 事件や事故の当事者になった

1	自動車物損事故	() 回	5	その他	() 回
2	自動車人身事故	() 回		(具体的に:)	
3	医療過誤	() 回	6	何も問題はなかった	
4	物の損壊	() 回			

(き) 隣近所との間での問題

1	境界線	() 回	5	水漏れ(マンション・アパート)	() 回
2	騒音	() 回	6	その他	() 回
3	ゴミの出し方	() 回		(具体的に:)	
4	ペット	() 回	7	何も問題はなかった	

(く) お金の貸し借りについての問題

1	知人・親戚との間	() 回	5	その他	() 回
2	銀行と	() 回		(具体的に:)	
3	カード・クレジット会社と	() 回	6	何も問題はなかった	
4	消費者金融(サラ金)と	() 回			

(け) 商品やサービスの売買代金についての問題

1	小売店・スーパー・デパート等	() 回	5	その他	() 回
2	訪問・勧誘販売	() 回		(具体的に:)	
3	通信販売	() 回	6	何も問題はなかった	
4	インターネット上の売買	() 回			

(こ) その他の問題

(具体的に:) () 回

問7 以上の問題のなかで、あなたにとって最も重大だった問題を1つだけ選び、そのひらがなの記号【(あ)～(こ)のいずれか】とその番号をご記入ください。

ひらがな: 番号:

問8 その問題は、何年の何月頃に生じましたか。

平成 年 月頃

問9 その問題で、どちらかと言えば、あなたは被害者側でしたか、加害者側でしたか。

- | | |
|-------------|-----|
| 1 被害者側 | 200 |
| 2 加害者側 | 34 |
| 3 どちらともいえない | 71 |

問10 その相手方は次のどれでしょうか。(〇はいくつでも)

1 家族・親族	52	9 勤務している会社・団体	27
2 知人・友人	27	10 商店	11
3 近所の顔見知り	35	11 企業	41
4 近所の知らない人	36	12 学校	2
5 職場の部下・同僚・上司	8	13 病院	4
6 いつも商品やサービスを 購入している店の人	14	14 自治体やその関連機関	4
7 学校の生徒・先生	2	15 同やその関連機関	3
8 医者・看護師	5	16 その他	59
		(具体的に：)	1

問11 その問題は、金銭に換算するとすれば、おおよそいくらくらいになるでしょうか。金銭に換算できるときは、そのおおよその金額を教えてください。金銭に換算できないとすれば、それはどのようなことが問題だったのでしょうか。

1 金銭換算が可能な場合 万円 180

2 金銭換算が不可能な場合
(問題の内容を具体的に：) 92

問12 その問題について、ご自分で、本やインターネットで何か調べたりしましたか。(〇はいくつでも)

1 本で調べた	41
2 インターネットで調べた	20
3 特に自分では調べなかった	223
4 その他(具体的に：)	8

問13 その問題について、次の誰かあるいは機関に相談しましたか。あてはまるものを選んでください。(〇はいくつでも)

1 親・兄弟姉妹・子供などの親族	88	10 弁護士	19
2 相手のことを知らない友人・知人	21	11 司法書士	2
3 相手を知っている友人・知人	31	12 業界団体や業者	17
4 自治体の法律相談	11	13 その他の民間団体 NPO (民間 非営利組織)・NGO (非政府組織) など	1
5 自治体のその他の相談窓口	12	14 政治家・政党	2
6 その他の行政機関 (労働基準監督署 ・労政事務所・税務署・保健所など)	11	15 労働組合	0
7 保険会社	38	16 その他	9
8 警察	25	(具体的に：)	
9 弁護士会の法律相談窓口	9	17 相談しなかった	108

- 問14 その問題について、あなたは実際に相手方に何らかの働きかけをしましたか。(○は1つ)
- | | | |
|---|----------------------------------|-----|
| 1 | 何もしなかった | 98 |
| 2 | ほのめかしたり、それとなく伝えたりしたが、明確な主張はしなかった | 28 |
| 3 | 明確にこちらの主張を伝えた | 164 |
| 4 | その他(具体的に:) | 15 |
- 【問13で、誰か、あるいは、どこかの機関に相談した(1~16)と答えた方におたずねします(17)相談をしなかった、と答えた方は、問16に進んでください。】
- 問15 相手方に何らかの働きかけをするかどうかを判断するうえで、相談をしたことは影響しましたか。(○は1つ)
- | | | | | | |
|---|-----------|----|---|---------------|----|
| 1 | 非常に強く影響した | 27 | 4 | あまり影響しなかった | 36 |
| 2 | 強く影響した | 21 | 5 | 全く影響しなかった | 12 |
| 3 | ある程度影響した | 70 | 6 | そういうことは考えなかった | 22 |
- 問16 その問題について、あなたはどのように思いましたか。次のなかから選んでください。(○は1つ)
- | | | | | | |
|---|-------------------|-----|---|-----------------|----|
| 1 | こちらが完全に正しいと思った | 144 | 5 | 相手が完全に正しいと思った | 14 |
| 2 | こちらの方がいくらか正しいと思った | 35 | 6 | どちらが正しいかわからなかった | 11 |
| 3 | どっちもどっちだと思った | 36 | 7 | そういうことは考えなかった | 45 |
| 4 | 相手の方がいくらか正しいと思った | 15 | | | |
- 問17 その問題について、法律をどの程度意識しましたか。(○は1つ)
- | | | |
|---|-------------|-----|
| 1 | 強く意識した | 55 |
| 2 | ある程度意識した | 100 |
| 3 | あまり意識しなかった | 88 |
| 4 | まったく意識しなかった | 61 |
- 問18 あなた自身にとって、その問題の重大性はどのくらいだと感じましたか。(○は1つ)
- | | | |
|---|----------------|-----|
| 1 | 非常に重大だと感じた | 129 |
| 2 | ある程度重大だと感じた | 116 |
| 3 | それほど重大ではないと感じた | 50 |
| 4 | 取るに足らないと感じた | 9 |
- 問19 社会にとって、その問題の重大性はどのくらいだと感じましたか。(○は1つ)
- | | | |
|---|----------------|----|
| 1 | 非常に重大だと感じた | 81 |
| 2 | ある程度重大だと感じた | 88 |
| 3 | それほど重大ではないと感じた | 83 |
| 4 | 取るに足らないと感じた | 51 |

- 問20 その問題を処理するために、誰にこちらの主張を伝えればよいかははっきりしていたでしょうか。(〇は1つ)
- | | | |
|---|---------------|-----|
| 1 | 明確だった | 140 |
| 2 | ある程度明確だった | 79 |
| 3 | あまり明確ではなかった | 23 |
| 4 | 分からなかった | 20 |
| 5 | そういうことは考えなかった | 42 |
- 問21 その問題を処理するために、こちらの主張を伝えれば望む結果は得られると思えましたか。(〇は1つ)
- | | | |
|---|---------------|-----|
| 1 | すべて得られると思った | 55 |
| 2 | 一部は得られると思った | 133 |
| 3 | ほとんど得られないと思った | 40 |
| 4 | まったく得られないと思った | 33 |
| 5 | そういうことは考えなかった | 43 |
- 問22 その問題にかかる費用が気になりましたか。(〇は1つ)
- | | | |
|---|---------------|-----|
| 1 | 非常に気になった | 45 |
| 2 | ある程度気になった | 72 |
| 3 | あまり気にならなかった | 50 |
| 4 | まったく気にならなかった | 30 |
| 5 | そういうことは考えなかった | 106 |
- 問23 その問題の処理にかかる時間が気になりましたか。(〇は1つ)
- | | | |
|---|---------------|-----|
| 1 | 非常に気になった | 66 |
| 2 | ある程度気になった | 103 |
| 3 | あまり気にならなかった | 45 |
| 4 | まったく気にならなかった | 17 |
| 5 | そういうことは考えなかった | 72 |
- 問24 その問題の処理について相手方との関係が悪くなるかどうか気になりましたか。(〇は1つ)
- | | | |
|---|---------------|----|
| 1 | 非常に気になった | 37 |
| 2 | ある程度気になった | 88 |
| 3 | あまり気にならなかった | 62 |
| 4 | まったく気にならなかった | 55 |
| 5 | そういうことは考えなかった | 61 |
- 問25 その問題の相手方は関わりたくない人だと思えましたか。(〇は1つ)
- | | | |
|---|---------------|----|
| 1 | 非常にそう思った | 82 |
| 2 | 多少そう思った | 71 |
| 3 | それほど思わなかった | 59 |
| 4 | まったく思わなかった | 37 |
| 5 | そういうことは考えなかった | 55 |

問26 その問題について、周囲の目は気になりましたか。(○は1つ)

- | | | |
|---|---------------|----|
| 1 | 非常に気になった | 31 |
| 2 | ある程度気になった | 72 |
| 3 | あまり気にならなかった | 79 |
| 4 | まったく気にならなかった | 66 |
| 5 | そういうことは考えなかった | 56 |

問27 その問題について、何か他のことで、気になったり考えたりしたことがありますか。

- | | | |
|---|-------------|-----|
| 1 | ある (具体的に:) | 44 |
| 2 | ない | 242 |

以下の問 28～問 34 は、7 ページの問 14 で「1 明確にこちらの主張を伝えた」、「2 ほのめかしたり、それとなく伝えたりしたが、明確な主張はしなかった」、あるいは「3 その他」で何らかの働きかけを相手方にした、と答えた方への質問です。

問 14 で「4 何もしなかった」答えた方は、12 ページの F1へお進みください。

問28 結局、この問題はどのような結果になりましたか。(○は1つ)

- | | | |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 主張はまったく満たされず、そのままになった | 30 |
| 2 | 主張は一部満たされたが、残りはそのままになった | 47 |
| 3 | 主張はほぼ満たされた | 62 |
| 4 | 主張はすべて満たされた | 38 |
| 5 | まだ決着がついていない | 23 |
| 6 | その他 (具体的に:) | 4 |

問29 相手方への最初の働きかけは、自分で行ないましたか、それとも誰か他の人、あるいは相談機関に行ってもらいましたか。(○は1つ)

- | | | | | | |
|---|-----------------|-----|---|-----------------|----|
| 1 | 自分で直接相手方へ行って行った | 103 | 4 | 相談した第三者・機関にもらった | 27 |
| 2 | 自分が電話あるいは手紙で行った | 44 | 5 | 裁判所に申し立てた | 5 |
| 3 | 家族・友人・知人を通して行った | 25 | 6 | 裁判所に訴訟を提起した | 0 |

問30 相手方に最初に働きかけたとき、相手方はどう応えましたか。(○は1つ)

1	2	3	4
こちらの主張を 全部認めた	こちらの主張の 一部を認めた	こちらの主張を まったく認めなかった	何も回答して こなかった
58	75	51	17

(問 30 で 1 または 2 と答えた方にうかがいます)

問31 相手方はその後、認めた通りに実際にしてくれましたか。(○は1つ)

- | | | |
|---|--------------|----|
| 1 | 完全にしてくれた | 73 |
| 2 | 一部しかしてくれなかった | 46 |
| 3 | まったくしてくれなかった | 14 |

(問 30 で 3 または 4 と答えた方にうかがいます)

問32 相手方はあなたの主張に従わない理由を述べたでしょうか。以下のあてはまるものを選んでください。(○はいくつでも)

- | | | |
|---|------------------|----|
| 1 | 主張が非常識だと言った | 8 |
| 2 | 法律上の義務がないと言った | 6 |
| 3 | 損をすることはできないと言った | 8 |
| 4 | 主張に応じる資力がいないと言った | 8 |
| 5 | その他 (具体的に:) | 13 |
| 6 | 何も理由を言わなかった | 25 |

問33 その後、この問題の処理のためにあなたはどのような行動を取りましたか。

1	それ以上何もしなかった	113
2	自分で直接相手方と交渉した	35
3	第三者に相談したが、それ以上の行動は取らなかった (相談相手は：)	10
4	第三者に相談した上で、自分で直接相手方と交渉した (相談相手は：)	14
5	第三者に相談し、相手方に働きかけてもらった (相談相手は：)	24
6	裁判所に調停を申し立てた	1
7	裁判所に訴訟を提起した	2
8	その他(具体的に：)	5

【問33で、「1 それ以上何もしなかった」と答えた方に】

問34 それ以上何もしなかったのは、どのような理由からですか。(〇はいくつでも)

1	結局のところ相手の主張が正しい と思った	6	8	時間がかかると思った	12
2	自分に法律上の根拠がないと思った	3	7	相手との関係が悪くなると思った	11
3	問題・被害が重大でなかった	12	8	相手と関わりたくなかった	18
4	いずれにしても望む結果は得られ ないと思った	10	9	周囲の目があった	1
5	費用がかかると思った	32	10	その他(具体的に：)	12
		4	11	自分の主張が満たされたから	37

次のページにお進みください

【次に回答者ご自身についておたずねいたします。】

F 1 いつのお生まれですか。

昭和 年 月生まれ

F 2 あなたの性別

1 男 439 2 女 429

F 3 あなたと生計を同じくするご家族の方は、あなたを含めて何人ですか。

人（うち、20歳未満は 人）

F 4 最後に卒業された学校は、次のどれに当たりますか。（○は1つ）

1	小学校・中学校（旧制小学校を含む）	171
2	高等学校（旧制中学校・師範学校・高等女学校を含む）	418
3	短期大学・高等専門学校（旧制高校・高等師範学校を含む）	107
4	大学・大学院（旧制大学を含む）	141
5	その他（具体的に： _____）	15

F 5 あなたの現在のお仕事は大きく分けて以下のどれにあたりますか。（○は1つ）

1	経営者・役員	37	6	家族従事者	26
2	常時雇用の一般従業員	297	7	内職	6
3	臨時雇用・パート・アルバイト	126	8	学生	9
4	派遣社員	10	9	専業主婦	139
5	自営業主・自由業者	98	10	無職	114

F 6 そのお仕事の種類は以下のどれにあたるでしょうか。（○は1つ）

1	事務職	82	5	専門職	125
2	営業職	65	6	教育職	12
3	管理職	48	7	その他	112
4	労務職	136			

F 7 あなたがお仕事をされている会社・団体で働いている人は、全体で何人くらいですか。（○は1つ）

1	1～9人	192	4	500～999人	29
2	10～99人	190	5	1000人以上	75
3	100～499人	98			

- F 8 あなたは、現在または過去に、法律に関する勉強をされた経験がありますか。(○は1つ)
- 1 大学の法学部系の学部あるいは大学院で法律を勉強したことがある 19
 - 2 大学の法学部系以外の学部あるいは大学院で法律を勉強したことがある 42
 - 3 専門学校あるいは通信教育で法律を勉強したことがある 15
 - 4 独学で法律を勉強したことがある 38
 - 5 法律を勉強したことはない 747
- F 9 あなたは、これまでに、法律に関わるお仕事をした経験がありますか。(○は1つ)
- 1 法務部・法務課・法規室など、法律事務に直接関係する部門で仕事をした経験がある 8
 - 2 営業・販売・製造など、通常の仕事をしながら、法律に関わった経験がある 89
 - 3 仕事上で法律に関わった経験はない 753
- F 10 あなたの身近に、次のような方はおられますか。また、どんなご関係でしょうか。1から3までのあてはまるものすべてに○をつけてくださるようお願いいたします。ただし、今回答えていただいた問題をきっかけにお知り合いになった方は除いてください。(○はそれぞれいくつでも)

		家族・親戚 にいる	知人に いる	いない
a	弁護士・裁判官・検察官・公証人 →	27	81	741
b	司法書士・税理士・弁理士・行政書士 →	41	194	615
c	損害保険会社の社員 →	55	234	559
d	市区町村または都道府県の職員 →	153	259	458
e	裁判所の職員・調停委員 →	7	19	819
f	警察官 →	72	151	631
g	民生委員 →	29	200	618
h	国や自治体の議員 →	44	196	617

- F 11 以下の職業のなかで、あなたが困ったときに相談できるような知り合いの方はいますか。あてはまるものひとつに○をつけてください。(○はそれぞれ1つずつ)

		いる	思い当たる 人はいる	人を介せば いると思う	まったく いない
a	弁護士・裁判官・検察官・公証人 →	69	58	138	587
b	司法書士・税理士・弁理士・行政書士 →	142	95	161	452
c	損害保険会社の社員 →	180	132	165	375
d	市区町村または都道府県の職員 →	211	122	156	365
e	裁判所の職員・調停委員 →	13	17	89	726
f	警察官 →	110	101	157	481
g	民生委員 →	129	121	155	449
h	国や自治体の議員 →	137	93	141	484

- F 12 あなたの家では法律関係の本を何冊くらいお持ちですか。おおよそで結構ですので、冊数をご記入ください。ないときには「0」とご記入ください。

冊くらい

- F 13 これまでに、弁護士を利用されたり、裁判所の調停、訴訟、その他の手続を利用されたことはありますか。あてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

- | | | |
|---|---------------------|-----|
| 1 | 弁護士を利用したことがある | 115 |
| 2 | 調停を利用したことがある | 39 |
| 3 | 訴訟を利用したことがある | 13 |
| 4 | その他の裁判所手続を利用したことがある | 17 |

(具体的に：

)

- F 14 あなたの世帯全体の昨年1年間の収入についておうかがいします。税金を差し引き前の収入(税込みの金額)でお答えください。ボーナス、株式配当、年金、不動産収入などすべての収入を合わせてください。この中のどれにあてはまりますか。(○は1つ)

- | | | | | | |
|---|---------|-----|---|-----------|-----|
| 1 | なし | 10 | 6 | 1,000万円未満 | 120 |
| 2 | 70万円未満 | 11 | 7 | 1,250万円未満 | 44 |
| 3 | 250万円未満 | 89 | 8 | 1,500万円未満 | 24 |
| 4 | 500万円未満 | 244 | 9 | 1,500万円以上 | 34 |
| 5 | 750万円未満 | 183 | | | |

- F 15 前問でお尋ねした世帯全体の収入のなかで、あなたご自身の収入はだいたいどのくらいでしょうか。税引き前の税込み収入で、臨時収入、副収入も含めてお答えください。(○は1つ)

- | | | | | | |
|---|---------|-----|---|-----------|----|
| 1 | なし | 129 | 6 | 1,000万円未満 | 47 |
| 2 | 70万円未満 | 71 | 7 | 1,250万円未満 | 14 |
| 3 | 250万円未満 | 239 | 8 | 1,500万円未満 | 4 |
| 4 | 500万円未満 | 193 | 9 | 1,500万円以上 | 5 |
| 5 | 750万円未満 | 91 | | | |

- F 16 あなたの現在のお住まいは、次のどれですか。(○は1つ)

- | | | |
|---|----------------------|-----|
| 1 | 持ち家・分譲マンション(ローン支払なし) | 368 |
| 2 | 持ち家・分譲マンション(ローン支払あり) | 228 |
| 3 | 親・その他親族の家に同居 | 99 |
| 4 | 賃貸住宅 | 131 |
| 5 | 社宅・公務員住宅 | 9 |
| 6 | 学生寮・社員寮 | 1 |
| 7 | その他 | 25 |

質問は以上です。長時間ご協力をいただきありがとうございます。

第一次予備調査結果補足

問 6

(あ) 売買した商品やサービスに関わる問題

	1回	2回	3回	4回	5回以上
1 食品	30	11	8	0	0
2 家電・OA 機器	49	13	2	0	2
3 自動車	40	3	3	0	0
4 クリーニング	20	7	1	1	0
5 エステ	4	1	0	0	0
6 旅行関係	12	3	1	0	0
7 各種学校	11	1	0	0	0
8 その他	22	2	0	0	0

(い) 新築・改築・売買した不動産に関わる問題

	1回	2回	3回	4回	5回以上
1 土地	13	2	0	0	0
2 家屋	31	1	0	0	0
3 マンション	5	0	0	0	0
4 その他	4	1	0	0	0

(う) アパート・マンションや土地、家屋の賃貸借などに関わる問題

	1回	2回	3回	4回	5回以上
1 賃料関係	13	1	0	0	0
2 立ち退き	9	2	0	0	0
3 敷金返還	15	1	0	0	0
4 契約更新	10	1	0	0	0
5 修繕	25	4	1	0	0
6 その他	3	0	0	0	0

(え) 雇用に関わる問題

	1回	2回	3回	4回	5回以上
1 賃金	39	2	3	1	2
2 解雇	28	0	0	0	0
3 配置転換・昇格	13	2	0	0	0
4 セクハラ	5	1	1	1	1
5 その他	11	0	0	0	1

(お) 家族・親族に関わる問題

	1回	2回	3回	4回	5回以上
1 離婚関係	32	5	2	0	0
2 遺産相続	24	0	1	0	0
3 老人介護	39	9	2	0	2
4 その他	10	0	1	0	1

(か) 事件や事故の当事者になった

	1回	2回	3回	4回	5回以上
1 自動車物損事故	61	13	1	1	0
2 自動車人身事故	78	15	3	1	0
3 医療過誤	3	1	0	0	0

4	物の損壊	9	0	0	0	0
5	その他	11	2	0	0	0
(き) 隣近所との間での問題						
		1回	2回	3回	4回	5回以上
1	境界線	28	3	1	0	0
2	騒音	34	2	1	1	2
3	ゴミの出し方	25	4	1	0	3
4	ベット	39	4	2	0	0
5	水漏れ(マンション・アパート)	7	1	2	0	0
6	その他	17	4	1	0	1
(く) お金の貸し借りについての問題						
		1回	2回	3回	4回	5回以上
1	知人・親戚との間	36	13	3	0	2
2	銀行と	9	3	0	0	0
3	カード・クレジット会社と	6	0	0	0	0
4	消費者金融(サラ金)と	10	2	2	0	0
5	その他	5	0	1	0	1
(け) 商品やサービスの売買代金についての問題						
		1回	2回	3回	4回	5回以上
1	小売店・スーパー・デパート等	17	3	1	0	2
2	訪問・勧誘販売	20	2	4	1	1
3	通信販売	9	2	0	0	0
4	インターネット上の売買	8	0	0	0	0
5	その他	4	0	0	1	1
(こ) その他の問題						
		1回	2回	3回	4回	5回以上
		4	1	2	0	1

問7 最も重大だった問題

(あ)	売買した商品やサービスに関わる問題	34
(い)	新築・改築・売買した不動産に関わる問題	12
(う)	アパート・マンションや土地、家屋の賃貸借などに関わる問題	17
(え)	雇用に関わる問題	29
(お)	家族・親族に関わる問題	44
(か)	事件や事故の当事者になった	67
(き)	隣近所との間での問題	47
(く)	お金の貸し借りについての問題	35
(け)	商品やサービスの売買代金についての問題	17
(こ)	その他の問題	4

問8 問題発生年

平成16年	12
平成15年	93
平成14年	71
平成13年	53
平成12年	41
平成11年	36

問11 金銭換算額	
10万円未満	33
100万円未満	72
1000万円未満	57
1億円未満	13
1億円以上	4
F1 年齢	
20代	81
30代	147
40代	163
50代	222
60代/70歳	255
F3 家族数	
生計を同じくする家族数	
1人	76
2人	186
3人	196
4人	218
5人	91
6人	60
7人以上	34
うち20歳未満	
いない	413
1人	124
2人	145
3人	50
4人	15
5人以上	1
F12 持っている法律関係の本の冊数	
なし	514
1－4冊	286
5－9冊	25
10－19冊	25
20冊以上	12

5 第二次予備調査：調査票と回答結果

◎ 暮らしともめごとについての調査 ◎

平成 16 年 10 月

(調査企画)千葉大学 法と社会科学センター

(調査実施)社団法人 中央調査社

支局番号	地点番号	対象番号	点検者名

問1 過去5年(平成11年10月以降)の間に、あなたご自身が、日常の生活のなかで、誰かとの間で、問題やもめごとを経験したことがありますか。ここにあげる問題それぞれについて、あてはまるものをいくつでも選んで下さい。

《説明》

- * 争いの対象や損害を金銭に換算して10万円未満の問題やもめごとは除いてください。ただし、差別や精神的被害など、金銭に換算できないものは含めます。
- * 5年以上前に発生した問題あるいはもめごとであっても、5年前の時点まで継続している場合は、含めてください。業務上経験されたもめごとは除きます。
- * あなたに未成年のお子さんがいる場合、そのお子さんに起こった場合にも、ご自身の経験としてお答えください。
- * 複数回あるときには、その回数もお答え下さい。

(あ) 【回答票1】 売買した商品やサービスの内容・品質あるいは代金について、何か問題を経験されたことがありますか(訪問・勧誘販売、通信販売、インターネット上で売買などを含みます)。(M.A.)

【調査員注：選択肢右側の() 回に回数を記入すること。経験がない場合は何も記入しない。】

- | | | | | | |
|---------------|----------|-------|---------------------|---------------------|---------|
| 1 (ア) 食品 | () 回 | 4 | 8 (ク) 公立学校・各種学校 | | |
| 2 (イ) 医薬品 | () 回 | 0 | 家庭教師 | () 回 3 | |
| 3 (ウ) 化粧品・エステ | () 回 | 4 | 9 (ケ) 株式・債券・その他の | | |
| 4 (ニ) 家庭用品・家具 | | | 金融商品 | () 回 2 | |
| | 家電・OA 機器 | () 回 | 12 | 10 (コ) 電話・インターネット関係 | () 回 6 |
| 5 (ホ) バイク・自動車 | () 回 | 3 | 11 (カ) 介護サービス | () 回 1 | |
| 6 (ヘ) クリーニング | () 回 | 1 | 12 (キ) その他() () 回 | 6 | |
| 7 (ヘ) 旅行関係 | () 回 | 1 | 13 | ない 719 | |

(い) 【回答票2】 新築・改築・売買した不動産について、何か問題を経験されたことがありますか。(M.A.)

- | | | |
|----------------------------------|-------|-----|
| 1 (ア) 土地の売買 | () 回 | 3 |
| 2 (イ) 住宅(戸建・マンション)の売買 | () 回 | 1 |
| 3 (ウ) 住宅(戸建・マンション)の新築 | () 回 | 5 |
| 4 (ニ) 住宅(戸建・マンション)の改築・一部補修・リフォーム | () 回 | 6 |
| 5 (ホ) その他() () 回 | | 1 |
| 6 ない | | 735 |

(う) 【回答票 3】 アパート・マンションや土地、家屋の賃貸借などについて、何か問題を経験されたことがありますか。(M. A.)

1	(ア) 賃料関係	() 回	4	4	(イ) 礼金・更新料	() 回	1
2	(イ) 立ち退き・立ち退き料	() 回	1	6	(ロ) 修繕	() 回	3
3	(ロ) 敷金・保証金	() 回	6	7	ない	() 回	1
							737

(え) 【回答票 4】 雇用について、何か問題を経験されたことがありますか。(M. A.)

1	(ア) 賃金の一部あるいは全部を払ってもらわなかった	() 回	5
2	(イ) 正当な理由なく解雇された	() 回	0
3	(ロ) 不当な配置転換・人事異動をされた	() 回	3
4	(ハ) 超過勤務や休日出勤など勤務時間に問題があった	() 回	8
5	(ニ) 退職金がきちんと支払われなかった	() 回	1
6	(ホ) セクハラの被害にあった	() 回	0
7	(ヘ) 職場でイジメの被害にあった	() 回	1
8	(オ) その他 ()	() 回	2
9	ない		732

(お) 【回答票 5】 家族・親族に関わる問題について、何か問題を経験されたことがありますか。(M. A.)

1	(ア) 離婚関係 (財産をどう分けるか、慰謝料支払いの有無、子どもの親権、同居者、養育費など)	() 回	7
2	(イ) 相続関係 (誰が相続するか、遺産分割の仕方、葬等を誰が引き継ぐかなど)	() 回	7
3	(ロ) 介護関係 (誰が介護するか、費用を誰が負担するか、など)	() 回	4
4	(ハ) その他 ()	() 回	4
5	ない		729

(か) 【回答票 6】 ここにあげるような事件や事故の当事者になったことがありますか。(M. A.)

1	(ア) 交通事故 (人身被害あり)	() 回	19
2	(イ) 交通事故 (人身被害なし)	() 回	22
3	(ロ) 医療事故	() 回	1
4	(ハ) 労働災害 (通勤災害、過労などを含みます)	() 回	2
5	(ニ) 学校での暴力・イジメなどの事件や怪我などの事故	() 回	4
6	(ホ) (ア)～(ニ)以外の、死亡や傷害の生じた事件や事故	() 回	0
7	(ヘ) (ア)～(ニ)以外の、物に損害が生じた事件や事故	() 回	4
8	(オ) その他 ()	() 回	2
9	ない		700

(き) 【回答票 7】 隣近所との関係で、何か問題を経験されたことがありますか。また、その問題はどのようなものだったのですか。(M. A.)

【調査員注：この設問に回答した対象者には具体的内容を聞くこと】

1	(ア) 隣人との土地の境界線→(具体的に：)	() 回	6
2	(イ) 騒音・悪臭→(具体的に：)	() 回	12
3	(ロ) ペット→(具体的に：)	() 回	11
4	(ハ) マンションやアパートでの水漏れ→(具体的に：)	() 回	1
5	(ニ) 日照・通風の阻害や景観妨害など→(具体的に：)	() 回	3
6	(ホ) その他→(具体的に：)	() 回	8
7	ない		714

(く) 【回答票 8】 お金の貸し借りについて、何か問題を経験されたことがありますか。(M. A.)

- | | | | |
|---|------------------|-------|-----|
| 1 | (ア) 知人・親戚との間で | () 回 | 8 |
| 2 | (イ) 銀行と | () 回 | 0 |
| 3 | (ウ) カード・クレジット会社と | () 回 | 1 |
| 4 | (エ) 消費者金融(サラ金)と | () 回 | 3 |
| 5 | (オ) その他() | () 回 | 0 |
| 6 | ない | | 739 |

(け) 【回答票 9】 民間の保険の契約改定、解約、保険金支払いについて、何か問題を経験されたことがありますか。(M. A.)

- | | | | |
|---|---|-------|-----|
| 1 | (ア) 生命保険(年金保険も含みます) | () 回 | 7 |
| 2 | (イ) 傷害保険(怪我をしたり、その結果死亡したりしたときに支払われる保険) | () 回 | 1 |
| 3 | (ウ) 疾病保険(治療や入院の費用のための保険) | () 回 | 0 |
| 4 | (エ) 損害保険(火災保険、自動車保険、団地保険など、自分が損害を受けたり、他の人に損害を発生させたときに支払われる保険) | () 回 | 2 |
| 5 | (オ) その他() | () 回 | 1 |
| 6 | ない | | 740 |

(こ) 【回答票 10】 税金や公的な年金・保険などについて、何か問題を経験されたことがありますか。(M. A.)

- | | | | |
|---|----------------------------------|-------|-----|
| 1 | (ア) 税金 | () 回 | 3 |
| 2 | (イ) 年金(恩給を含む) | () 回 | 2 |
| 3 | (ウ) 健康保険 | () 回 | 1 |
| 4 | (エ) 介護保険 | () 回 | 0 |
| 5 | (オ) 失業保険 | () 回 | 1 |
| 6 | (カ) 労災保険 | () 回 | 0 |
| 7 | (キ) その他の社会福祉給付(児童手当、生活保護なども含みます) | () 回 | 0 |
| 8 | (ク) その他() | () 回 | 0 |
| 9 | ない | | 745 |

(さ) これまでに挙げたもの以外の問題を何か経験されましたか。金額に換算できるものは10万円以上の問題に限ります。

(具体的に:) () 回 3

【調査員注: 上記のどれもなし 20ページのF1へとぶ】

問2 【調査員注: 問1で(あ)から(さ)に答えた人(問題を経験した人)に聞く。】

今お答えいただいたなかで一番最近に経験された問題はどれですか。

【調査員注: 1つだけを回答された場合は、そのひらがなと番号を下記に記入すること。】

1番最近の問題: ひらがな: 番号:

調査員注

これ以降の問3～問41(4～19ページ)までの質問は、上記の問2であがった「過去5年の中で1番最近に経験された問題」について、たずねること。

問3 これからは、今、お答えいただいた一番最近に経験された問題についておたずねします。
 【調査員注：問2であげられた問題（平成11年10月以降のこと）について聞く。】
 その問題は、平成何年の何月頃に生じましたか。

平成 年 月頃

問4 その問題は、金銭に換算するとすれば、おおよそ何万円くらいになるか、わかりますか。
 金銭に換算できるときは、そのおおよその金額を教えてください。

- 1 分かる → 万円 58
- 2 分からないが、10万円以上になると思う 30
- 3 金銭には換算できない 39

問5 その問題はどのようなものでしたか。被害・加害の内容について簡単にご説明ください。
 【調査員注：対象者が話す内容を書き取ること】

【回答欄】

問6 【回答票11】 その問題で、あなたはどのような立場でしたか。次の中から1つだけ選んでください。

- 1 (ア) 被害者 87 2 (イ) 加害者 17 3 (ウ) どちらともいえない 23 4 わからない 1

問7 【回答票12】 その相手方はこの中のどれでしょうか。いくつでも選んでください。(M. A.)
 また、その中で最も主要な相手方はどれでしょうか。

- | | | | |
|----------------------|----|--------------------------|----|
| 1 (ア) 家族・親族 | 12 | 11 (ウ) スーパー、デパート | 1 |
| 2 (イ) 知人・友人 | 11 | 12 (シ) 保険会社 | 4 |
| 3 (ウ) 隣人 | 17 | 13 (ス) 銀行、クレジット会社などの金融機関 | 0 |
| 4 (エ) 家主・地主(個人) | 3 | 14 (セ) その他の民間企業や民間団体 | 27 |
| 5 (オ) 家主・地主(法人)、管理会社 | 2 | 15 (タ) 病院 | 3 |
| 6 (カ) 借家人・借地人(個人) | 16 | 16 (チ) 自治体(都道府県や市区町村) | 3 |
| (アパート、マンション含む) | 5 | 17 (ツ) 国(省庁やその出先機関) | 3 |
| 7 (キ) 借家人・借地人(法人) | 18 | 17 (テ) その他の公的機関や団体 | 1 |
| (アパート、マンション含む) | 0 | 18 (ト) その他() | 3 |
| 8 (ク) 職場の部下・同僚・上司 | 8 | 19 (ト) わからない | 1 |
| 9 (ケ) 知らない人 | 30 | | |
| 10 (コ) 商店 | 2 | | |

○をつけたものの中で最も主要な相手方は 番
 (1つの場合は、その番号を転記する)

問8 【回答票13】 その問題について、こちらから相手方に何らかの要望を伝える前に、ご自分で、本やインターネットで何か調べたりしましたか。いくつでも選んでください。(M. A.)

1	(ア) 本で調べた	11
2	(イ) インターネットで調べた	6
3	(ウ) 本でもインターネットでも調べなかった	106
4	わからない	4

問9 【回答票14】 その問題について、こちらから相手方に何らかの要望を伝える前に、ご自分でここにあげるような仕事をしている人(家族や友人も含みます)あるいは機関に相談しましたか。いくつでも選んでください。(M. A.)

【調査員注：「回答転記用紙」に回答を転記すること】

1	(ア) 自治体の法律相談	1	11	(イ) 保険会社・保険会社社員	18
2	(イ) 自治体のその他の相談窓口(住民相談、雇用相談、交通事故相談など)	4	12	(ロ) 民間の相談機関・窓口(名称：)	1
3	(ウ) 消費生活センター	0	13	(ハ) 民生委員、町内会役員など	2
4	(ニ) 警察・警察官	13	14	(ヒ) 労働組合	0
5	(ホ) その他の行政機関(労働基準監督署、労政事務所、税務署、保健所など)	4	15	(フ) 政治家・政党	0
6	(ヘ) 裁判所の相談窓口	4	16	(ク) (ア～(イ)以外の仕事をしている親族・友人・知人	16
7	(ヘ) 弁護士会の法律相談窓口	5	17	(ケ) (ア～(イ)以外の仕事をしている職場の同僚・上司・先輩・後輩	7
8	(コ) 弁護士	12	18	(ク) その他()	6
9	(ク) 法律扶助協会の相談窓口	0	18	(ケ) 特に相談はしなかった	62
10	(コ) その他の法律専門職(司法書士、税理士、公証人、行政書士など)	1	20	わからない	0

問10 【回答票15】 その問題について、あなたから最初に相手方に要望を伝えましたか。それとも、相手方が最初にあなたに要望を伝えてきましたか。

1	(ア) 最初にこちらから相手に要望を伝えた	62
2	(イ) 最初に相手方からこちらに要望を伝えてきた	27
3	(ウ) どちらからも要望を伝えることはなかった	31
4	(ニ) その他()	9
5	わからない	1

問11 その問題について、最初にあなたから要望を伝えるかどうかを考えたとき、あるいは、最初に相手方から要望が伝えられたときのことについてうかがいます。

(1) 【回答票16】 その問題について、あなたはどちらの側が正しいと思いましたか。

1	(ア) こちらが完全に正しいと思った	74	4	(イ) 相手の方がいくらか正しいと思った	6
2	(イ) こちらの方がいくらか正しいと思った	14	5	(ウ) 相手が完全に正しいと思った	7
3	(ウ) どちらが正しいかわからなかった	18	6	わからない	9

(2) 【回答票17】 その問題が法律に関わるかどうかをどの程度意識しましたか。

1	(ア) 強く意識した	31
2	(イ) ある程度意識した	35
3	(ウ) あまり意識しなかった	28
4	(ニ) まったく意識しなかった	30
5	わからない	4

- (3) 【回答票 18】 あなた自身にとって、その問題はどのくらい重大でしたか。
- | | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | (ア) 非常に重大だった | 58 |
| 2 | (イ) ある程度重大だった | 46 |
| 3 | (ウ) あまり重大ではなかった | 19 |
| 4 | (エ) 取るに足らなかった | 6 |
| 5 | わからない | 0 |
-
- (4) 【回答票 19】 その問題は、社会の他の人々にとって重大だと感じましたか。
- | | | |
|---|-------------------|----|
| 1 | (ア) 非常に重大だと感じた | 36 |
| 2 | (イ) ある程度重大だと感じた | 43 |
| 3 | (ウ) あまり重大ではないと感じた | 31 |
| 4 | (エ) 取るに足らないと感じた | 12 |
| 5 | わからない | 6 |
-
- (5) 【回答票 20】 その問題を処理するうえで、誰に責任があるかははっきりしていましたか。
- | | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | (ア) 明確だった | 83 |
| 2 | (イ) ある程度明確だった | 22 |
| 3 | (ウ) あまり明確ではなかった | 16 |
| 4 | (エ) 明確でなかった | 6 |
| 5 | わからない | 2 |
-
- (6) 【回答票 20】 その問題を処理するために、誰に要望を伝えればよいかははっきりしていましたか。
- | | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | (ア) 明確だった | 81 |
| 2 | (イ) ある程度明確だった | 24 |
| 3 | (ウ) あまり明確ではなかった | 10 |
| 4 | (エ) 明確でなかった | 8 |
| 5 | わからない | 6 |
-
- (7) 【回答票 21】 その問題を処理するために、こちらの要望を伝えれば望む結果はえられると思われましたか。
- | | | |
|---|-------------------|----|
| 1 | (ア) すべて得られると思った | 39 |
| 2 | (イ) 一部は得られると思った | 44 |
| 3 | (ウ) ほとんど得られないと思った | 19 |
| 4 | (エ) まったく得られないと思った | 18 |
| 5 | わからない | 9 |
-
- (8) 【回答票 22】 その問題の処理にかかるお金が気になりましたか。
- | | | |
|---|------------------|----|
| 1 | (ア) 非常に気になった | 20 |
| 2 | (イ) ある程度気になった | 41 |
| 3 | (ウ) あまり気にならなかった | 23 |
| 4 | (エ) まったく気にならなかった | 39 |
| 5 | わからない | 5 |

⑨ 【回答票 22】 その問題の処理に自分の時間が取られることが気になりましたか。

1	(ア) 非常に気になった	26
2	(イ) ある程度気になった	48
3	(ウ) あまり気にならなかった	31
4	(エ) まったく気にならなかった	20
5	わからない	0

⑩ 【回答票 22】 その問題に決着がつくまでに、どのくらいの時間がかかるかが気になりましたか。

1	(ア) 非常に気になった	35
2	(イ) ある程度気になった	54
3	(ウ) あまり気にならなかった	24
4	(エ) まったく気にならなかった	14
5	わからない	1

⑪ 【回答票 23】 その問題の処理にかかるお金や時間、労力以外に、気が重いというような精神的負担を感じましたか。

1	(ア) 非常に感じた	57
2	(イ) ある程度感じた	47
3	(ウ) あまり感じなかった	10
4	(エ) まったく感じなかった	13
5	わからない	1

⑫ 【回答票 24】 その問題の処理のために、相手方との関係への影響を考慮しましたか。

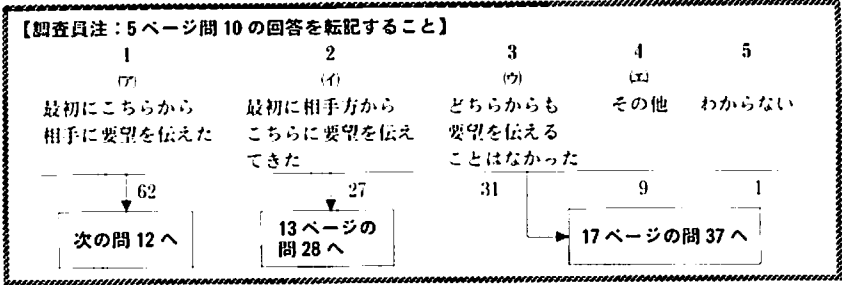
1	(ア) 非常に考慮した	23
2	(イ) ある程度考慮した	44
3	(ウ) あまり考慮しなかった	24
4	(エ) まったく考慮しなかった	32
5	わからない	5

⑬ 【回答票 25】 その問題が生じたこと自体について、周囲の目が気になりましたか。

1	(ア) 非常に気になった	11
2	(イ) ある程度気になった	26
3	(ウ) あまり気にならなかった	31
4	(エ) まったく気にならなかった	56
5	わからない	1

⑭ 【回答票 25】 その問題を処理するうえで、周囲の目が気になりましたか。

1	(ア) 非常に気になった	9
2	(イ) ある程度気になった	19
3	(ウ) あまり気にならなかった	35
4	(エ) まったく気にならなかった	64
5	わからない	1



問12 (回答票 26) 相手方に最初に要望を伝えたのは自分で行いましたか、それとも誰かほかの人、あるいは相談機関に行ってもらいましたか。

1 (ア)	自分で直接相手方へ行って行った	37
2 (イ)	自分で電話あるいは手紙などで行った (ファックス・電子メールも含む)	12
3 (ウ)	家族・友人・知人を通して行った	6
4 (エ)	弁護士にしてもらった	0
5 (オ)	弁護士以外の第三者や機関にしてもらった	0
6 (カ)	裁判所に調停を申し立てた	1
7 (キ)	裁判所に訴訟を提起した	0
8 (ク)	裁判所のその他の手続きを用いた (家事審判、支払督促、仮処分など)	0
9 (ケ)	その他の方法 ()	5
10	わからない	1

問13 (回答票 27) 相手方に最初に要望を伝えたとき、相手方はどう応えましたか。

1つ選んでください。

1	2	3	4	5
(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	
こちらの言うことをすべて認めた	こちらの言うことを一部しか認めなかった	こちらの言うことをまったく認めなかった	何も回答してこなかった	わからない
28	15	13	6	0
↓	↓	↓	↓	↓
下の問 14 へ	10 ページの問 17 へ	11 ページの問 21 へ	12 ページの問 25 へ	17 ページの問 37 へ

【調査員注：問 13 で「1 (ア) こちらの言うことをすべて認めた」と答えた人に聞く】

問14 (回答票 28) その後すぐに相手方は認めたとおりのことをしましたか。

1 (ア)	2 (イ)	3 (ウ)
完全にした・している (相手方がしている途中の場合も含みます)	一部しかしなかった	まったくしなかった
18	6	4

▶ (17 ページ問 37 へ)

▼ (次ページの問 14-a へ)

問14-a (回答票 29) その理由を相手方は言いましたか。いくつでも選んでください。(M. A.)

- | | | |
|---|-----------------------------------|---|
| 1 | (ア) 義務がないと言った | 1 |
| 2 | (イ) お金がないと言った | 2 |
| 3 | (ウ) 損になると言った | 0 |
| 4 | (エ) 理由を言わなかった (理由などない、という返事を含みます) | 5 |

問14-b (回答票 30) それに対してあなたはどうか対応しましたか。1つ選んでください。

- | | | |
|---|------------------------------------|----------|
| 1 | (ア) それ以上何もしなかった | 5 |
| 2 | (イ) 自分で直接相手方と交渉した → 17 ページ問 37 へ | 3 |
| 3 | (ウ) 第三者に相談したが、それ以上の行動は取らなかった | 0 |
| 4 | (エ) 第三者に相談した上で、自分で直接相手方と交渉した | 1 |
| 5 | (オ) 第三者に相談し、相手方に働きかけてもらった | 0 |
| 6 | (カ) 裁判所に調停を申し立てた | 0 |
| 7 | (キ) 裁判所に訴訟を提起した | 17 ページ |
| 8 | (ク) 裁判所に他の手続をとった (家事審判、支払督促、仮処分など) | 問 37 へ 0 |
| 9 | (ケ) その他 () | 0 |

問15 (回答票 31) 相談相手はこの中のどれですか。いくつでも選んでください。(M. A.)

【調査員注：「回答転記用紙」に回答を転記すること】

- | | | | | | |
|----|--|----|----|-------------------------------------|---|
| 1 | (ア) 自治体の法律相談 | 0 | 11 | (イ) 保険会社・保険会社社員 | 0 |
| 2 | (イ) 自治体のその他の相談窓口 (住民相談、雇用相談、交通事故相談など) | 0 | 12 | (ロ) 民間の相談機関・窓口 (名称:) | 0 |
| 3 | (ウ) 消費生活センター | 0 | 13 | (ニ) 民生委員、町内会役員など | 0 |
| 4 | (エ) 警察・警察官 | 0 | 14 | (ホ) 労働組合 | 0 |
| 5 | (オ) その他の行政機関 (労働基準監督署、労働事務所、税務署、保健所など) | 15 | 15 | (ヘ) 政治家・政党 | 0 |
| 6 | (カ) 裁判所の相談窓口 | 0 | 16 | (ト) (ア)~(イ)以外の仕事をしている親族・友人・知人 | 0 |
| 7 | (キ) 弁護士会の法律相談窓口 | 0 | 17 | (チ) (ア)~(イ)以外の仕事をしている職場の同僚・上司・先輩・後輩 | 0 |
| 8 | (ク) 弁護士 | 1 | 18 | (リ) その他 () | 0 |
| 9 | (ケ) 法律扶助協会の相談窓口 | 0 | 18 | | 0 |
| 10 | (コ) その他の法律専門職 (司法書士、税理士、公証人、行政書士など) | 0 | | | |

《問 14-b で 3 と回答した方は下の問 16 へ、それ以外は 17 ページ問 37 へ》

問16 (回答票 32-a) なぜ何もしなかったのですか。いくつでも選んでください。(M. A.)

- | | | | | | |
|---|--------------------------|---|----|-----------------------|---|
| 1 | (ア) 相手が正しいと思ったから | 0 | 10 | (イ) 精神的負担が大変だから | 2 |
| 2 | (イ) 法律上の根拠がないと思ったから | 0 | 11 | (ロ) 時間を取られるから | 2 |
| 3 | (ウ) 自分にとって重大ではないから | 0 | 12 | (ニ) 長い期間がかかるから | 1 |
| 4 | (エ) 社会にとって重大ではないから | 0 | 13 | (ホ) 相手方との関係への影響を考えたから | 2 |
| 5 | (オ) 誰に責任があるかはっきりしなかったから | 0 | 14 | (ト) 周囲の目が気になったから | 0 |
| 6 | (カ) 誰に請求してよいかはっきりしなかったから | 0 | 15 | (チ) 一部してくれたことで満足したから | 1 |
| 7 | (キ) 望む結果が得られないから | 3 | 16 | (リ) 相談したことで満足したから | 0 |
| 8 | (ク) お金がかかるから | 0 | 17 | (ロ) その他 () | 1 |
| 9 | (ケ) 手間がかかるから | 1 | 18 | わからない | 0 |

17 ページ問 37 へ

問13で「2 (イ) こちらの言うことを一部しか認めなかった」と答えた方にうかがいます。

問17 (回答票 29) その理由を相手方は言いましたか。いくつでも選んでください。(M. A.)

1 (ア) 義務がないと言った	1
2 (イ) お金がないと言った	5
3 (ウ) 損になると言った	3
4 (エ) 理由を言わなかった (理由などない, という返事を含みます)	4

問18 (回答票 30) それに対してあなたはどうか対応しましたか。1つ選んでください。

1 (ア) それ以上何もしなかった	5
2 (イ) 自分で直接相手方と交渉した → 17 ページ問 37 へ	6
3 (ウ) 第三者に相談したが、それ以上の行動は取らなかった	0
4 (エ) 第三者に相談した上で、自分で直接相手方と交渉した	0
5 (オ) 第三者に相談し、相手方に働きかけてもらった	1
6 (カ) 裁判所に調停を申し立てた	3
7 (キ) 裁判所に訴訟を提起した	0
8 (ク) 裁判所に他の手続をとった (家事審判, 支払督促, 仮処分など)	0
9 (ケ) その他 ()	0

17 ページ問 37 へ

問19 (回答票 31) 相談相手はこの中のどれですか。いくつでも選んでください。(M. A.)

【調査員注：「回答転記用紙」に回答を転記すること】

1 (ア) 自治体の法律相談	0	11 (ウ) 保険会社・保険会社社員	0
2 (イ) 自治体のその他の相談窓口 (住民相談, 雇川相談, 交通事故相談など)	12	(シ) 民間の相談機関・窓口 (名称:)	0
3 (ウ) 消費生活センター	0	13 (エ) 民生委員, 町内会役員など	0
4 (エ) 警察・警察官	0	14 (オ) 労働組合	0
5 (オ) その他の行政機関 (労働基準監督署, 労政事務所, 税務署, 保健所など)	15	(カ) 政治家・政党	0
6 (カ) 裁判所の相談窓口	0	16 (ク) (ア)~(カ)以外の仕事をしている親族・友人・知人	1
7 (キ) 弁護士会の法律相談窓口	0	17 (ケ) (ア)~(カ)以外の仕事をしている職場の同僚・上司・先輩・後輩	0
8 (ク) 弁護士	0	18 (コ) その他 ()	1
9 (ケ) 法律扶助協会の相談窓口	0		
10 (コ) その他の法律専門職 (司法書士, 税理士, 公証人, 行政書士など)	0		

《問 18 で 3 と回答した方は下の問 20 へ、それ以外は 17 ページ問 37 へ》

問20 (回答票 32-b) なぜ何もしなかったのですか。いくつでも選んでください。(M. A.)

1 (ア) 相手が正しいと思ったから	0	10 (コ) 精神的負担が大変だから	0
2 (イ) 法律上の根拠がないと思ったから	1	11 (ク) 時間を取られるから	1
3 (ウ) 自分にとって重大ではないから	0	12 (シ) 長い期間がかかるから	1
4 (エ) 社会にとって重大ではないから	0	13 (エ) 相手方との関係への影響を考えたから	0
5 (オ) 誰に責任があるかはっきりしなかったから	0	14 (オ) 周囲の目が気になったから	0
6 (カ) 誰に請求してよいかはっきりしなかったから	0	15 (カ) 一部してくれたことで満足したから	0
7 (キ) 望む結果が得られないから	2	16 (ク) 相談したことで満足したから	0
8 (ク) お金がかかるから	1	17 (ケ) その他 ()	1
9 (ケ) 手間がかかるから	1	18 (コ) わからない	0

17 ページ問 37 へ

問 13 で「3 (ウ) こちらの言うことを全く認めなかった」と答えた方にうかがいます。

問21 【回答票 29】 その理由を相手方は言いましたか。いくつでも選んでください。(M. A.)	
1 (ア) 義務がないと言った	7
2 (イ) お金がないと言った	2
3 (ウ) 損になると言った	1
4 (エ) 理由を言わなかった (理由などない、という返事を含みます)	3

問22 【回答票 30】 それに対してあなたはどのように対応しましたか。1つ選んでください。

1 (ア) それ以上何もしなかった	5
2 (イ) 自分で直接相手方と交渉した → 17 ページ問 37 へ	4
3 (ウ) 第三者に相談したが、それ以上の行動は取らなかった	0
4 (エ) 第三者に相談した上で、自分で直接相手方と交渉した	1
5 (オ) 第三者に相談し、相手方に働きかけてもらった	3
6 (カ) 裁判所に調停を申し立てた	0
7 (キ) 裁判所に訴訟を提起した	0
8 (ク) 裁判所に他の手続をとった (家事審判、支払督促、仮処分など)	0
9 (ケ) その他 ()	0

17 ページ問 37 へ

問23 【回答票 31】 相談相手はこの中のどれですか。いくつでも選んでください。(M. A.)

【調査員注：「回答転記用紙」に回答を転記すること】

1 (ア) 自治体の法律相談	0 11	(イ) 保険会社・保険会社社員	1
2 (イ) 自治体のその他の相談窓口 (住民相談、雇用相談、交通事故相談など)	0	(ロ) 民間の相談機関・窓口 (名称:)	0
3 (ウ) 消費生活センター	0 13	(ハ) 民生委員、町内会役員など	0
4 (エ) 警察・警察官	0 14	(ニ) 労働組合	0
5 (オ) その他の行政機関 (労働基準監督署、労政事務所、税務署、保健所など)	0 15	(ヒ) 政治家・政党	0
6 (カ) 裁判所の相談窓口	0	(フ) (ア)～(イ)以外の仕事をしている親族・友人・知人	0
7 (キ) 弁護士会の法律相談窓口	0 17	(ヘ) (ア)～(イ)以外の仕事をしている職場の同僚・上司・先輩・後輩	0
8 (ク) 弁護士	2	(コ) その他 ()	1
9 (ケ) 法律扶助協会の相談窓口	0 18		
10 (コ) その他の法律専門職 (司法書士、税理士、公証人、行政書士など)	0		

《問 22 で 3 と回答した方は下の問 24 へ、それ以外は 17 ページ問 37 へ》

問24 【回答票 32-c】 なぜ何もしなかったのですか。いくつでも選んでください。(M. A.)

1 (ア) 相手が正しいと思ったから	0 10	(ニ) 精神的負担が大変だから	2
2 (イ) 法律上の根拠がないと思ったから	0 11	(ホ) 時間を取られるから	1
3 (ウ) 自分にとって重大ではないから	0 12	(ヘ) 長い期間がかかるから	1
4 (エ) 社会にとって重大ではないから	0 13	(ニ) 相手方との関係への影響を考えたから	1
5 (オ) 誰に責任があるかはっきりしなかったから	0 14	(ヒ) 周囲の目が気になったから	1
6 (カ) 誰に請求してよいかはっきりしなかったから	0 15	(フ) 相談したことで満足したから	0
7 (キ) 望む結果が得られないから	4 16	(ク) その他 ()	0
8 (ク) お金がかかるから	1 17		
9 (ケ) 手間がかかるから	2		

17 ページ問 37 へ

問13で「3 ㊸ 何も回答してこなかった」と答えた方にうかがいます。

問25 【回答票 30】 それに対してあなたはどうか対応しましたか。1つ選んでください。

1	㊶	それ以上何もしなかった	0
2	㊷	自分で直接相手方と交渉した → 17 ページ問 37 へ	2
3	㊸	第三者に相談したが、それ以上の行動は取らなかった	0
4	㊹	第三者に相談した上で、自分で直接相手方と交渉した	0
5	㊺	第三者に相談し、相手方に働きかけてもらった	1
6	㊻	裁判所に調停を申し立てた	0
7	㊼	裁判所に訴訟を提起した	0
8	㊽	裁判所に他の手続をとった（家事審判、支払督促、仮処分など）	0
9	㊾	その他（ ）	0

17 ページ問 37 へ

問26 【回答票 31】 相談相手はこの中のどれですか。いくつでも選んでください。(M. A.)
 【調査員注：「回答転記用紙」に回答を転記すること】

1	㊶	自治体の法律相談	0	11	㊷	保険会社・保険会社社員	0	
2	㊸	自治体のその他の相談窓口（住民相談、雇用相談、交通事故相談など）	1		㊹	民間の相談機関・窓口（名称：）	0	
3	㊺	消費生活センター	0	13	㊻	民生委員、町内会役員など	1	
4	㊼	警察・警察官	0	14	㊽	労働組合	0	
5	㊾	その他の行政機関（労働基準監督署、労政事務所、税務署、保健所など）	15	0	16	㊿	政治家・政党	1
6	㊶	裁判所の相談窓口	0		㊶	㊶～㊿以外の仕事をしている親族・友人・知人	0	
7	㊸	弁護士会の法律相談窓口	1	17	㊷	㊶～㊿以外の仕事をしている職場の同僚・上司・先輩・後輩	0	
8	㊹	弁護士	0		㊸	その他（ ）	2	
9	㊺	法律扶助協会の相談窓口	0	18				
10	㊻	その他の法律専門職（司法書士、税理士、公証人、行政書士など）	0					

《問 25 で 3 と回答した方は下の問 27 へ、それ以外は 17 ページ問 37 へ》

問27 【回答票 32-c】 なぜ何もしなかったのですか。いくつでも選んでください。(M. A.)

1	㊶	相手が正しいと思ったから	0	10	㊸	精神的負担が大変だから	0
2	㊷	法律上の根拠がないと思ったから	0	11	㊹	時間を取られるから	0
3	㊸	自分にとって重大ではないから	0	12	㊺	長い期間かかるから	0
4	㊹	社会にとって重大ではないから	0	13	㊻	相手方との関係への影響を考えたから	0
5	㊺	誰に責任があるかはっきりしなかったから	0	14	㊼	周囲の目が気になったから	0
6	㊻	誰に請求してよいかはっきりしなかったから	0	15	㊽	相談したことで満足したから	0
7	㊼	望む結果が得られないから	0	16	㊾	その他（ ）	10
8	㊽	お金がかかるから	0	17			0
9	㊾	手間がかかるから	0				

17 ページ問 37 へ

最初に相手方から要望を伝えられた人（問 10 で「2 最初に相手方からこちらに要望を伝えてきた」と答えた人）にうかがいます。

問28 【回答票 33】 相手方に最初に要望が伝えられたとき、それは相手方本人から伝えられましたか、それとも誰か他の人、あるいは相談機関を通してでしたか。1つ選んでください。

1	(ア) 相手方本人が自分に来て	11
2	(イ) 相手方本人が電話あるいは手紙などで（ファックスや電子メールも含みます）	3
3	(ウ) 家族・友人・知人を通して	3
4	(エ) 弁護士から	0
5	(オ) 弁護士以外の第三者機関から	3
6	(カ) 裁判所に調停を申し立てられた	0
7	(キ) 裁判所に訴訟を提起された	0
8	(ク) 裁判所のその他の手続きを用いてきた（家事審判、支払督促、仮処分など）	0
9	(ケ) その他（ ）	5

問29 【回答票 34】 相手方から最初に要望が伝えられたとき、あなたはどのように応えましたか。

1 (ア)	2 (イ)	3 (ウ)	4 (エ)	5
相手の言うことを すべて認めた	相手の言うことを 一部しか認めなかった	相手の言うことを まったく認めなかった	何も回答 しなかった	わからない
↓ 9	↓ 6	↓ 5	↓ 5	↓ 0
次ページ 問 30 へ	15 ページ 問 32 へ		16 ページ 問 35 へ	17 ページ 問 37 へ

問29で「1 (ア) 相手の言うことをすべて認めた」と答えた方にうかがいます。

問30 (回答票 35) その後すぐにあなたは相手方の言う通りにしましたか。

1	2	3
完全にした・している (している途中である場合も含まれます)	一部しかなかった	まったくしなかった
17	2	0

→ 17ページ問37へ

問30-a (回答票 36) その理由を相手方に言いましたか。いくつでも選んでください。(M. A.)

1 (ア) 義務がないと言った	0
2 (イ) お金がないと言った	0
3 (ウ) 損になると言った	0
4 (エ) 理由を言わなかった (理由などない、という返事も含まれます)	2

問30-b (回答票 37) それに対して相手方はどう対応しましたか。1つ選んでください。

1 (ア) それ以上何もしなかった	1
2 (イ) 相手方本人が直接交渉した → 17ページ問37へ	1
3 (ウ) 第三者を通して言ってきたが、そのままになった	0
4 (エ) 第三者を通して言ってきた交渉した	0
5 (オ) 裁判所に調停を申し立てられた	0
6 (カ) 裁判所に訴訟を提起された	0
7 (キ) 裁判所に他の手続をとられた (家事審判、支払督促、仮処分など)	0
8 (ク) その他 ()	0

17ページ問37へ

問31 (回答票 38) 第三者はこの中のどれですか。いくつでも選んでください。(M. A.)
【調査員注：「回答転記用紙」に回答を転記すること】

1 (ア) 自治体の法律相談	0	11 (ウ) 保険会社・保険会社社員	0
2 (イ) 自治体のその他の相談窓口 (住民相談、雇用相談、交通事故相談など)	12	0 (シ) 民間の相談機関・窓口 (名称：)	0
3 (ウ) 消費生活センター	0	13 (エ) 民生委員、町内会役員など	0
4 (エ) 警察・警察官	0	14 (ヒ) 労働組合	0
5 (オ) その他の行政機関 (労働基準監督署、労政事務所、税務署、保健所など)	0	15 (フ) 政治家・政党	0
6 (カ) 裁判所の相談窓口	0	16 (ク) (ア)～(シ)以外の仕事をしている親族・友人・知人	0
7 (キ) 弁護士会の法律相談窓口	0	17 (ケ) (ア)～(シ)以外の仕事をしている職場の同僚・上司・先輩・後輩	0
8 (ク) 弁護士	0	18 (コ) その他 ()	0
9 (ケ) 法律扶助協会の相談窓口	0		
10 (コ) その他の法律専門職 (司法書士、税理士、公証人、行政書士など)	0		

17ページ問37へ

問29で「2 (イ) 相手の言うことを一部しか認めなかった」、
「3 (ウ) 相手の言うことを全く認めなかった」と答えた方にうかがいます。

問32 (回答票 36) その理由を相手方に言いましたか。いくつでも選んでください。(M. A.)

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 1 (ア) 義務がないと言った | 6 |
| 2 (イ) お金がないと言った | 0 |
| 3 (ウ) 損になると言った | 0 |
| 4 (エ) 理由を言わなかった (理由などない、という返事も含みます) | 3 |

問33 (回答票 37) それに対して相手方はどう対応しましたか。1つ選んでください。

- | | |
|---|---|
| 1 (ア) それ以上何もしなかった | 6 |
| 2 (イ) 相手方本人が直接交渉した → 17 ページ問 37 へ | 0 |
| 3 (ウ) 第三者を通して言ってきたが、そのままになった | 2 |
| 4 (エ) 第三者を通して言ってきて交渉した | 2 |
| 5 (オ) 裁判所に調停を申し立てられた | 0 |
| 6 (カ) 裁判所に訴訟を提起された | 0 |
| 7 (キ) 裁判所に他の手続をとられた (家事審判, 支払督促, 仮処分など) | 0 |
| 8 (ク) その他 () | 1 |
- } 17 ページ
問 37 へ

問34 (回答票 38) 第三者はこの中のどれですか。いくつでも選んでください。(M. A.)
【調査員注：「回答転記用紙」に回答を転記すること】

- | | | | |
|--|----|--|---|
| 1 (ア) 自治体の法律相談 | 0 | 11 (イ) 保険会社・保険会社社員 | 2 |
| 2 (イ) 自治体のその他の相談窓口 (住民相談、雇用相談、交通事故相談など) | 12 | (ウ) 民間の相談機関・窓口 | 0 |
| | 0 | (名体:) | |
| 3 (ウ) 消費生活センター | 0 | (ク) 民生委員、町内会役員など | 0 |
| 4 (エ) 警察・警察官 | 1 | 14 (ケ) 労働組合 | 0 |
| 5 (オ) その他の行政機関 (労働基準監督署、労政事務所、税務署、保健所など) | 15 | 16 (コ) 政治家・政党 | 1 |
| 6 (カ) 裁判所の相談窓口 | 0 | 17 (ク) (ア)～(イ)以外の仕事をしている親族・友人・知人 | 0 |
| 7 (キ) 弁護士会の法律相談窓口 | 0 | 17 (ケ) (ア)～(イ)以外の仕事をしている職場の同僚・上司・先輩・後輩 | 1 |
| 8 (ク) 弁護士 | 1 | 18 (コ) その他 () | 0 |
| 9 (ケ) 法律扶助協会の相談窓口 | 0 | 18 (ク) その他 () | 0 |
| 10 (コ) その他の法律専門職 (司法書士、税理士、公証人、行政書士など) | 0 | | |

17 ページ問 37 へ

問 29 で「4 (四) 何も回答しなかった」と答えた方にうかがいます。

問35 【回答票 37】 それに対して相手方はどう対応しましたか。1つ選んでください。

1	(ア) それ以上何もしなかった	3
2	(イ) 相手方本人が直接交渉した → 17 ページ問 37 へ	1
3	(ウ) 第三者を通して言ってきたが、そのままになった	0
4	(四) 第三者を通して言ってきて交渉した	0
5	(ハ) 裁判所に調停を申し立てられた	0
6	(カ) 裁判所に訴訟を提起された	} 次ページ 問 37 へ
7	(キ) 裁判所に他の手続をとられた (家事審判, 支払督促, 仮処分など)	
8	(ク) その他 ()	

問36 【回答票 38】 第三者はこの中のどれですか。いくつでも選んでください。(M. A.)

【調査員注：「回答転記用紙」に回答を転記すること】

1	(ア) 自治体の法律相談	0	11	(イ) 保険会社・保険会社社員	0
2	(イ) 自治体のその他の相談窓口 (住民相談, 雇用相談, 交通事故相談など)	0	12	(ロ) 民間の相談機関・窓口 (名称:)	0
3	(ウ) 消費生活センター	0	13	(ハ) 民生委員, 町内会役員など	0
4	(エ) 警察・警察官	0	14	(ニ) 労働組合	0
5	(オ) その他の行政機関 (労働基準監督署, 労政事務所, 税務署, 保健所など)	0	15	(ホ) 政治家・政党	0
6	(カ) 裁判所の相談窓口	0	16	(ク) (ア)~(ロ)以外の仕事をしている親族・友人・知人	0
7	(キ) 弁護士会の法律相談窓口	0	17	(ケ) (ア)~(ロ)以外の仕事をしている職場の同僚・上司・先輩・後輩	0
8	(ク) 弁護士	0	18	(コ) その他 ()	0
9	(ケ) 法律扶助協会の相談窓口	0			
10	(コ) その他の法律専門職 (司法書士, 税理士, 公証人, 行政書士など)	0			

次ページ問 37 へ

問37 【回答票 39】 今までお答えいただいた問題の発生時期以降に、この問題进行处理するために、さらに第三者に相談されましたか。時間をあけて同じ人や機関に相談された場合も含まれます。相談された場合には、発生時期以降に相談された第三者をすべてお答えください。(M. A.)

【調査員注：「回答転記用紙」に回答を転記すること】

- | | | | | | |
|----|---|----|-------------------------------|---------------------------------|----|
| 1 | (ア) 自治体の法律相談 | 1 | 11 | (イ) 保険会社・保険会社社員 | 10 |
| 2 | (イ) 自治体のその他の相談窓口（住民相談、雇用相談、交通事故相談など）2 | 12 | (ロ) 民間の相談機関・窓口 | 1 | |
| | | | (名称：) | | |
| 3 | (ウ) 消費生活センター | 0 | 13 | (ハ) 民生委員、町内会役員など | 2 |
| 4 | (ニ) 警察・警察官 | 8 | 14 | (ヒ) 労働組合 | 0 |
| 5 | (ホ) その他の行政機関（労働基準監督署、労政事務所、税務署、保健所など）10 | 15 | (ヘ) 政治家・政党 | 2 | |
| 6 | (カ) 裁判所の相談窓口 | 1 | (オ) (ア)～(イ)以外の仕事をしている親族・友人・知人 | 15 | |
| 7 | (キ) 弁護士会の法律相談窓口 | 3 | 17 | (カ)～(ク)以外の仕事をしている職場の同僚・上司・先輩・後輩 | 8 |
| 8 | (ク) 弁護士 | 9 | | (ケ) その他（ | 4 |
| 9 | (ケ) 法律扶助協会の相談窓口 | 0 | 18 | | |
| 10 | (コ) その他の法律専門職（司法書士、税理士、公証人、行政書士など）2 | 19 | 20 | (ク) 特に相談はしなかった | 79 |
| | | | | わからない | 0 |

【調査員注：複数相談した場合は、その順番を聞き、下のらんに入ること
1つだけ相談した場合は1番目のらんとその番号を記入すること】

1 番目		10 番目	
2 番目		11 番目	
3 番目		12 番目	
4 番目		13 番目	
5 番目		14 番目	
6 番目		15 番目	
7 番目		16 番目	
8 番目		17 番目	
9 番目		18 番目	

次のページに進む

問38 【回答票 40】 第三者に相談されたすべての方にうかがいます。相談していない場合は次ページ問 39 へ。

問題を処理・解決するために相談は役に立ったと思いますか。問題の存在を認識されてから以降に相談されたすべての機関それぞれについて、この中の該当するものをすべてお答えください。

同じ第三者に複数回相談している方は、全般的な印象をお答え下さい。(M. A.)

【調査員注：回答転記用紙から左側の項目欄に○をつける】

項目	1 役に立たなかった	2 手続や法律などに ついて教えてくれた	3 実際 かを 実際にどうすればよい かを教えてくれた	4 自分が正しいことが 分かった	5 心理的な 慰めを 与えて くれた	6 自分の 働き 代わりに 相手に 相談した	7 他の 機関を 紹介して くれた	8 結論 を出して くれた 中立の 立場から
調査員注： 丸のついているア～ハまでの 相談機関を順次読み上げること								
ア 自治体の法律相談 →	0	1	0	0	0	0	0	0
イ 自治体のその他の相談窓口（住民相談、男女平等センター、雇用相談、交通事故相談、不動産相談、など）→	4	2	1	0	0	0	0	0
ウ 消費生活センター →	0	0	0	0	0	0	0	0
エ 警察・警察官 →	4	1	3	0	1	0	0	3
オ その他の行政機関（労働基準監督署・労政事務所（労働相談情報センター）・税務署・保健所など）→	0	0	0	0	0	0	0	0
カ 裁判所の相談窓口 →	0	1	0	0	0	0	0	0
キ 弁護士会の法律相談窓口 →	0	2	1	1	1	0	0	0
ク 弁護士 →	1	2	4	1	2	6	0	3
ケ 法律扶助協会の相談窓口 →	0	0	0	0	0	0	0	0
コ その他の法律関連職（司法書士、税理士、公証人、行政書士など）→	1	1	1	0	0	0	0	0
ク 保険会社・保険会社社員 →	3	5	7	0	4	13	0	3
シ 民間の相談機関・窓口 →	0	1	0	0	0	0	0	1
ス 民生委員、町内会役員など →	0	0	0	1	1	0	0	1
セ 労働組合 →	0	0	0	0	0	0	0	0
テ 政治家・政党 →	1	0	0	0	0	1	0	0
ト ア～ハ以外の仕事をしている 親族・友人・知人 →	4	1	7	5	10	2	0	1
チ ア～ハ以外の仕事をしている 職場の同僚・上司・先輩・後輩 →	1	2	2	4	6	2	0	0
ツ その他 () →	1	0	3	2	1	5	0	2

問39 【回答票 41】 この問題が発生してから決着がつくまでに（まだ決着がついていなければこれまでの間に）、この問題のために、申し立てた側（原告）あるいは申し立てられた側（被告）として裁判所の手続を経験されたでしょうか。いくつでもお答えください。(M. A.)

1	(ア) 裁判所の訴訟手続きを経験した	5
2	(イ) 裁判所の調停手続きを経験した	5
3	(ウ) 裁判所の家事審判・支払督促・仮処分などの手続きを経験した	1
4	(エ) その他 ()	0
5	経験していない	119
6	わからない	0

問40 【回答票 42】 結局、この問題はどのようになりましたか。1つ選んでください。

1	(ア) 問題はまったく解決せず、そのままになった	} —————▶ 次ページF1へ	32
2	(イ) 問題は一部解決したが、残りはそのままになった		4
3	(ウ) 問題はほぼ解決した		13
4	(エ) 問題はすべて解決した		58
5	(オ) まだ終了していない	} 次ページ F1へ	17
6	(カ) その他 ()		1
7	わからない		4

問40で「5 オ まだ終了していない」と答えた人に聞く。

問41 【回答票 43】 現在の状況はどのようになっていますか。いくつでも選んでください。(M. A.)

1	(ア) まだ自分で交渉中	6
2	(イ) 弁護士を通して交渉中	1
3	(ウ) 弁護士以外の人や機関を通して交渉中	1
4	(エ) 現在、調停にかかっている	0
5	(オ) 現在、訴訟をしている	0
6	(カ) 現在、裁判所のほかの手続きにかかっている（家事審判、支払督促、仮処分など）	2
7	(キ) その他 ()	8
8	わからない	0

次のページに進む

【次に回答者ご自身についておたずねいたします。】

F 1 あなたの性別は。

1 男 343 2 女 408

F 2 昭和何年何月のお生まれですか。

昭和 年 月生まれ

F 3 あなたと生計を同じくするご家族の方は、あなたを含めて何人ですか。そのうち 19 歳以下のご家族は何人ですか。仕送りしているお子さんがいらっしゃる場合には、家族数に含めてください。

人 (うち、19 歳以下は 人)

F 4 【回答票 44】 最後に卒業された学校は、次のどれにあたりますか。1つ選んでください。

1	(ア) 小学校・中学校 (旧制小学校を含む)	115
2	(イ) 高等学校 (旧制中学校・師範学校・高等女学校を含む)	347
3	(ウ) 短期大学・高等専門学校 (旧制高校・高等師範学校を含む)	113
4	(エ) 大学・大学院 (旧制大学を含む)	159
5	(オ) その他 ()	10
6	わからない	0

F 5 【回答票 45】 あなたの現在のお仕事は大きく分けて以下のどれにあたりますか。1つ選んでください。

1	(ア) 経営者・役員	28	8	(ウ) 学生	12
2	(イ) 常時雇用の一般従業員	237	9	(ウ) 専業主婦・主夫	133
3	(ウ) 臨時雇用・パート・アルバイト	116	10	(ウ) 無職	96
4	(エ) 派遣社員	17	11	無回答	2
5	(オ) 自営業主・自由業者	77			
6	(カ) 家族従事者	29			
7	(キ) 内職	4			

} → F 8 ^

→F 6 そのお仕事の内容はどのようなものですか。できるだけ具体的にお答え下さい。

→F 7 【回答票 46】 あなたがお仕事をされている会社・団体に働いている人は、全体で何人くらいですか。

1	(ア) 1人	30	7	(オ) 300~499人	22
2	(イ) 2~4人	90	8	(ウ) 500~999人	21
3	(ウ) 5~9人	50	9	(ウ) 1000人以上	55
4	(エ) 10~29人	70	10	(ウ) 官公庁 (特殊法人などを含む)	33
5	(オ) 30~99人	65	11	わからない	22
6	(カ) 100~299人	49			

F 8 【回答票 47】 あなたは、現在または過去に、法律に関する勉強をされた経験がありますか。

- | | | |
|---|--------------------------------------|-----|
| 1 | (ア) 大学の法学部系の学部あるいは大学院で法律を勉強したことがある | 12 |
| 2 | (イ) 大学の法学部系以外の学部あるいは大学院で法律を勉強したことがある | 21 |
| 3 | (ウ) 大学以外で法律を勉強したことがある（独学を含む） | 55 |
| 4 | (エ) 法律を勉強したことはない | 637 |
| 5 | わからない | 18 |

F 9 【回答票 48】 あなたは、これまでに、法律に関わるお仕事をされた経験がありますか。

- | | | |
|---|--|-----|
| 1 | (ア) 法務部・法務課・法規室など、法律事務に直接関係する部門で仕事をした経験がある | 9 |
| 2 | (イ) 営業・販売・製造など、通常の仕事を行うなかで、法律に関わった経験がある | 39 |
| 3 | (ウ) 仕事上で法律に関わった経験はない | 669 |
| 4 | わからない | 22 |

F 10 【回答票 49】 あなたの身近に、ここにあげるような方はいらっしゃいますか。ただし、今回答えていただいた問題をきっかけにお知り合いになった方は除いてください。

(1)まず、家族・親せきでいる方をあげてください。(M. A.)

(2)知人にいる方をあげてください。(M. A.)

	(1)家族・親戚にいる ↓	(2)知人にいる ↓
(ア) 弁護士・裁判官・検察官・公証人	25	98
(イ) 司法書士・税理士・行政書士	48	124
(ウ) 保険会社の社員	60	165
(エ) 裁判所の職員・調停委員	9	22
(オ) 警察官	100	134
(カ) 民生委員	33	114
(キ) 国や自治体のその他の職員	118	189

F 11 【回答票 49】 この中の職業で、あなたが困ったときに相談できるような知り合いの方はいますか。ただし、今回答えていただいた問題をきっかけにお知り合いになった方は除いてください。

(1)あなたが困ったときに相談できるような方はいますか。(M. A.)

(2)思いあたる人はいますか。(M. A.)

(3)それでは、人を介せばいると思う人はいますか。(M. A.)

	(1)いる ↓	(2)思いあたる 人はいる↓	(3)人を介せば いると思う↓
(ア) 弁護士・裁判官・検察官・公証人	88	50	113
(イ) 司法書士・税理士・行政書士	110	55	83
(ウ) 保険会社の社員	107	68	76
(エ) 裁判所の職員・調停委員	14	9	44
(オ) 警察官	125	52	91
(カ) 民生委員	109	59	74
(キ) 国や自治体のその他の職員	148	72	93

F 12 【回答票 50】 あなたは、この調査でお答えいただいた問題を除いて、これまでに、弁護士を利用されたり、裁判所の調停、訴訟、その他の手続を経験されたことはありますか。あてはまるものをすべて選んでください。(M. A.)

1	(ア)	弁護士を利用したことがある	46
2	(イ)	調停を経験したことがある	11
3	(ウ)	訴訟を経験したことがある	9
4	(エ)	その他の裁判所手続を経験したことがある ()	11
5		わからない	83

F 13 【回答票 51】 あなたの世帯全体の昨年 1 年間の収入についておうかがいします。税金を差し引き前の収入(税込みの金額)でお答えください。ボーナス、株式配当、年金、不動産収入などすべての収入を合わせてください。

1	(ア)	なし	3	9	(ケ)	700 万円未満	44
2	(イ)	70 万円未満	3	10	(コ)	800 万円未満	33
3	(ウ)	100 万円未満	13	11	(ク)	900 万円未満	13
4	(エ)	200 万円未満	43	12	(シ)	1,000 万円未満	29
5	(オ)	300 万円未満	55	13	(ス)	1,500 万円未満	35
6	(カ)	400 万円未満	55	14	(セ)	1,500 万円以上	25
7	(キ)	500 万円未満	52	15		わからない・無回答・拒否	297
8	(ク)	600 万円未満	51				

F 14 【回答票 51】 前問でおたずねした世帯全体の収入のなかで、あなたご自身の収入はだいたいどのくらいでしょうか。税引き前の税込み収入で、臨時収入、副収入も含めてください。

1	(ア)	なし	104	9	(ケ)	700 万円未満	20
2	(イ)	70 万円未満	52	10	(コ)	800 万円未満	9
3	(ウ)	100 万円未満	63	11	(ク)	900 万円未満	6
4	(エ)	200 万円未満	89	12	(シ)	1,000 万円未満	7
5	(オ)	300 万円未満	87	13	(ス)	1,500 万円未満	12
6	(カ)	400 万円未満	55	14	(セ)	1,500 万円以上	3
7	(キ)	500 万円未満	34	15		わからない・無回答・拒否	183
8	(ク)	600 万円未満	27				

F 15 【回答票 52】 あなたのお住まいは、この中のどれに該当しますか。

1	(ア)	賃貸住宅	137
2	(イ)	社宅・公務員住宅	11
3	(ウ)	学生寮・社員寮	1
4	(エ)	親その他親族の家に同居	61
5	(オ)	ローン支払い中の持ち家・分譲マンション	91
6	(カ)	持ち家・分譲マンション	445
7	(キ)	その他	3
8		わからない	2

F16 あなたは、今のお住まいの住宅に何年くらいお住まいですか。

【調査員注：1年未満の場合（6ヶ月など）は「1年」とし、1年以上で例えば「3年8ヶ月」等の場合の月数は切り捨てて「3年」とすること。】

	年	
--	---	--

面接調査はこれで終了です。

【調査員注：引き続き、留置調査票の協力をお願いすること】

第二次予備調査結果補足

問1

(あ) 売買した商品やサービスの内容・品質あるいは代金に関わる問題

	1回	2回	3回	4回	5回以上
1 食品	3	1	0	0	0
2 医薬品	0	0	0	0	0
3 化粧品・エステ	3	1	0	0	0
4 家庭用品・家具家電・OA 機器	11	1	0	0	0
5 バイク・自動車	2	0	0	1	0
6 クリーニング	1	0	0	0	0
7 旅行関係	1	0	0	0	0
8 学校・家庭教師	3	0	0	0	0
9 株式・債権・その他金融商品	2	0	0	0	0
10 電話・インターネット関係	3	1	1	0	1
11 介護サービス	1	0	0	0	0
12 その他	5	0	1	0	0

(い) 新築・改築・売買した不動産に関わる問題

	1回	2回	3回	4回	5回以上
1 土地の売買	3	0	0	0	0
2 住宅(戸建・マンション)の売買	1	0	0	0	0
3 住宅(戸建・マンション)の新築	4	0	0	0	1
4 住宅(戸建・マンション)の改築・一部補修	5	1	0	0	0
5 その他	1	0	0	0	0

(う) アパート・マンションや土地、家屋の賃貸借などに関わる問題

	1回	2回	3回	4回	5回以上
1 賃料関係	4	0	0	0	0
2 立ち退き・立ち退き料	1	0	0	0	0
3 敷金・保証金	6	0	0	0	0
4 礼金・更新料	1	0	0	0	0
5 修繕	3	0	0	0	0
6 その他	1	0	0	0	0

(え) 雇用に関わる問題

	1回	2回	3回	4回	5回以上
1 賃金の一部あるいは全部を払ってもらわなかった	4	1	0	0	0
2 正当な理由なく解雇された	0	0	0	0	0
3 不当な配置転換・人事異動をされた	3	0	0	0	0
4 超過勤務や休日出勤など勤務時間に問題があった	4	0	1	1	2
5 退職金がきちんと払われなかった	1	0	0	0	0
6 セクハラ被害にあった	0	0	0	0	0
7 職場でイジメの被害にあった	0	1	0	0	0
8 その他	2	0	0	0	0

(お) 家族・親族に関わる問題

	1回	2回	3回	4回	5回以上
1 離婚関係	7	0	0	0	0

2	遺産相続	7	0	0	0	0
3	老人介護	2	2	0	0	0
4	その他	1	0	0	0	3
(か) 事件や事故の当事者になった						
		1回	2回	3回	4回	5回以上
1	交通事故(人身被害あり)	16	3	0	0	0
2	交通事故(人身被害なし)	20	2	0	0	0
3	医療事故	1	0	0	0	0
4	労働災害	1	1	0	0	0
5	学校での暴力・イジメなどの事件や怪我などの事故	2	1	0	0	1
6	(ア)～(オ)以外の、死亡や傷害の生じた事件や事故	0	0	0	0	0
7	(ア)～(オ)以外の、物に損害が生じた事件や事故	3	1	0	0	0
8	その他	2	0	0	0	0
(き) 隣近所との間での問題						
		1回	2回	3回	4回	5回以上
1	隣人との土地の境界線	6	0	0	0	0
2	騒音・悪臭	3	2	1	0	3
3	ペット	5	1	0	1	2
4	マンションやアパートでの水漏れ	0	0	0	0	1
5	日照・通風の阻害や景観妨害など	3	0	0	0	0
6	その他	6	0	0	0	0
(く) お金の貸し借りについての問題						
		1回	2回	3回	4回	5回以上
1	知人・親戚との間で	5	1	0	1	1
2	銀行と	0	0	0	0	0
3	カード・クレジット会社と	1	0	0	0	0
4	消費者金融(サラ金)と	2	0	0	0	1
5	その他	0	0	0	0	0
(け) 民間の保険の契約改定、解約、保険金支払いについての問題						
		1回	2回	3回	4回	5回以上
1	生命保険(年金保険も含む)	7	0	0	0	0
2	傷害保険	1	0	0	0	0
3	疾病保険	0	0	0	0	0
4	傷害保険	1	1	0	0	0
5	その他	1	0	0	0	0
(こ) 税金や公的な年金・保険などについての問題						
		1回	2回	3回	4回	5回以上
1	税金	1	0	0	0	2
2	年金	1	0	0	0	1
3	健康保険	1	0	0	0	0
4	介護保険	0	0	0	0	0
5	失業保険	1	0	0	0	0
6	労災保険	0	0	0	0	0
7	その他の社会福祉給付	0	0	0	0	0
8	その他	0	0	0	0	0
(さ) これまでに挙げた以外の問題						
		1回	2回	3回	4回	5回以上
		3	0	0	0	0

問2 最近経験した問題	
（あ） 売買した商品やサービスの内容・品質あるいは代金に関わる問題	19
（い） 新築・改築・売買した不動産に関わる問題	8
（う） アパート・マンションや土地、家屋の賃貸借などに関わる問題	7
（え） 雇用に関わる問題	9
（お） 家族・親族に関わる問題	12
（か） 事件や事故の当事者になった	10
（き） 隣近所との間での問題	26
（く） お金の貸し借りについての問題	7
（け） 民間の保険の契約改定、解約、保険金支払いについての問題	4
（こ） 税金や公的な年金・保険などについての問題	5
（さ） その他の問題	1
問3 問題発生年	
平成16年	42
平成15年	23
平成14年	26
平成13年	16
平成12年	11
平成11年以前	11
問4 金銭換算額	
10万円未満	0
100万円未満	41
1000万円未満	15
1億円未満	2
1億円以上	0
問7 最も主要な相手	
1 家族・親族	12
2 知人・友人	10
3 隣人	17
4 家主・地主（個人）	2
5 家主・地主（法人）、管理会社	2
6 借家人・借地人（個人）	5
7 借家人・借地人（法人）	0
8 職場の部下・同僚・上司	7
9 知らない人	30
10 商店	2
11 スーパー、デパート	1
12 保険会社	4
13 銀行、クレジット会社などの金融機関	0
14 その他の民間企業や民間団体	26
15 病院	1
16 自治体	2
17 国	2

18	その他の公的機関や団体	1
19	その他	3

問37 相談相手の順番

	1 番目	2 番目	3 番目	4 番目	5 番目以降
1	自治体の法律相談	0	0	1	0
2	自治体のその他の相談窓口	1	1	0	0
3	消費生活センター	0	0	0	0
4	警察・警察官	7	1	0	0
5	その他の行政機関	0	0	0	0
6	裁判所の相談窓口	0	1	0	0
7	弁護士会の法律相談窓口	1	1	0	1
8	弁護士	6	1	1	1
9	法律扶助協会の相談窓口	0	0	0	0
10	その他の法律専門職	2	0	0	0
11	保険会社・保険会社社員	10	0	0	0
12	民間の相談機関・窓口	1	0	0	0
13	民生委員、町内会役員など	1	1	0	0
14	労働組合	0	0	0	0
15	政治家・政党	1	0	1	0
16	(1)～(15)以外の仕事をしている 親族・友人・知人	9	5	0	1
17	(1)～(15)以外の仕事をしている 職場の同僚・上司・先輩・後輩	7	0	1	0
18	その他	4	0	0	0

F3 家族数

生計を同じくする家族数

1人	44
2人	159
3人	180
4人	169
5人	101
6人	60
7人以上	35

うち20歳未満

いない	458
1人	115
2人	124
3人	45
4人	6
5人以上	0

F2 回答者の年齢

20代	78
30代	122
40代	162
50代	170
60代/70歳	219

紛争行動調査基本集計書

2006年12月15日

編者 村山眞維
松村良之

制作 株式会社 有斐閣学術センター
〒113-0033
東京都文京区本郷6丁目2-9-103
TEL 03(3815)6029/FAX 03(3815)6030
E-mail: ygc@ygc-yuhi.co.jp

印刷・製本/株式会社新製版

©2006, 村山眞維・松村良之, Printed in Japan

本書の無断コピー・転載は著作権法により禁じられています